

新型コロナウイルス感染症対応の記録

～これまでの対応を振り返って～

令和6年2月22日

大阪府

はじめに

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」（以下「新型コロナウイルス」という。）は、令和元年12月に中国湖北省武漢市において確認され、府内でも令和2年1月に最初の感染が確認されました。

世界保健機関（WHO）は、国際的に感染の広がりを見せる「新型コロナウイルス」について、令和2年1月30日、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、3月11日にはパンデミック（世界的な流行）とみなせると表明。

これらを踏まえ、国においては、「新型コロナウイルス」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく指定感染症に指定する政令を令和2年2月1日に施行し、3月14日には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という）が改正・施行され、「新型コロナウイルス」が同法の対象となりました。さらに、令和3年2月13日には感染症法の一部改正により、指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に位置付けを変更しました。

「新型コロナウイルス」は、これまで多くの「波」を繰り返し、ウイルスの特性も変化してきました。その間、私達の健康や命を脅かすだけでなく、生活や社会活動の変容を促すとともに、経済活動などにも多大な影響を与えました。オミクロン株となった後、病原性や感染力、変異の可能性の評価等を踏まえ、令和5年5月8日に、「新型コロナウイルス」は、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付けられました。

大阪府では、「新型コロナウイルス」が感染症法上の「指定感染症」及び「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられてきた間、感染の波に応じて府民・事業者等の皆様に、感染拡大を抑えるための様々な要請等を行ってまいりました。

本資料は、今後、新たな感染症が発生した際、円滑かつ早期に対応を行えるよう「新型コロナウイルス」に対するこれまでの大阪府の対応について、府民・事業者の皆様への要請や対策を、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議決定事項を中心に振り返るとともに、主な対策の取り組みに当たったの内容や業務手順等を取りまとめたものです。

※大阪府の保健・医療分野における取組等については、以下の検証報告書をご参照ください。

「保健・医療分野における新型コロナウイルス感染症への対応についての検証報告書～今後の感染症によるパンデミックに向けて～」

（URL：https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/cov_kensvou_01.html）

目次

1. 新型コロナウイルス感染症にかかる大阪府の取組等の概要

- (1) 第一波 (R2.1.29～R2.6.13) での取組等の概要 (P.1～P.14)
- (2) 第二波 (R2.6.14～R2.10.9) での取組等の概要 (P.15～P.24)
- (3) 第三波 (R2.10.10～R3.2.28) での取組等の概要 (P.25～P.39)
- (4) 第四波 (R3.3.1～R3.6.20) での取組等の概要 (P.40～P.54)
- (5) 第五波 (R3.6.21～R3.12.16) での取組等の概要 (P.55～P.71)
- (6) 第六波 (R3.12.17～R4.6.24) での取組等の概要 (P.72～P.83)
- (7) 第七波 (R4.6.25～R4.9.26) での取組等の概要 (P.84～P.87)
- (8) 第八波 (R4.9.27～R5.5.8) での取組等の概要 (P.88～P.93)

※感染の波については大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料の波の分類に基づく

2. 取組等の詳細

- (1) 感染防止宣言ステッカー
- (2) 感染防止認証ゴールドステッカー
- (3) 飲食店スマホ検査センター
- (4) ワクチン・検査パッケージ制度
- (5) 飲食店等への要請の実効性確保【昼の見回り】
- (6) 飲食店等への要請の実効性確保【夜の見回り】
- (7) 命令違反に係る裁判所への過料通知
- (8) 宿泊療養施設
- (9) 大阪コロナ大規模医療・療養センター
- (10) 府庁舎本館・別館における入館時検温
- (11) 大阪コロナ追跡システム
- (12) コロナスワッチーム【コロナ過におけるデジタル化支援】
- (13) 国内旅行消費喚起事業
- (14) 宿泊事業者への感染症対策等に対する支援
- (15) 営業時間短縮協力金
- (16) 大規模施設等協力金
- (17) 商店街感染症対策等支援事業
- (18) 超簡易版 BCP「これだけは！」シート (新型コロナウイルス感染症対策版)
- (19) 高機能換気設備等の導入支援事業
- (20) 酒類販売事業者支援金
- (21) 学校教育活動と感染拡大防止策との両立

3. 大阪府新型コロナウイルス対策本部

4. 要請内容の変遷

<参考資料>

5. 新型インフルエンザ等対策特別措置法

6. 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

1. 新型コロナウイルス感染症にかかる 大阪府の取組等の概要

<凡例>

「◎」＝本部会議での決定 「○」＝要請内容 「・」＝要請内容の詳細

「◇」＝府立学校にかかる決定内容

「**太字**」＝緊急事態措置・まん延防止等重点措置の開始・終了

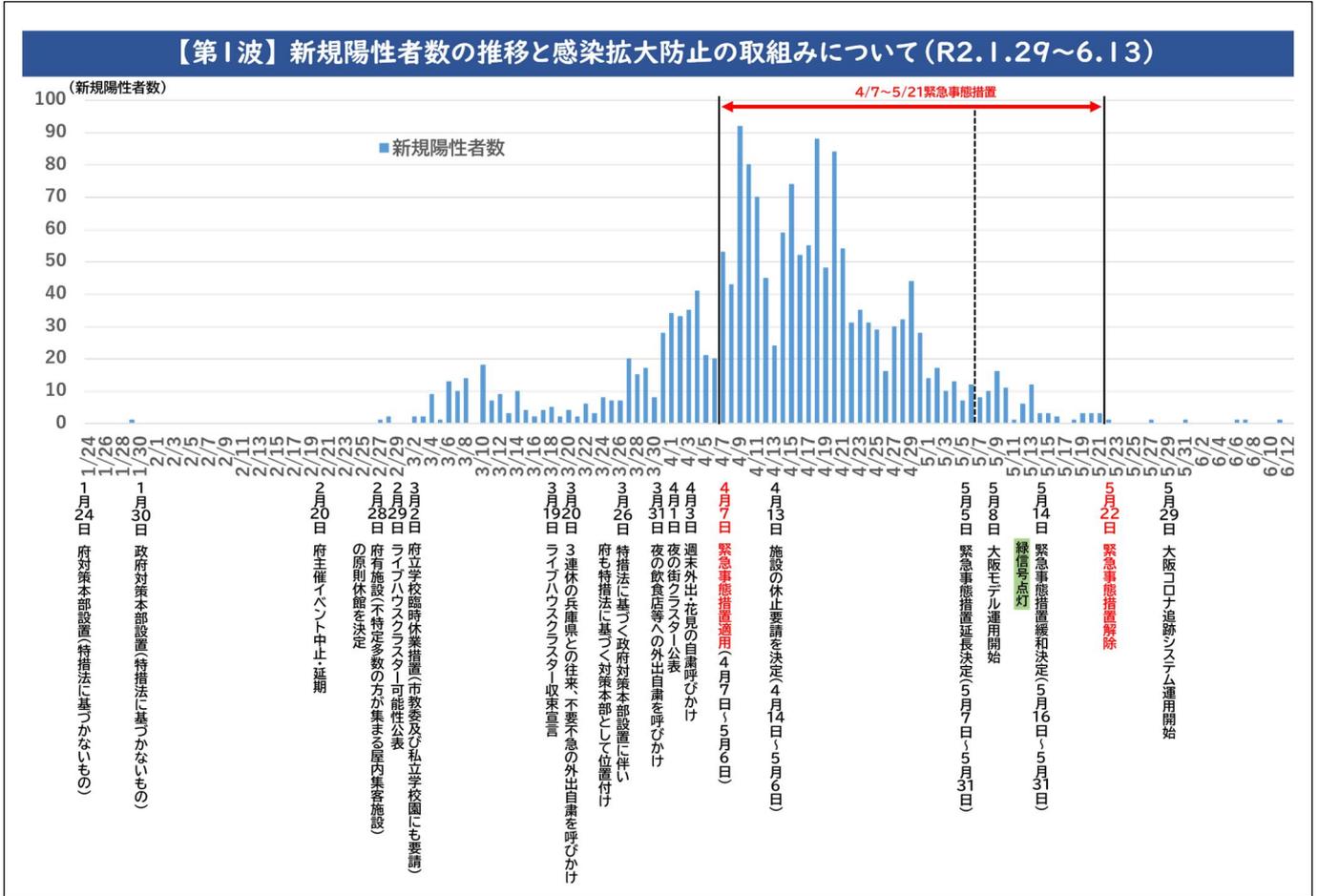
「下線」＝緊急事態措置・まん延防止等重点措置にかかる国への要請及び政府対策本部での決定

「←（ ）」＝要請を変更した場合の旧要請

(1) 第一波 (令和2年1月29日～令和2年6月13日)

～未知の感染症流入による対策本部の設置。初の緊急事態措置、施設への休業要請～

★ 第一波期間中の新規陽性者総数：1,786人 / 1日最大陽性者数：92人



<感染状況と感染拡大防止及び事業者等支援の主な取組>

令和元年12月末

中国武漢市で原因不明の肺炎の集団感染が発生し、WHOは、肺炎は新型コロナウイルスによるものであることを公表

令和2年1月16日

国内で初の感染者が確認

1月24日

リスクマネジメントの観点から府でも陽性者が発生することを前提として、国や各都道府県に先駆け、知事を本部長とする新型コロナウイルス対策本部(以下「本部」という。)を設置

第1回本部会議開催

◎海外での発生状況及び府内で発生した場合の対応について確認

＜本部の設置目的＞

住民や関係団体等への啓発等により、その発生や2次感染を防止するとともに、患者や医療体制の確保や感染原因の究明などを促進するため、庁内関係機関が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進

1月28日

第2回本部会議開催

◎府民向け・来阪外国人向け相談窓口の設置及び府内で発生した場合の公表方法等について確認

1月29日

府内1例目の感染が確認

1月30日

国は閣議決定により、総理を本部長とする全閣僚による政府対策本部を設置

1月31日

第3回本部会議開催

◎府民への感染を防ぐため中国からの到着便搭乗者などに対するマスク配布を決定

災害用備蓄マスクから

- ・関空利用航空会社向けに 約10万枚
- ・医療機関向けに 約30万枚
- ・府立高校の入試用に 約1万枚 拠出

2月3日

横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の船内で集団感染が発生（令和2年3月1日乗客・乗員の下船完了）

2月7日

第4回本部会議開催

◎インバウンド需要の減少に伴う影響を受けている中小・個人事業者向けに府独自の緊急融資制度の設置を決定

2月18日

第5回本部会議開催

- ◎ダイヤモンドプリンセス号の感染拡大や他府県の感染状況、2月16日に開催された国の専門家会議の議論を踏まえ、急激な感染拡大防止に向けた今後の対応を決定
 - 経済団体に対して時差出勤、テレワークの推奨
 - 府職員の時差出勤の拡大 (市町村に対しても同様に求める)
 - 20日からの府主催イベントの中止・延期 (3月20日まで)

<国の専門家会議の議論>

テレワークを進める、時差出勤、不要不急の集まりを控えるなど、国民にどのような対応を奨励するのも重要

※2月18日開催の政府対策本部において時差出勤、テレワークの推進の要請が決定

2月26日

第6回本部会議開催

- ◎以下の内容について確認及び決定

(確認)

- 府立学校等で感染等が確認された場合の対応
 - ・感染者が確認された場合、臨時休業
 - ・臨時休業の学校が複数出た場合、全校臨時休業
 - ・濃厚接触者が確認された場合、当該児童生徒等が在籍する学校の一部又は全部を臨時休業
- ※市町村にも同様の対応を要請

(決定)

- マスクが枯渇している医療機関等へマスクの緊急配布
災害用備蓄マスクから
 - ・一般医療機関向けに 約20万枚
 - ・帰国者・接触外来に 約10万枚 抛出

2月27日

府内2例目の感染が確認され、以後、日々陽性者を確認

2月28日

第7回本部会議開催

- ◎以下の内容を確認及び決定

(確認)

- ◇2月27日開催の第15回政府対策本部の決定を踏まえ、3月2日から府立学校の臨時休業措置 (市町村立及び私立学校園には同様の措置を要請) の実施

(決定)

○府有施設のうち、不特定多数の人が集まる屋内集客施設について、感染拡大を抑え込むため3月20日まで原則休館

<政府対策本部の決定内容>

子どもの健康・安全を第一に考え、多くの子どもや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、3月2日から春休みまでの間、全国の小中学校と高校、特別支援学校それぞれに臨時休業を要請

2月29日

府内ライブハウスでのクラスター発生の可能性を公表し、3月1日、国にクラスター対策班の派遣を要請。運営者より施設名の公表等、積極的疫学調査の協力を得て、4か所のライブハウスの店名・ライブの開催日時を公開。他府県の協力も得て、滞在者への呼びかけを行った結果、府内外合わせて83名の感染者を特定し、3月19日に収束を宣言

3月13日

第8回本部会議開催

◎府主催（共催）イベントの延期・中止、府有施設の休館に関する考え方について、以下の条件を満たすことを条件に3月21日以降順次再開することを決定

- ・換気の状態：定期的に換気ができる状態にあるか
- ・人の密度の状態：会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2m程度あける等の対応が可能か
- ・イベント等の内容：近距離での会話や発声、高唱を避けることができるか

なお、3月19日を目途に示される国の専門家会議における判断と大きな齟齬がある場合は、改めて考え方を整理

3月14日

改正特措法施行、同月26日、国は、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置。府においても、同日、本部を特措法に基づく本部として位置付け

3月20日

第9回本部会議開催

◎厚生労働省コロナ対策本部クラスター班の専門家が作成した資料「大阪府・兵庫県における緊急対策の提案（案）」の内容を踏まえ、以下の取組みを決定

- 府民に対し、3月20日から22日までの3連休の兵庫県との往来自粛や不要不急の外出自粛を呼びかけ
- 府立学校の臨時休業措置及び府有施設の休館、イベントの中止・延期を4月3日まで延長

<大阪府・兵庫県における緊急対策の提案（案）の内容（一部抜粋）>

- ・見えないクラスター連鎖が増加しつつあり、感染の急激な増加がすでに始まっていると考えられる
- ・感染者報告数がこれから急速に増加し、来週には重症者への医療提供が難しくなる可能性あり
- ・学校休校・イベント中止の呼びかけ継続、大阪府・兵庫県内外の不要不急な往来自粛を呼びかける

3月31日

夜の街クラスター発生を踏まえ、知事の囲み取材において「3つの密」が重なるナイトクラブなど接待を伴う飲食店等の

利用自粛を呼びかけ

4月1日

ナイトクラブなど接待を伴う飲食の場で感染したと疑われる事例が複数確認されていることを公表し、府民への注意喚起を実施

4月2日

第10回本部会議開催

- ◎爆発的な感染急拡大（オーバーシュート）が懸念される状況及び感染拡大状況の見極め期間と感染リスクの高まるGW期間を踏まえ、以下の取組みを決定
 - フェーズに応じた取組（オーバーシュート行動計画）
 - 府立学校の臨時休業措置及び府有施設の休館を5月6日まで延長

4月3日

- 知事の囲み取材において週末の不要不急の外出自粛を呼びかけ
- 新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の「状況の進展に応じて段階的に講じていくべき施策のうち、サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制」について協議することを目的とする大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会（第1回）において、軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象等について議論（全国初）
- 軽症者等の宿泊療養に係る宿泊施設の公募を開始（～4月7日まで）

※詳細は2.取組等の詳細（8）宿泊療養施設を参照

<公募概要>

【条件】1棟単位、100室以上 ⇒ 93施設（16,000室）から応募

- コロナ過における業務負担をデジタル化で軽減すべく、スマートシティ戦略部に「コロナスワットチーム」を設置
- ※詳細は2.取組等の詳細（12）コロナスワットチーム【コロナ過におけるデジタル化支援】を参照

4月7日

- 第27回政府対策本部において、緊急事態が発生した旨宣言され、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県を、緊急事態措置を実施すべき区域として公示

第11回本部会議開催

- ◎4月7日から5月6日まで大阪府が緊急事態措置区域となったことを受け、緊急事態措置期間において、国の基本的対処方針に基づき以下の要請を決定
 - 府民に対し、医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き外出の自粛要請。特に3密が重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請
 - イベント主催者に対し、規模、場所に関わらず開催自粛の要請

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

<基本的対処方針の内容>

国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものでなければならないことから、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）は、まん延防止に関する措置として、まずは特措法第45条第1項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。その上で、都道府県による法第24条第9項に基づく施設の使用制限の要請を行う。

特定都道府県は、法第24条第9項及び法第45条第2項に基づき、感染の拡大につながる恐れのある催物（イベント）開催の制限の要請等を行う。要請等に当たっては、第1段階として法第24条第9項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として法第45条第2項に基づく要請、次いで同条第3項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。

- 府民からの問い合わせに対応するため、危機管理室内に緊急事態措置コールセンターを設置
- 感染リスクを抑えるため、運転免許有効期限延長の手続きを全国で初めて郵送での受け付けを開始（令和3年12月28日まで）

4月8日

宿泊療養施設を確保するため、第1回事業者選定委員会を開催し、応募総数93施設から候補2施設を選定

<選定基準>

・受入れの迅速性、客室数、ゾーニング

※応募条件は府内の宿泊施設で1棟単位であること（100室以上）

4月9日

新規陽性者数は、92人を記録。第一波で最多となる

4月10日

国の基本的対処方針に示された「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」（※下記「緊急事態宣言前後の人口増減状況について」を参照）という目標を達成するため、施設の使用制限要請（休業要請）を検討し、その対象施設の考え方を公表

緊急事態宣言前後の人口増減状況について

(出典：NTTドコモ「モバイル空間統計」分析レポート)

梅田周辺

| | 4月8日(水) | 4月9日(木) | 4月10日(金) | 4月11日(土) | 4月12日(日) |
|-----------------|---------|---------|----------|----------|----------|
| 緊急事態宣言直前との比較 ※1 | 35.0%減 | 42.4%減 | 42.9%減 | 57.2%減 | 58.2%減 |
| 前年との比較 ※2 | — | — | 66.1%減 | 81.0%減 | 82.9%減 |

難波周辺

| | 4月8日(水) | 4月9日(木) | 4月10日(金) | 4月11日(土) | 4月12日(日) |
|-----------------|---------|---------|----------|----------|----------|
| 緊急事態宣言直前との比較 ※1 | 30.3%減 | 33.3%減 | 30.3%減 | 42.9%減 | 43.1%減 |
| 前年との比較 ※2 | — | — | 53.4%減 | 68.7%減 | 71.2%減 |

※1 平日(4月8日～10日)は、緊急事態宣言直前の4月7日との比較。土曜日(11日)、日曜日(12日)は、それぞれ、1週間前(4日、5日)との比較。
 ※2 2019年11月との比較。

国による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」によると、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」とされているが、緊急事態宣言直前との比較では達成されていない

4月11日

軽症者等の宿泊療養施設への搬送のため、搬送事業者と契約を締結(台数：2台、4月11日～5月6日)

4月13日

第12回本部会議開催

◎国の基本的対処方針※に基づき、現在の要請に以下の通り施設の休止要請(特措法第24条第9項)の追加を決定

※前出<基本的対処方針の内容>参照

○期間 令和2年4月14日～5月6日

○施設の使用制限の要請等

- ①社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等については、適切な感染防止対策の協力を要請
- ②遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設等及び床面積の合計が1,000㎡を超える大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設については、特措法に基づき、施設の使用制限等を要請
- ③床面積の合計が1,000㎡を超えない大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設については、特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

◎宿泊療養施設第1号として、400室のホテルを決定し、翌14日から受け入れを開始(以降、宿泊療養施設第2号として同月22日より312室のホテルで受け入れを開始等、感染拡大及び感染収束に応じて、宿泊療養施設を確保・運用)

●施設の休止要請に伴い、休止対象となったネットカフェ等を利用していた長期滞在者を対象に、低料金で利用可能な宿泊施設の案内を開始(5月6日まで)

＜低料金で利用可能な宿泊施設の案内の概要＞

2,500円以下／泊の宿泊施設を募集し、協力いただける施設を府HPで紹介（施設と利用者が直接契約）

4月15日

- 施設の休止要請を行った施設管理者に対し、経営支援を目的に、市町村と共同で休業要請支援金の実施を表明
- 外出自粛をより促進し、感染症の拡大を防止するため、デリバリーサービスを活用して自宅での食事を促す、ポイント事業を開始（5月31日まで）

＜事業概要＞

府内の店舗への電子決済による出前注文で、1,000円以上の注文に500円分のポイント等を付与（1注文に500円分で固定）

4月16日

- 第29回府政対策本部において、緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県に拡大
- 宿泊療養施設を新たに追加確保するため、第2回事業者選定委員会を開催し、候補に1施設を追加

4月20日

緊急事態措置コールセンターに通報等のあったパチンコ店（8店舗）に対し、現地で営業を確認の上、休業協力依頼文書を発送

4月22日

第13回本部会議開催

◎休業要請に従わない施設に対する基本的対処方針に基づく対応手順に基づき、4月24日、休業要請に従わない施設6店舗（パチンコ店）に対し、特措法第45条第2項に基づく「施設の使用停止（休業）」を要請し、施設名等を府HPに公表。その後、4月27日3店舗（パチンコ店）、4月28日1店舗（パチンコ店）を追加し計10店舗に対し同措置を適用

※4月30日、「施設の使用停止（休業）」を要請した10店舗全ての休業を確認

施設の使用制限の実効性確保

「施設使用制限の協力要請」の現状

ほとんどの管理者が要請に基づき、施設を一時休止。一方で、休止していない施設もあり。

■ 休止要請施設が営業している旨の通報件数

約640件 (4月20日現在)

主な内訳

- ・パチンコ店 約370件
- ・遊興施設 約120件
- ・食事提供施設 約70件

協力要請に応じていただけない施設への対応

施設の使用を継続した場合には新型コロナウイルスのまん延につながる蓋然性が高いと考えられる「収容能力の大きな施設」について、右記の「対応フロー」に沿って対応。

対応フロー

コールセンターへの通報

現地状況の確認 (※)

施設管理者へ休止要請 (架電)

要請文書送付

※確認体制
大阪市内：大阪府・大阪市
堺市内：堺市
その他府内：大阪府

【現地確認】

【現地確認】

<特措法第45条第2項>

「特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があるときは・・・要請することができる。」

<特措法第18条に基づく基本的対処方針抜粋>

「特定都道府県は、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めつつ、専門家の意見も聞いた上で行うものとする。」

法律に基づき施設休止要請文書通知、及び施設名公表

4月24日

国から「外出自粛が要請されている中、スーパーマーケット、商店街等に人が集まり感染対策の必要性が課題となっている」との通知に基づき、スーパーマーケット等の団体に対し、「妊婦、高齢者、障がい者等の優先入場時間帯の設定」「レジで並ぶ位置の指定」「特売、ポイントアップの取りやめ」「混雑時の入場制限」等を依頼

感染拡大前と比べて繁華街の人口減が国目標の最低7割、極力8割に届いていないことを踏まえ、GW中の外出自粛を要請する知事メッセージを发出

緊急事態宣言前後の人口増減状況について

(出典：NTTドコモ「モバイル空間統計」分析レポート)

| 梅田周辺 | 4月15日 (水) | 4月16日 (木) | 4月17日 (金) | 4月18日 (土) | 4月19日 (日) | 4月20日 (月) | 4月21日 (火) |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 感染拡大前との比較 ※1 | 70.8%減 | 71.6%減 | 70.9%減 | 84.1%減 | 86.9%減 | 73.1%減 | 74.7%減 |
| 緊急事態宣言前との比較 ※2 | 52.1%減 | 53.4%減 | 52.2%減 | 69.3%減 | 74.6%減 | 55.9%減 | 58.4%減 |

| 難波周辺 | 4月15日 (水) | 4月16日 (木) | 4月17日 (金) | 4月18日 (土) | 4月19日 (日) | 4月20日 (月) | 4月21日 (火) |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 感染拡大前との比較 ※1 | 61.7%減 | 62.9%減 | 60.3%減 | 70.8%減 | 74.1%減 | 62.7%減 | 64.1%減 |
| 緊急事態宣言前との比較 ※2 | 41.0%減 | 42.9%減 | 38.8%減 | 42.8%減 | 49.2%減 | 42.6%減 | 44.7%減 |

※1 1月18日(土)～2月14日(金)4週間の平均との比較

※2 4月6日(月)～4月7日(火)との比較

感染拡大前との比較において、

梅田周辺は、7～8割削減を達成できているが、難波周辺は、7～8割削減を達成できていない

(国による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」によると、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」とされている)

4月27日

「休業要請支援金」の受付開始

＜休業要請支援金事業概要＞

要件：府内に主たる事業所があり、4月21日から5月6日まで休業、4月の売上が前年同月比50%以上減少している中小・個人事業者

支給額：中小企業100万円（府1/2、市町村1/2）
個人事業主50万円（府1/2、市町村1/2）

※6月20日までの募集で約47,400件に支給

4月28日

家族への感染の心配から自宅に帰れずやむなく自費でホテル等に宿泊している医療従事者を支援するため、医療従事者向け宿泊施設の募集を開始

5月2日

第14回本部会議開催

◎緊急事態宣言が延長される見通しが示されたことから、現在の要請について、以下のとおり変更することを決定

○期間 令和2年5月7日から「緊急事態宣言の期間終了」まで

←（令和2年4月7日から令和2年5月6日）

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

5月4日

第33回政府対策本部において、緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長することを決定

5月5日

第15回本部会議開催

◎緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されたことを受け、現在の要請を以下のとおり変更・追加すること及び学校の臨時休業を5月31日まで延長することを決定

○府民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないこと

特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請

←（医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請 特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請）

○多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。学校（大学等を除く）は、児童生徒等の心身の健康観察を行うとともに生活習慣や学習状況等を把握し、再開後の教育活動を円滑に実施するため、登校日を設定

○緊急事態措置解除に係る明確な数値基準がないことを踏まえ、感染拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況を

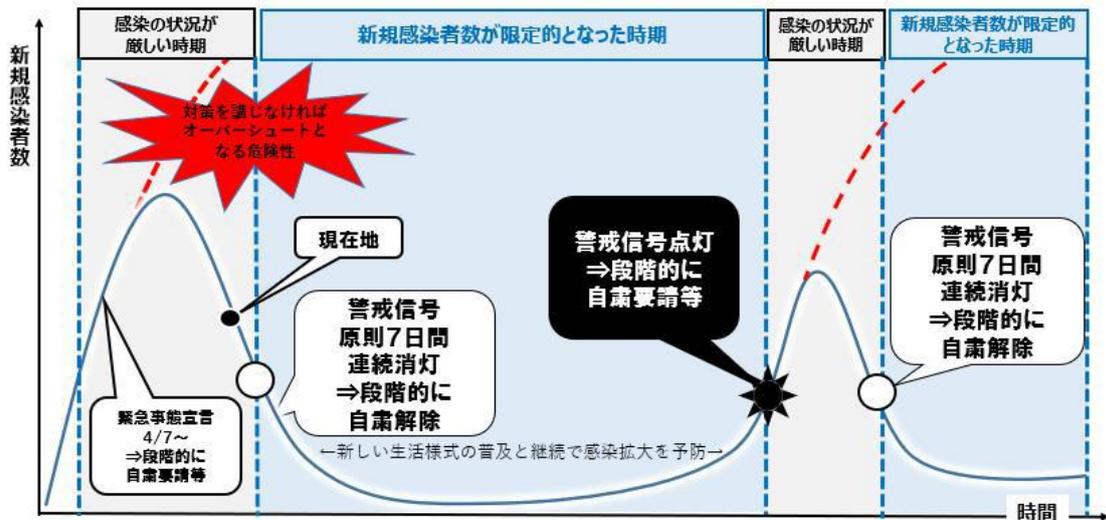
用いて、自粛要請・解除の判断基準となる「大阪モデル」を5月8日から運用開始すること（府HP上に信号を表示）に加えて府民に感染状況等を分かりやすく伝えるため、5月11日から大阪モデルの警戒基準レベルを通天閣、太陽の塔のライトアップの色で表示することを決定

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

【大阪モデル】

【大阪モデル】

- ① 客観的なモニタリング指標の設定
- ② 指標の見える化により府民の行動変容を促す
- ③ 基準に基づく自粛要請・解除などの対策を段階的に実施
- ④ 陽性者数等を踏まえた必要な感染拡大防止策の実施（クラスター対策、検査体制や医療提供体制の充実等）



— : 今後の感染者数の推移 (イメージ) - - - - : 対策を講じなかった場合の感染者数の推移 (イメージ)
 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月1日)より抜粋・一部改変

- 感染拡大状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング・見える化。
 - また、各指標について、「感染爆発の兆候」と「感染の収束状況」を判断するための警戒基準を設定。今月中旬に国で検討される判断基準を踏まえて最終決定。
- ⇒ 以下の①～③の警戒信号全てが点灯した場合、府民への自粛要請等の対策を段階的に実施。
 以下の②～④の警戒信号全てが原則7日間連続消灯すれば、自粛等を段階的に解除。

＜モニタリング指標と警戒基準の考え方＞

| モニタリング指標（見える化） | | 警戒信号点灯基準 | 警戒信号消灯基準 |
|------------------------------|-----------------------------|----------|----------|
| 分析事項 | 内容 ※病床使用率以外の指標は7日間移動平均 | | |
| (1) 市中での感染拡大状況 | ①新規陽性者における感染経路（リンク）不明者前週増加比 | 1以上 | — |
| | ②新規陽性者におけるリンク不明者数 | 5～10人以上 | 10人未満 |
| (2) 新規陽性患者の発生状況 検査体制の逼迫状況 | ③確定診断検査における陽性率 | 7%以上 | 7%未満 |
| (3) 病床の逼迫状況 | ④患者受入重症病床使用率 | — | 60%未満 |

5月7日

新型コロナウイルスの影響により内定取り消し等就業機会を失った大学生等を対象とした非常勤職員の緊急雇用の募集を開始

5月11日

大阪府庁本館で入館時の検温を開始

※詳細は2.取組等の詳細(10)府庁舎本館・別館における入館時の検温を参照

5月14日

- 第34回政府対策本部において、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県を除く39県の緊急事態宣言の解除を決定

第16回本部会議開催

- ◎第34回政府対策本部の決定(39県の緊急事態宣言の解除、継続：東京都、大阪府、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、兵庫県)を受けて、現在の要請を5月16日以降以下のとおり変更することを決定

○全国でクラスターが発生した施設及び類似施設、イベント自粛を踏まえた施設、文教施設を除き、府の標準的対策又は業種別ガイドラインを遵守する施設は休止要請を解除

←(施設の使用制限の要請等

- ① 遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設等及び床面積の合計が1,000㎡を超える大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設については、特措法に基づき、施設の使用制限等を要請
- ② 床面積の合計が1,000㎡を超えない大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設については、特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼

<休止要請を解除することとした施設の例>

- ・遊興施設のうち、「キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店」「バー」「パブ」「ダンスホール」「カラオケボックス」「ライブハウス」「性風俗店」を除く施設
- ・運動・遊技施設のうち、「体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設」を除く施設

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

5月15日

業種別ガイドライン(府独自作成版)を府HPに掲載

27日には接待を伴う飲食店、ライブハウス用ガイドラインを追加。

以降は、各業界団体が自主的に作成したガイドラインが掲載されている内閣官房HPのリンクを案内。

5月21日

- 第35回政府対策本部において、5月21日をもって大阪府、兵庫県、京都府の緊急事態宣言の解除を決定

第17回本部会議開催

◎5月21日をもって緊急事態措置の解除が決定したことを受け、これまで実施してきた緊急事態措置を原則解除。5月23日から29日までの期間において、現在の要請に以下のとおり変更することを決定

- 府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続とともに、特に接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「3つの密」を避けること、不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えることの協力を要請
- イベントについて（府主催（共催）イベントを含む）
 - ・規模を縮小した開催の協力を要請
- ◇6月1日から段階的に府立学校の教育活動を再開することを決定（市町村立学校：同内容を要請）

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

5月27日

休業要請支援金の支給対象外となった施設運営者に対し、家賃等の固定費を支援し、事業継続を下支えすることを目的に「休業要請外支援金」を支給することとし、募集を開始

＜休業要請外支援金事業概要＞

- 要件：令和2年3月31日時点で府内に事業所が有り、令和2年4月又は4・5月の平均売り上げが前年同月比50%以上減少し、休業要請支援金の対象でないこと
- 支給額：中小法人 100万円（府内に複数事業所がある場合）50万円（1事業所の場合）
個人事業主 50万円（府内に複数事業所がある場合）25万円（1事業所の場合）

5月28日

第18回本部会議開催

◎5月30日から7月31日までの期間において以下の要請を決定

- 府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請（5/31まで）これまでにクラスターが発生した施設や府県をまたいだ移動を控えること（6/1～18）首都圏の一部、北海道との不要不急の移動を控えること
- 6/1から全ての施設の休止要請を解除
- イベントについて（府主催（共催）イベントを含む）
 - ・適切な感染防止策の実施と「大阪コロナ追跡システム」導入の協力を要請。以下の参加人数収容率の範囲内を目安に段階的に拡大
 - 【参加人数の上限】
 - ・6/18まで：屋内100人以下、屋外200人以下
 - ・6/19～7/9：屋内、屋外1,000人以下 全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）は無観客開催
 - ・7/10～31：屋内、屋外5,000人以下
 - 【収容率】
 - ・屋内：定員の半分以下
 - ・屋外：人と人との距離を十分に確保できること

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

<施設の休止要請の解除を5月30日ではなく、6月1日とした理由>

5月25日付け基本的対処方針において、「クラスター発生施設への外出は5月末まで避けるよう」とされたこと、加えて兵庫県、京都府と足並みを揃えるため、6月1日から解除することとした。

5月29日

飲食店以外の施設で「大阪コロナ追跡システム」の運用を開始し、6月1日以降飲食店を含む全施設で運用を開始

※詳細は2.取組等の詳細(11)大阪コロナ追跡システムを参照

<大阪コロナ追跡システム事業概要>

施設・イベント会場(以下「施設等」という。)の利用の際、QRコードを活用して利用者が連絡先を大阪府に登録し、同じ日に施設等を利用した方の感染が後日判明した場合やクラスターの発生が確認された場合などに、施設等の業態や規模に応じて大阪府から注意喚起を行い、感染拡大を防ぐためのシステム

※実績:導入店舗等約13万件、QRコードの読み込み件数約650万件、メール発出回数34件

2020年6月18日現在

大阪 OSAKA COVID-19 Tracing System 大阪コロナ追跡システム

ご協力 のお願い

大阪コロナ追跡システムとは
飲食店や、新型コロナウイルス感染症対策による休止・自粛要請が解除される施設・イベントを通じた感染拡大を防ぐことを目的にしたものです。
施設・イベント会場(以下「施設等」という。)の利用の際、QRコードを活用して利用者が連絡先を大阪府に登録し、同じ日に施設等を利用した方の感染が後日判明した場合やクラスターの発生(おそれを含む)が確認された場合などに、施設等の業態や規模に応じて大阪府から注意喚起を行い、感染拡大を防ぐためのシステムです。

施設・イベントでのシステム導入

- 1. 情報は大阪府が管理 (施設・イベント情報を登録)
- 2. 自動返信メールを受信 QRコードをダウンロード (自動返信メールを受信 QRコードをダウンロード)
- 3. QRコードを印刷・掲示 (QRコードを印刷・掲示)

施設利用者・イベント参加者による登録

- 1. QRコード読み込み (QRコード読み込み)
- 2. メールアドレスを入力 (メールアドレスを入力)
- 3. 自動返信メールを受信 (自動返信メールを受信)

感染者が発生したとき 通知基準

同じ日に、同じ施設・イベントに、基準を上回る感染者が訪れたことが確認されたとき
※通知基準は、施設・イベントの規模等で設定

2日前 1日前 発症日 1日後 2日後 陽性判明

百貨店 ジム レストラン カラオケ

毎日届く

各施設の利用者に一斉送信

感染者がメールアドレスと発症日をシステムに登録

一斉送信の対象者

- ① 感染者の発症日前2日から陽性判明日までの間、
- ② 同じ日に、③ 同じ施設・イベントにいて、④ QR登録をしている人

注意喚起メールの内容 (イメージ)

あなたが立ち寄られた施設を、新型コロナウイルスの感染が後日判明した方が、あなたと同じ日に利用されていたのでお知らせします。

このお知らせは、必ずしもあなたが感染者の近くにおられたことを意味するものではありませんが、念のため、体調管理にご注意ください。

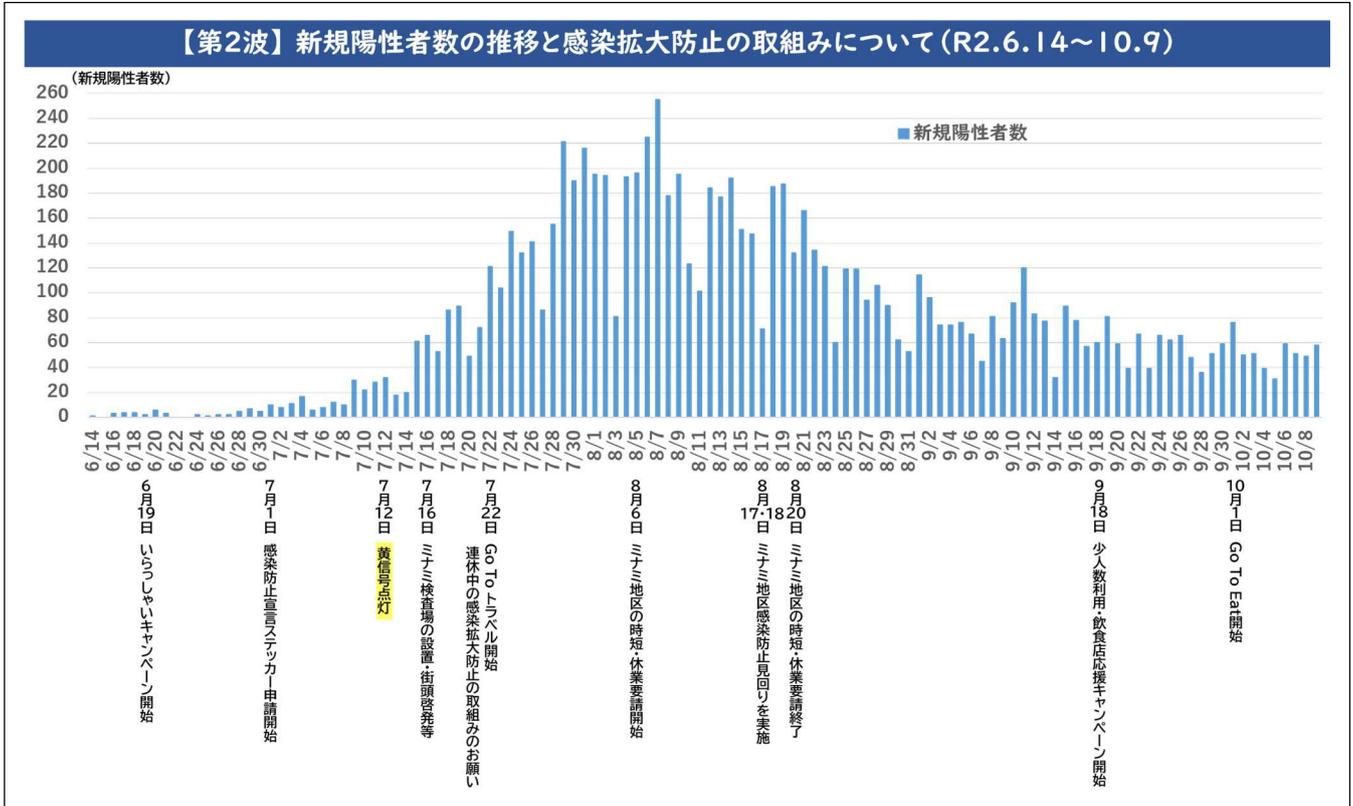
<お願い>
本件に係るお問い合わせは、下記のホームページをご覧ください。
【大阪コロナ追跡システム】
http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_alert/index.html

感染者が特定されるおそれがあるため、施設名や日時はお伝えできませんのでご理解ください。
(問い合わせいただいてもお答えすることができません)

(2)第二波 (令和2年6月14日～令和2年10月9日)

～夜の街での感染拡大への対策、ステッカー制度による取組みの開始～

★第二波期間中の新規陽性者総数：9,271人／1日最大陽性者数：255人



<感染状況と感染拡大防止及び事業者等支援の主な取組>

6月17日

新型コロナウイルス感染症による休業や外出自粛等により大きな打撃を受けている商店街に対し、府民が安心して訪れ、買い物ができる環境づくりを支援するため、モデル商店街の募集を行い、107商店街を選定

※詳細は2.取組等の詳細(17)商店街感染症対策等支援事業を参照

6月19日

国が新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を導入

<新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)事業概要>

本人同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用して陽性者と接触した可能性について通知を受けることにより、検査受診などを早期に受けることを目的としたもの。

※令和4年11月の機能停止までの実績：約4,100万件のダウンロード、約370万件の陽性登録

厳しい経営状況が続く府内観光事業者を支援するため、「大阪の人・関西の人 いらっしやい」キャンペーンを開始

※詳細は 2.取組等の詳細 (13) 国内旅行消費喚起事業を参照

＜「大阪の人・関西の人 いらっしゃい」キャンペーン事業概要＞

関西2府4県にお住まいの方を対象に、府内宿泊施設が提供する7,000円以上のプランについて、1人1泊につき2,500円のキャッシュレスポイントを還元

6月29日

第19回本部会議開催

◎ 第一波の感染状況を振り返り、感染収束につながった取り組みの今後の方向性を確認

7月1日

● 施設における感染防止を図るため、感染防止宣言ステッカー (ブルーステッカー) の運用を開始

※詳細は 2.取組等の詳細 (1) 感染防止宣言ステッカーを参照

感染防止宣言ステッカーについて フリップ①

- ◆ 感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立を図るため、事業者の皆様へ「新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン (業種別ガイドライン)」を遵守した感染防止対策の実施をお願いしているところ。
- ◆ 感染拡大防止の取組みの一層の推進と、府民の皆様への安心の提供のため、こうした事業者へ「感染防止宣言ステッカー」を発行する。

7月上旬 運用開始予定
【感染防止宣言ステッカーイメージ】



業種別ガイドラインの対策例

- 検温の実施 (Photo of a person at a temperature check station)
- マスクの着用 (Icon of a person wearing a mask)
- 消毒液の設置 (Icon of a hand being washed with disinfectant)
- 透明ビニールカーテンの設置 (Icon of a person behind a transparent curtain)
- パーティションの設置 (Icon of a person behind a partition)
- 間隔を開けた整列の表示 (Photo of a floor with social distancing markings)

感染防止宣言ステッカーの登録方法 フリップ②

- ◆ 事業者 (店舗・施設等) の皆様は、大阪府ホームページのリンクから内閣官房ホームページにアクセスし、該当する「業種別ガイドライン」で自らの店舗等の取組状況を確認。
- ◆ 大阪府ホームページにおいて、「利用規約」、「ガイドライン遵守宣言」等に同意のうえ、施設情報を登録。
- ◆ 店舗名の入った「感染防止宣言ステッカー」をダウンロードし、印刷のうえ、各店舗・施設の目立つ場所に掲示。

ステッカー発行までの流れ 大阪府HP (専用フォーム)

- ▼ 業種別ガイドラインを確認
- ▼ 利用規約に同意
- 1 ガイドラインの遵守
- 2 登録店舗情報の公開について同意
- 3 感染疑いのある従業員の積極的な受診
- 4 大阪府や保健所の調査に協力
- 5 大阪コロナ追跡システムの導入や名簿作成に協力
- ▼ 施設情報を登録



対象施設

- ガイドラインが策定されている施設。
- 特に、過去に全国でクラスターが発生した施設 (ライブハウス・スポーツクラブ・カラオケ・接待を伴う飲食店) 及び飲食店 (居酒屋等) については、ステッカーの導入を強く推奨。

詳しくは、大阪府のホームページをご確認ください。 [HP](#) [大阪府 感染防止宣言ステッカー](#)

感染拡大防止と府民への安心の提供のため、ぜひ登録にご協力ください!

● 高機能換気設備等の導入支援事業の受付開始

※詳細は 2.取組等の詳細 (19) 高機能換気設備等の導入支援事業を参照

7月3日

第20回本部会議開催

◎以下の内容を決定

- 感染拡大状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリングのうえ、各指標の基準の状況に応じて府民に周知するため、「大阪モデル」を「自粛要請・解除の基準」から府民に対する「非常事態の基準（赤）」「警戒の基準（黄）」「解除の基準（緑）」に修正
- 新しい「大阪モデル」による次の波における各ステージ毎の対応方針

| 現行「大阪モデル」から修正「大阪モデル」への修正点 | |
|---------------------------|--|
| <修正(1)> | ○「自粛要請等の基準」「自粛解除の基準」を、府民に対する「警戒の基準」「非常事態の基準」「解除の基準」とする。 |
| <修正(2)> | ○指標①「感染経路不明者の前週増加比」を、指標②「感染経路不明者数」と組み合わせた基準設定とする。 ○基準を「指標①2以上」「指標②10人以上」に引き上げ、急な感染拡大でない場合の「感染拡大の兆候」の探知を確実にする。 |
| <修正(3)> | ○指標③について、「確定診断検査における陽性率」に代わり、「7日間合計新規陽性者数」とする。 ○基準を「120人以上かつ後半3日間で半数以上」とすることで、「感染拡大の兆候」の早期の探知を確実にする。 |
| <修正(4)> | ○府民に対する「解除」のモニタリング指標を、国の解除基準の1つである「直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数0.5人未満」とする。 |
| <修正(5)> | ○府民に対する「非常事態」のモニタリング指標を、「患者受入重症病床使用率」とする。 ○基準を、「警戒（黄色）」信号が点灯した日から起算して25日以内に70%以上に達した場合とする。 |
| <修正(6)> | ○「確定診断検査における陽性率」は、参考指標として日々のモニタリングを継続する。 ○感染経路不明者の割合（感染経路不明者数／新規陽性者数）を参考指標として設定し、日々モニタリングする。 |

新しい「大阪モデル」による感染拡大防止の推進 次の波におけるステージ毎の対応方針

| | イエローステージ（警戒） | | レッドステージ（非常事態） | |
|------------|--|---|--|--|
| | ① | ② | ① | ② |
| ■ 府民への呼びかけ | （これまでの取組みのさらなる徹底） ・新たな生活様式（三つの密（密閉・密集・密接）の回避等）の徹底 ・重症化や死亡のリスクが高い方（高齢者、基礎疾患のある方）にクラスター発生施設や立地地域への外出にあたっての注意喚起、家族・親族間における感染防止の注意喚起 ・国の新型コロナウイルス接触確認アプリ、又は追跡システム登録の徹底 ・クラスター発生施設及び疑いのある施設の利用者へのPCR検査受診の呼びかけ・積極検査の実施 | （左記の取組に加え） ・クラスター発生施設及び疑いのある施設のうち、感染防止宣言をしていない施設への外出自粛 | （イエロー①の取組に加え） ・クラスター発生施設及び疑いのある施設のうち、感染拡大防止の外出自粛 ・府県間移動の自粛 | （左記の取組に加え） ・クラスター発生施設、その他感染拡大防止に必要と考えられる施設への外出自粛 ・重症化や死亡のリスクが高い方が利用されているデイサービスやショートステイほか、通所系福祉サービスを可能な限り利用自粛 |
| ■ イベント | （これまでの取組みのさらなる徹底） ・ガイドラインの遵守の徹底 ・追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策の徹底 | | （イエロー①の取組に加え） ・府主催イベントの自粛 ・その他、国からの要請に基づくイベントの自粛 | （左記の取組に加え） ・ガイドラインが遵守されていない場合には自粛 |
| ■ 施設 | （これまでの取組みのさらなる徹底） ・ガイドラインの遵守の徹底（感染防止宣言の呼びかけ） ・追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策の徹底 ・施設内での感染拡大が懸念される社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、デイサービス等）へのあらためての注意喚起 ・クラスター発生施設及び疑いのある施設に対する従業員へのPCR検査受診の協力 | （左記の取組に加え） ・クラスター発生施設及び疑いのある施設のうち、感染防止宣言をしていない施設の休止 | （イエロー①の取組に加え） ・クラスター発生施設及び疑いのある施設のうち、感染拡大防止に必要と考えられる施設の休止 | （左記の取組に加え） ・クラスター発生施設、その他感染拡大防止に必要と考えられる施設の休止 |
| ■ 学校 | ・授業形態は、平常授業 ・教室の人数は、通常（40人まで） ・感染リスクの高い活動（近距離での活動、合唱・管楽器演奏等）について、感染防止対策のさらなる徹底 | | ・授業形態は、分散登校・短縮授業・オンライン授業 ・教室の人数は、20～15人程度 ・感染リスクの高い活動（近距離での活動、合唱・管楽器演奏等）を実施しない | |

低

病床使用率

高

※レッドステージでは、上記取組に限らず、感染状況を踏まえ感染拡大防止に必要と考えられる措置を実施。（例：生活維持に必要な場合を除く外出自粛 など）

◇学校における新型コロナウイルス感染症拡大第二波への備えとして、感染予防策を徹底しつつ、学校教育活動の持続性を確保することが保護者の安心にもつながるため、第二波、第三波が生じた場合、府としての一斉臨時休業は原則行わないことを決定

※詳細は 2.取組等の詳細（21）学校教育活動と感染拡大防止策の両立を参照

7月9日

国からの通知に基づき、全国的な移動を伴う又は参加者が**1,000**人を超えるようなイベントを開催する主催者等からの事前相談の受付を開始

7月10日

第5回新型コロナウイルス感染症対策協議会において、宿泊療養施設確保計画を策定し、フェーズ毎に確保すべき宿泊療養施設の室数を以下のとおり決定

| | 確保 部屋数 | 次フェーズ移行の判断基準 (下記基準と感染拡大状況から総合的に判断) |
|-------|-----------|---|
| フェーズ1 | 400室 | 療養者がおよそ160人以上（ホテル稼働率40%以上）<day10相当>⇒フェーズ2移行準備 |
| フェーズ2 | 800室 | 療養者がおよそ560人以上（ホテル稼働率70%以上）<day20相当>⇒フェーズ3移行準備 |
| フェーズ3 | 1,015室 | — |

7月12日

第21回本部会議開催

◎大阪モデルモニタリング指標が警戒の基準（イエローステージ①）に達したことから、イエローステージの期間（第1次取組期間7/31まで）において、以下の要請を決定

○府民への呼びかけ

- ・3密で唾液が飛び交う環境を避けること
- ・感染防止宣言ステッカーのないバー、キャバクラ、ホストクラブ等の夜の街の店の利用の自粛
- ・高齢者や基礎疾患のある方は感染リスクの高い環境を避けること

○イベント、施設に対して

- ・業種別ガイドラインの遵守、大阪コロナ追跡システム等を導入のうえ、イベントの収容人数は屋内外とも**5,000**人以下にすること

○20代を中心に夜の街滞在歴がある人への感染が拡大していることから、大学生・専修学校生等に対し、夜の街で飲食等をする際の注意喚起を実施

※詳細は 4.要請内容の変遷を参照

7月13日

感染者急増のため、新たな宿泊施設確保に向け、宿泊療養施設第3回事業者選定委員会を開催し、選定事業者と優先順位の決定方法を承認

7月14日

安倍総理に、新型コロナウイルス感染症対策にかかる要望を実施

※15日西村国務大臣に対し、同様の要望を実施

<要望概要>

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正
(知事への実効性ある対策を行う権限の付与、施設使用制限要請に対する休業補償規定の創設など)
- ・水際対策の強化
- ・業種別ガイドラインの見直し など

7月16日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、夜の街に関連のある施設で勤務されている方や利用者で少しでも症状がある方を対象に検査を実施するため、ミナミに臨時的検査場を開設

同日、心斎橋周辺で「感染防止宣言ステッカー」や「大阪コロナ追跡システム」の導入、少しでも症状のある夜の街関連施設の従業員及び利用者に対する検査受診勧奨を目的として街頭啓発活動を大阪市と共同して実施

| 府民の皆さまへのお願い | 夜の街関連の事業者の皆さまへのお願い |
|---|--|
| <p>20代を中心に夜の街の滞在歴がある人への感染が拡大しています。感染拡大を防止するため、次の3つのポイントを守っていただくをお願いします。</p> <p>■ お店を選ぶ際に バー、キャバクラ、ホストクラブ等を利用する場合は感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選ぶようにしてください。</p>   <p>■ お店に入った後は 感染拡大防止のため、大阪コロナ追跡システムに登録してください。</p>  <p>■ 日頃から 感染拡大防止のため、COCOAに登録してください。</p> <p>厚生労働省「COCOA」 (新型コロナウイルス接触確認アプリ)</p>  <p>■ 夜の街を利用後、少しでも症状があれば 夜の街に関連のある施設*で勤務されている方や利用者で少しでも症状がある方を対象に、ミナミに臨時検査場を開設します 06-6647-0641まで、積極的にご相談ください。 <small>かけ間違いのないようご注意ください ※バー、キャバクラ、ホストクラブ等</small></p> <p>大阪府のホームページにて様々な取組みをご覧ください HP 大阪府 感染拡大防止</p> | <p>20代を中心に夜の街の滞在歴がある人への感染が拡大しています。感染拡大を防止するため、次の3つのポイントを守っていただくをお願いします。</p> <p>■ 業種別ガイドラインの遵守をお願いします。 (手洗い・手指消毒の徹底・マスクの着用、換気の徹底 など) (感染防止宣言ステッカーの導入をお願いします)</p>   <p>■ 大阪コロナ追跡システムの導入 (又は名簿作成) をお願いします。</p>  <p>■ 夜の街関連施設の従業員の、少しでも症状がある場合の検査受診をお願いします。 夜の街に関連のある施設*で勤務されている方や利用者で少しでも症状がある方を対象に、ミナミに臨時検査場を開設します 06-6647-0641まで、積極的にご相談ください。 <small>かけ間違いのないようご注意ください ※バー、キャバクラ、ホストクラブ等</small></p> <p>大阪府のホームページにて様々な取組みをご覧ください HP 大阪府 感染拡大防止</p> |

7月22日

国によるGo To トラベル事業開始 (東京都のみ10/1から)

<Go To トラベル事業概要>

- ・国内旅行を対象に宿泊、日帰り旅行代金の35%を割引
- ・宿泊、日帰り旅行代金の15%相当分の旅行先で使える地域共通クーポンを付与 (10月1日から)
- ・支援額 (旅行代金割引 + 地域共通クーポン) は1人1泊あたり2万円上限 (日帰り旅行は1万円が上限)
- ・利用回数の上限なし

7月28日

第22回本部会議開催

◎若い世代の夜の街関連及び大人数での飲食の場での感染拡大を受け、イエローステージ①の期間の延長及び第2次取組期間(8/1～20まで)において、現在の要請に以下のとおり追加することを決定

○府民への呼びかけ

- ・業種別ガイドラインを遵守(感染防止宣言ステッカーの導入)していないバー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等の夜の街のお店の利用を自粛すること
- ・5人以上の宴会、飲み会を控えること

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

◎また、以下のいずれかの場合にイエローステージ②に移行することを決定

★重症又は軽中等症のいずれかの病床使用率が以下の基準に達した場合

ア 重症病床 : 概ね35%

イ 軽中等症病床 : 概ね50%

★上記基準に達しない場合でも、国や他都市と協議して共同で施設の使用制限等を実施する場合

7月31日

第23回本部会議開催

◎引き続き若い世代(30代以下で陽性率約7割弱)で感染拡大が続くとともに、東京、愛知など大都市圏での拡大が顕著。8月3日から東京都が酒類の提供を行う飲食店等を対象に営業時間の短縮要請を実施すること、府も国に対し全国都市部一斉休業要請の実施を提案したことを踏まえ、イエローステージ②に移行

8月6日から20日までの期間において現在の要請に以下のとおり追加することを決定

○施設について

- ・区域 : 大阪ミナミ地区のうち、長堀通、千日前通、御堂筋、堺筋に囲まれた区域
- ・接待を伴う飲食店(キャバレー、ホストクラブ等)、政令対象の酒類の提供を行う飲食店(バー、ナイトクラブ等)、カラオケ店のうち
 - ：業種別ガイドラインを遵守、感染防止宣言ステッカーを導入していない施設については、休業を要請
 - ：業種別ガイドラインを遵守、感染防止宣言ステッカーを導入している施設については、営業時間短縮(5時～20時)を要請
- ・その他の酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等)は営業時間短縮(5時～20時)を要請

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

8月1日

府民等からの問い合わせに対応するため、休業要請コールセンターを設置

8月4日

感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金 (大阪市・府共同) を発表

<感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金 (大阪市・府共同) 事業概要>

- 要件: ・要請対象区域内 (大阪ミナミ地区の一部) に事業所を有すること
- ・要請に応じて8月6日から20日までの全ての期間、営業時間短縮 (5時～20時) を行った要請対象施設の運営事業者 (元々の営業時間が5時～20時内の事業者は除く)
 - ・感染防止宣言ステッカーを8月5日までに導入 (登録・掲示) していること
 - ・営業に関する必要な許認可等を取得していること (飲食店営業許可は必須)
- 支給額: 1事業所あたり最大30万円 (2万円/日 府市で1万円ずつ負担)

8月5日

休業要請等を行うミナミ地区の店舗に対し、大阪市、大阪府警、大阪府社交飲食業生活衛生同業組合と共同で、個別訪問のうえ、面接による休業要請のチラシの配布、「感染防止宣言ステッカー」の導入勧奨を行う「ミナミ地区新型コロナウイルス感染防止キャンペーン」を実施 (計252店舗訪問)

夜の街関連の事業者の皆さまへのお願い

20代を中心に夜の街の滞在歴がある人への感染が拡大しています。感染拡大を防止するため、次の3つのポイントを守っていただくようお願いします。

- **業種別ガイドラインの遵守**をお願いします。
(手洗い・手指消毒の徹底・マスクの着用、換気の徹底 など)
(**感染防止宣言ステッカー**の導入をお願いします)



- **大阪コロナ追跡システムの導入** (又は名簿作成) をお願いします。



- **夜の街関連施設の従業員の、少しでも症状がある場合の検査受診**をお願いします。

夜の街に関連のある施設*で勤務されている方や利用者で少しでも症状がある方を対象に、ミナミに臨時検査場を開設します

06-6647-0641まで、積極的にご相談ください。

大阪府のホームページで様々な取組みをご覧いただけます。

大阪府 HP 大阪府 感染拡大防止

大阪ミナミ地区における休業・営業時間短縮の要請について

感染拡大を防止するため、次のとおり大阪ミナミ地区内の飲食店等を対象に休業や営業時間短縮を要請しますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

- **期間** 8月6日から8月20日
- **区域** 長堀通、千日前通、御堂筋、堺筋に囲まれた地域



- **対象・実施内容** (特措法第24条第9項に基づく)

| カテゴリー | 対象 | 要請内容 |
|--|---|--|
| 接待を伴う飲食店 | キャバレー、ダンスホール、スナック、ラウンジ、ホストクラブ、キャバクラ等 | 休業 (感染防止宣言ステッカーを導入していない施設) |
| 酒類の提供を行う飲食店 (特措法施行令第11条第1項各号に掲げる施設) | オーセンティブバー、ショットバー、スポーツバー、ゲーッパバー、カラオケバー、パブ、サロン、ナイトクラブ、ディスコ等 | 営業時間短縮(5時～20時) 業種別ガイドラインを遵守 (感染防止宣言ステッカーを導入している施設) |
| 酒類の提供を行うカラオケ店 | 居酒屋、大衆酒場、ビアホール、焼き鳥屋、焼き肉屋等 | 営業時間短縮(5時～20時) |

- **営業時間短縮協力金**

対象者 次の全ての要件を満たす事業者

- ① 要請対象区域内に事業所を有すること
- ② 8月6日～20日までの全ての期間、上記の要請内容に応じた対象施設の運営事業者であること (元々の営業時間が5時～20時内の事業者は除く)
- ③ 大阪府「感染防止宣言ステッカー」を原則8月5日までに導入 (登録・掲示) していること

支給金額 1事業所あたり最大30万円 (1日あたり2万円 (府市1万円ずつ負担))
※但し、ステッカーが8月5日までに導入できなかった場合は、導入後の日数分を支給 (その際も上記要件③を満たす必要があります)

申請受付 8月21日以降、速やかに受付開始予定

問合せ 要請に関すること: 大阪府休業要請コールセンター 06-4397-3268
協力金に関すること: 大阪府経済戦域局産業振興部 06-6615-3736

8月7日

新規陽性者数は、255人を記録。第二波で最多となる

8月17日

- 大阪コロナ追跡システムの更なる普及促進のため、大阪コロナ追跡システムのQRコードを読み込んだ際にポイントを付与し、一定数のポイントをためた利用者を対象に抽選で特典を送付する「大阪マイル」の運用を開始

- 18日までの2日間、20日まで営業時間短縮要請を実施しているミナミ地区内の施設に対し、時短要請時間(20時まで)を超えて営業している施設を外観で確認し状況把握を目的に、大阪市と共同で「ミナミ地区感染防止見回り隊」の活動を実施し、約9割程度の施設の休業を確認

8月19日

第24回本部会議開催

◎時短、休業要請を実施しているミナミ地区での陽性者数が半減している一方で、高齢者を中心に重症の方が増えている状況を踏まえ、イエローステージ②の期間の延長及び延長期間(8/21～31まで)において、現在の要請を以下のとおり追加・変更することを決定

○府民への呼びかけ

- ・業種別ガイドラインを遵守(感染防止宣言ステッカーの導入)していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
←(業種別ガイドラインを遵守(感染防止宣言ステッカーの導入)していないバー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等の夜の街のお店の利用を自粛すること)
- ・高齢者及びその家族、高齢者施設、医療機関の職員は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

8月20日

時短、休業要請の終了に伴い、休業要請コールセンターを感染防止宣言ステッカーコールセンターに移行

8月31日

第25回本部会議開催

◎陽性者数の減少によりイエローステージ②の基準を下回ったことから、イエローステージ①に移行
イエローステージ①の期間(9/1～18まで)において、現在の要請を以下のとおり変更することを決定

○府民への呼びかけ

- ・多人数で唾液が飛び交う宴会、飲み会は控えること
←(5人以上の宴会、飲み会を控えること)

○イベントについて(府主催(共催)イベントを含む)

- ・期間中(9/1～18)に、国の方針が変更される場合、国に準じて緩和

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

9月1日

府民等への要請事項について、更なる周知を図るため、民間事業者の協力を得て、各社のデジタルサイネージを使った広報を開始

9月12日

特措法による休業補償の制度化などを知事より西村国務大臣に要望

9月17日

第26回本部会議開催

◎陽性者は減少したものの、イエローステージ①の基準を下回るまでは減少していないことから、イエローステージ①の期間の延長及び延長期間(9/19～10/9まで)において、現在の要請を以下のとおり変更することを決定

○イベントについて(府主催(共催)イベントを含む)

- ・業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策を担保できる場合は、以下のとおり緩和
- ・時期：9月19日から当面11月末まで
- ・【収容率】大声での歓声、声援等がない(クラシックコンサート、演劇、式典等) 100%以内
大声での歓声、声援等が想定される(ロックコンサート、プロスポーツ等) 50%以内
- ・【人数上限】①収容人数10,000人超は収容人数の50%
②収容人数10,000人以下は5,000人

収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

◎また、「少人数利用・飲食店応援キャンペーン」及び「Go To Eat キャンペーン」の実施と併せて、参加飲食店における感染防止対策の実施状況について、職員等が個別に訪問し現地確認を実施することを決定

＜感染防止宣言ステッカー登録事業者に対する現地調査概要＞

内 容：府の「少人数利用・飲食店応援キャンペーン」や国の「Go To Eat キャンペーン」の実施と併せて参加飲食店における感染防止対策の実施状況について、職員等が個別に訪問し現地確認を実施

期 間：①9月24日(木)～10月13日(火)

②10月14日(水)～令和3年3月31日(水)

対 象：両キャンペーン事業に参加する飲食店

主な調査項目：・施設での対策(換気、消毒、仕切りの設置など)

・従業員の衛生対策(毎日の検温、適切なマスクの着用など)

・利用者への対応(大皿料理を避ける、手指消毒など)

などを店舗内の目視確認及び責任者からの聞き取り調査

体 制：①大阪府2名/班 計5班10名体制 ②委託事業者2名/班 計10班20名体制

9月18日

コロナ禍において、感染リスクを避ける新しい生活様式に基づいた少人数での飲食店利用を進めており、その実践と定着を図るため、「少人数利用・飲食店応援キャンペーン」を開始

＜少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業概要＞

- ・感染防止宣言ステッカー及び大阪コロナ追跡システムを導入している店舗を、オンライン予約サイトを通じて4名以下総額5,000円以上の予約
- ・1組につき2,000円分のポイントを付与(ミナミ地区は更に2,000円分のポイントを追加付与)
- ・ポイントの付与終了令和2年12月31日

10月1日

- Go To トラベル事業の地域共通クーポン配布開始
- Go To Eat 事業のオンライン予約開始

10月7日

感染予防対策を頑張っている飲食店を応援し、食材を提供している農林漁業者を応援することを目的に、Go To Eat 事業のプレミアム食事券申込開始

<Go To Eat 事業概要>

- ・都道府県及び政令市単位で発行されるプレミアム付き食事券 (2万円 / 1回上限)
- ・オンライン予約サイトを通じて予約、来店した場合、次回以降使えるポイントの付与 (昼食時間帯 : 500円分
夕食時間帯 (15:00~) : 1,000円分 上限10人分 (1万円) / 1回)

10月8日

第27回本部会議開催

- ◎陽性者数は減少したものの横ばい状態が続いており、イエローステージ①の基準を下回っていないことから、イエローステージ①の期間の再延長及び再延長期間 (10/10～11/15 まで) において、現在の要請を以下のとおり変更すること決定
 - 府民への呼びかけ
 - ・3密で唾液が飛び交う環境を避けること
 - ← (多人数で唾液が飛び交う宴会、飲み会は控えること)

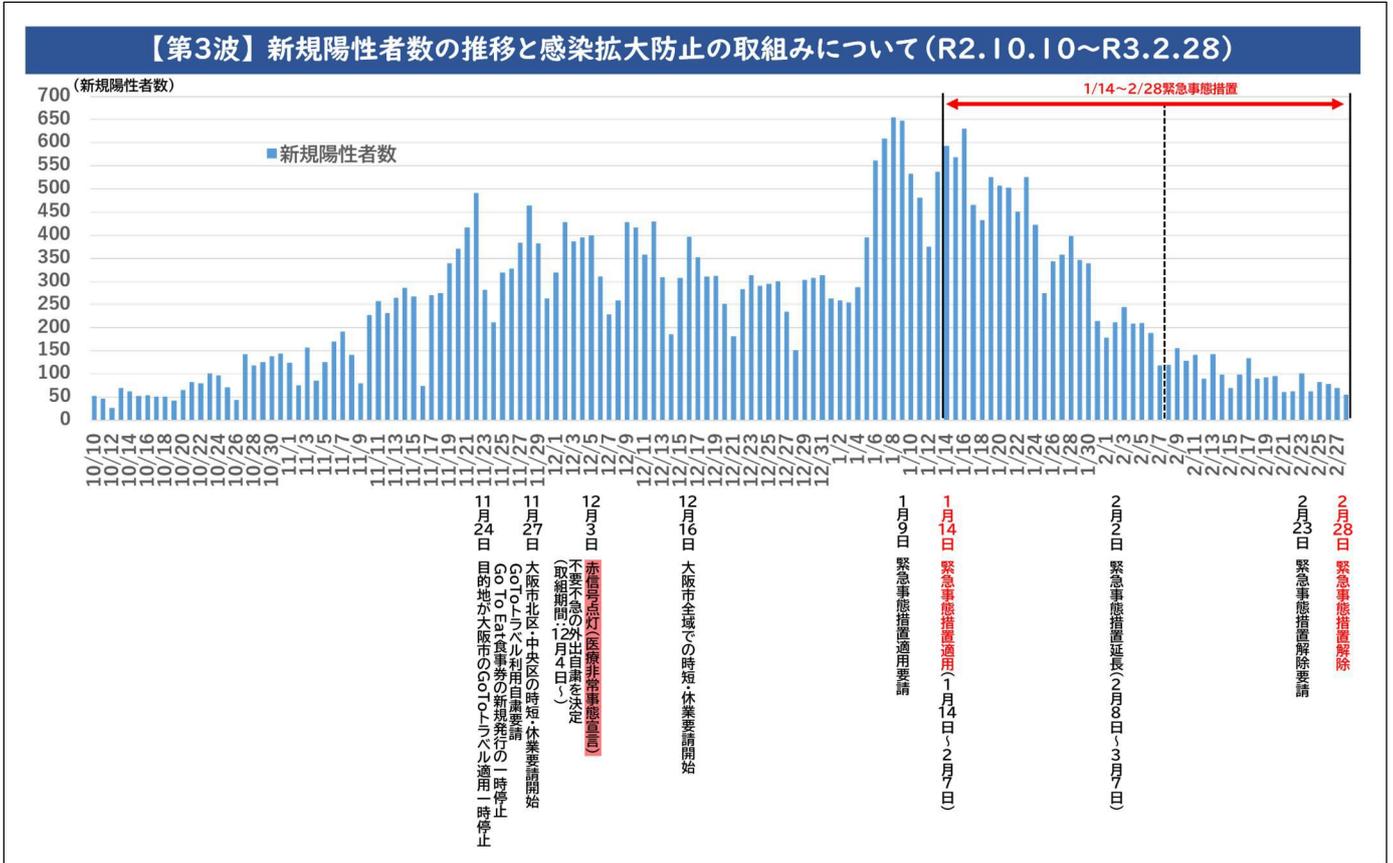
※詳細は4.要請内容の変遷を参照

- ◎併せて、9月24日から実施している感染防止宣言ステッカー登録事業者に対する現地調査及びコールセンターへ通報案件の対応状況を以下のとおり報告
 - 感染防止宣言ステッカー登録事業者に対する現地調査
 - ・実施期間及び体制 : 9月24日から5班 (10人) 体制 10月15日から10班 (20人) 体制に拡充予定 (民間委託)
 - ・訪問店舗数 : 241件 (改善を求めた件数43件→改善報告有17件)
 - コールセンターの通報案件への対応
 - ・通報件数 : 118件 (個別店舗97件、一般意見21件)
 - ・個別店舗内訳 : 飲食店52件、遊興施設18件、スポーツ施設15件、その他12件
 - ・対応状況 : 改善状況確認87件、電話不通等7件、連絡先等不明3件

(3)第三波 (令和2年10月10日～令和3年2月28日)

～年末年始の接触機会増加による感染拡大、2回目の緊急事態措置、飲食の場の対策強化～

★第三波期間中の新規陽性者総数：36,064人／1日最大陽性者数：654人



<感染状況と感染拡大防止に向けた主な取組>

10月14日

第6回新型コロナウイルス感染症対策協議会において、宿泊療養施設確保計画の見直しを実施され、フェーズ毎の宿泊療養施設の室数を以下のとおり見直し

| | 設定 部屋数 | 次フェーズ移行の判断基準 (下記基準と感染拡大状況から総合的に判断) |
|-------|-----------|--|
| フェーズ1 | 400室 | 療養者がおよそ180人以上(ホテル稼働率45%以上) ⇒フェーズ2 移行準備 |
| フェーズ2 | 800室 | 療養者がおよそ480人以上(ホテル稼働率60%以上) ⇒フェーズ3 移行準備 |
| フェーズ3 | 1,036室 | — |

10月27日

国から「催物の主催者が存在しない行事における感染防止策の徹底について」の事務連絡が発出されたことを受け、知事定例記者会見で10月末のハロウィンに向けて密集回避をお願い

10月30日

第44回府政対策本部において、クラスター分析から得られた感染リスクが高まる「5つの場面」を公表

政府分科会「分科会から政府への提言」より抜粋

感染リスクが高まる「5つの場面」

| | | |
|---|---|---|
| <p>場面① 飲酒を伴う懇親会等</p> <ul style="list-style-type: none">● 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。● 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。● また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。  | <p>場面② 大人数や長時間におよぶ飲食</p> <ul style="list-style-type: none">● 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。● 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。  | |
| <p>場面③ マスクなしでの会話</p> <ul style="list-style-type: none">● マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。● マスクなしでの感染例としては、カラオケなどでの事例が確認されている。● 車やバスで移動する際の車中에서도注意が必要。  | <p>場面④ 狭い空間での共同生活</p> <ul style="list-style-type: none">● 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。● 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が確認されている。  | <p>場面⑤ 居場所の切り替わり</p> <ul style="list-style-type: none">● 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。● 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。  |

11月10日

新たな宿泊施設確保に向け、宿泊療養施設第4回事業者選定委員会を開催し、2施設から見積徴取すること承認

11月11日

第28回本部会議開催

◎ 府内の感染状況が横ばいから拡大傾向に進んでいることから、イエローステージ①の期間の更なる延長及び延長期間（11/12～28まで）において、現在の要請に以下のとおり追加することを決定

○ 府民への呼びかけ

・「静かに飲食」「マスクの徹底」※感染リスクが高まる「5つの場面」では徹底すること

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

11月20日

感染防止宣言ステッカー及び大阪コロナ追跡システムの申請者の利便性向上を目的に、一度の申請で、ステッカー・追跡システム両方の申請ができるよう、統合システムの運用を開始

11月20日

第29回本部会議開催

◎新規陽性者数が増加傾向であり、重症病床使用率が概ね35%以上で推移しており、基準に達したことから、イエローステージ②に移行

11月21日から12月5日までの期間において、現在の要請を以下のとおり追加・変更することを決定

○府民への呼びかけ

- ・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）は不要不急の外出を控えること
- ・「5人以上」「2時間以上」の宴会、飲み会は控えること
- ・「静かに飲食」「マスクの徹底」「換気と保湿」
←（「静かに飲食」「マスクの徹底」※感染リスクが高まる「5つの場面」では徹底すること）
- ・高齢者及びその家族、高齢者施設、医療機関の職員は、感染リスクが高い環境を避け、少しでも症状がある場合、休暇を取得するとともに、早めに検査を受診すること
←（高齢者及びその家族、高齢者施設、医療機関の職員は、感染リスクが高い環境を避け、少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること）

○イベントについて（府主催（共催）イベントを含む）

- ・時期：12月1日から当面2月末まで
- ・【収容率】大声での歓声、声援等がなく、飲食等を伴うが発声のない（クラシックコンサート、演劇、式典等）
100%以内
←（11月末までは【収容率】大声での歓声、声援等がない（クラシックコンサート、演劇、式典等）100%以内

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

◎併せて、感染防止宣言ステッカーの実効性確保に向けた取組状況を報告

○感染防止宣言ステッカー登録事業者に対する現地調査

- ・実施期間及び体制：10月15日～12月末10班（20人）体制（民間委託）
- ・訪問店舗数：1,824件（改善を求めた件数453件→改善報告有276件）

○コールセンターの通報案件への対応

- ・通報件数：172件（個別店舗145件、一般意見27件）
- ・個別店舗内訳：飲食店84件、遊興施設21件、スポーツ施設18件、その他22件
- ・対応状況：改善状況確認141件、連絡先等不明4件

11月24日

第30回本部会議開催

◎新規陽性者数が右肩上がりかつ重症病床使用率が50%に到達することが確実な状況となったことから、現在の要請期間イエローステージ②の期間（11/21～12/5まで）を（11/27～12/11まで）に変更するとともに現在の要請に以下のとおり追加することを決定

○府民への呼びかけ

- ・Go To Eat キャンペーン事業で付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援

キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えること

（要請期間の開始は11月27日から）

○施設について

- ・区域：大阪市北区、中央区
- ・接待を伴う飲食店（キャバレー、ホストクラブ等）、政令対象の酒類の提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ、カラオケ店等）のうち、
 - ：業種別ガイドラインを遵守、感染防止宣言ステッカーを導入していない施設については、休業を要請
 - ：業種別ガイドラインを遵守、感染防止宣言ステッカーを導入している施設については、営業時間短縮（5時～21時）を要請
- ・その他の酒類の提供を行う飲食店（居酒屋等）は営業時間短縮（5時～21時）を要請

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

◎併せて、Go To キャンペーンについて、以下のとおり国に要請

○Go To トラベルについて

- ・大阪市内の宿泊施設等でのGoToトラベル受け入れの一時停止

○Go To Eat について

- ・利用者へ付与されたポイント利用自粛
- ・既発行の食事券の利用自粛
- ・食事券の新規発行の一時停止

●危機管理室内に休業要請等コールセンターを設置

●国は、Go To トラベル事業について、札幌市、大阪市を目的とする旅行の適用を停止（～12/15）

12月3日

第31回本部会議開催

◎早期に重症病床使用率が70%に達する見込みであり、医療提供体制がひっ迫している状況から、大阪モデルの赤信号「非常事態」を点灯、レッドステージ移行

レッドステージ①の期間（12/4～15まで）において、現在の要請に以下のとおり追加することを決定するとともに「医療非常事態宣言」を発出

○府民への呼びかけ

- ・できる限り、不要不急の外出を自粛すること

○施設について

- ・大阪市北区、中央区の飲食店等に対する休業・時短要請は12月15日まで延長

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

◎重症病床確保のため、「大阪コロナ重症センター」の運用を前倒して12/15から開始することを決定

12月11日

重症患者の急増に伴い、開設を進める大阪コロナ重症センターに勤務する看護師等を確保するため、自衛隊法第83条に基づき、陸上自衛隊第3師団に対し、災害派遣を要請

<派遣実績>

- 期間：12/15～28（大阪コロナ重症センター開設から体制を確立するまで（約2週間））
- 派遣内容
 - ・大阪コロナ重症センターにおける支援：1個チーム（ICU 経験看護師1名、准看護師2名）
 - ・中河内救急救命センターにおける支援：1個チーム（ICU 非経験看護師1名、准看護師3名）

12月14日

第32回本部会議開催

◎新規陽性者数が高止まりしている中、年末年始を迎え医療提供体制の更なるひっ迫が予想されることから、レッドステージ①の期間の延長及び延長期間（12/16～29まで）において、現在の要請を以下の通り変更することを決定

○府民への呼びかけ

- ・不要不急の外出を自粛すること
- ←（できる限り、不要不急の外出は自粛すること）

○施設について

- ・大阪市北区、中央区の飲食店等に対する休業・時短要請を大阪市全域に拡大

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

◎Go To キャンペーンについても、引き続き停止要請することを決定

◎大阪モデルを修正し、「警戒・非常事態解除」の基準のうち、重症病床使用率60%未満を「非常事態解除」の基準として新たに設定。7日間連続で基準を満たした場合に、信号を点灯（赤⇒黄）。

| 分析事項 | モニタリング指標 | 府民に対する警戒の基準 | 府民に対する非常事態の基準 | 府民に対する非常事態解除の基準 | 府民に対する警戒解除の基準 |
|--------------------|-------------------------------|------------------------|--|-----------------|-----------------|
| (1)市中での感染拡大状況 | ①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 | ①2以上かつ ②10人以上 | — | 修正（新規設定） — | 今後再検討 ②10人未満 |
| | ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均 | | | | |
| | 【参考①】新規陽性者における感染経路不明者の割合 | — | — | — | — |
| (2)新規陽性患者の拡大状況 | ③7日間合計新規陽性者数 | 120人以上かつ 後半3日間で半数以上 | — | — | — |
| | ④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数 | — | — | — | 0.5人未満 |
| | 【参考②】確定診断検査における陽性率の7日間移動平均 | — | — | — | — |
| (3)病床等のひっ迫状況 | ⑤患者受入重症病床使用率 | — | 70%以上 （「警戒（黄色）」信号が点灯した日から起算して25日以内） | 7日間連続 60%未満 | 60%未満 |
| | 【参考③】患者受入軽症中等症病床使用率 | — | — | — | — |
| | 【参考④】患者受入宿泊療養施設部屋数使用率 | — | — | — | — |
| 各指標を全て満たした場合における信号 | | 黄 | 赤 | 黄 | 緑 |

<考慮事項>

- 警戒基準引き上げにより、緩やかな感染拡大の兆候に対しては早期の探知が機能しないことから、都道府県による社会への協力要請を行うべき国が示した基準日の条件（直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数2.5人）を満たした場合には、指標①②に基づく感染経路不明者の増加傾向、及び新規陽性患者の日々の増加傾向を踏まえて、専門家会議の構成員等の意見を聴取し、対策本部会議で「警戒（黄色）」信号点灯の要否を決定するものとする。
- 国による緊急事態宣言が出された場合、対策本部会議で「非常事態（赤色）」信号点灯の要否を決定するものとする。

12月16日

令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)の受付を開始

<令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)事業概要>

要件：・要請対象区域内（大阪市北区、中央区）に施設（店舗）を有すること

・11月27日から12月15日までの全期間、大阪府の要請（休業・営業時間短縮）を遵守していること

※11月27日から12月11日までの期間のみ要請を遵守された施設については、他の要件を満たした場合、支給対象

・業種別ガイドラインを遵守し、感染防止宣言ステッカーを導入していること

・営業に関する必要な許認可等を取得していること（飲食店営業許可は必須）

支給額：1施設（店舗）あたり58万円

※12月11日までの期間のみ要請を遵守された施設については、1施設50万円

12月25日

第33回本部会議開催

◎感染拡大は抑制しているものの、病床のひっ迫が引き続いていることから、レッドステージ①の期間の再延長及び再延長期間（12/30～1/11まで）において、現在の要請に以下のとおり追加することを決定

○府民への呼びかけ

・年末年始はステイホームに努めること

・忘年会、新年会、成人式後の懇親会への参加は、控えること

・帰省は控えること

・カウントダウン等、主催者のいないイベントへの参加は、控えること

・初詣をする際は、できるだけ密を避け、時期を分散すること

○施設について

・大阪市全域の飲食店等に対する時短・休業要請も1月11日まで延長

○少人数利用・飲食店応援キャンペーンは当面の間停止

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

12月28日

第50回政府対策本部において以下について決定

・全ての国、地域からの新規入国を一時停止

・Go To トラベルの全国一時停止（～1/11まで）

令和3年1月7日

●第51回政府対策本部において、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に緊急事態宣言が発出

●新型インフルエンザ等特別措置法施行令の一部改正により、休業要請できる施設の対象に「飲食店等」が含まれることとなった。

1月8日

第34回本部会議開催

◎引き続き病床のひっ迫に加え、年始明けの陽性者の急増、首都圏に対する緊急事態宣言発出を受け、国に対する緊急事態措置適用に向け京都府、兵庫県と協議を開始するとともに、レッドステージ①の期間を更なる延長及び更なる延長期間（1/12～31ただし緊急事態宣言発出までの間）において、現在の要請に以下のとおり追加・変更することを決定

○府民への呼びかけ

- ・緊急事態宣言が発出されている1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）との往來を自粛すること
- ・成人式前後の懇親会には参加しないこと
←（忘年会、新年会、成人式後の懇親会への参加は、控えること）

○施設について

- ・大阪市全域の飲食店等に対する時短・休業要請に居酒屋を追加し、1月31日まで延長

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

1月8日

新規陽性者数は、654人を記録。第三波で最多となる

1月9日

西村国務大臣と大阪府、京都府、兵庫県3知事によるTV会議を行い、緊急事態措置の適用を要請

1月12日

第35回本部会議開催

◎国に緊急事態措置の適用要請を行ったことに伴い、レッドステージ②へ移行

レッドステージ②の期間（1/14～2/7※緊急事態措置を実施すべき区域に大阪府が追加された場合、それに応じて期間を変更）において、以下の要請を決定

○府民への呼びかけ

- ・不要不急の外出・移動※を自粛すること 特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること
※医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

○イベントについて（府主催（共催）イベントを含む）

- ・【人数上限】5,000人以下
- ・【収容率】屋内：50%以下
屋外：人と人の距離を十分に確保（できるだけ2m）

- ・新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛すること
- ・あわせて、20時以降の時間短縮について協力を依頼

○施設について

- ・区域：大阪府全域

【営業時間短縮要請】

- ・飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトを除く）、遊興施設（バー、カラオケボックス等で飲食店営業許可を受けている店舗）については、営業時間短縮（5時～20時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～19時

【協力依頼】

- ・運動施設、遊技場、劇場、映画館、集会場、展示場、博物館、図書館等、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）については、営業時間短縮（5時～20時）、ただし、酒類の提供は11時～19時、開催するイベント（1/17～）は、人数上限5,000人かつ収容率50%とすることの協力を依頼
- ・遊興施設、1,000㎡を超える物品販売又はサービス業を営む店舗（生活必需関係除く）については、営業時間短縮（5時～20時）、ただし、酒類の提供は11時～19時の協力を依頼

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

- 休業要請等コールセンターを緊急事態措置コールセンターに変更

1月13日

- 第52回政府対策本部において、大阪府が緊急事態措置区域に追加（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県も追加）が決定（1/14～2/7まで）
- 知事記者会見において、レッドステージ②の要請内容及び営業時間短縮協力金の実施を発表

1月14日

- 令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）の受付を開始

<令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）事業概要>

要件：・要請対象区域内(大阪市全域)に施設(店舗)を有すること

- ・12月16日から1月13日までの全期間、大阪府の要請(休業・営業時間短縮)を遵守していること

※下記①～④の期間のみ要請を遵守された施設については、他の要件を満たした場合、支給対象

- ・業種別ガイドラインを遵守し、感染防止宣言ステッカーを導入していること
- ・営業に関する必要な許認可等を取得していること(飲食店営業許可は必須)

支給額：1施設(店舗)あたり156万円

※次の期間のみ要請を遵守された施設については、遵守した期間に応じて支給

- ① 12月16日から1月11日までの場合、1施設148万円
- ② 12月16日から12月29日までの場合、1施設76万円
- ③ 12月30日から1月13日までの場合、1施設80万円
- ④ 12月30日から1月11日までの場合、1施設72万円

- 新たな宿泊療養施設を確保するため、宿泊療養施設第5回事業者選定委員会を開催し、4施設を選定

1月15日

緊急事態措置に伴い、特措法第24条第9項に基づき営業時間の短縮の要請を行っている飲食店・遊興施設に対する要請への協力の呼びかけや、繁華街を訪れている府民に対する特措法第45条第1項に基づく不要不急の外出自粛の協力呼びかけを実施するため、高槻市、東大阪市と共同して街頭啓発活動を実施

<街頭啓発活動の概要>

- ・場 所：①JR 高槻駅・阪急高槻市駅周辺 ②近鉄布施駅周辺
- ・参加人員：大阪府 20 名
 - ①高槻市：副市長以下 11 名 ②東大阪市：市長、副市長以下 12 名



※飲食店用チラシ

緊急事態措置に伴う
営業時間短縮についてのお願い

①対象区域

大阪府全域

②期間

令和3年1月14日から
令和3年2月7日まで

③特措法第24条第9項に基づく要請

| 対象施設 | 要請内容 |
|---|---|
| 【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 | 営業時間短縮 （5時から20時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～19時 |

感染防止宣言ステッカーの登録が
まだの方はあわせて登録も
お願いします。

登録はこちらから!!



感染拡大防止のため皆さまの協力をお願いします

（営業時間短縮等に関する問い合わせは）
緊急事態措置コールセンター 電話番号 06-4397-3268（平日9時～18時まで）
※1月16日（土）・17日（日）は開設してあります。

大阪府ホームページ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/>

※府民用チラシ

（仮称）大阪府営業時間短縮協力金に関するご案内

※詳細については、必ず大阪府ホームページ等でご確認ください。

概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向けて、令和3年1月14日から2月7日の25日間、営業時間短縮要請に全面的にご協力いただける飲食店等に対し、新たに協力金を支給いたします。

対象者

営業時間短縮要請を受けた飲食店等を有する、次の1)から4)のすべてを満たす事業者

- 1) 大阪府内に要請対象施設（店舗）を有すること
- 2) 夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた要請対象施設（店舗）において、令和3年1月14日から2月7日の間、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は11時から19時までとすること
※ただし、準備期間が必要な場合もあるため、1月18日から要請を遵守している場合も対象とします。
- 3) 感染防止宣言ステッカーを導入していること
- 4) 食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること

支給額

1店舗あたり 150万円（6万円×25日）

ただし、1月18日から2月7日まで要請を遵守している場合 1店舗あたり 126万円（6万円×21日）
要請遵守の開始日が1月15日から1月17日までの場合は126万円となります。

申請手続

令和3年2月8日 受付開始予定
申請方法等については、決定次第、大阪府ホームページにて公表予定です。

問い合わせ

（仮称）大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター
電話番号 06-6210-9525
時間 午前9時から午後7時まで（日曜日及び祭日は除く。ただし、1月17日（日）は受け付けています。）

緊急事態措置に伴う
不要・不急の外出自粛に
ついてのお願い

①対象区域

大阪府全域

②期間

令和3年1月14日から
令和3年2月7日まで

③要請事項

不要・不急の外出・移動は
自粛してください！

特に、20時以降の外出の自粛をお願いします。

対象外

- ・ 医療機関への通院
- ・ 食料・医薬品・生活必需品の買い出し
- ・ 必要な職場への出勤
- ・ 屋外での運動や散歩など
- ・ 生活や健康の維持のために必要なもの

感染拡大防止のため皆さまの協力をお願いします

（営業時間短縮等に関する問い合わせは）
緊急事態措置コールセンター 電話番号 06-4397-3268（平日9時～18時まで）
※1月16日（土）・17日（日）は開設してあります。

大阪府ホームページ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/>

1月15日

国より、緊急事態措置にかかる、飲食店の営業時間短縮要請への協力状況の把握及び働きかけの実施状況を把握するため、毎日及び週1回の調査状況報告の指示

<調査内容>

毎日報告：職員の目視などの外観調査により20時までの営業終了店舗の割合を報告

毎週報告：・今後の取組予定

・取組実績

・飲食店の協力状況（〇〇店舗中〇〇店舗が20時までに営業終了）

※同日（1/15）より報告実施

1月18日

府庁別館における検温を開始

1月20・21日

市町村とTV会議を実施し、飲食店の営業時間短縮要請への協力状況把握のための協力を依頼（計3回）

<依頼内容>

①2/7までの緊急事態措置期間中、各市町村内の繁華街（複数飲食店が集まるエリア）を、20時以降、順に回り、外観から営業の有無を確認し、翌日14時までの報告

⇒全市町村で実施

②府と合同で、駅前等の繁華街における時短・外出自粛協力要請の実施検討

⇒枚方市と合同で実施（後段1/29参照）

1月27日

府内中小企業等の感染症対策のBCP策定を支援するため、新型コロナウイルス感染症に対応し、最低限決めておくべき項目にしぼりこんだ様式「大阪府超簡易版BCP『これだけは！』シート（新型コロナウイルス感染症対策版）」を作成し、ホームページで公開

※詳細は2.取組等の詳細（18）超簡易版BCP『これだけは！』シート（新型コロナウイルス感染症対策版）

を参照

1月29日

緊急事態措置に伴い、府民に対する特措法第45条第1項に基づく不要不急の外出自粛の協力を呼びかけるため、枚方市と共同して街頭啓発活動を実施

<街頭啓発活動の概要>

・場 所：①京阪枚方市駅 ②京阪樟葉駅前

・参加人員：大阪府11名

枚方市：市長、副市長以下13名



大阪府全域に
緊急事態宣言発令中

令和3年2月7日までの間

不要不急の
外出・移動の自粛を
お願いします！



ただし

- ・医療機関への通院
- ・食料・医薬品・生活必需品の買い出し
- ・必要な職場への出勤
- ・屋外での運動や散歩など
- ・生活や健康の維持のために必要なものは除きます。

感染拡大防止のため皆さまの協力をお願いします

（営業時間短縮等に関する問い合わせは）
緊急事態措置コールセンター 電話番号 06-4397-3268（平日9時～18時まで）
大阪府ホームページ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/>

2月1日

- 新規要請者数は下がってきているものの、重症病床使用率が高止まりしている現状などを踏まえ、京都府、兵庫県知事と意見交換を実施し、3府県知事連名による「緊急事態措置期間内における解除に関する要請等について」を提出

第36回本部会議開催

- ◎新規陽性者数は下がっているものの、重症病床使用率が高止まりしており、かつ、国において緊急事態措置の延長が議論されていることから、府として以下の基準に達した場合に国に対し緊急事態措置の解除を要請することを決定
現在の要請について、期間を「2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中」に延長することを決定

緊急事態措置の解除を国に要請する基準について

緊急事態措置の解除を国に要請する基準は、①又は②を満たす場合とし、実際に要請する際は、専門家の意見を聞いたうえで判断する。

- ① 7日間移動平均の新規陽性者数が、7日間連続300人以下となること
- ② 重症病床使用率が、7日間連続60%未満となること

2月2日

第54回政府対策本部において、緊急事態措置の期間を3月7日まで延長することが決定

2月8日

営業時間短縮協力金（第1期）の受付を開始（3月22日まで ※）

※事情により期限内に申請できなかった事業者を対象に、4月27日から5月14日まで再度申請を受付

※詳細は2.取組等の詳細（15）営業時間短縮協力金を参照

<営業時間短縮協力金（第1期）事業概要>

○対象期間：令和3年1月14日から2月7日

○支給要件

- ・20時から翌5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、令和3年1月14日から2月7日までの期間、5時から20時までの間に営業時間を短縮する（休業も含む）とともに、酒類の提供は11時から19時までとすること。ただし、準備期間が必要な場合もあるため、1月18日から要請を遵守している場合も対象とする
- ・感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、申請する店舗において感染防止宣言ステッカーを登録及び掲示をしていること
- ・申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること
- ・令和3年1月14日以前に開業又は設立し、営業実態があること

（特例追加）

- ・令和3年1月14日時点で営業実績があり、2月6日以前に閉店、廃業した事業者も対象とする

○支給額

①令和3年1月14日から2月7日まで要請を遵守した場合

1店舗あたり 150万円（6万円×25日間）

②令和3年1月18日から2月7日まで要請を遵守した場合

1店舗あたり 126万円（6万円×21日間）

※要請遵守の開始日が令和3年1月15日から17日までの間の場合も、126万円となる

2月9日

第37回本部会議開催

◎2月1日の第36回本部会議において決定した緊急事態措置の解除を国に要請する基準について、7日間移動平均の新規陽性者数が、7日間連続で300人を下回ったが、専門家より、重症病床使用率がなお高いことから時期尚早との意見があったことを踏まえ、緊急事態措置の解除要請の延期を決定

2月13日

改正特措法及び改正感染症法が施行

<改正趣旨>

現下の新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更の要請、要請に応じない場合の命令等を規定し、併せて事業者及び地方公共団体等に対する支援を

規定するとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症法において新型インフルエンザ等感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずる

2月17日

ワクチン接種（初回接種）開始

2月19日

第38回本部会議開催

（今会議より、ワクチン接種推進監の追加など本部員を見直し）

◎先に決定した緊急事態措置の解除を国に要請する基準

①7日間移動平均の新規陽性者数が、7日間連続300人以下となること

②重症病床使用率が、7日間連続60%未満となること

について、①は2/9に比して約100人前後減少、②は約10ポイント低下し、直近では50%を下回り、各指標の改善がみられる。また、新規陽性者の状況を見ると、今後さらに重症病床使用率の改善が予想される以上から、2月末で緊急事態措置の解除を要請することを決定

◎解除要請にあたっては、京都府、兵庫県と共同で実施すること、府民等への要請については、解除決定後に本部会議を開催し決定

◎緊急事態宣言が発令されている間は、大阪モデルの非常事態（赤色）解除基準を満たした場合でも、暫定的に赤色信号を点灯させたままとし、緊急事態宣言解除と同日に赤色信号を消灯（黄色信号に移行）

◎20～30代の新規陽性者数7日間移動平均の増加（減少）傾向を注視することは、感染拡大（収束）の兆候を推察する一つの「見張り番」となるとの大阪府新型コロナウイルス対策本部専門家会議座長の意見を踏まえ、20～30代の新規陽性者数7日間移動平均の状況（前日増加比）を「見張り番指標」として日々公表することを決定。増加傾向や減少傾向が見られる場合は、府民に対する注意喚起を行うなど、感染状況に応じた取組みを推進

2月23日

西村国務大臣と大阪府、京都府、兵庫県3知事によるTV会議を行い、2月末での緊急事態措置の解除を要請

2月26日

●第56回政府対策本部において、首都圏を除く6府県（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）の緊急事態措置を、2月28日をもって解除することが決定

第39回本部会議開催

◎2月28日に緊急事態措置が解除されるのを踏まえ、3月1日付けで「医療非常事態宣言」を解除し、**イエローステージ②へ移行**

イエローステージ②の期間（3/1～21まで）において、以下の要請を決定

○府民への呼びかけ

- ・4人以下でのマスク会食の徹底
- ・歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見は控えること
- ・不要不急の外出、移動は自粛すること

○イベントについて（府主催（共催）イベントを含む）

- ・【収容率】 大声なし **100%**以内
 大声あり **50%**以内
- ・【人数上限】 **5,000**人以下または定員の**50%**以内（上限**1**万人）のいずれか大きい方

○施設について

- ・区域：大阪市全域

【営業時間短縮要請】

- ・飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等（宅配、テイクアウト除く）、遊興施設（バー、カラオケボックス等で飲食店営業許可を受けている店舗）については、営業時間短縮（**5**時～**21**時）を要請。ただし、酒類の提供は**20**時**30**分まで

【協力依頼】

- ・区域：大阪府全域（大阪市域除く）
- ・業種別ガイドラインの徹底
- ・**CO2**センサーの設置

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

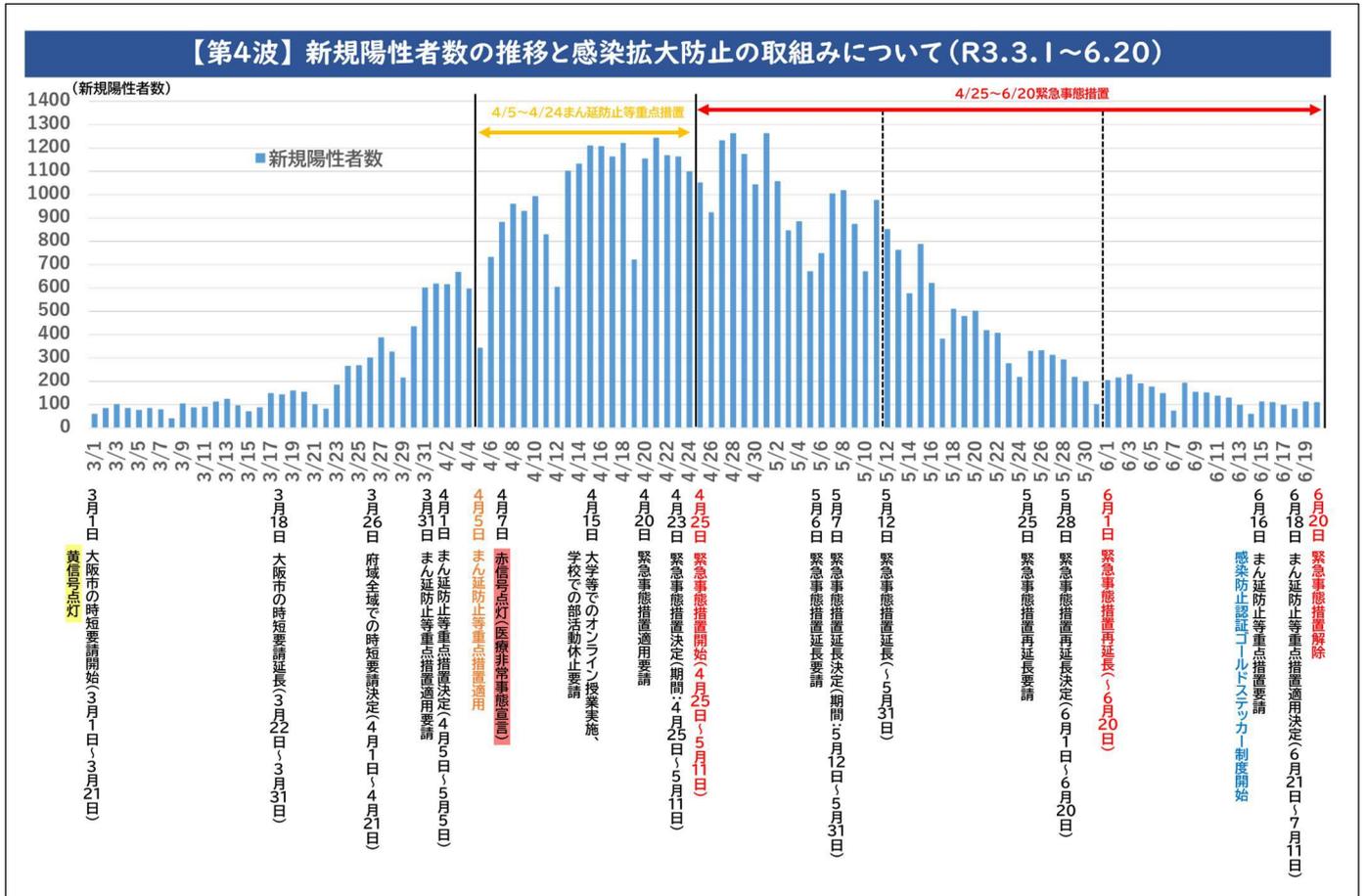
◎時短要請等コールセンターを設置

- ・設置日：**3**月**1**日
- ・開設時間：平日**9**時～**18**時
- ※ただし、**2**月**27**日（土）は開設（**9**時～**18**時）

(4) 第四波 (令和3年3月1日～令和3年6月20日)

～アルファ株による感染拡大。全国初のまん延防止等重点措置、罰則を伴う要請の開始～

★ 第四波期間中の新規陽性者総数：55,318人 / 1日最大陽性者数：1,260人



<感染状況と感染拡大防止に向けた主な取組>

3月5日

第57回政府対策本部において、首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の緊急事態措置の延長が決定（～3/21）

3月8日

営業時間短縮協力金(第2期)の受付を開始（当初4月19日まで、その後5月14日まで延長）

<営業時間短縮協力金(第2期)事業概要>

○対象期間：令和3年2月8日から28日

⇒続く

○支給要件

- ・20時から翌5時までの夜間時間帯に営業を行う店舗において、令和3年2月8日（又は開店日）から2月28日（又は閉店日）までの期間、5時から20時までの間に営業時間を短縮する（休業も含む）とともに、酒類の提供は11時から19時までとすること。
- ・感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、申請する店舗において感染防止宣言ステッカーを登録及び掲示していること。
- ・申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること

○支給額

- ①令和3年2月8日から28日まで要請を遵守した場合
1店舗あたり 126万円（1日あたり6万円×21日間）
- ②令和3年2月8日から閉店日（閉店日は2月8日から27日までの間）まで要請を遵守した場合
1店舗あたり 6万円×[令和3年2月8日から閉店日までの日数]
- ③開店日（開店日は2月9日から28日までの間）から令和3年2月28日まで要請を遵守した場合
1店舗あたり 6万円×[開店日から令和3年2月28日までの日数]

3月10日

第9回新型コロナウイルス感染症対策協議会において、宿泊療養施設確保計画の見直しを実施され、フェーズ毎の宿泊療養施設の室数を以下のとおり見直し。

| | 設定 部屋数 | 次フェーズ移行の判断基準 (下記基準と感染拡大状況から総合的に判断) |
|-------|-----------|---------------------------------------|
| フェーズ1 | 800室 | 療養者がおおよそ240人以上⇒フェーズ2移行準備 |
| フェーズ2 | 1,600室 | 療養者がおおよそ800人以上⇒フェーズ3移行準備 |
| フェーズ3 | 2,400室 | — |

3月18日

●第58回政府対策本部において、緊急事態宣言の解除が決定

併せて宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応として、以下を提示

- ①飲食の感染対策
- ②変異株対策の強化
- ③モニタリング検査など感染拡大防止策の強化
- ④ワクチン接種の着実な推進
- ⑤医療提供体制の充実

第40回本部会議開催

◎3月1日の緊急事態措置解除前後から新規陽性者の増加、重症病床使用率の下げ止まり、軽症中等症病床使用率や宿泊療養施設部屋数使用率は増加に転じており、感染拡大の契機（恒例行事による人流拡大等）が多い時期を踏まえ、感染の再拡大を防ぐため、引き続きイエローステージの期間（3/22～31まで）において、現在の要請を以下のとおり変更することを決定

○府民への呼びかけ

- ・首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）との往来を自粛すること
- ←（不要不急の外出、移動は自粛すること）

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

◎「見張り番指標」を以下のとおり修正。目安到達状況や、感染状況・感染拡大の契機（恒例行事による人流の拡大など）の有無などを考慮のうえ、府民に注意喚起を実施

| 区分 | 見張り番指標 | 目安 | 兆候の探知 |
|----------------------------------|------------------------|----------|------------------------|
| 若年層の増加傾向 (今後1～2週間の感染拡大の兆候を予測) | 20・30代新規陽性者数7日間移動平均 | 概ね30人以上 | 左記の全ての指標が 目安を満たした場合 |
| | 20・30代新規陽性者数7日間移動平均前日比 | 4日連続1を超過 | |

3月22日

人の往来が多くなる年度末から年度初めにかけて、感染防止対策のため、東京方面からの新幹線での来阪者・帰省者に対する検温等を実施

<実施概要>

- ・場所：新大阪駅構内（3ヶ所）
- ・内容：東京方面からの新幹線利用者に対して、サーモグラフィー等による自動体温確認を実施し、『37.5℃』以上と測定された方にチラシ配布を行うとともに、健康観察や保健所・医療機関等への相談をお願いする
- ・期間：3月22日～4月9日 各日9：00～21：00
- ・体制：①3月22日～24日：4名/班×3班 計12名（大阪府）
②3月25日～4月9日：3名（大阪府1名、委託2名）/班×3班×2交代 計18名



**体温チェックで
発熱症状(37.5℃以上)が
みられた方へ**

大阪府では、**新型コロナウイルス感染症**の感染拡大防止のため、新大阪駅でサーモグラフィー等による体温チェックを実施しています。
37.5℃以上が測定された方には、このチラシをお渡ししています。
チラシを受け取られた方は、以下のとおり、受診相談センター等へご連絡していただき、すみやかに医療機関での受診をお願いします！

★お住まい、滞在先が大阪市の方
⇒ **大阪市 新型コロナ受診相談センター**
TEL 06-6647-0641
【24時間土・日・祝日も対応】

★お住まい、滞在先が大阪府内で上記以外の方
⇒ **新型コロナ受診相談センター**
<連絡先は、裏面の一言表でご確認ください>
【24時間土・日・祝日も対応】

**移動の際にはマスク着用を徹底し、
できるかぎり人が大勢いるところを避けてください。**

発行所 大阪府 健康医療情報センター 健康危機管理課
発行日 令和3年3月

3月26日

第41回本部会議開催

◎明らかな感染拡大の傾向にあり、変異株の広がりも懸念される中、年度替わりで人の移動が増える時期でもあること

から、感染急拡大を抑えるため、イエローステージの期間の延長及び延長期間（4/1～21まで）において、現在の要請に以下のとおり追加・変更することを決定

○府民への呼びかけ

- ・少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

○イベントについて（府主催（共催）イベントを含む）

- ・人数上限 **5,000** 人以下または定員の **50%**以内のいずれか大きい方（4/11～）
←（人数上限：**5,000** 人以下または定員の **50%**以内（上限 1 万人）のいずれか大きい方）

○施設について

- ・区域：大阪府全域

【営業時間短縮要請】

- ・飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等（宅配、テークアウト除く）、遊興施設（バー、カラオケボックス等で飲食店営業許可を受けている店舗）については、営業時間短縮（5時～21時）を要請
ただし、酒類の提供は **20時30分** まで

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

3月31日

第42回本部会議開催

◎ 3月中旬以降から感染が急拡大しており、20・30代の感染経路不明者が多く今後、高齢者施設や会社等での広がりが予想されることから、より強い感染症対策を実施するため、国にまん延防止等重点措置の要請を行うことを決定

4月1日

● 第59回政府対策本部において、4月5日から5月5日まで宮城県、大阪府及び兵庫県に対し、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とすることが決定

第43回本部会議開催

◎ 4月5日から5月5日まで大阪府がまん延防止等重点措置を実施すべき区域となったことを受け、まん延防止等重点措置期間において、以下の要請を決定

○まん延防止等重点措置を実施すべき区域：大阪市

○府民への呼びかけ

- ・4人以下でのマスク会食の徹底
- ・少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
- ・営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等のみだりに出入りをしないこと
- ・歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること
- ・大阪市内における不要不急の外出、移動は自粛すること
- ・大阪府外への不要不急の外出、移動は自粛すること

○イベントについて（府主催（共催）イベントを含む）

- ・参加人数の上限は **5,000** 人以下

○施設について

【営業時間短縮要請 (大阪市内)】

- ・飲食店 (居酒屋含む)、喫茶店等 (宅配、テイクアウト除く)、遊興施設 (バー、カラオケボックス等で飲食店営業許可を受けている店舗) については、営業時間短縮 (5時～20時) を要請
ただし、酒類の提供は 11時から 19時まで

【営業時間短縮要請 (大阪府域 (大阪府域を除く))】

- ・飲食店 (居酒屋含む)、喫茶店等 (宅配、テイクアウト除く)、遊興施設 (バー、カラオケボックス等で飲食店営業許可を受けている店舗) については、営業時間短縮 (5時～21時) を要請
ただし、酒類の提供は 11時から 20時 30分まで

【協力依頼 (大阪市内)】

- ・運動施設、遊技場、劇場、映画館、集会場、展示場、博物館、図書館等、ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る) については、営業時間短縮 (5時～20時)、ただし、酒類の提供は 11時～19時、催物の開催制限に係る施設は、イベント開催要件を守ること、入場者の整理誘導等を行うことの協力を依頼
- ・遊興施設、1,000㎡を超える物品販売又はサービス業を営む店舗 (生活必需関係除く) については、営業時間短縮 (5時～20時)、ただし、酒類の提供は 11時～19時、入場者の整理誘導等を行うことの協力を依頼

※詳細は 4.要請内容の変遷を参照

◎まん延防止等重点措置コールセンターを設置

- ・設置日: 4月5日
- ・開設時間: 平日 9:30～17:30
- ※ただし、4月2日 (金) は開設 (9:30～17:30)

4月5日

飲食店等における感染防止対策徹底のための見回り調査を開始

※詳細は 2.取組等の詳細 (5) 飲食店等への要請の実効性確保【昼の見回り】を参照

<調査概要>

内 容: ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、まん延防止等重点措置区域である大阪市内の飲食店に個別訪問し、感染防止対策の状況を確認するため、見回り調査を実施

②緊急事態措置の適用により調査区域を大阪府内全域に拡大して実施

期 間: ①4月5日 (月) ～5月5日 (水祝)

②4月25日 (日) ～5月11日 (火) ※緊急事態措置の延長に伴い5/31まで実施

時 間: ①13:30～17:30

②11:00～20:00

対 象: ①大阪市内の飲食店約4万店

②大阪府内の飲食店約8万店

主な調査項目 (①②共通)

- ・アクリル板等の設置 (又は座席の間隔の確保)
- ・消毒液の設置 (手指消毒の徹底)
- ・換気の徹底及び CO2 センサーの設置

⇒続く

・マスク会食の徹底

等について目視確認及び聞き取り調査を実施

体制：①大阪府 20名、大阪市 20名 2名/班 計 20班 40名体制 (～4/11)

委託事業者各日 2名/班 計 150班 300名体制 (4/12～)

②委託事業者 300名、市町村 150名、大阪府 150名

委託事業者 1名と市町村 (又は大阪府) 1名/班 計 300班 600名体制

4月6日

新たな宿泊療養施設を確保するため、第2回の公募を開始 (～4月9日まで)

<公募概要>

【条件】 1棟 100室以上で 1棟貸し可能な府内の宿泊施設 ⇒55施設 (10,149室) から応募

4月7日

第44回本部会議開催

◎変異株が広がり感染急拡大が続く中、重症病床使用率が大阪モデルの非常事態基準 70%を超えたことから、赤信号の点灯、「医療非常事態宣言」を発出し、レッドステージ①への移行決定

現在の要請に以下のとおり追加することを決定

○府民への呼びかけ

・大阪府全域における不要不急の外出、移動は自粛すること (4/8～)

○施設について

・大阪市内の運動施設等の施設 (飲食店、遊興施設等除く) への協力依頼を大阪市内外の施設へ拡大

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

4月8日

営業時間短縮協力金 (第3期) の受付を開始 (5月27日まで)

<営業時間短縮協力金 (第3期) 事業概要>

○対象期間：令和3年3月1日から4月4日

○支給要件

・大阪市内に要請対象施設 (店舗) を有すること

・21時から翌5時までの夜間時間帯に営業を行う店舗において、令和3年3月1日 (又は開店日) から4月4日 (又は閉店日) までの期間又は3月21日までの期間、5時から21時までの間に営業時間を短縮する (休業も含む) とともに、酒類の提供は20時30分までとすること

・感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、申請する店舗において感染防止宣言ステッカーを登録及び掲示していること。

・申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること

○支給額

①令和3年3月1日から4月4日まで要請を遵守した場合

1店舗あたり 140万円 (1日あたり4万円×35日間)

⇒続く

- ②令和3年3月1日から閉店日(閉店日は3月1日から4月3日までの間)まで要請を遵守した場合
1店舗あたり 4万円×[令和3年3月1日から閉店日までの日数]
- ③開店日(開店日は3月2日から4月4日までの間)から令和3年4月4日まで要請を遵守した場合
1店舗あたり 4万円×[開店日から令和3年4月4日までの日数]

4月12日

- 営業時間短縮要請の実効性確保のための現地確認調査を開始

※詳細は2.取組等の詳細(6)飲食店等への要請の実効性確保【夜の見回り】

(7)命令違反に係る裁判所への過料通知 を参照

<概要>

【目的】

- ①営業時間短縮要請への協力状況を確認するため、まん延防止等重点措置区域(大阪府域)において、**20時以降**、調査を実施。また、時短要請に応じていない店舗に対して、**20時以降**、実地確認を行い、是正指導を実施
- ②緊急事態措置の適用により確認区域を大阪府内全域に拡大して実施するとともに、コールセンターに通報があった店舗についても実施

【時短要請への協力状況の現地調査】

期 間：①4月12日～5月5日

②4月25日～5月11日※緊急事態措置の延長等に伴い6/20まで実施

時 間：①**20:00～21:00**

②**20:00～22:00**、通報案件**22:00～2:00**

調査要領：①②共通

事前に指定されたエリア内の飲食店を外観から調査し、「未協力店舗(20時以降開店している店舗)」を把握しリスト化

※6/1～は通報案件のみ実施

体 制：委託事業者**100名**

【時短要請に応じていない店舗への実地確認等】

期 間：①4月19日～5月5日

②4月25日～5月11日※緊急事態措置の延長等に伴い6/20まで実施

時 間：**20時以降**

実施要領：時短要請に応じていない店舗に対し、個別訪問のうえ

①実地調査(任意)

②立ち入り検査(特措法第72条第1項)

③個別要請(特措法第31条の6第1項)

④命令事前通知

を順次実施

体 制：大阪府2名/班 計**50班 100名**体制

- 新たな宿泊療養施設を確保するため、宿泊療養施設第6回事業者選定委員会を開催し2施設を選定

4月14日

第45回本部会議開催

- ◎政府分科会の指標のうち、陽性率以外がステージⅣの基準を超過するとともに、引き続き7日間累計新規陽性者数は増加しており、重症病床使用率が**95.1%**に達するなど、医療提供体制が極めて逼迫していることから、レッドステージ②への移行決定
現在の要請を継続することを決定

4月15日

繁華街（大阪市内）における外出自粛の呼びかけを開始

<活動概要>

内 容：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、まん延防止等重点措置区域である大阪市内の繁華街において、外出自粛の呼びかけを実施

期 間：①4月15日～5月5日

②5月6日～31日（緊急事態措置の適用及び延長により）

時 間：①②共通 19：30～20：30

活動場所：①A ミナミ・日本橋、B キタ、C 天王寺・新世界・上本町、D 京橋・OBP、E 淡路・十三

②A ミナミ・日本橋、B キタ

活動概要：各日1地区を5班でエリア分けし、府民等に対する外出自粛の呼びかけを行う

体 制：①大阪府1名、大阪市1名、大阪府警1名の3名/班 計5班 15名

②大阪府1名、大阪府警1名の2名/班 計5班 10名

4月20日

第46回本部会議開催

- ◎4月19日現在、政府分科会におけるモニタリング指標のうち、陽性率以外はステージⅣ相当にあり、かつ重症及び軽症中等症病床を含む病床占有率が急増し過去最多の**80%**を超過。また、まん延防止等重点措置の開始から2週間が経過しているが、感染拡大が継続している状況から、国に対し緊急事態措置の適用を要請することを決定

4月23日

- 第62回政府対策本部において、緊急事態が発生した旨宣言され、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の4都府県を、緊急事態措置を実施すべき区域として公示

第47回本部会議開催

- ◎4月25日から5月11日まで大阪府が緊急事態措置区域となったことを受け、緊急事態措置期間において、以下の要請を決定

○府民への呼びかけ

- ・不要不急の外出※は自粛すること ※医療機関への通院、食料・医療品の・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

- ・不要不急の都道府県間移動は自粛すること
 - ・路上、公園等における集団での飲酒はしないこと
 - ・特に、**20**時以降の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること
 - ・少しでも症状がある場合、早めに検査を受信すること
 - イベントについて (府主催 (共催) イベントを含む)
 - ・主催者に対し、規模や場所に関わらず、無観客開催を要請
 - 大学等へのお願い
 - ・授業は、原則オンラインとし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室等の活用等により密を回避すること
 - ・学生に対し、部活動の自粛を徹底すること
 - 経済界へのお願い
 - ・在宅勤務 (テレワーク)、大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減をめざすこと
 - 施設について
 - 【飲食店等への要請】
 - ・飲食店 (居酒屋含む)、喫茶店等 (宅配、テイクアウト除く)、遊興施設 (バー、キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ※等で飲食店営業許可を受けている店舗) について、
 - ：酒類提供又はカラオケ設備提供をする場合は、施設の休止を要請
 - ：酒類提供又はカラオケ設備提供をしない場合は、営業時間短縮 (**20**時まで) を要請
 - ※インターネットカフェ等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外 (ただし、酒類提供、カラオケ設備提供の自粛を要請)
 - 【飲食店以外への要請】
 - ・映画館等、商業施設、運動・遊技施設、遊興施設、博物館等、サービス業の施設のうち
 - ： **1,000 m²**超の施設は、休止を要請
 - ： **1,000 m²**以下の施設は、適切な入場整理、酒類提供・カラオケ設備提供の自粛、営業時間短縮 (**20**時まで) の協力を依頼
- ※詳細は4.要請内容の変遷を参照
- 公共交通機関 (地下鉄、バス等) への協力依頼
 - ・土日祝の減便
 - ・平日の終電時刻の繰上げ
 - ・主要ターミナルにおける検温の実施
- ◎緊急事態措置コールセンターを設置 (民間委託)
 - ・開設時間：平日 **9:30～17:30**
 - ※ただし、**4/23** は本部会議後 **22** 時まで
 - 4/24 (土) /25 (日)** は **9:30～22:00** まで
 - 4/29 (木)、5/3 (月) /4 (火) /5 (水)** は **9:30～17:00** まで開設

4月26・27日

- 緊急事態措置に伴う市町村説明会 (TV会議) を実施し、下記について協力を依頼
- ・飲食店等における感染防止対策の徹底への協力について

・外出自粛への協力の呼びかけについて

4月28日

新規陽性者数は、**1,260**人を記録。第四波で最多となる（5月1日も同数）

4月30日

●国より、飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について通知

<通知の概要>

- ・飲食店の感染対策を強化するため、既に一部の自治体で導入され、かつ、成果を上げている第三者認証制度を参考に、導入することが必要
- ・各自治体においては、「感染対策に係る認証の基準（案）」をベースに、第三者認証制度の導入に可及的速やかに着手
- ・緊急事態措置、まん延防止等重点措置の対象区域は、各知事の判断で、実施中の飲食店の見回りに注力し、その後可及的速やかに検討

●新たな宿泊療養施設を確保するため、宿泊療養施設第7回事業者選定委員会を開催し4施設を選定

5月6日

第48回本部会議開催

◎引き続き、陽性率以外はモニタリング指標のステージⅣ相当であり、緊急事態措置の開始から**10日**ほど経過しているが、新規陽性者数は高止まり、重症病床及び軽症中等症病床含む病床占有率は**80%**を超過する状態が継続していることから緊急事態措置を実施すべき期間の延長を国に要請することを決定

5月7日

●第63回政府対策本部において緊急事態措置を実施すべき期間を5月**31日**まで延長することが決定

第49回本部会議開催

◎緊急事態措置を実施すべき期間が5月**31日**まで延長されたことを受け、現在の要請を以下のとおり変更することを決定

○施設について

【飲食店等について】

- ・酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む）又はカラオケ設備提供をする場合は、施設の休止を要請
- 酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む）又はカラオケ設備提供をしない場合は、営業時間短縮（**20時**まで）を要請
- ←酒類提供又はカラオケ設備提供をする場合は、施設の休止を要請
- 酒類提供又はカラオケ設備提供をしない場合は、営業時間短縮（**20時**まで）を要請

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

5月20日

営業時間短縮協力金 (第4期) (大阪府内 (大阪市内除く) ・大阪市内) の受付を開始 (7月7日まで)

<営業時間短縮協力金 (第4期) 事業概要>

(大阪府内 (大阪市内除く))

○対象期間：令和3年4月1日から24日

○支給要件

- ・大阪府内 (大阪市内除く) に要請対象施設 (店舗) を有すること。
- ・21時から翌5時までの夜間時間帯に営業を行う店舗において、令和3年4月1日 (又は開店日) から24日 (又は閉店日) までの期間、5時から21時までの間に営業時間を短縮する (休業も含む) とともに、酒類の提供は20時30分 (4月5日以降は11時から20時30分) までとすること。
- ・感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、申請する店舗において感染防止宣言ステッカーを登録及び掲示していること。
- ・申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること

○支給額

①令和3年4月1日から24日まで要請を遵守した場合

1店舗あたり 96万円 (1日あたり4万円×24日間)

②令和3年4月1日から閉店日 (閉店日は4月1日から23日の間) まで要請を遵守した場合

1店舗あたり 4万円×[令和3年4月1日から閉店日までの日数]

③開店日 (開店日は4月2日から24日までの間) から令和3年4月24日まで要請を遵守した場合

1店舗あたり 4万円×[開店日から令和3年4月24日までの日数]

(大阪市内)

○対象期間：令和3年4月5日から24日

○支給要件

- ・大阪市内に要請対象施設 (店舗) を有すること。
- ・20時から翌5時までの夜間時間帯に営業を行う店舗において、令和3年4月5日 (又は開店日) から24日 (又は閉店日) までの期間、5時から20時までの間に営業時間を短縮する (休業も含む) とともに、酒類の提供は11時から19時までとすること。
- ・感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、申請する店舗において感染防止宣言ステッカーを登録及び掲示していること。
- ・申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること

○支給額

売上高方式 (中小企業等) : 80万円から200万円

売上高減少額方式 (大企業等) : 0円から400万円

5月20日

飲食店等感染症対策備品設置支援金の受付を開始 (7月30日まで)

<概要>

○対象備品

- ・隣席または向かい合う人との飛沫感染防止のためのアクリル板等のパーティション

・店舗の換気状況を把握するためのCO2センサー（1店舗あたり上限3個）

○支給額

・対象備品の購入・設置に要した金額（税抜き）但し、1店舗あたり上限10万円（大阪市内の店舗については、1店舗あたり上限10万円上乗せ）

5月25日

第50回本部会議開催

◎緊急事態措置の開始以降、不要不急の外出自粛や休業要請など厳しい措置により、新規陽性者数は減少傾向にあるものの、引き続き病床占有率はステージⅣの目安を大きく超えており、今後も医療提供体制のひっ迫は継続する見込みであることから、緊急事態措置を実施すべき期間の再延長を国に要請することを決定

5月28日

●第67回政府対策本部において緊急事態措置を実施すべき期間を6月20日まで再延長することが決定

第51回本部会議開催

◎緊急事態措置を実施すべき期間が6月20日まで再延長されたことを受け、6月1日から20日の間、現在の要請を以下のとおり変更することを決定

○イベントについて（府主催（共催）イベントを含む）

・平日：【収容率・人数上限】50%以内かつ5,000人以内

【営業時間】21時まで、（飲食の提供）20時まで

休日：無観客、オンライン配信等で開催を要請

←（主催者に対し、規模や場所に関わらず、無観客開催を要請）

○施設について

【飲食店以外への要請】

・商業施設、遊技施設（マージャン店、パチンコ店等）、遊興施設（個室ビデオ店、勝馬投票券発売所）、サービス業の施設のうち1,000㎡超の施設は、

平日：営業時間短縮（20時まで）

休日：休止を要請

←（休止を要請）

・劇場等、遊興施設（ライブハウス）、集会・展示場、ホテル・旅館、運動・遊戯施設（遊園地、野球場、ゴルフ練習場等）、映画館は、

平日：【収容率・人数上限】50%以内かつ5,000人以内

【営業時間】（イベント）21時まで、（イベント以外）20時まで

休日：（イベント）無観客、オンライン配信等で開催

（イベント以外）1,000㎡超の施設は、休止

1,000㎡以下の施設は、【収容率・人数上限】50%以内かつ5,000人以内

【営業時間】20時まで

※1,000㎡を超える映画館のみ休日のイベント以外は休止を要請

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

6月8日

飲食店等に対する営業時間短縮等協力金(第5期)の受付を開始(7月19日まで)

<営業時間短縮等協力金(第5期)事業概要>

- 対象期間：令和3年4月25日から5月31日
- 支給要件
 - ・20時を超えて営業を行う店舗において、令和3年4月25日(又は開店日)から5月31日(又は閉店日)までの期間、酒類の提供(利用者が店内に持ち込む場合を含む)及びカラオケ設備の提供をしないで、20時までに営業時間を短縮又は休業すること
 - ・感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、申請する店舗において感染防止宣言ステッカーを登録及び掲示していること
 - ・申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること
- 支給額
 - 売上高方式(中小企業等)：148万円から370万円
 - 売上高減少額方式(大企業等)：0円から740万円

6月9日

- 第11回新型コロナウイルス感染症対策協議会において、病床確保計画の見直しを実施され、フェーズ毎の宿泊療養施設の室数を以下のとおり見直し

| 運用フェーズ | 部屋数 | 次フェーズ移行の判断基準 (下記基準と感染拡大状況から総合的に判断) | |
|--------|--------|---------------------------------------|---------------------------|
| | | 感染拡大時 | 感染収束時 |
| フェーズ1 | 800室 | およそ240人以上 ⇒フェーズ2移行準備 | - |
| フェーズ2 | 1,600室 | およそ800人以上 ⇒フェーズ3移行準備 | およそ240人未満 ⇒フェーズ1移行準備 |
| フェーズ3 | 2,400室 | およそ1,200人以上 ⇒フェーズ4移行準備 | およそ800人未満 ⇒フェーズ2移行準備 |
| フェーズ4 | 4,000室 | - | およそ1,200人未満 ⇒フェーズ3移行準備 |

6月16日

- 飲食店の第三者認証制度である「感染防止認証ゴールドステッカー制度」の申請受付を開始

※詳細は2.取組等の詳細(2)感染防止認証ゴールドステッカーを参照
(感染防止認証ゴールドステッカーについては、以下「GS」という。)

| 感染防止認証ゴールドステッカー 制度概要 | |
|----------------------|--|
| 概要 | 感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、新たな認証制度を創設。 |
| 対象 | 飲食店(但し、テイクアウト等を除く) |
| 認証基準 | 国基準を基本に、府独自基準を設定。 (例) ・アクリル板等の設置(座席間隔の確保) ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底、CO2センサーの設置 ・症状のある従業員に対する「 <u>飲食店スマホ検査センター</u> 」の積極的な利用の推奨 ・ <u>コロナ対策リーダー</u> の設置 等 |
| 受付開始 | 6月16日(水)～ |
| 公表 | 6月9日(水) 府HPで、「要綱」「認証基準」「コロナ対策リーダー研修教材」等を公表 |
| WEB説明会 | 6月10日(木) 13:00～14:30 ※翌日以降は、HPで動画を公開。詳細は、ホームページに掲載。 |
| 問合せ | 感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター 06-7178-1371 6月10日(木)～ 開設時間:平日 9時30分～17時30分 ※ただし、6/12(土)、13(日)、19(土)、20(日)は開設 |



- 飲食店「スマホ検査センター」を開設 ※詳細は 2.取組等の詳細 (3) 飲食店スマホ検査センターを参照

第52回本部会議開催

◎新規陽性者数は大きく減少し、ステージⅢの目安を下回るとともに、確保病床占有率及び重症病床占有率も、ステージⅣの目安を下回っている。しかし、確保病床占有率及び重症病床占有率は、いまだステージⅢの目安を超えており、再び感染が拡大すれば、医療提供体制のひっ迫は避けられないことから、大阪府が緊急事態措置を実施すべき区域から外れた場合は、大阪府域にまん延防止等重点措置の公示を行うよう、特措法第31条の4第6項に基づき国に要請することを決定

6月17日

- 第69回政府対策本部において、6月20日をもって大阪府が緊急事態措置を実施すべき区域から外れ、6月21日から7月11日までまん延防止等重点措置を実施すべき区域とすることを決定
- 第1期大阪府大規模施設等協力金の受付を開始(～7月30日まで)

※詳細は 2.取組等の詳細 (16) 大規模施設等協力金を参照

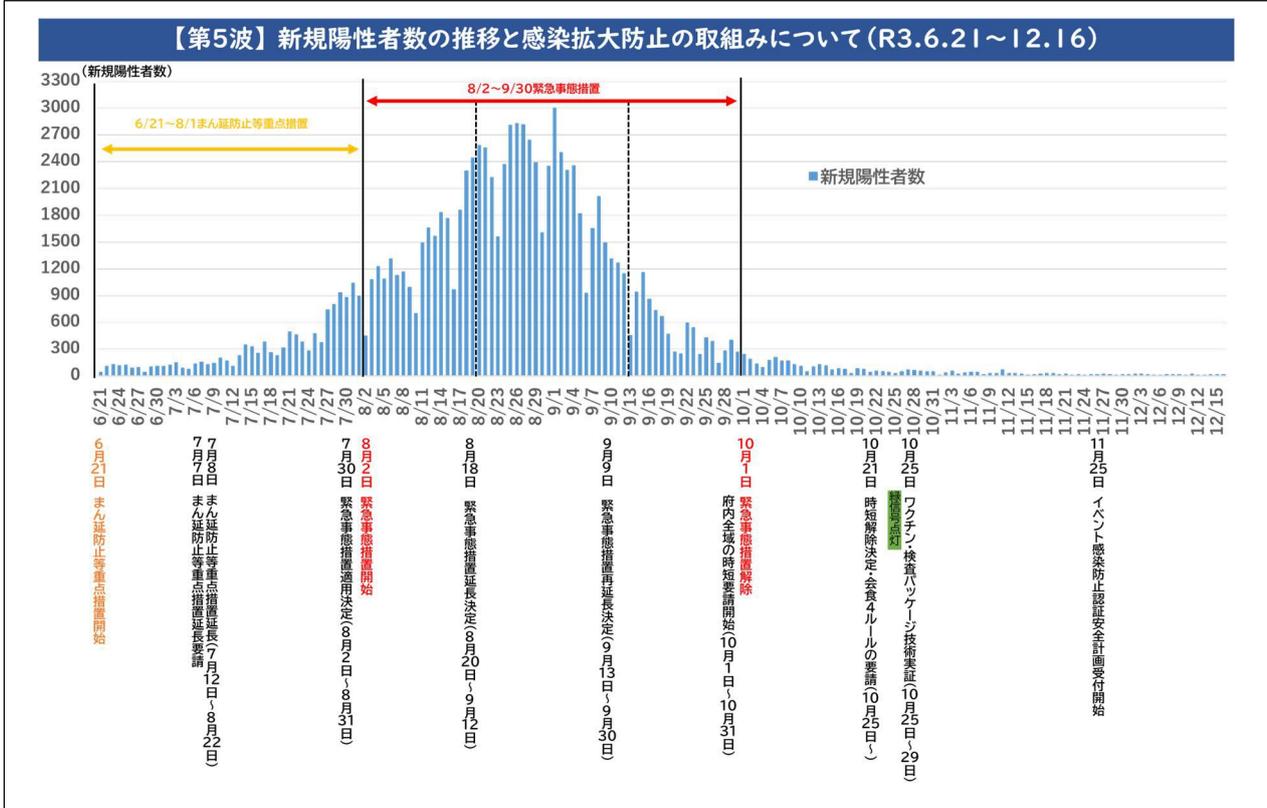
<第1期大阪府大規模施設等協力金事業概要>

- 対象期間：(緊急事態措置) 令和3年4月25日から5月31日まで(大阪府全域)
- 対象事業者：A. 休業要請に応じた、大規模施設(建築物の床面積1,000㎡超)の運営事業者
B. 休業要請又は無観客開催要請に応じた、大規模施設内のテナント事業者等
- 支給額：A-①当該施設の自己利用部分の休業面積1,000㎡毎に20万円/日 ⇒続く
A-②(一定の要件に当てはまる場合)施設内のテナント事業者などの店舗数×2千円/日
B 店舗等の休業面積100㎡毎に2万円/日(100㎡未満は一律2万円/日)
※映画館運営事業者は、A-①の額+(常設スクリーン数×2万円/日)
※映画配給会社は、常設スクリーン数×2万円/日

(5)第五波 (令和3年6月21日～令和3年12月16日)

～デルタ株による感染悪化、繰り返した措置の実施。医療・療養提供体制の再整備～

★第五波期間中の新規陽性者総数：100,891人／1日最大陽性者数：3,004人



<感染状況と感染拡大防止に向けた主な取組>

6月21日

まん延防止等重点措置 (期間 6月21日から7月11日) の実効性の確保を図るために、要請内容等を確認する見回りを開始

<概要>

【「飲食店」見回り隊】

内容：・GS申請済の店舗に対して、要請内容の遵守状況の現地確認
・GS未申請店舗に対して、申請勧奨及び酒類の提供中止の指導

時間：17：00～20：00

対象：大阪府内の飲食店 (宅配・テイクアウト等除く) 約7万店

体制：大阪府2名/班 計400班/800人体制及び一部民間委託

【夜の見まわり】

内容：20時までの営業時間短縮を要請している措置区域内の飲食店等の協力状況を外観から確認

時間：20：00～21：00

対象：大阪府内の飲食店 (措置区域外の10町村除く) 約10万店

体制：最大50人体制 (民間委託)

⇒続く

なお、各見回りにかかる民間委託契約については、まん延防止等重点措置の期間延長（8月22日まで）及び緊急事態宣言の発出（8月2日から31日）に伴い、契約期間を延長

7月1日

●飲食店等に対する営業時間短縮等協力金（第6期）の受付を開始（8月11日まで）

<営業時間短縮等協力金（第6期）事業概要>

○対象期間 令和3年6月1日から20日まで

○支給要件

- ・通常20時を超えて営業する店舗において、酒類の提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む及びカラオケ設備の提供をしないで、20時までの間に営業時間を短縮又は休業すること（通常酒類又はカラオケ設備の提供をしない場合を含む。）
- ・通常20時までの営業時間で酒類の提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）又はカラオケ設備を提供する店舗において、休業すること
- ・感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、店舗において大阪府感染防止宣言ステッカーを導入していること
- ・申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること

○支給額

売上高方式（中小企業等）：80万円から200万円

売上高減少額方式（大企業等）：0円から400万円

●緊急事態措置による飲食店の休業又は酒類の提供停止に伴う時短営業の影響を受け、厳しい状況が続いている府内の酒類販売事業者の方を支援するため、酒類販売事業者支援事業の受付を開始

※詳細は2.取組等の詳細（20）酒類販売事業者支援金を参照

7月7日

第54回本部会議開催

◎大阪府域に係る「まん延防止等重点措置を実施すべき期間」を延長されるよう、国に対し、要請することを決定

◎「大阪モデル」を第四波やワクチン接種状況、分科会指標との整合性を踏まえ、以下のとおり見直し

「大阪モデル」見直し

<修正(1)> (P4)

- 「警戒」へのステージ移行は、分科会指標のうち、ステージⅢの「直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数」15人以上及び病床使用率20%を設定する。ただし、重症病床使用率は、国と府で重症の定義が異なることから、府定義に基づく使用率とする。
- 「警戒」へのステージ移行は、感染拡大や医療提供体制への負荷の状況を早期探知するため、指標のいずれかが目安に到達した場合とする。

<修正(2)> (P4)

- 感染拡大を早期に探知し、その後の軽症中等症病床も含めた医療提供体制全体のひっ迫を防ぐため、「非常事態」の指標・基準として、分科会指標のうちステージⅣの「週・人口10万人あたり新規陽性者数」25人以上及び病床使用率50%を新たに設定する。また、重症病床のひっ迫状況を早期探知するため、重症病床使用率の目安を、現行の「70%以上」から「60%以上」に引き下げる。
- 「非常事態」へのステージ移行は、感染拡大や医療提供体制のひっ迫を最大限防ぐため、指標のいずれかが目安に到達した場合とする。

<修正(3)> (P4)

- 「非常事態解除」の指標・目安は、医療提供体制のひっ迫状況の改善を担保するため、7日間連続病床使用率50%未満、7日間連続重症病床使用率60%未満とする。
- 「非常事態解除」は、医療提供体制のひっ迫状況の改善を担保するため、指標の全てが目安に到達した場合とする。

<修正(4)> (P4)

- 「警戒解除」の指標・目安は、医療提供体制のひっ迫状況の改善を確実なものとするため、7日間連続病床使用率20%未満、7日間連続重症病床使用率20%未満とする。
- 「警戒解除」は、医療提供体制のひっ迫状況の改善を確実なものとするため、指標の全てが目安に到達した場合とする。

「大阪モデル」見直し

- ステージ移行については、指標の目安の到達状況を踏まえつつ、感染状況や医療提供体制の状況、感染拡大の契機も十分に考慮し、専門家の意見を聴取したうえで、対策本部会議で決定する。
- 指標及びその目安として、分科会がステージ移行の目安としている病床使用率、入院率、直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数のうち、入院率以外の2指標・基準を設定する。重症病床使用率は、国と府で重症の定義が異なることから、府定義に基づく使用率とする。
※ 指標のうち、「入院率」については新規陽性者の年代構成により率が変動することから設定しない。
※ 軽症中等症病床使用率や宿泊療養施設部屋数使用率は、引き続き、参考としてモニタリングを継続する。

| 区分 | モニタリング指標 | | 修正(1) | 修正(2) | 修正(3) | 修正(4) |
|--------------------|----------|---|----------------------|----------------------|--------------------|--------------------|
| | | | 警戒の目安 | 非常事態の目安 | 非常事態解除の目安 | 警戒解除の目安 |
| 感染状況 | 分科会指標 | ①直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数 | 15人以上 ※ (約189人/日) | 25人以上※ (約315人/日) | — | — |
| 医療提供体制 | 分科会指標 | ②病床使用率 <small>重症・軽症中等症ともに確保病床数 (7/6時点 重390床+軽中2457床)</small> | 20%以上 | 50%以上 | 7日間連続 50%未満 | 7日間連続 20%未満 |
| | 独自指標 | ③重症病床使用率 <small>確保病床数は一般医療と周立可能な250床</small> | 20%以上 | 60%以上 | 7日間連続 60%未満 | 7日間連続 20%未満 |
| 信号 (一定期間点灯させた後、消灯) | | | 上記いずれかが目安に達した場合 黄 | 上記いずれかが目安に達した場合 赤 | 上記全てが目安に達した場合 黄 | 上記全てが目安に達した場合 緑 |

※感染状況の指標については、ワクチン接種状況を踏まえ、適宜見直しを検討する。

<考慮事項> 「まん延防止等重点措置」・「緊急事態措置」適用区域に指定・解除される場合は、対策本部会議を開催し、ステージ移行の要否を決定する。

<参考 分科会指標> □ ステージⅢ・Ⅳ移行の主な目安となる指標・基準

| | 医療提供体制等の負荷 | | | | 感染の状況 | | |
|-------|------------|-------|-----------|---------------|--------------|-----------------------|----------------|
| | 病床使用率 | 入院率 | 重症者用病床使用率 | 人口10万人あたり療養者数 | 1週間平均のPCR陽性率 | 直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数 | 1週間平均の感染経路不明割合 |
| ステージⅢ | 20%以上 | 40%以下 | 20%以上 | 20人以上 | 5%以上 | 15人以上 | 50%以上 |
| ステージⅣ | 50%以上 | 25%以下 | 50%以上 | 30人以上 | 10%以上 | 25人以上 | 50%以上 |

7月8日

●第94回政府対策本部において、まん延防止等重点措置が8月22日まで延長することが決定

第55回本部会議開催

◎まん延防止等重点措置を実施すべき期間が8月22日まで延長されたことを受け、現在の要請の継続を決定

- 新たな宿泊療養施設を確保するため、第3回の公募を開始(7月21日まで)

＜公募概要＞

【条件】1棟単位、200室以上 ⇒27施設(7,048室)から応募

7月19日

- 第12回新型コロナウイルス感染症対策協議会を開催し、7月21日から宿泊療養施設確保計画を見直すことを決定

| 運用フェーズ | 部屋数 | 次フェーズ移行の判断基準 (下記基準と感染拡大状況から総合的に判断) | |
|--------|--------|---------------------------------------|------------------------|
| | | 感染拡大時 | 感染収束時 |
| フェーズ1 | 800室 | およそ240人以上 ⇒フェーズ2移行準備 | - |
| フェーズ2 | 1,600室 | およそ800人以上 ⇒フェーズ3移行準備 | およそ240人未満 ⇒フェーズ1移行準備 |
| フェーズ3 | 2,400室 | およそ1,200人以上 ⇒フェーズ4移行準備 | およそ800人未満 ⇒フェーズ2移行準備 |
| フェーズ4 | 4,000室 | およそ2,000人以上 ⇒フェーズ5移行準備 | およそ1,200人未満 ⇒フェーズ3移行準備 |
| フェーズ5 | 6,000室 | - | およそ2,000人未満 ⇒フェーズ4移行準備 |

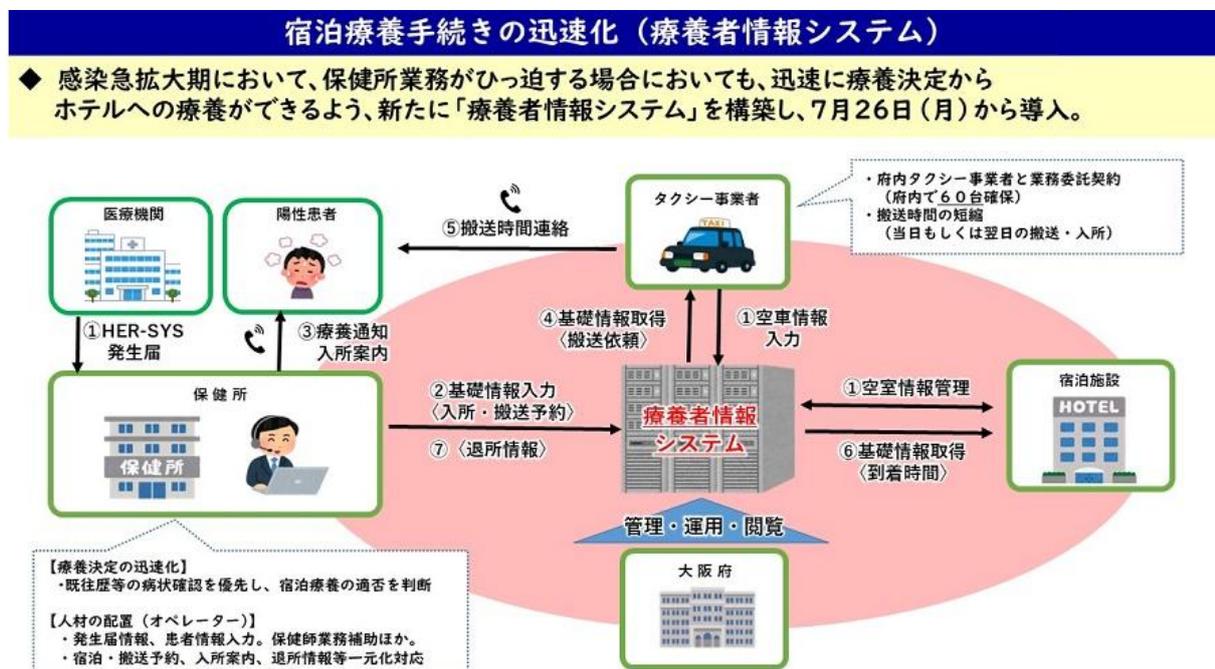
- 第2期大阪府大規模施設等協力金の受付を開始(～8月31日まで)

＜第2期大阪府大規模施設等協力金事業概要＞

- 対象期間：(緊急事態措置) 令和3年6月1日から20日まで(大阪府全域)
(まん延防止等重点措置) 令和3年6月21日から7月11日まで(府内33市)
- 要請内容：(6/1～20) 平日20時まで(映画・イベント21時)、
土日休業(6/21～7/11) 20時(映画・イベント21時)
- 対象事業者：A. 休業・時短要請に応じた、大規模施設(建築物の床面積1,000㎡超)の運営事業者
B. 休業・時短要請又は無観客開催要請に応じた、大規模施設内のテナント事業者等
- 支給額：A-①ア.当該施設の自己利用部分の休業面積1,000㎡毎に20万円/日
A-①イ.当該施設の自己利用部分の休業面積1,000㎡毎に
(20万円×短縮時間/本来の営業時間) /日
A-②ア.(一定の要件に当てはまる場合) 施設内のテナント事業者などの店舗数×2千円/日
A-②イ.(一定の要件に当てはまる場合) 施設内のテナント事業者などの店舗数×
(2千円×短縮時間/本来の営業時間)
B-①店舗等の休業面積100㎡毎に2万円/日(100㎡未満は一律2万円/日)
B-②店舗等の時短面積100㎡毎に(2万円×短縮時間/本来の営業時間) /日
(100㎡未満は一律(2万円×短縮時間/本来の営業時間) /日)
- ※映画館運営事業者は、休業の場合 A-①アの額+ (常設スクリーン数×2万円/日)
時短の場合 A-①イの額+ (常設スクリーン数×(2万円×時短で上映できない回数/本来の上映回数) /日)
- ※映画配給会社は、休業の場合、常設スクリーン数×2万円/日
時短の場合、常設スクリーン数×(2万円×時短で上映できない回数/本来の上映回数) /日

7月26日

感染急拡大期で、保健所業務がひっ迫する場合においても、迅速に宿泊療養ができるよう、患者の健康状態やホテルの空室、搬送車両の配置状況等の情報をオンライン上で管理し入退所の手続きを一括して行う大阪府療養者情報システム（O-CIS）を導入



7月29日

感染者数の増加傾向の継続が見込まれることから、宿泊療養施設確保計画の運用について、フェーズ 5 を見据え、6,000 室確保に向けた準備を進めていくため、第 9 回事業者選定委員会を開催し、南北部拠点の 2 施設を含め 11 施設から見積徴取することを決定〔28 施設 7,983 室（18 事業者）から 2,000 室を確保〕

7月30日

● 第 71 回政府対策本部において、大阪府が緊急事態措置の区域への追加（埼玉県、千葉県及び神奈川県も追加）が決定（8/2～31 まで）

第 56 回本部会議開催

◎ 8月2日から31日まで大阪府が緊急事態措置区域となったことを受け、緊急事態措置期間において、以下の要請を決定

○ 府民への呼びかけ

- ・不要不急の外出※は自粛すること ※医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外
- ・不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えること
- ・要請に応じず酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること
- ・路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること
- ・少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

- ・オリンピック、パラリンピックは自宅で応援すること
- イベントについて (府主催 (共催) イベントを含む)
 - ・【収容率・人数上限】50%以内かつ 5,000 人以内
 - ・【営業時間短縮】21 時 (飲食の提供は 20 時まで、酒類提供 (持ち込み含む) 又はカラオケ設備の提供はしないこと) まで
- 施設について
 - 【飲食店等への要請】
 - ・酒類提供 (持ち込み含む) 又はカラオケ設備提供をする場合は施設の休止を要請
 - ・酒類提供 (持ち込み含む) 又はカラオケ設備提供をしない場合は営業時間短縮 (20 時まで) を要請
 - 【飲食店以外への要請】
 - ・商業施設、遊技施設 (マージャン店、パチンコ店等)、遊興施設 (個室ビデオ店、勝馬投票券発売所)、サービス業の施設のうち 1,000 m²超の施設は、営業時間短縮 (20 時まで) を要請
 - ・劇場等、遊興施設 (ライブハウス)、集会・展示場、ホテル・旅館、運動・遊戯施設 (遊園地、野球場、ゴルフ練習場等)、博物館等は、
 - 【収容率・人数上限】50%以内かつ 5,000 人以内
 - 【営業時間】(イベント) 21 時まで、(イベント以外) 20 時まで
- 経済界へのお願い
 - ・在宅勤務 (テレワーク) 等による、出勤者数の 7 割削減をめざすこと。出勤者数削減状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること
- 大学等へのお願い
 - ・学生に対し、以下の行動の自粛を徹底すること
 - ：クラスター発生のリスクがある、部活動、多人数が接触する活動及び前後の会食
 - ：旅行 (合宿を含む) や自宅、友人宅での飲み会

※詳細は 4.要請内容の変遷を参照

- ◇府立学校においては、以下の制限を行いながら、教育活動を実施することとする。(市町村立及び私立学校園については、同様の対応を要請)
 - ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態 (1 教室 40 人まで) を継続
 - ・感染リスクの高い活動は実施しない
 - ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う
 - ・修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動、府内における校外学習等は感染防止策を徹底しながら実施ただし、旅行 (移動) 先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は延期または中止
 - ・部活動は、感染防止策を徹底しながら実施
 - ・感染リスクの高い活動は実施しない
 - ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導

8月2日

緊急事態措置の実効性確保に向けた取組みとして、繁華街 (キタ地区、北新地地区、ミナミ地区) における重点的な夜の見回り及び店舗への働きかけを実施

緊急事態措置の実効性確保に向けた取組み

繁華街(キタ地区、北新地地区、ミナミ地区)における重点的な夜の見回り及び店舗への働きかけ

| | |
|------|--|
| 対象 | キタ地区、北新地地区、ミナミ地区の約8,000店 ※対象エリアはP3参照 |
| 体制 | 最大20人体制(民間委託) ※「夜の見回り隊」とは別体制。期間中に複数回、巡回。 【期間:8/2～8/31 20:00～21:30】 |
| 実施内容 | 「夜の見回り隊」と同様 |
| 実施状況 | 見回り店舗数 延べ14,296店 うち8/2～8/9(1巡) (8月15日現在) 見回り店舗数 7,455店(うち協力店舗7,063店、未協力201店、判断できなかった191店) 【協力率 97.2% ※判断できなかった店舗除く】 |

繁華街において、20時以降営業している店舗に対し、警察の協力の下、府職員が直接訪問し、時短要請に応じてもらえるよう個別店舗への働きかけを実施

| | |
|----|--|
| 対象 | 繁華街において、20時以降営業が確認された店舗 |
| 体制 | 5班(15人)体制(大阪府2人、大阪府警察1人) 【期間:8/17～8/20 20:00～21:30】 |



2

緊急事態措置の実効性確保に向けた取組み



府民への呼びかけ(外出自粛、路上飲みへの注意喚起等)にかかる広報活動について

- 各市町村、消防等と連携した活動
 - ・青色防犯パトロール車(27市町140台)、消防車、ゴミ収集車、広報車の巡回による呼びかけの実施
 - ・防災行政無線、広報誌、SNS等を活用した発信
 - ・鉄道(JR、大阪メトロ等)や高速道路等のデジタルサイネージ、車内放送による呼びかけの実施など

8月6日

新たな宿泊療養施設を確保するため、第4回の公募を開始(受付:8月13日まで)

<公募概要>

【条件】大和川以南、1棟単位、100室以上 ⇒応募:1施設、153室

8月16日

飲食店等に対する営業時間短縮等協力金 (第7期) の受付を開始。(9月27日まで)

<営業時間短縮等協力金 (第7期) 事業概要>

○対象期間

令和3年6月21日から8月31日まで

(6月21日から7月11日、7月12日から8月1日、8月2日から31日の各期間のみの申請も可)

○支給要件

【まん延防止等重点措置期間 (6/21～7/11 及び 7/12～8/1)】

①通常、20時を超えて営業する店舗が、営業時間を20時までに短縮すること

②酒類提供 (利用者が種類を店内に持ち込む場合を含む) は原則自粛すること。ただし、酒類提供する場合は、GSを申請し、同一グループの入店を原則2人以内 (7月12日以降は4人以内。同居家族の場合を除く。) にするとともに、酒類提供は11時から19時までの間とすること

③カラオケ設備の利用を自粛すること

【緊急事態措置期間 (8/2～31)】

①酒類提供 (利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む) 又はカラオケ設備提供をする店舗が、施設を休止すること

②酒類提供 (利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む) 又はカラオケ設備提供をしない店舗であつて、通常、20時を超えて営業する店舗が、営業時間を20時までに短縮すること

・感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、店舗において大阪府感染防止宣言ステッカー又はGSを登録及び掲示していること

・申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること

○支給額

【6月21日から7月11日】

売上高方式 (中小企業等) : 63～210万円 (市の区域)

52.5～157.5万円 (町村の区域)

売上高減少額方式 (大企業等) : 0～420万円 (市の区域、町村の区域)

【7月12日から8月1日】

売上高方式 (中小企業等) : 63～210万円 (市の区域)

52.5～157.5万円 (町村の区域)

売上高減少額方式 (大企業等) : 0～420万円 (市の区域、町村の区域)

【8月2日から31日】

売上高方式 (中小企業等) : 120～300万円 (市の区域、町村の区域)

売上高減少額方式 (大企業等) : 0～600万円 (市の区域、町村の区域)

8月17日

第73回政府対策本部において、緊急事態措置を実施すべき期間を9月12日まで延長することを決定

8月18日

第57回本部会議開催

◎ 緊急事態措置を実施すべき期間が9月12日まで延長されたことを受け、現在の要請に以下の要請を追加する

ことを決定

○ 府民への呼びかけ

- ・重症化リスクが高い40代、50代は、特に感染防止対策を徹底すること

○ 施設について

【飲食店以外への要請】

- ・商業施設のうち、百貨店の地下の食品売り場に対し、通常営業時の半数程度の入場者を目安とし入場整理等を徹底すること

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

◇ 府立学校における今後の教育活動については、8月20日以降、以下を新たに決定

○ 修学旅行等、宿泊や府県間の移動を伴う行事【9/1出発分～】

- ・原則延期する
- ・延期が困難な場合は、感染防止策を徹底したうえで以下の条件を満たした場合にのみ実施する
 - ① 旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受入れ拒否をしていない
 - ② 事前に滞在先の保健所と調整を行い、児童生徒・教職員等が陽性となった場合でも、現地での受入れ体制が整っている
 - ③ 参加する児童生徒、引率する教職員に、事前のPCR検査を実施

○ 部活動

- ・発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせるよう改めて指導を徹底
- ・府内外を問わず、合宿や他校との練習試合（合同練習を含む）は実施しない

○ 学校行事（文化祭・体育祭）

- ・感染リスクの高い活動（飲食物の提供、騎馬戦等）は実施しない

8月30日

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、緊急事態宣言が発令されている滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県の4府県の知事が共同で、人と人の接触を減らすとともに、府県をまたぐ移動を最小限にすることを働きかける緊急メッセージ（動画）を発信

緊急メッセージについては、JR西日本の車内ディスプレイで放映するほか、民間事業者等の協力を得て、各所のデジタルサイネージ等で9月12日まで放映

9月1日

新規陽性者数は、**3,004**人を記録。第五波で最多となる

9月6日

大阪コロナ大規模医療・療養センター（仮称）の設置・運営事業を行う事業者の公募を実施（公募期間9月9日まで）

※詳細は2.取組等の詳細（9）大阪コロナ大規模医療・療養センターを参照

<公募概要>

【事業目的】

- ・新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、無症状・軽症の自宅療養者及び中等症患者を療養・治療するため、大規模医療・療養施設を臨時的に設置し運営

【事業内容】

- ・インテックス大阪6号館において、無症状・軽症患者800人、中等症患者200人を療養・治療する施設の整備・運営を行う。3階部分を無症状・軽症患者の療養施設（500床）とし、1階部分を無症状・軽症患者の療養施設（300床）に加え、中等症患者の治療施設（200床）として活用
- ・施設整備は、1期（3階部分）、2期（1階部分）に分割して実施することとし、1期分は9月中のオープンをめざす。2期分のオープン時期は、別途指示
- ・事業者は、1期及び2期の両方を整備、運営することを前提とするが、1期のみ先行して整備

【設置期間】

- ・令和3年9月中～令和4年5月末（予定）

9月9日

- 第76回府政対策本部において、緊急事態措置を実施すべき期間を9月30日まで延長することを決定

第58回本部会議開催

- ◎緊急事態措置を実施すべき期間が9月30日まで再延長されたことを受け、9月13日から30日まで、現在の要請を継続することを決定

- ◇府立学校における今後の教育活動については、新たに感染者が確認された場合の臨時休業・学級閉鎖等に関して、次のとおりとすることを決定
- 陽性者が確認された場合、学校全体を臨時休業するとともに、PCR検査対象者リストを保健所に提出
- 保健所による検査対象者の決定後、検査結果判明まで検査対象者の所属する学級等の閉鎖
- 検査の結果、陽性者が判明した場合は、学級等の閉鎖を7日間延長、陽性者がいない場合は学級等の再開（濃厚接触者は14日間の行動制限）

9月10日

- 大阪コロナ大規模医療・療養センター（仮称）設置・運営事業について、事業者によるプレゼンテーション（オンライン）を行った後、有識者意見を踏まえた選定委員会を開催
⇒9月13日 事業者決定・公表
- 第3期大阪府大規模施設等協力金の受付を開始（～10月22日まで）

<第3期大阪府大規模施設等協力金事業概要>

- 対象期間：（まん延防止等重点措置）令和3年7月12日から8月1日まで（府内33市）
（緊急事態措置）令和3年8月2日から31日まで（大阪府全域）
- 要請内容：（7/12～8/1）21時まで
（8/2～31）20時（映画・イベント21時）

⇒続く

- 対象事業者：A 時短要請に応じた、大規模施設（建築物の床面積 **1,000 m²**超）の運営事業者
B.時短要請に応じた、大規模施設内のテナント事業者等
- 支給額：A-①当該施設の自己利用部分の休業面積 **1,000 m²**毎に（**20 万円**×短縮時間/本来の営業時間）/日
A-②（一定の要件に当てはまる場合）施設内のテナント事業者などの店舗数×（**2 千円**×短縮時間/本来の営業時間）
B-店舗等の時短面積 **100 m²**毎に（**2 万円**×短縮時間/本来の営業時間）/日
（**100 m²**未満は一律（**2 万円**×短縮時間/本来の営業時間）/日）
- ※映画館運営事業者、A-①の額+（常設スクリーン数×（**2 万円**×時短で上映できない回数/本来の上映回数）/日）
- ※映画配給会社、常設スクリーン数×（**2 万円**×時短で上映できない回数/本来の上映回数）/日）

9月24日

飲食店等に対する営業時間短縮等協力金（第8期）の受付を開始（11月4日まで）

<営業時間短縮等協力金（第8期）事業概要>

- 対象期間 令和3年9月1日から**30**日まで
- 支給要件
- ・通常**20**時を超えて営業する店舗において、酒類の提供（利用者が酒類を店内持ち込む場合を含む）及びカラオケ設備の提供をしないで、**20**時まで営業時間を短縮又は休業すること（通常営業において、酒類又はカラオケ設備の提供をしない場合を含む。）
 - ・通常**20**時までの時間帯に営業している、酒類の提供（利用者が酒類を店内持ち込む場合を含む）又はカラオケ設備を提供する店舗において、休業すること（酒類及びカラオケ設備の提供を元々行っていない店舗は対象外。）
 - ・感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、対象期間の始期までに、申請する店舗において、大阪府が発行する感染防止宣言ステッカー又は**GS**を登録及び掲示していること
 - ・申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること
- 支給額
- 売上高方式（中小企業等）：**120 万円**から**300 万円**
売上高減少額方式（大企業等）：**0 円**から**600 万円**

9月28日

第59回本部会議開催

◎**9月30日に緊急事態措置が解除される見込みを踏まえ、10月1日から31日までの期間において、以下の要請を決定**

（政府対策本部において、大阪府が「緊急事態措置を実施すべき区域」から除外された場合に発効）

- 府民への呼びかけ
- ・混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること
 - ・要請時間以降に営業したりカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること

- ・都道府県間の移動の際は、感染防止対策を徹底
- イベントについて (府主催 (共催) イベントを含む)
 - ・【収容率】 大声なし **100%**以内
 大声あり **50%**以内
 - ・【人数上限】 **5,000** 人以下または定員の **50%**以内 (上限 **1** 万人) のいずれか大きい方
- 施設について
 - 【飲食店等への要請】
 - ・GS 認証店舗は、営業時間短縮 (**21** 時まで)、酒類提供 (持込み含む) は **11** 時～**20** 時 **30** 分
同一グループ・同一テーブル原則 **4** 人以内、カラオケの利用自粛
 - ・その他の店舗は、営業時間短縮 (**20** 時まで)、酒類提供 (持込み含む) は自粛、同一グループ・
同一テーブル原則 **4** 人以内、カラオケの利用自粛
 - 【飲食店以外への要請】
 - ・商業施設 (地下の食品売り場含む)、遊技施設 (マージャン店、パチンコ店等)、遊興施設 (個室ビデオ
店勝馬投票券発売所)、サービス業の施設のうち **1,000** m²超の施設は、営業時間短縮(**21** 時まで)を要請
 - ・劇場等、遊興施設 (ライブハウス)、集会・展示場、ホテル・旅館、運動・遊戯施設 (遊園地、野球場、ゴルフ練習場等)、博物館等は、
 - 【収容率・人数上限】イベント開催制限と同じ
 - 【営業時間】**21** 時まで

※詳細は 4.要請内容の変遷を参照

●第 77 回政府対策本部において、9 月 30 日をもって、緊急事態を終了することが決定

10 月 12 日

第 4 期大阪府大規模施設等協力金の受付を開始 (～11 月 30 日まで)

＜第 4 期大阪府大規模施設等協力金事業概要＞

- 対象期間：(緊急事態措置) 令和 3 年 9 月 1 日から 30 日まで (大阪府全域)
 - 要請内容：**20** 時 (映画・イベント **21** 時)
 - 対象事業者：**A** 時短要請に応じた、大規模施設 (建築物の床面積 **1,000** m²超) の運営事業者
B.時短要請に応じた、大規模施設内のテナント事業者等
 - 支給額：**A-①**当該施設の自己利用部分の休業面積 **1,000** m²毎に (**20** 万円×短縮時間/本来の営業時間) /日
A-② (一定の要件に当てはまる場合) 施設内のテナント事業者などの店舗数× (**2** 千円×短縮時間/本来の営業時間)
B-店舗等の時短面積 100 m²毎に (**2** 万円×短縮時間/本来の営業時間) /日
(**100** m²未満は一律 (**2** 万円×短縮時間/本来の営業時間) /日)
- ※映画館運営事業者、**A-①**の額+ (常設スクリーン数× (**2** 万円×時短で上映できない回数/本来の上映回数) /日)
- ※映画配給会社、常設スクリーン数× (**2** 万円×時短で上映できない回数/本来の上映回数) /日

10月21日

第60回本部会議開催

◎新規陽性者数が1日平均73人に減少し、医療提供体制においても「警戒」(黄色信号)解除の目安を満たしたことから、現行の措置解除と合わせて「警戒」を解除し、10月25日で緑信号点灯の適用を決定
10月25日～11月30日までの期間において、以下の要請を決定

○府民への呼びかけ

- ・感染防止対策(3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等)の徹底
- ・会食を行う際は4ルール(同一テーブル4人以内、2時間程度以内での飲食、GS認証店舗を推奨、マスク会食の徹底)に留意すること
- ・ハロウィン等の主催者がいない集まりへの参加を控えること

○イベントについて(府主催(共催)イベントを含む)

- ・【収容率】 大声なし 100%以内
 大声あり 50%以内
- ・【人数上限】
 : (10/25～31) 5,000人又は収容定員50%以内(上限1万人)のいずれか大きい方
 : (11/1～30) 5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方

○施設について

【飲食店等への要請】

- ・GS認証店舗・結婚式場は、同一テーブル4人以内、利用者に2時間程度以内での利用、マスク会食の徹底、カラオケ利用者は密を避ける、換気の確保等感染対策を徹底
- ・その他の店舗は、同一グループ、同一テーブル4人以内、利用者に2時間程度以内での利用、マスク会食の徹底、カラオケ利用者は密を避ける、換気の確保等感染対策を徹底

【飲食店以外への要請】

- ・劇場等、遊興施設(ライブハウス)、集会・展示場、ホテル・旅館、運動・遊戯施設(遊園地、野球場、ゴルフ練習場等)、博物館等は、

【収容率・人数上限】イベント開催制限と同じ

○大学等へのお願い

- ・学生に対し、ハロウィン等の主催者がいない集まりへの参加は、控えるよう徹底すること

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

10月25日

「コロナからミナミを復興する商人(あきんど)の会」の協力を得て、国と共同でワクチン・検査パッケージに関する技術実証を実施 ※詳細は2.取組等の詳細(4)ワクチン・検査パッケージ制度を参照

<事業概要>

実施時期: 10月25日から29日のディナータイム(概ね17時～23時)

内 容: ワクチン接種履歴やPCR検査の陰性確認の手順の検証

当日の抗原検査の手順の検証

大阪コロナ追跡システムの登録徹底の手順の検証

⇒続く

店内のCO₂濃度を適切に保つ手順の検証
飲食店や来店者に対するアンケート など
実施場所：大阪ミナミ地区の飲食店 12店舗 (GS認証店)

10月27日

知事記者会見において、ハロウィンなど主催者がいない集まりへの参加を控えるよう府民に働きかけ

11月1日

飲食店等に対する営業時間短縮等協力金 (第9期) の受付を開始 (12月13日まで)

<営業時間短縮等協力金 (第9期) 事業概要>

○対象期間 令和3年10月1日から24日まで

○支給要件

【感染防止宣言ステッカー導入店舗】

- ・通常20時を超えて営業する店舗が20時までに営業を短縮 (休業を含む)
- ・酒類提供 (利用者による店内持ち込みを含む) は自粛
- ・同一グループ・同一テーブル原則4人以内 (同居家族の場合は除く)
- ・カラオケ設備の利用を自粛

【GS認証店舗】

- ・通常21時を超えて営業する店舗が21時までに営業を短縮 (休業を含む)
- ・酒類提供 (利用者による店内持ち込みを含む) は11時から20時30分まで
- ・同一グループ・同一テーブル原則4人以内 (同居家族の場合は除く)
- ・カラオケ設備の利用を自粛
- ・感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、店舗において大阪府感染防止宣言ステッカーを導入していること
- ・申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること

○支給額

売上高方式 (中小企業等) : 60万円から180万円

売上高減少額方式 (大企業等) : 0円から480万円

11月5日

大阪府中小法人・個人事業者等に対する一時支援金の受付を開始 (12月24日まで)

<大阪府中小法人・個人事業者等に対する一時支援金事業概要>

○対象者

- ・国の「月次支援金」(令和3年4月から8月のいずれか) を受け取っている中小法人・個人事業者等

○支給額

中小法人等 : 50万円

個人事業者等 : 25万円

11月10日

新たな宿泊療養施設を確保するため、第5回の公募を開始 (受付: 11月19日まで)

<公募概要>

【条件】 1棟単位、100室以上 ⇒応募: 19施設、4,376室

11月19日

第81回政府対策本部において、基本的対処方針の変更がされ、イベント開催における制限が、感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けることで緩和が決定

<制限緩和の概要>

- ・感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限 **10,000** 人かつ収容率の上限を **100%** とする (大声なし) ワクチン・検査パッケージ制度を適用した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする
- ・それ以外の場合は、人数上限 **5,000** 人かつ収容率の上限を **50%** (大声あり)、**100%** (大声なし) とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする

11月25日

第61回本部会議開催

◎感染状況・療養状況は落ち着いているが、引き続き、感染防止対策の徹底が必要であることから、12月1日から12月31日までの期間において、現在の要請を以下のとおり変更するとともに、政府分科会において「新たなレベル分類の考え方」が示されたことから、大阪モデルの信号点灯の基準等の見直しを決定

○府民への呼びかけ

- ・特にクリスマスや忘年会など、多人数が集まる場合は、**4ルール** (同一テーブル4人以内、2時間程度以内での飲食、**GS** 認証店舗を推奨、マスク会食の徹底) を徹底
← (ハロウィン等の主催者がいない集まりへの参加を控えること)

○イベントについて (府主催 (共催) イベントを含む)

- ・感染防止安全計画策定する場合 ※大声なしの担保が前提
【収容率】**100%**
【人数上限】収容定員まで
- ・その他のイベントの場合
【収容率】**100%** (大声なし)、**50%** (大声あり)
【人数上限】**5,000** 人又は収容定員 **50%** 以内のいずれか大きい方
← (【収容率】**100%** (大声なし)、**50%** (大声あり)
【人数上限】**5,000** 人又は収容定員 **50%** 以内のいずれか大きい方)

○施設について

【飲食店以外への要請】

- ・劇場等、遊興施設 (ライブハウス)、集会・展示場、ホテル・旅館、運動・遊戯施設 (遊園地、野球場、ゴルフ練習場等)、博物館等は、

:【収容率・人数上限】イベント開催制限と同じ。

: これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等の実施、感染防止対策の徹底

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

◎「大阪モデル」を国分科会提言の「新たなレベル分類の考え方」に沿い、感染拡大状況を注視しつつ医療ひっ迫の状況により重点を置いた指標に以下のとおり修正

「大阪モデル」修正にあたっての基本的考え方について

<修正にあたっての基本的考え方>

(1) 医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑えるという国の方針を踏まえ、**現行「大阪モデル」の基本的考え方に以下を加える。**

| |
|--|
| <p>「大阪モデル」の基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大状況及び医療提供体制のひっ迫状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング・見える化。 ・即時的な感染・療養状況等を数値で示すことで府民等の行動変容を促し、感染抑制策を図る。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制のひっ迫を招かないよう、感染拡大状況に応じて医療療養体制の整備を進める。【追記】 |

(2) 府において、ワクチン接種・早期治療による重症化予防効果が見られること、第四波と比べ、第五波で医療提供体制の強化を行っていること(11/24時点の重症確保病床数606床、軽症中等症確保病床数2,997床 計3,603床 宿泊施設部屋数8,514室)、今後の経口治療薬の普及を踏まえ、**分科会提言の「新たな考え方」と「新たなレベル分類」に沿って指標や目安を見直す。**

(3) **分科会が示すレベルとモデルの整合性を以下のとおりとする。**

| 大阪モデル | 警戒解除 (緑信号) | | 警戒 (黄信号) | 非常事態 (赤信号) | — |
|--------|---|-------------|---|---|--|
| 分科会レベル | 0 (感染者ゼロ) | 1 (維持) | 2 (警戒強化) | 3 (対策強化) | 4 (避けたいレベル) |
| 医療への影響 | (新規陽性者数ゼロを維持) | 安定的に一般医療が確保 | 新規陽性者数が増加傾向 一般医療及びコロナ医療の負荷が発生 | 一般医療を相当程度制限 | 一般医療を大きく制限しても コロナ医療に対応不可 |
| 主な対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○基本的感染防止策 ○指標のモニタリング・見える化を継続 「見張り番指標」により府民等に注意喚起を実施 | | <ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクの高い行動回避の呼びかけ ○まん延防止等重点措置 ○保健所の体制強化、病床確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○強い対策 (緊急事態宣言など) ○飲食店やイベントの人数・時間制限など ○国は感染拡大防止策や医療提供体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○更なる一般医療の制限や積極的疫学調査の重点化 ○国は災害医療的対応として都道府県の支援・広域調整 |

(4) これまでの波の感染規模を踏まえ、感染拡大の兆候を探知する現行の「見張り番指標」を見直す。

「大阪モデル」見直し

| 区分 | モニタリング指標 | 警戒の目安 | 非常事態の目安 | 非常事態解除の目安 | 警戒解除の目安 |
|--------------------|---|-------------------------------|--------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 感染状況 | 直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数 | 修正① 35人以上 (※1) | 修正③ — | — | — |
| 医療提供体制 | 病床使用率 (重症・軽症中等症ともに確保病床数) | 修正② 20%以上 | 修正④ 50%以上 | 修正⑤ 7日間連続 50%未満 | 修正⑥ 7日間連続 20%未満 |
| | 重症病床使用率 (府定義) (災害級非常事態の確保病床数 (11/24時点606床)) | 10%以上 | 40%以上 | 7日間連続 40%未満 | 7日間連続 10%未満 |
| 信号 (一定期間点灯させた後、消灯) | | 上記いずれかが 目安に達した場合 (※2) 黄 | 上記いずれかが 目安に達した場合 赤 | 上記全てが 目安に達した場合 黄 | 上記全てが 目安に達した場合 緑 |

○**ステージ移行については、指標の目安の到達状況を踏まえつつ、感染状況や医療提供体制の状況、感染拡大の契機も十分に考慮し、専門家の意見を聴取したうえで、対策本部会議で決定する。**

(※1) 新規陽性者数が600人 (注) に到達した時点における「直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数」(ただし、前週増加比2倍 (過去の波の感染拡大当初の増加比) とする)

(注) 「次の感染拡大期における保健所業務の重点化について」(第59回対策本部会議資料4-2)におけるフェーズ2 (感染拡大期) の新規陽性者数に基づく

(※2) **感染拡大傾向 (注) において、いずれかの指標が「警戒の目安」を満たした場合、即時に「警戒」にステージ移行し、対策本部長が府民等へ感染リスクの高い行動回避の呼びかけを行う。(感染拡大傾向にない場合には、「警戒」へのステージ移行については、対策本部会議で決定)**

(注) 新規陽性者数の前週増加比が過去4日間連続で1を超過している場合とする

○**まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の要請については、感染拡大速度や規模、病床ひっ迫状況等を踏まえ、対策本部会議において決定する。**

○「まん延防止等重点措置」「緊急事態措置」適用区域に指定・解除される場合は、対策本部会議を開催し、ステージ移行の要否を決定する。

<修正モデルの適用日> 令和3年11月26日 (金) から適用

◎見張り番指標を第5波を踏まえ、以下のとおり修正

| 区分 | 見張り番指標 | 目安 | | 兆候の探知 |
|----------------------------------|------------------------|----------|------------------|------------------------|
| | | 現行 | 見直し案 | |
| 若年層の増加傾向 (今後1～2週間の感染拡大の兆候を予測) | 20・30代新規陽性者数7日間移動平均 | 概ね30人以上 | 概ね 50人 以上 | 左記の全ての指標が 目安を満たした場合 |
| | 20・30代新規陽性者数7日間移動平均前日比 | 4日連続1を超過 | | |

12月1日

ワクチン追加接種(3回目接種)開始

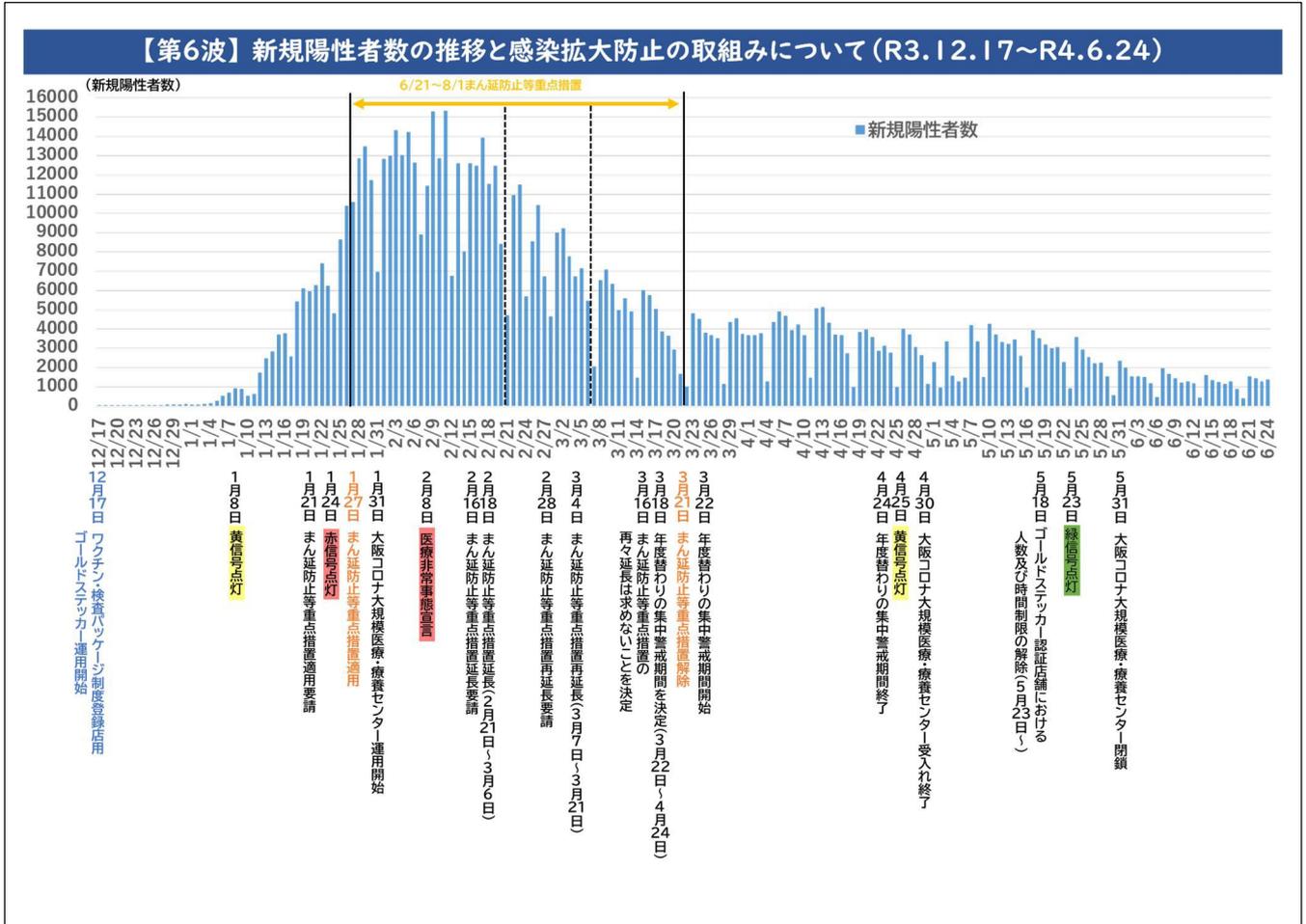
12月6日

宿泊療養施設10,000室確保に向け、第11回事業者選定委員会で4施設より見積徴取、うち1施設辞退

(6)第六波 (令和3年12月17日～令和4年6月24日)

～オミクロン株による大規模感染と重症化率低下。まん延防止等重点措置による抑え込み～

★第六波期間中の新規陽性者総数：800,932人／1日最大陽性者数：15,291人



<感染状況と感染拡大防止に向けた主な取組>

12月17日

GS 認証店舗のうち、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による行動制限の緩和を希望する飲食店におけるワクチン・検査パッケージの登録申請の受付を開始

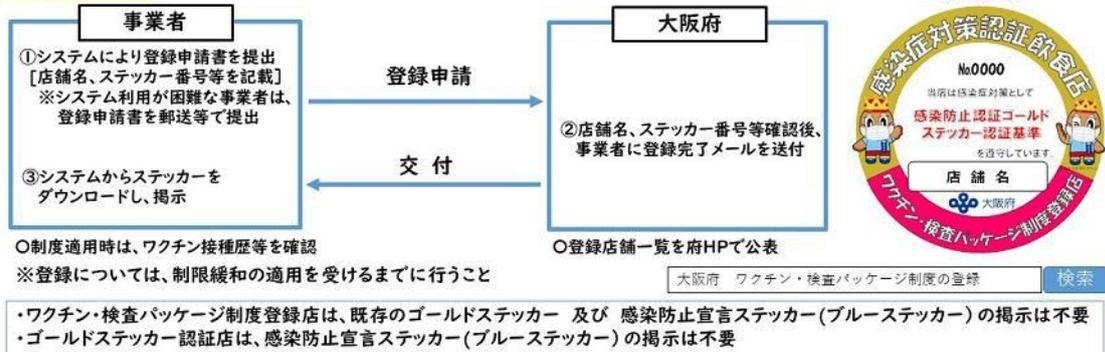
※詳細は 2.取組等の詳細 (4) ワクチン・検査パッケージ制度を参照

飲食店におけるワクチン・検査パッケージの運用について

ワクチン・検査パッケージ適用に向けた飲食店の登録について

| | |
|------|--|
| 対象者 | 感染防止認証ゴールドステッカー認証店舗で、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による行動制限の緩和を希望し、大阪府に登録した事業者 |
| 開始時期 | ゴールドステッカー認証店へメール等で周知を行い、12月17日より申請開始。[申請件数 6,251件(12/22 9:30現在)] 登録・発行は12月22日から。 |

手続き



- ・感染防止認証ゴールドステッカー認証店舗で、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による行動制限の緩和を希望し、大阪府に登録した事業者が対象者。
- ・ゴールドステッカー認証店へメール等で周知を行い、12月17日より登録申請の受付開始。登録・発行は12月22日から。

12月22日

第62回本部会議開催

◎直近2週間では、**20～30**代が新規陽性者数に占める割合が増加。感染経路不明の割合も約6割と増加傾向にある中、府内において、オミクロン株の市中感染を確認

このため、令和4年1月1日から1月31日の期間において、現在の要請を以下のとおり変更することを決定

○府民への呼びかけ

- ・特に新年会や成人式前後の懇親会など、多人数が集まる場合は、これまで要請している**4**ルール(同一テーブル4人以内、2時間程度以内での飲食、**GS**認証店舗を推奨、マスク会食の徹底)を徹底
←(特にクリスマスや忘年会など、多人数が集まる場合は、**4**ルール(同一テーブル4人以内、2時間程度以内での飲食、**GS**認証店舗を推奨、マスク会食の徹底)を徹底)

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

12月23日

第63回本部会議開催(書面)

◎オミクロン株に対する特別対策として、感染状況がレベル**2**(大阪モデル黄色信号相当)に達していない状況でも、知事判断により府民への検査要請が可能となることを踏まえ、現在の要請を以下のとおり変更・追加することを決定

○要請期間：12月24日から令和4年1月31日まで

←(令和4年1月1日から1月31日まで)

○府民への呼びかけ

- ・特にクリスマスや忘年会、新年会や成人式前後の懇親会など、多人数が集まる場合は、これまで要請している4ルール (同一テーブル4人以内、2時間程度以内での飲食、GS認証店舗を推奨、マスク会食の徹底) を徹底← (特に新年会や成人式前後の懇親会など、多人数が集まる場合は、これまで要請している4ルール (同一テーブル4人以内、2時間程度以内での飲食、GS認証店舗を推奨、マスク会食の徹底) を徹底)
- ・感染不安を感じる無症状者は、検査を受診すること

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

令和4年1月7日

第64回本部会議開催

- ◎直近1週間は過去最大となる約4.6倍の速度で感染が急拡大し、数日中に「直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数が目安の35人以上」を超過する可能性が極めて高いことから、1月8日から大阪モデル「警戒」(黄色信号)に移行することを決定
- ◎「大阪いらっしやいキャンペーン2021」については、1月12日から新規予約の受付を停止、予約済み分については、今後の感染状況や府民に対する要請内容等を踏まえ対応することを決定

1月11日

新たな宿泊療養施設を確保するため、第6回の公募開始 (受付: 1月14日まで)

<公募概要>

【条件】1棟単位、200室以上 ⇒応募: 7施設、1,522室

1月21日

第65回本部会議開催

- ◎新規陽性者数は、12月中旬以降から過去類を見ない速度での感染急拡大が継続しており、「確保病床の使用率が35% (レベル2: 20%とレベル3: 50%の間) に達したことから、国に対し、兵庫県、京都府と連携して、大阪府を「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として公示するよう要請することを決定

1月24日

第66回本部会議開催 (書面)

- ◎全体病床使用率が50.2%と目安(50%)を超過し、今後も感染拡大又は高水準での推移が想定されることから、大阪モデル「非常事態」(赤色信号)への移行を決定

1月25日

第67回本部会議開催

◎1月27日から2月20日まで大阪府全域がまん延防止等重点措置を実施すべき区域となる見込みを

踏まえ、まん延防止等重点措置期間において、以下の要請を決定

(大阪府が「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として公示されることを条件とする)

○府民への呼びかけ

- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること
- ・営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと
- ・会食を行う際は4ルール(同一テーブル4人以内、2時間程度以内での飲食、GS認証店舗を推奨、マスク会食の徹底)に留意すること

○イベントについて(府主催(共催)イベントを含む)

- ・感染防止安全計画を策定する場合 ※大声なしの担保が前提

【収容率】100%

【人数上限】20,000人まで

- ・その他のイベントの場合

【収容率】100%(大声なし)、50%(大声あり)

【人数上限】5,000人まで

○施設について

【飲食店等への要請】

- ・GS認証店舗・結婚式場は、営業時間を5時～21時に短縮し、酒類提供(持込みを含む)は11時～20時30分まで、又は、営業時間を5時～20時に短縮し、酒類提供(持込みを含む)は自粛のいずれかにすること
- ・その他の店舗については、営業時間を5時～20時に短縮、酒類提供(持込みを含む)は自粛すること

【飲食店以外の要請】

- ・商業施設(地下の食品売り場含む)、遊技施設(マーチャン店、パチンコ店等)、遊興施設(個室ビデオ店、勝馬投票券発売所)、サービス業の施設のうち1,000㎡超の施設は、入場者の整理、マスク着用の周知など感染防止対策の徹底を要請
- ・劇場等、遊興施設(ライブハウス)、集会・展示場、ホテル・旅館、運動・遊戯施設(遊園地、野球場、ゴルフ練習場等)、博物館等は、

【収容率・人数上限】イベント開催制限と同じ

【1,000㎡超の施設】入場者の整理、マスク着用の周知など感染防止対策の徹底を要請

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

◇府立学校における今後の教育活動について、1月27日以降、次のとおりとすることを決定

- ・感染リスクの高い活動は実施しない
- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態(1教室40人まで)を継続
- ・不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を実施
- ・修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事は、感染防止対策を徹底したうえで実施
- ・学校行事は、来場者(保護者等)も含めて感染防止対策を徹底したうえで実施

- ・部活動は、感染リスクの高い活動は実施しない
- ・更衣時に身体的距離を確保するよう指導
- ・合宿や府県間の移動を伴う練習試合（合同練習を含む）は実施しない

●第85回府政対策本部において、1月27日から2月20日までの期間、府域全体が「まん延防止等重点措置」を適用されることが決定

1月27日

まん延防止等重点措置の実効性確保に向け、営業時間短縮要請にかかる現地確認（夜の見回り隊）及びGS非認証店を対象とした感染防止対策の確認（「飲食店」見回り隊）を2月20日まで実施

<概要>

【夜の見回り隊】

内 容：営業時間短縮を要請している飲食店等の協力状況を外観から確認

時 間：21：00～22：00

対 象：大阪府内の飲食店約10万店

体 制：最大50人体制（民間委託）

【「飲食店」見回り隊】

内 容：・感染防止対策（パーテーション等の設置、手指消毒の徹底、マスク会食、換気の徹底など）の確認

・GSの申請勧奨

・まん延防止等重点措置内容の周知徹底

時 間：11：00～19：00

対 象：GS非認証店約15,000店

体 制：2名/班 計120班/240人体制（民間委託）

1月31日

オミクロン株の感染急拡大により、自宅療養者が急増する中、1/25に大阪モデル「赤信号」に移行したことを受け、大阪コロナ大規模医療・療養センター無症状・軽症病床500床の運用を開始

<対象者>

・原則40歳未満で大阪コロナ大規模医療・療養センターでの療養を希望する無症状・軽症の者で、自宅において適切な感染管理対策が取れない者

・ただし、重症化リスク（基礎疾患等）がある者は宿泊療養とする

※コールセンターにて陽性患者（発生届）であることが確認できる者に限る。

2月8日

軽症中等症病床の使用率が、2月7日に100%を超過したことから「医療非常事態宣言」を発出

2月11日

新規陽性者数は、15,291名を記録。第六波で最多となる

2月14日

第68回本部会議開催(書面)

- ◎オミクロン株まん延期における重症化リスクの高い高齢者等の治療支援の強化及び新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関への緊急要請について報告

2月15日

大阪コロナ大規模医療・療養センターの無症状・軽症病床 300 床の運用を開始(合計 800 床体制)するとともに、入所対象年齢を 60 歳未満までに引き上げ、医療機関からの陽性判定を受けながらも HER-SYS 登録で発生届が確認できない方も入所対象としてコールセンターでの聞き取りで入所可否を判断併せて中等症病床 200 床のうち 30 床の運用を開始

2月16日

第69回本部会議開催

- ◎新規陽性者数は減少に転じ始めているが、依然、1日あたり12,000人程度の陽性者が確認されている他、医療提供体制については、不急の予定入院・手術の延期により一般医療を一部制限する等、極めてひっ迫していること。今後、高齢者の入院患者の増加により、さらなる医療ひっ迫が懸念されることから、今後の対応方針として、特に、70代以上の高齢者や重症化リスクの高い方の不要不急の外出自粛や、高齢者等と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員の感染リスクを減らす行動の徹底、さらに、ワクチン追加接種の推進、高齢者施設等における感染対策の徹底を図る必要があること、また、高齢者施設等において陽性者が発生した場合の、医療機関による感染制御等に対する助言や、施設への往診可能な医療機関による抗体治療・経口治療薬の投与など、保健所や府・市町村、地域のネットワークによる支援の強化を図っていく等を決定
- ◎国に対し、まん延防止等重点措置を実施すべき期間(現在:2月20日まで)の延長を要請することを決定

2月18日

第70回本部会議開催

- ◎**まん延防止等重点措置を実施すべき期間が3月6日まで延長される見込みであることから、2月21日から3月6日の期間にて、オミクロン株の特性を踏まえ、現在の要請に以下を追加することを決定**

(大阪府が「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として公示されることを条件とする)

○府民への呼びかけ

- ・自らの命と健康を守るため、高齢者及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること
- ・高齢者施設での面会は原則自粛すること(面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること)
- ・高齢者の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、積極的に大阪コロナ大規模医療・療養センターもしくは宿泊療養施設において療養すること

○市町村への要請

・高齢者施設に対するワクチン追加接種について、2月末までに接種を完了すること

○高齢者施設への要請

- ・施設での面会は原則自粛すること（面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること）
- ・施設管理者は市町村によるワクチンの早期追加接種（2月中）に協力すること
- ・施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること

○医療機関への要請

- ・連携医療機関・往診医療機関等は、市町村による高齢者施設に対するワクチンの早期追加接種（2月中）に協力すること
- ・地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと
- ・地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設の感染制御の支援を推進すること

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

●第88回政府対策本部において、北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の31道府県のまん延防止等重点措置を3月6日まで延長することを決定

2月28日

第71回本部会議開催（書面）

◎国に対し、まん延防止等重点措置を実施すべき期間（現在：3月6日まで）の延長を要請することを決定

3月1日

飲食店等に対する営業時間短縮協力金（第10期）の受付を開始。（4月18日まで）

<営業時間短縮協力金（第10期）事業概要>

- 対象期間 令和4年1月27日から3月6日
- 支給要件

【GS認証店舗】：要請ア

- ① 21時から翌5時までの時間帯に営業する店舗が5時から21時までの間に短縮
- ② 酒類提供（持ち込み含む）は11時から20時30分までの間
- ③ 同一テーブル4人以内（5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること）

【GS認証店舗】：要請イ

- ① 20時から翌5時までの時間帯に営業する店舗が5時から20時までの間に短縮（要請を遵守するための休業を含む）
- ② 酒類提供（持ち込み含む）は自粛
- ③ 同一テーブル4人以内（5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること）

⇒続く

【感染防止宣言ステッカー導入店舗】：要請ウ

- ① 20時から翌5時までの時間帯に営業する店舗が5時から20時までの間に短縮（要請を遵守するための休業を含む）
 - ② 酒類提供（持ち込み含む）は自粛
 - ③ 同一グループ・同一テーブル4人以内（5人以上の进店案内は控えること）
 - ・感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、対象期間の始期までに、申請する店舗において、大阪府が発行する感染防止宣言ステッカー又はGSを登録及び掲示していること
 - ・申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること
- 支給額
- 売上高方式（中小企業等）
 - 要請ア：2.5万円/日から7.5万円/日
 - 要請イ・ウ：3万円/日から10万円/日
 - 売上高減少額方式（大企業等）：0円/日から20万円/日

3月4日

- 第89回政府対策本部において、まん延防止等重点措置を3月21日まで延長することを決定

第72回本部会議開催

- ◎まん延防止等重点措置を実施すべき期間が3月21日まで再延長されたことを受け、3月7日から3月21日までの期間において、高齢者の命を守るため、現在の要請を以下のとおり変更することを決定

○市町村への要請

- ・高齢者施設に対するワクチン接種を、3月21日までに完了すること
- ←（高齢者施設に対するワクチン追加接種について、2月末までに接種を完了すること）

○高齢者施設への要請

- ・施設管理者は市町村によるワクチンの早期追加接種（3月21日まで）に協力すること
- ←（施設管理者は市町村によるワクチンの早期追加接種（2月中）に協力すること）

○医療機関への要請

- ・連携医療機関・往診医療機関等は、市町村による高齢者施設に対するワクチンの早期追加接種（3月21日まで）に協力すること
- ←（連携医療機関・往診医療機関等は、市町村による高齢者施設に対するワクチンの早期追加接種（2月中）に協力すること）

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

3月16日

第73回本部会議開催

- ◎まん延防止等重点措置を実施すべき期間（現在：3月21日まで）の再々延長は求めないこと、感染が再拡大した場合の重点措置の再適用基準を示すよう国に求めること等を決定

3月17日

第90回政府対策本部において、3月21日をもって、まん延防止等重点措置を実施すべき期間の終了を決定

3月18日

第74回本部会議開催(書面)

◎まん延防止等重点措置を実施すべき期間が3月21日をもって終了するが、今後、BA. 2系統への置き換わりによる感染再拡大のリスクがあることや、春休みや花見、歓送迎会など接触機会が増える時期であることから、年度替わりの集中警戒期間として、3月22日から4月24日までの期間において、現在の要請に以下のとおり追加することを決定

○府民への呼びかけ

・高齢者に少しでも症状がある場合、早めに検査の受診をすること

◇府立学校における今後の教育活動について、3月22日以降、次のとおりとすることを決定

・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態(1教室40人まで)を継続

・不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を実施

・修学旅行等、宿泊や府県間の移動を伴う行事は感染防止対策を徹底したうえで実施

・学校行事(合格者説明会等)は、来場者(保護者等)も含めて感染防止対策を徹底したうえで実施

・部活動は感染防止対策を徹底したうえで実施

・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導

・同一部内で陽性者や濃厚接触者が複数(15%以上)確認された場合は、当該部活動を一時停止

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

3月23日

大阪コロナ大規模医療・療養センター中等症病床を休止

3月31日

飲食店等に対する営業時間短縮協力金(第11期)の受付を開始。(5月18日まで)

<営業時間短縮協力金(第11期)事業概要>

○対象期間 令和4年3月7日から3月21日

○支給要件

【GS認証店舗】:要請ア

①21時から翌5時までの時間帯に営業する店舗が5時から21時までの間に短縮

②酒類提供(持ち込み含む)は11時から20時30分までの間

③同一テーブル4人以内(5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること)

【GS認証店舗】:要請イ

①20時から翌5時までの時間帯に営業する店舗が5時から20時までの間に短縮

(要請を遵守するための休業を含む)

②酒類提供(持ち込み含む)は自粛

③同一テーブル4人以内(5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること) ⇒続く

【感染防止宣言ステッカー導入店舗】：要請ウ

- ①20時から翌5時までの時間帯に営業する店舗が5時から20時までの間に短縮（要請を遵守するための休業を含む）
 - ②酒類提供（持ち込み含む）は自粛
 - ③同一グループ・同一テーブル4人以内（5人以上の入店案内は控えること）
 - ・感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、対象期間の始期までに、申請する店舗において、大阪府が発行する感染防止宣言ステッカー又はGSを登録及び掲示していること
 - ・申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること
- 支給額
- 売上高方式（中小企業等）
- 要請ア　：2.5万円/日から7.5万円/日
- 要請イ・ウ：3万円/日から10万円/日
- 売上高減少額方式（大企業等）：0円/日から20万円/日

4月7日

府と事業連携協定を締結している民間企業の協力を得て、GS認証店舗の地図検索サイトを開設（無償協力）

4月21日

第75回本部会議開催

◎新規要請者数は増加からやや減少傾向にある中、「年度替わりの集中警戒期間」が4月24日で終了するが、ゴールデンウィークを控え、感染防止対策の徹底が必要であることから、引き続き、現在の要請を継続するとともに、大阪モデルの指標が「非常事態（赤信号）」解除の目安を満たしたことから、「非常事態（赤信号）」を解除し、4月25日から「警戒（黄色信号）」に移行することを決定

4月22日

国の事務連絡に基づき、全てのGS認証店舗を対象に、認証後も感染防止対策の基準が遵守されているかを確認する悉皆調査を開始。調査時に更新の意向を確認し、1年間の有効期限を更新

<悉皆調査概要>

- ・目的：第三者認証制度の質の担保
- ・調査方法：現地での基準遵守状況の確認。有効期限の2か月前頃を目途に事前連絡無しで訪問
不在の場合はアポを取った上で訪問
- ・調査結果：不備なし率 約98%

4月30日

大阪コロナ大規模医療・療養センターの新規入所受付を終了（5月8日に最後の療養者が退所）

5月18日

第76回本部会議開催

◎ 5月9日以降、「警戒（黄信号）」解除の目安を満たした状況が継続しており、現時点で明らかな増加傾向にないため、5月23日に「警戒解除（緑信号）」に移行すること、5月23日から当面の間、現在の要請について、以下のとおり変更することを決定

○府民への呼びかけ

・会食を行う際は、「ゴールドステッカー認証店舗を推奨」「マスク会食の徹底」を遵守すること

←（会食を行う際は、「同一テーブル4人以内」「2時間程度以内」「ゴールドステッカー認証店舗を推奨」「マスク会食の徹底」の4つのルールを遵守すること）

○施設について

【飲食店等への要請】

・全ての飲食店に対し、マスク会食の徹底、カラオケ利用は密を避け、換気の確保等感染対策を徹底すること

・GS認証を受けていない店舗は、同一グループ、同一テーブル4人以内、2時間以内での利用を要請

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

◎「大阪モデル」をオミクロン株の特性を踏まえ以下のとおり修正

現行「大阪モデル」と「大阪モデル」修正 新旧対照表

| モニタリング指標 | 警戒の目安 | | 非常事態の目安 | | 非常事態解除の目安 | 警戒解除の目安 |
|---------------------------|-----------------------------|----------|-----------------------------|----------|--------------------|--------------------|
| | 現行 | 見直し案 | 現行 | 見直し案 | | |
| ① 直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数 | 35人以上 | 明らかな増加傾向 | — | 明らかな増加傾向 | — | — |
| ② 病床使用率（重症・軽症中等症ともに確保病床数） | 20%以上 | 20%以上 | 50%以上 | 50%以上 | 7日間連続50%未満 | 7日間連続20%未満 |
| ③ 重症病床使用率（府定義） | 10%以上 | 10%以上 | 40%以上 | 40%以上 | 7日間連続40%未満 | 7日間連続10%未満 |
| 信号 | 修正Ⅲ 上記いずれかが目安に達した場合 黄 | | 修正Ⅳ 上記いずれかが目安に達した場合 赤 | | 上記全てが目安に達した場合 黄 | 上記全てが目安に達した場合 緑 |

○ステージ移行については、指標の目安の到達状況を踏まえつつ、感染状況や医療提供体制の状況、感染拡大の契機も十分に考慮し、専門家の意見を聴取したうえで、対策本部会議で決定する。

（※）「警戒」及び「非常事態」へのステージ移行については、病床使用率、重症病床使用率のいずれも目安に到達していない場合においても、感染規模や感染拡大の速度・機会状況を踏まえ、今後の医療提供体制への負担が想定される場合は、専門家の意見を聴取したうえで、対策本部会議で決定する。

○まん延防止等重点措置または緊急事態措置の要請については、感染拡大速度や規模、病床ひっ迫状況等を踏まえ、対策本部会議において決定する。

○まん延防止等重点措置または緊急事態措置適用区域に指定・解除される場合は、対策本部会議を開催し、ステージ移行の可否を決定する。

5月23日

第77回本部会議開催（書面）

◎オミクロン株の特性を踏まえ「見張り番指標」を修正

大阪モデル「見張り番指標」の修正

<大阪モデルの修正 R4.5.18 第76回対策本部会議決定 (R4.5.23より適用) >

○感染性が高いオミクロン株の特性に適合させるため、感染規模を測る指標・目安を修正。

- ◆「警戒 (黄信号)」 「直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数」の目安「35人以上」を「**明らかな増加傾向**」に修正。
- ◆「非常事態 (赤信号)」 新たに「**直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数**」を追加し、目安として「**明らかな増加傾向**」を設定。

<見張り番指標 (感染拡大の兆候探知) の修正について>

「見張り番指標」

- ・今後1～2週間程度の感染拡大の兆候を予測するため、20～30代の増加傾向を把握する指標を設定し、日々モニタリング・見える化。
- ・目安到達状況や、感染状況・感染拡大の契機 (恒例行事による人流の拡大など) の有無などを考慮のうえ、府民に注意喚起を行う。

○見張り番指標の「**20・30代新規陽性者数7日間移動平均**」の目安「**概ね50人以上**」については、**デルタ株の感染性を前提として設定 (令和3年11月26日より運用開始) したものであり、現行の大阪モデル「警戒」の目安と同様、オミクロン株の特性に適合していないため、削除する。(適用日: 5月23日)**

○**感染拡大の兆候については、引き続き、「20・30代新規陽性者数7日間移動平均前日比 4日連続1を超過」で探知する。**

赤字の指標・目安等を削除

| 区分 | 見張り番指標 | 目安 | 兆候の探知 |
|----------------------------------|------------------------|----------|---------------------------------|
| 若年層の増加傾向 (今後1～2週間の感染拡大の兆候を予測) | 20・30代新規陽性者数7日間移動平均 | 概ね50人以上 | 左記の 全ての 指標が 目安を満たした場合 |
| | 20・30代新規陽性者数7日間移動平均前日比 | 4日連続1を超過 | |

●国において基本的対処方針が変更され、マスク着用について、考え方及び就学前児の取扱い等を明記

<マスク着用の考え方概要>

- 着用が推奨される場面
 - ・屋内において他者との身体的距離 (2 m以上を目安) が取れない場合
 - ・屋内において他者と距離がとれるが会話を行う場合
 - ・屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合
 - ・高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合
- 就学前児の取扱い
 - ・2歳未満では、着用は推奨されない
 - ・2歳以上の就学前の子どもについても、一律には推奨しない

5月25日

ワクチン追加接種 (4回目接種) 開始

5月31日

大阪コロナ大規模医療・療養センターを閉鎖

6月17日

第93回政府の対策本部において、これまでの取組みを踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性を決定

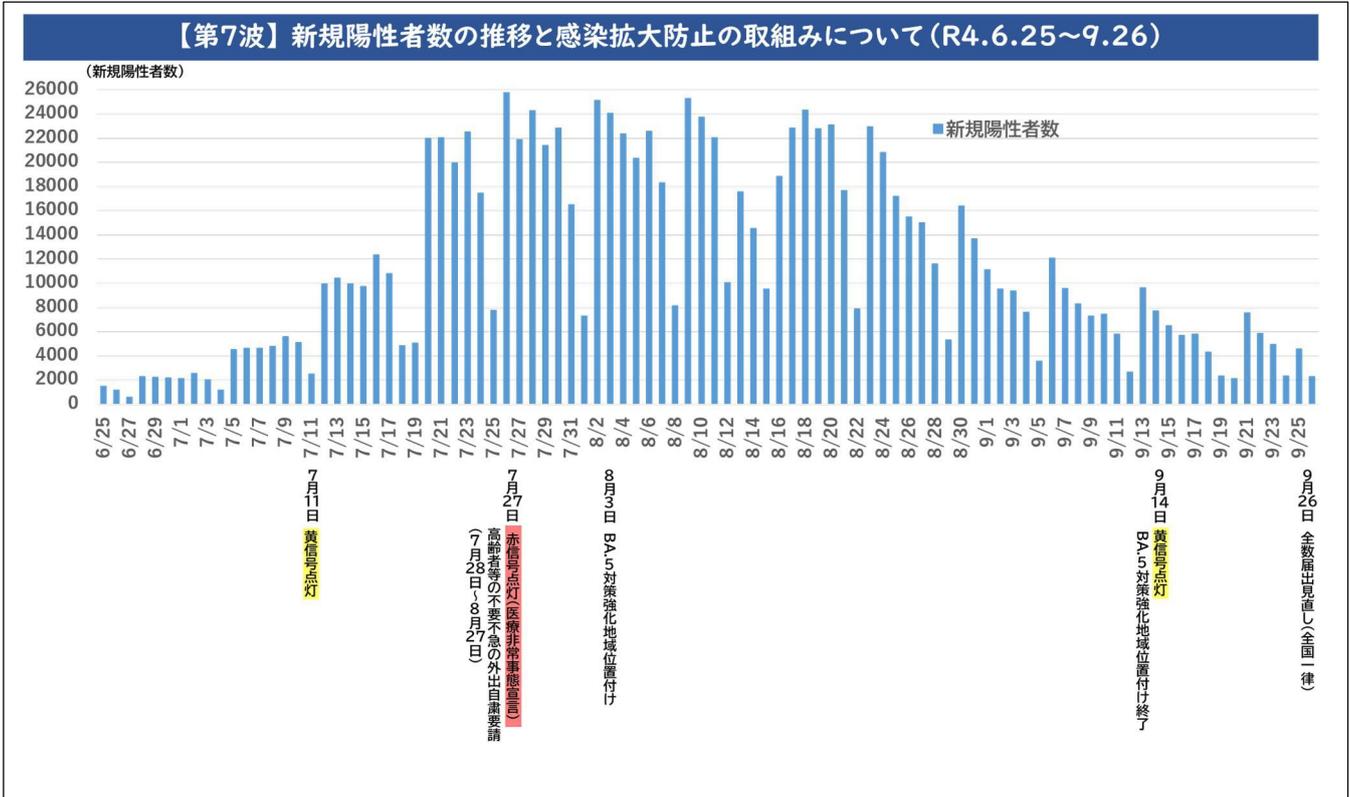
<決定概要>

1. 次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化
2. 感染初期から速やかに立ち上がり機能する保健医療体制の構築等
3. 初動対応と特措法の効果的な実施等

(7)第七波(令和4年6月25日～令和4年9月26日)

～オミクロン株 BA.5 系統によるさらなる大規模感染、行動制限を最小限に抑える対策への移行～

★第七波期間中の新規陽性者総数：1,079,161 人／1日最大陽性者数：25,741 人



<感染状況と感染拡大防止及び事業者等支援の主な取組>

7月11日

第78回本部会議開催

◎オミクロン株の変異株 BA.5 の拡大により病床使用率が「警戒」の目安 (20%以上) に到達したことから、大阪モデル「警戒 (黄色信号)」への移行、感染力は強いが重症化率は低いという BA.5 の特性を踏まえ、7月12日から当面の間において、以下の要請を決定

○府民への呼びかけ

- ・感染防止対策 (3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等) の徹底
- ・高齢者の命を守るため、高齢者及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること
- ・高齢者施設での面会は原則自粛すること (オンラインでの面会など接触を行わない方法の検討)
- ・高齢者の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、積極的に宿泊施設において療養すること

○高齢者施設への要請

- ・面会は原則自粛すること (オンラインでの面会など接触を行わない方法の検討)
- ・入居系、居住系施設の従事者等への頻回検査 (3日に1回) を実施すること
- ・ワクチンの早期追加接種 (4回目接種) への協力
- ・陽性者発生時の対応訓練実施など、施設における基本的感染防止対策を強化、徹底すること
- ・施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること

○医療機関への要請

- ・基本的な感染防止対策を強化、徹底するとともに、自院入院患者が陽性と判明した場合は、当該医療機関で原疾患とあわせてコロナ治療を継続すること
- ・連携医療機関・往診医療機関等は、高齢者施設に対するワクチンの早期追加接種 (4回目接種) に協力すること

○イベントについて (府主催 (共催) イベントを含む)

- ・感染防止安全計画を策定する場合 ※大声なしの担保が前提
 - 【収容率】100%
 - 【人数上限】収容定員まで
- ・その他のイベントの場合
 - 【収容率】100% (大声なし) 、50% (大声あり)
 - 【人数上限】5,000人又は収容定員50%のいずれか大きいほう

○施設について

【飲食店等への要請】

- ・全ての飲食店に対し、マスク会食の徹底、カラオケ利用は密を避け、換気の確保等感染対策を徹底すること
- ・GS認証を受けていない店舗は、同一グループ、同一テーブル4人以内、2時間以内での利用を要請

【飲食店以外の要請】

- ・商業施設 (地下の食品売り場含む) 、遊技施設 (マーじゃん店、パチンコ店等) 、遊興施設 (個室ビデオ店勝馬投票券発売所) 、サービス業の施設のうち1,000㎡超の施設は、入場者の整理、マスク着用の周知など感染防止対策の徹底を要請
- ・劇場等、遊興施設 (ライブハウス) 、集会・展示場、ホテル・旅館、運動・遊戯施設 (遊園地、野球場、ゴルフ練習場等) 、博物館等は、

【収容率・人数上限】イベント開催制限と同じ

【1,000㎡超の施設】入場者の整理、マスク着用の周知など感染防止対策の徹底を要請

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

7月26日

新規陽性者数は、25,741人を記録。第七波で最多となる

7月27日

第79回本部会議開催

◎病床使用率が「非常事態」の目安(50%以上)に到達したことから、大阪モデル「非常事態(赤信号)」への移行を決定。また、発熱外来が極めてひっ迫する等、保健・医療療養体制が非常事態に陥ったことから医療非常事態宣言を発出することを決定

7月28日から8月27日の期間において、現在の要請に以下のとおり追加・変更することを決定

○府民への呼びかけ

- ・早期の3回目のワクチン接種(高齢者は4回目)を検討すること
- ・自らの命と健康を守るため、高齢者は通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、不要不急の外出を控えること
- ・高齢者の同居家族等、日常的に接する方は、感染リスクが高い行動を控えること
←(高齢者の命を守るため、高齢者及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること)

○大学等、経済界へのお願い

- ・療養・陰性証明の提出を求めないこと

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

7月29日

第95回政府対策本部において、急激な感染拡大により一定以上の医療負荷が認められる都道府県がオミクロン株BA.5対策を強化し、国が助言等より支援するBA.5対策強化宣言の創設を決定

8月3日

大阪府が「BA.5対策強化地域」に位置付け(9月14日まで)

8月25日

第80回本部会議開催

◎感染の急拡大は抑えられているため、高齢者に対する不要不急の外出自粛要請を終了

8月28日から9月27日まで現在の要請を以下のとおり変更することを決定

○府民への呼びかけ

- ・高齢者の命と健康を守るため、高齢者及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

9月14日

第81回本部会議開催

◎「非常事態解除」の目安、病床使用率が7日間連続50%未満かつ重症病床使用率が7日間連続40%未満に到達したことから、「非常事態（赤信号）」を解除し、「警戒（黄色信号）」への移行を決定併せて医療非常事態宣言も解除。9月15日から当面の間において、現在の要請を以下のとおり追加・変更することを決定

○府民への呼びかけ

- ・早期のワクチン接種（5歳～11歳の子どもを含む）を検討すること
- ・高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること）
- ←（高齢者施設での面会は原則自粛すること（オンラインでの面会など接触を行わない方法の検討））

○イベントについて（府主催（共催）イベントを含む）

- ・同一イベントで「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）100%（大声なし）の収容率で開催可能

←（感染防止安全計画を策定する場合 ※大声なしの担保が前提

【収容率】100%

【人数上限】収容定員まで

その他のイベントの場合

【収容率】100%（大声なし）、50%（大声あり）

【人数上限】5,000人又は収容定員50%のいずれか大きいほう

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

9月20日

令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン）開始

9月26日

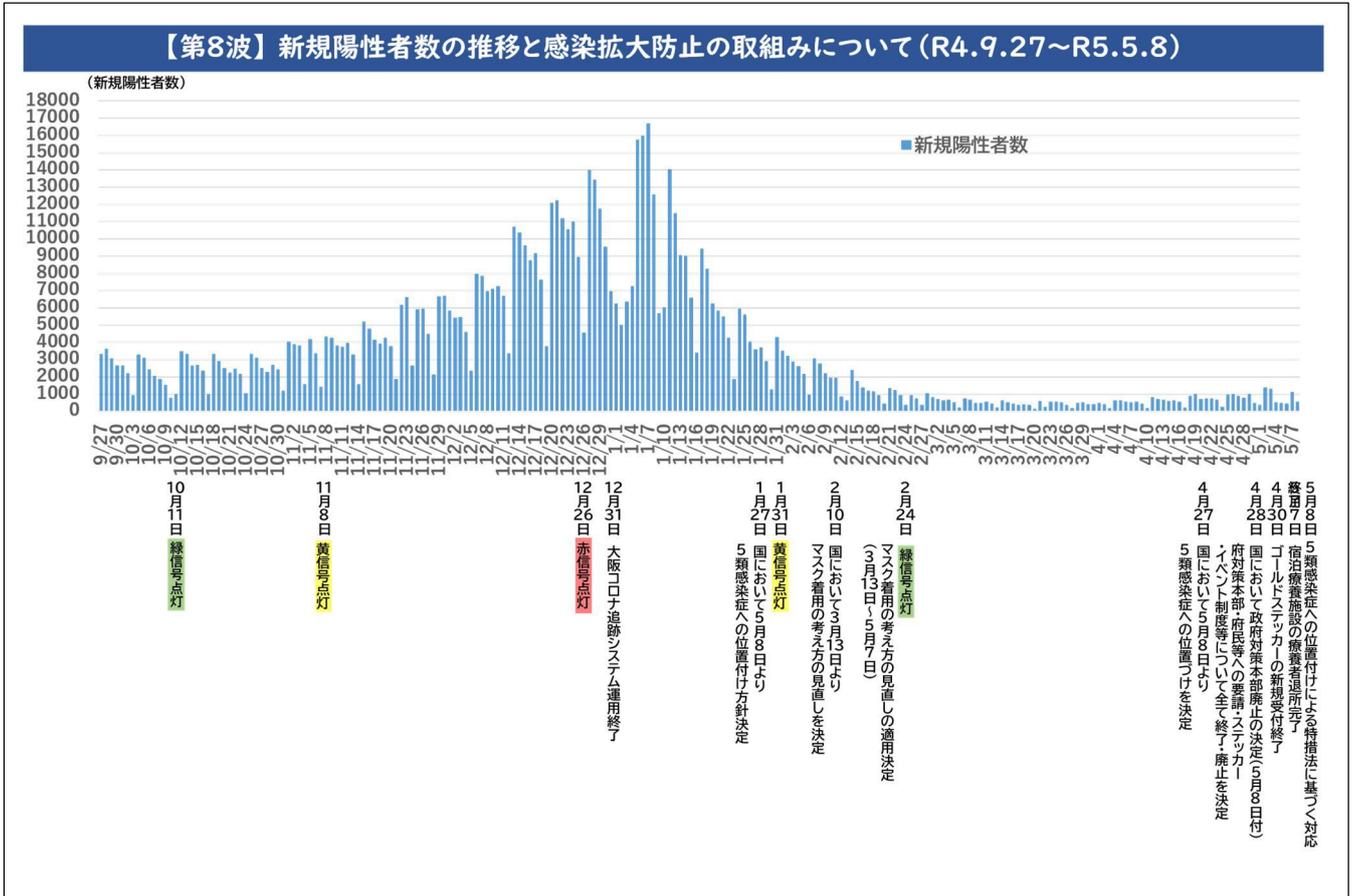
●国において、患者の発生届出の対象を「全数」から「4類型」※に限定へ変更

※ア.65歳以上の者、イ.入院を要する者、ウ.治療が必要な重症化リスク者、エ.妊婦

(8)第八波 (令和4年9月27日～令和5年5月8日)

～5 類感染症への移行による対策本部の廃止、要請の終了～

★第八波期間中の新規陽性者総数：767,750 人／1日最大陽性者数：16,686 人



<感染状況と感染拡大防止及び事業者等支援の主な取組み>

10月11日

第82回本部会議開催

◎10月10日時点で病床使用率7日連続20%未満、重症病床使用率7日連続10%未満に到達したことから、10月11日からの大阪モデル「警戒解除(緑色信号)」への移行を決定

10月12日から当面の間において、現在の要請に以下のとおり追加・変更することを決定

○府民への呼びかけ

- ・早期のワクチン接種(オミクロン株対応ワクチンの接種・5～11歳の子どものワクチン接種を含む)を検討すること←(早期のワクチン接種(5～11歳の子どもを含む)を検討すること)
- ・新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとの同時流行に備え、高齢者等はインフルエンザワクチンの接種を検討すること

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

●国において、水際措置を見直し

<見直しの概要>

- 外国人の新規入国制限の見直し
 - ・外国人観光客の入国について、パッケージツアーに限定する措置の解除等
- 査証免除措置の適用再開
- 検査等の見直し
 - ・新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある帰国者・入国者を除き、入国事検査を行わない。ただし全ての帰国者・入国者について、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチンの接種証明書（3回）又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出を求める
- 入国者総数の管理の見直し
 - ・1日50,000人目途としている入国者総数の上限は設けない
- 空港・海港における国際線受入の再開

11月8日

第83回本部会議開催

◎新規陽性者数が明らかな増加傾向にあること、並びに、11月6日に病床使用率が目安の20%以上に到達したことから大阪モデル「警戒（黄色信号）」への移行を決定

11月9日から当面の間において、現在の要請に以下のとおり追加することを決定

- 市町村への要請
 - ・休日等に対応できる臨時発熱外来の設置を進めること
- 高齢者施設への要請
 - ・施設における基本的な感染防止対策を強化・徹底すること
- 医療機関への要請
 - ・市町村における臨時発熱外来への出務等に協力すること

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

11月17日

国（厚生労働省）は、陽性者の全数届出の見直しにより、陽性登録が可能な方が限られることから、接触確認アプリCOCOAの機能を停止することとし、同日より順次機能停止版アプリを配信

12月26日

第84回本部会議開催

◎新規陽性者数が11週連続で増加傾向にあることが続き、また、直近1週間は1日平均1万人程度で推移していること、並びに、12月23日に病床使用率が目安の50%以上に到達したことから、大阪モデル「非常事態（赤色信号）」への移行を決定

12月27日から当面の間において、現在の要請に以下のとおり変更・追加することを決定

- 市町村への要請

・臨時発熱外来を適切に運用すること

←（休日等に対応できる臨時発熱外来の設置を進めること）

○大学等、経済界へのお願い

・オミクロン株対応ワクチンの早期接種を検討するよう周知徹底すること

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

◎年末年始の検査体制を確保するため、臨時発熱外来及びターミナル駅に臨時の無料検査所を設置すること、及び施設内療養を行う入所系の高齢者施設等に対する支援（府独自補助）を再開することを決定

◎「大阪コロナ追跡システム」について、システム導入時に比べ感染予防に係る府民への意識啓発が進んだと考えられること、追跡システムに係る項目の削除等ゴールドステッカーの認証基準が1月1日付で改正されることから、12月31日をもって「大阪コロナ追跡システム」を終了することを決定

令和5年1月1日

GSの認証基準について、国の第三者認証制度等の基準等の変更及び有識者の意見も踏まえて改正

<ゴールドステッカー認証基準の主な改正内容>

- ・真正面の配置であっても、1メートル以上の間隔を空けることでパーティションの設置が不要とする
- ・日常的に接している知人等の少人数（4人を目安）の同一グループについては間隔確保やパーティション設置の例外とする
- ・取り分け用の tong や 箸 の 共 用 を 可 能 と す る
- ・ハンドドライヤーの使用を可能とする

1月7日

新規陽性者数は、**16,686**人を記録。第八波で最多となる

1月27日

第101回府政対策本部において、5月8日より、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を感染症法上の5類感染症に位置づける方針を決定

<府政対策本部の決定内容>

新型コロナウイルス感染症について、感染症法に基づく私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないとの判断に基づき、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけることとした

1月31日

第85回本部会議開催

◎新規陽性者数は減少傾向が続き、同日時点の病床使用率が7日連続で50%未満、重症病床使用率が7日連続で40%未満に到達したことから、同日から大阪モデル「警戒（黄色信号）」への移行を決定

2月1日から当面の間において、現在の要請を以下のとおり変更することを決定

○イベントについて (府主催 (共催) イベントを含む)

・ (2月1日から) 大声ありの場合でも収容率を **100%** で開催可能

← (同一イベントで「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ **50%** (大声あり) **100%** (大声なし) の収容率で開催可能)

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

※大阪モデルのライトアップの協力依頼について5類感染症への移行までの準備期間における段階的措置として、1/31で終了

2月10日

第102回府政対策本部会議において、マスク着用の考え方の見直しについて、3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることを決定

<見直しの概要>

行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。政府は個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する

(着用が効果的な場面)

- ・医療機関受診時
- ・高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ・通勤ラッシュ等混雑した電車やバスに乗車するとき

(概ね全員の着席が可能である新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等を除く。)

新型コロナウイルス感染症対策
これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが
令和5年3月13日から
マスク着用は**個人の判断**が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために
マスクを着用しましょう

受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時
通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために
マスク着用が効果的です

高齢者
基礎疾患を有する方
妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着用を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※専ら高齢者の利用でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

厚生労働省

内閣官房HP「新型コロナウイルス感染症対策」より



新型コロナウイルス対策「マスク着脱の考え方の変更」篇

2月24日

第86回本部会議開催（書面）

◎ 2月23日時点で、病床使用率7日連続**20%**未満、重症病床使用率7日連続**10%**未満に到達したことから、大阪モデル「警戒解除（緑色信号）」への移行を決定

3月13日から5月7日において、現在の要請を以下のとおり追加・変更することを決定

○府民への呼びかけ

- ・感染防止対策（3密の回避、手洗い、こまめな換気等）の徹底
- ・会食を行う際は**GS** 認証店舗を推奨

○施設について

【飲食店等への要請】

・全ての飲食店に対し、**2**時間程度以内での利用、カラオケ利用は密を避け、換気の確保等感染対策を徹底すること

・**GS** 認証店舗は、同一テーブル**4**人以内

・**GS** 認証を受けていない店舗は、同一グループ、同一テーブル**4**人以内

←（・全ての飲食店に対し、マスク会食の徹底、カラオケ利用は密を避け、換気の確保等感染対策を徹底すること

・**GS** 認証を受けていない店舗は、同一グループ、同一テーブル**4**人以内、**2**時間以内での利用を要請）

※国の方針を受けて、3月13日から、マスク着用の要請を解除

※詳細は4.要請内容の変遷を参照

3月22日

第87回本部会議開催

◎ 5類感染症への位置づけ変更に係る国の方針を受け、5類感染症への位置づけ変更後における移行期間中の府の対応方針（相談体制や外来・検査体制といった府民に対する取組み、医療提供体制に係る取組み、宿泊療養施設の終了等宿泊・自宅療養体制、高齢者施設等対策、ワクチン接種の推進及び発生動向把握等）を決定

4月27日

1月27日の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置づけ変更方針決定以降、病原性が大きく異なる変異株の出現等、科学的な前提が異なるような特段の事情が生じていないことが厚生科学審議会感染症部会において確認

このため、厚生労働大臣から、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は5月7日をもって新型インフルエンザ等感染症と認められなくなることが公表され、5月8日に感染症法の5類感染症に位置付けられることが決定

このことを踏まえ、第104回政府対策本部において、5月8日に基本的対処方針を廃止することを決定し、基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組及び飲食店における第三者認証制度も5月8日に廃止することを決定

4月28日

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が5月8日に感染症法の5類感染症に位置付けられることに伴い、同日付で政府対策本部を廃止することを閣議決定

第88回本部会議開催

- ◎政府対策本部の廃止決定に伴い、5月8日に、大阪府新型コロナウイルス対策本部を廃止することを決定
- ◎新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が感染症法の5類感染症に位置付けられることに伴い、5月8日に特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置が終了することや基本的対処方針が廃止されることを踏まえ、同日付で府民及び事業者等への要請を終了し、GS制度、感染防止宣言ステッカー制度及びイベント開催時の「感染防止安全計画」「感染防止策チェックリスト」について廃止することを決定

4月30日

- GSの新規登録の受付を終了

5月7日

- 宿泊療養施設の運用を終了

5月8日

- ◎大阪府新型コロナウイルス対策本部を廃止
これに代わり、当面の間、行政による病床確保等の移行措置が続くことから、移行期間終了までの間、感染拡大時の対応や全体方針の協議の場として、新たに一部の関係部局が参画する「新型コロナウイルス感染症対策会議」を設置
- ◎府民及び事業者等への要請を終了
- ◎GS制度及び感染防止宣言ステッカー制度を廃止
- ◎イベント開催時の「感染防止安全計画」「感染防止策チェックリスト」を廃止

2.取組等の詳細

※大阪府の保健・医療分野における取組等の詳細については、下記をご参照ください。

「保健・医療分野における新型コロナウイルス感染症への対応についての検証報告書
～今後の感染症によるパンデミックに向けて～」

(URL : https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/cov_kensyou_01.html)

(1) 感染防止宣言ステッカー

危機管理室



(1) 感染防止宣言ステッカー

感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図るため、各業界団体が作成した業種別ガイドラインの普及と感染防止対策を各店舗で実施することを目的とし、ガイドライン遵守等に同意した店舗に発行。本ステッカーを掲示することにより、ガイドラインの遵守を利用者に宣言し、府民が安心して利用できる施設であることをお知らせするものとして、令和2年7月1日より制度運用した。(登録数121,897件:令和5年5月8日制度終了時点)

ステッカー発行対象

業種別ガイドラインが策定されている府内の事業の施設
 ※特に、過去に全国でクラスターが発生した施設(ライブハウス・スポーツクラブ・カラオケ・接待を伴う飲食店)及び飲食店(居酒屋等)については、ステッカーの導入を強く推奨。

ステッカー導入の経緯

R2年4・5月の緊急事態措置での外出自粛と施設の休止要請により、社会経済活動が停滞した中、府民に対し、感染対策上、安心して利用できる店舗の情報提供を行うとともに、事業者の自主的な感染防止対策の取組みを推進する必要があることから、制度を設計。

〈新規登録の手順〉

①ガイドライン確認

- ・府ステッカーHPのリンクより、業種別ガイドラインを閲覧
- ・店舗自身の業種に該当するガイドラインを確認

②利用規約

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・登録店舗情報公開の同意
- ・感染している可能性のある従業員の積極的な受診
- ・府や保健所の調査に協力等

③登録・データ取得

- ・②の利用規約に同意した事業者は、店舗情報をweb登録
- ・登録番号が採番されたステッカーデータをスマホ又はPCで取得可能

④掲示

- ・③で取得したステッカーデータを店舗自らが印刷し、店舗先の利用者等から見えやすい場所に掲示貼付

【大阪府】

- ・店舗情報のHP公開
- ・修正や廃業があれば再掲載や削除の対応
- 【事業者】
- ・店舗情報に修正や廃業があれば再登録や削除依頼の対応
- ・ガイドラインに変更があれば、随時確認し遵守(感染防止対策の実施)

制度開始以後の主な変更点等

〈大阪コロナ追跡システムとのシステム統合〉感染防止宣言ステッカーの登録は、大阪コロナ追跡システムの取得を要件としていたため、申請者の利便性向上を目的に、一度の申請で、ステッカー・追跡システム両方の申請ができるよう、運用システムを統合。

〈マイページの作成〉制度当初の運用システムは、事業者に情報を通知する機能を有しておらず、事業者が登録情報を誤った場合は、再度始めから登録し直す必要があったため、同一店舗の重複データが多く存在する状況となった。このため、上記のシステム統合のタイミングで、店舗名の誤り等の修正を事業者自らが行えるよう、事業者マイページ機能を有するシステムの改修を行い、さらなる利便性の向上を図った。

(2) 感染防止認証ゴールドステッカー

- (2) - ① 制度設計
- (2) - ② 申請・認証

危機管理室



(2) - ① ゴールドステッカー【制度設計】

国事務連絡「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について」に基づき、府内飲食店約10万店舗のうち、テイクアウト等を除く約7万店舗を対象に「感染防止認証ゴールドステッカー」制度を創設。国の必須・任意項目だけでなく、他府県の制度や業種別ガイドラインを参考に府独自の認証基準を設定。合計43項目の認証基準とし、令和3年6月16日より制度運用開始。

<対象店舗の要件>

●飲食業に属する事業者（食品衛生法第55条第1項に規定する許可を受けた者）が営む府内の事業用施設で飲食のための客席を有する施設

<対象店舗数>

- 令和3年4・5月に実施した、府内全飲食店に対する業種別ガイドライン遵守状況確認の見回り対象店舗数は、当時の府内飲食店営業許可件数と同じ10万店舗として見回りを実施。
- 当該見回りにおいて、約10万店舗のうち約3万店舗は、飲食店営業許可を有しているが、飲食店ではない施設（福祉施設・葬儀場等）や、客席を有さず、飲食店における基本的な感染対策を実施することのない施設（宅配・テイクアウト等）であることを把握。
- 当該約3万店舗を対象外とし、対象店舗を「約7万店舗」とした。

<対象外店舗>

- (1) 宅配・テイクアウトサービス（フードコート含む）
- (2) 宿泊者に対して、飲食をさせることを目的とした宿泊施設
- (3) 学校、病院など、特定の方を対象として飲食をさせることを主たる目的とした施設
- (4) 前号に掲げるものを除くほか、知事が特に必要と認めるもの

<対象外施設の例外>

- ・宅配・テイクアウト⇒飲食スペースを設けており、認証取得の意思がある場合は対象
- ・フードコート⇒自前の飲食スペースがないこと以外は通常の飲食店とほとんど違いがないことから、一定条件※を設けたうえで、認証の対象とした。（※施設管理者及びフードコート構成店舗すべてが認証基準に基づく感染対策を実施、1店舗でも基準不遵守の場合は全店舗認証取消の実施等）
- ・学食・病院の食堂・社員食堂⇒一般利用が可能な場合は対

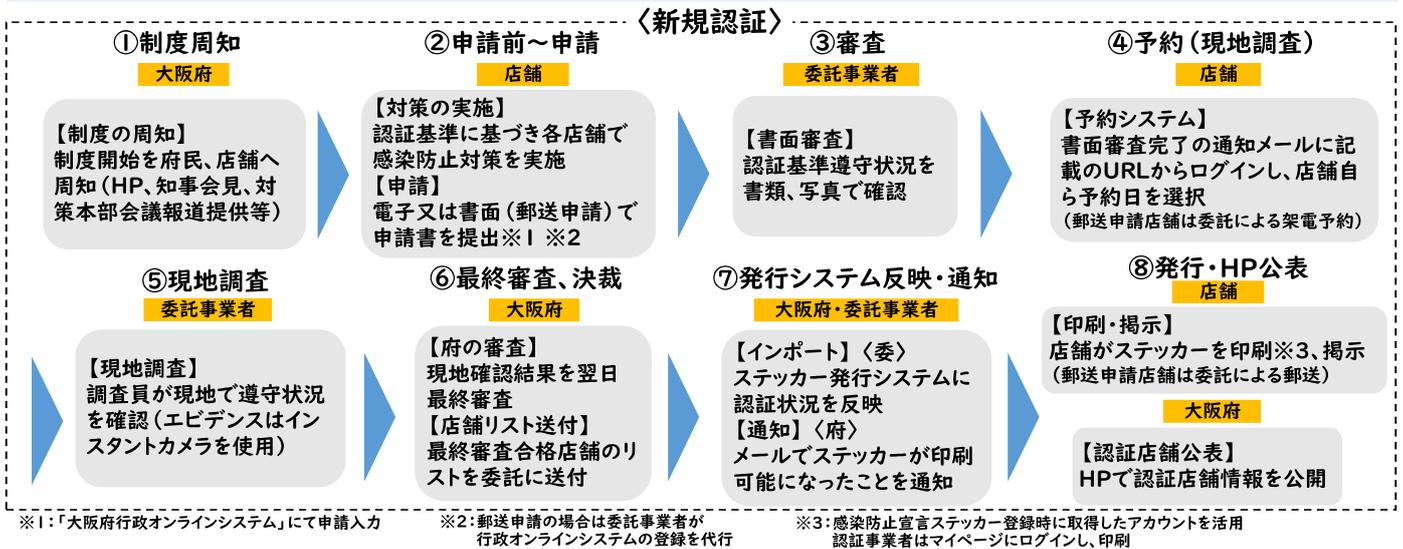
<認証基準の設定（43項目）>

国事務連絡に記載された認証基準案の必須・任意項目をベースに認証基準を作成。認証制度の趣旨を踏まえ、府独自の基準を追加。制度運用後、国の認証基準の変更等に合わせ、令和5年1月1日付及び令和5年3月13日付で認証基準変更を実施。

- 国の認証基準案【必須項目】（7項目）
 - ⇒・パーティション等の設置（テーブル間・同一テーブル・カウンター）
 - ・手指消毒の徹底
 - ・食事中以外のマスク着用の徹底
 - ・換気の徹底（建築物衛生法の対象・対象外施設）
- 国の認証基準案【任意項目】（30項目）
 - ⇒・順番待ちが発生する際の誘導・表示
 - ・レジでの接客時のパーティション等の設置
 - ・ビュッフェでの感染対策の基準（使い捨て手袋の着用等）等
- 府独自基準（6項目）
 - 業種別ガイドラインや他府県の制度等を参考に設定
 - 他府県の制度を参考に設定
 - ⇒コロナ対策リーダーの設置（東京都を参考）
 - ガイドラインを参考に設定
 - ・ダンスホールのある飲食店の基準（参考：社交飲食業）
 - ・接待を伴う飲食店の基準（参考：特定遊興飲食店）
 - ・カラオケ設備のある飲食店の基準（参考：カラオケ設備のある飲食店）
 - 府独自に設定
 - ・症状のある従業員への積極的な検査の推奨（従業員への感染対策の一環として、従業員が気軽に検査を受診できるようにするため）
 - ・CO2センサーの常備（従前よりCO2センサー導入を推奨のため）
- その他、有効期限を制度要綱で1年間と設定

(2) - ② ゴールドステッカー【申請・認証】

第三者認証制度（本府の感染防止認証ゴールドステッカー制度）は個別訪問による認証基準達成状況の確認が必要であったため、「書類審査・現地調査」を業務委託。最終審査に合格した店舗へのステッカーの「発行・掲示」については、感染防止宣言ステッカーの発行システムを活用し、認証店舗自身で印刷することとした。
 （認証数50,371件：令和5年5月8日制度終了時点）



実効性確保

【申請却下】書類審査で改善を指示し、一定期間不備項目が改善されない店舗については、複数回は正を促してもなお改善されない場合には、申請を「却下」とした。（申請却下件数2,290件）

【悉皆調査】制度の質を担保するため、少なくとも年に1回の見回りを行うよう国より通知があったことから、全認証店舗の認証基準維持の現地調査を実施。更新に係る店舗負担軽減のため、現地調査の際に更新手続きを行うこととし、期限到来2ヶ月前の月末までに調査を開始。

【有効期限】ゴールドステッカー制度要綱で有効期限を1年間と定めており、認証店舗の更新手続きが必要であったことから、店舗負担軽減のため、悉皆調査時に有効期限の更新とともに有効期限入りステッカーの発行を実施。

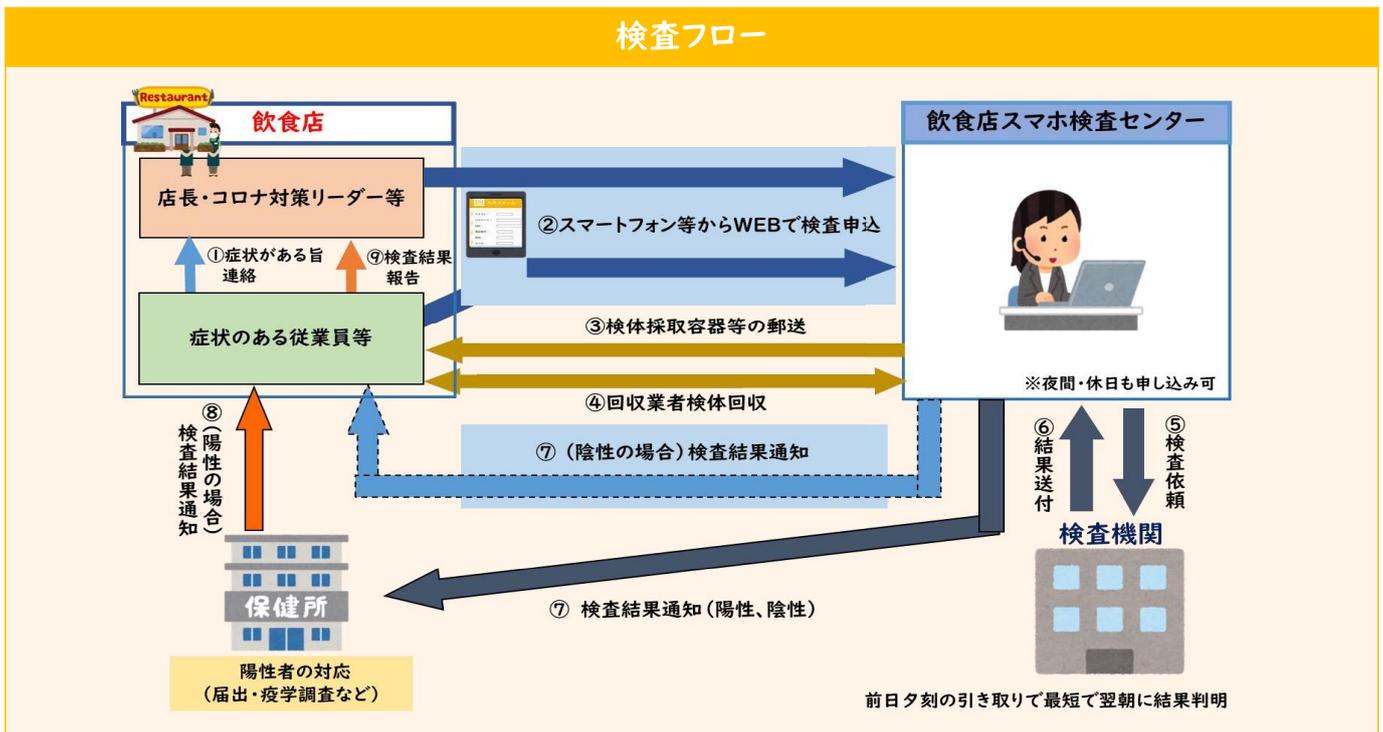
(3) 飲食店スマホ検査センター

危機管理室

(3) 飲食店スマホ検査センター

飲食店の従業員から利用者への感染といった、飲食店を起点とした感染拡大を防止するため、症状のある飲食店従業員を対象にスマホから簡単に検査を申し込むことができる飲食店スマホ検査センター事業を令和3年6月16日より実施。(実施検査数589件:令和5年1月31日制度終了時点)

検査フロー



(4) ワクチン・検査パッケージ制度

危機管理室



(4) ワクチン・検査パッケージ制度

感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、緊急事態措置やまん延防止等重点措置時において、ワクチン接種歴や陰性の検査結果を用い(※1)、飲食店やイベント等の各分野における行動制限を緩和する制度(以下、VTP制度)

※1 例: 飲食店利用者やイベント参加者等が、入店・来場時にワクチン接種歴や陰性結果を事業者に提示し、確認を受けること

VTP制度による行動制限の緩和内容

| 飲食店 | カラオケ店 | イベント |
|---|--|-------------------------------------|
| 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を自粛するよう要請している場合であっても、第三者認証制度の適用店(感染防止認証ゴールドステッカー認証店舗)では、人数制限の対象外となる | カラオケ設備を提供する飲食店に対して休業を要請している場合であっても、収容率の上限を50%としてカラオケ設備を提供することが可能 | 緊急事態措置区域(人数上限1万人)であっても、収容定員までの入場が可能 |

〈ワクチン・検査パッケージ制度登録店用ゴールドステッカーについて〉

令和3年11月19日国事務連絡において、VTP制度での行動制限の緩和適用を受けようとする飲食店は、第三者認証制度の事務連絡に基づき、都道府県に登録し、適用店舗であることを示すステッカー等を掲示するよう通知があったことから、府として、ゴールドステッカー認証店舗を対象に「ワクチン・検査パッケージ制度登録店用ゴールドステッカー」制度を運用。(登録数18,891件:令和5年5月8日制度終了時点)

①申請

店舗

ゴールドステッカーと同じ申請方法にて申請(webシステムまたは郵送申請)

②確認・照合

委託事業者

申請情報とゴールドステッカー認証情報を突合(ステッカー番号等)

③発行

大阪府

委託事業者の突合結果を確認し、発行(店舗への通知や発行に係るスキームはゴールドステッカーと同様)

④登録・データ取得

委託事業者

○ステッカーデータ取得(書面であれば郵送)
○店舗自らが印刷し、店舗先の利用者等から見えやすい場所に掲示貼付

【大阪府】

・店舗情報のHP公開
・修正や廃業があれば再掲載や削除の対応
【事業者】
・店舗情報に修正や廃業があれば再登録や削除依頼の対応

実証実験

VTP制度開始に先立ち、国の主導で主要都市で実証実験を行うこととなり、府では、道頓堀近辺の商店街連合「コロナからミナミを復興する商人(あきんど)の会」の加盟12店舗に協力いただき、道頓堀において、令和3年10月25日~29日に実証実験を実施。

(5)飲食店等への要請の実効性確保 【昼の見回り】

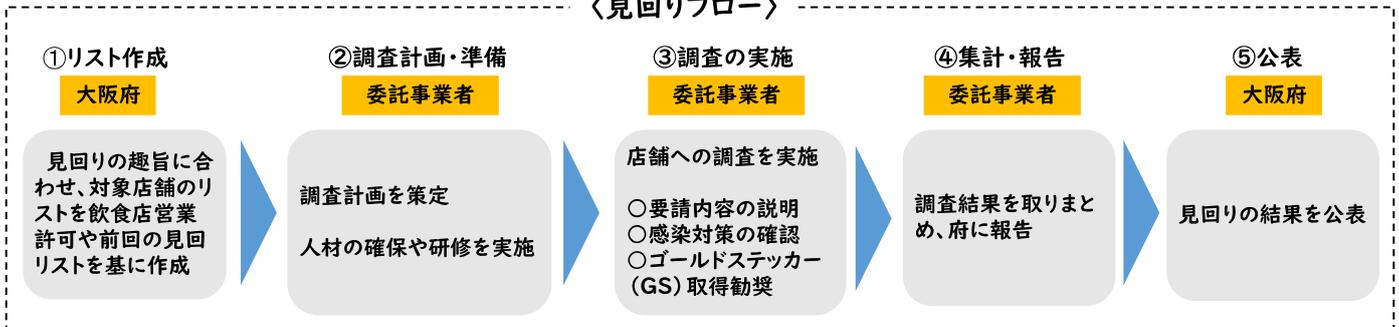
危機管理室

(5)飲食店等への要請の実効性確保【昼の見回り】

国の基本的対処方針において、緊急事態措置区域、まん延防止重点措置を実施する区域となった場合、措置区域内全ての飲食店等を見回り、実地での働きかけを行うことや、第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めることとされていたことから、措置区域の飲食店等を個別訪問し、要請内容の周知・遵守確認や第三者認証制度の取得勧奨を日中の時間帯に実施。

| 見回り実施の経緯 | 見回り対象店舗の考え方 |
|--|--|
| 令和3年3月29日の国事務連絡により、飲食店等に対する感染対策確認のため、実地見回りを実施する必要が生じたため、同年4月5日から実施することになったまん延防止重点措置に合わせて、開始。以後の各措置等においても、基本的対処方針において、「原則として全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うものとする。」とされていたことから、継続して実施。 | 措置区域内のすべての飲食店（飲食店営業許可件数）から、要請の対象外施設である宅配・テイクアウト等の客席を有しない店舗等を除いた店舗を対象 |

〈見回りフロー〉



| 実施期間 | R3.4.5～4.21 | R3.4.25～5.31 | R3.6.21～7.11 | R3.8.2～8.31 | R3.10.1～10.24 | R4.1.27～2.20 |
|------|-------------|--------------|--------------|-------------|------------------------------|------------------------------|
| 対象地域 | 大阪市内 | 大阪府全域 | 大阪府全域 | 大阪府全域 | 大阪府全域の ゴールドステッカー 未申請店舗 | 大阪府全域の ゴールドステッカー 非認証店舗 |

(6) 飲食店等への要請の実効性確保 【夜の見回り】

危機管理室

(6)飲食店等への要請の実効性確保【夜の見回り】

特措法及び国の基本的対処方針に基づき、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域において、感染リスクが高いと指摘されていた飲食店等に対する時短要請等の実効性を確保するため、実施区域内の全ての飲食店等を見回り、要請の遵守状況を確認するとともに、正当な理由なく要請に応じない店舗について個別に要請を行い、命令等の手続きを実施。

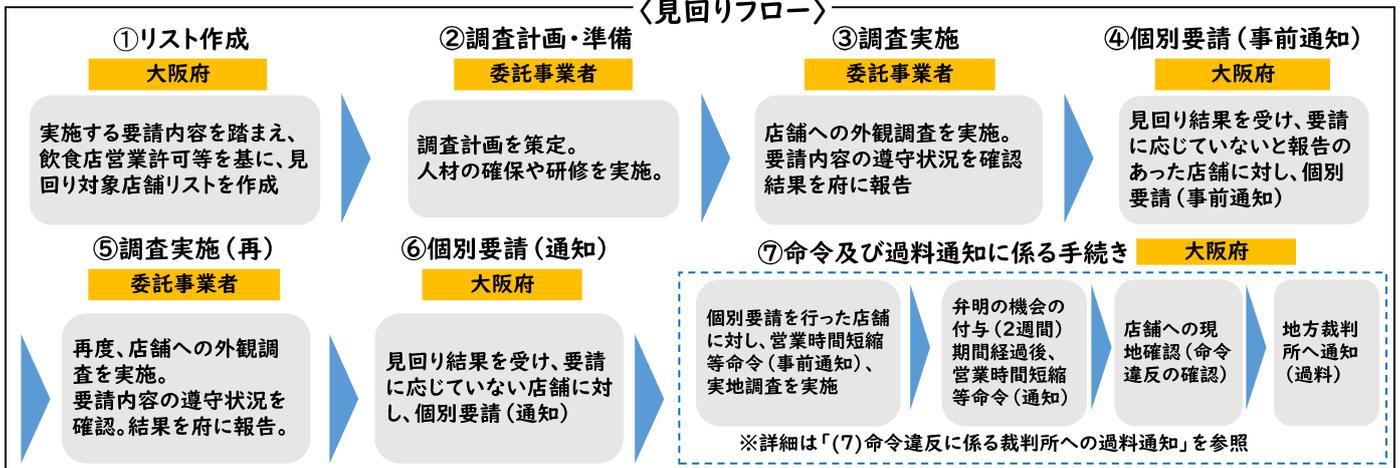
見回り実施の経緯

令和3年2月の新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を受け、要請の実効性を確保するとともに、要請に応じない飲食店等に対する命令の前提として、同年4月5日より実施したまん延防止等重点措置の開始に伴い実施。以後、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実施時において、基本的対処方針に基づき、原則として全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うとともに、飲食店等への要請の実効性を確保するため実施。

見回り対象店舗の考え方

措置区域内のすべての飲食店（飲食店営業許可件数）から、要請の対象外施設である宅配・テイクアウト等の客席を有しない店舗等を除いた店舗を対象

〈見回りフロー〉



| | | | | | | | |
|------|-------------|--------------|------------------|-------------|-------------|---------------|--------------|
| 実施期間 | R3.4.5~4.24 | R3.4.25~6.20 | R3.6.21~8.1 | R3.8.2~8.31 | R3.9.1~9.30 | R3.10.9~10.24 | R4.1.27~3.21 |
| 対象地域 | 大阪市内 | 大阪府全域 | 大阪府内 (10町村以外) | 大阪府全域 | 要請未協力店舗 | 大阪府全域 | 大阪府全域 |

(7)命令違反に係る裁判所への過料通知

危機管理室

(7)命令違反に係る裁判所への過料通知

緊急事態措置において、特措法第45条第2項に基づく施設の使用制限（休業又は時短営業）の要請に応じない府内飲食店等に対し、特措法第45条第3項に基づき、施設の使用制限の命令を発し、命令違反を確認した施設については、地方裁判所への過料通知を行った。（最終過料通知件数：117件）

※まん延防止等重点措置においては、弁明の機会等、手続きに係る必要日数を満たさない期間であったことや、期間途中での緊急事態措置移行もあり、命令には至らず。

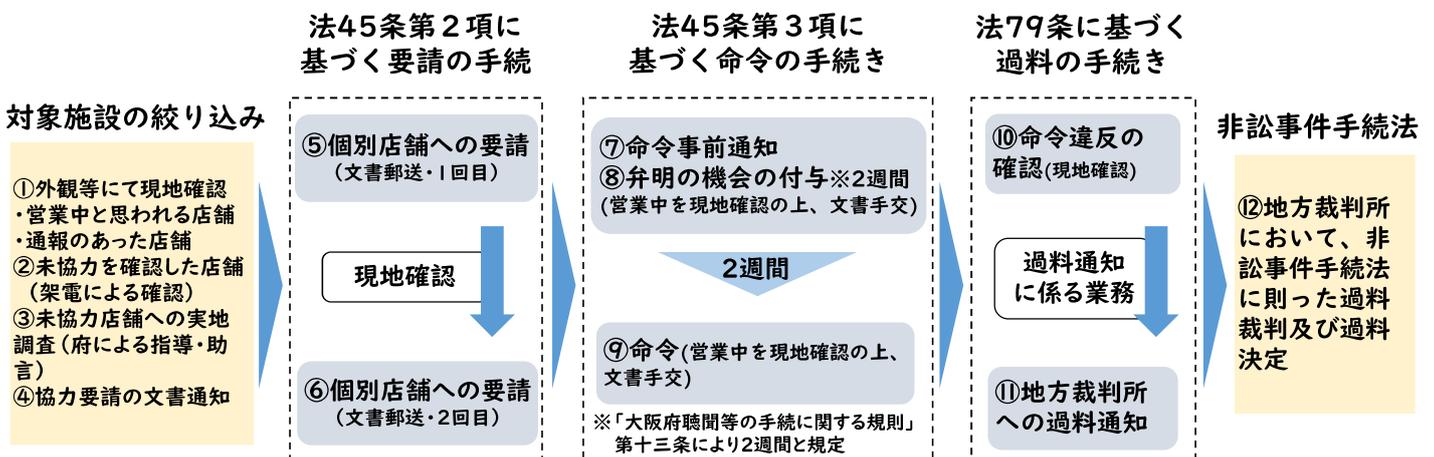
<命令対象となる施設の考え方>

- すでに同種の業態においてクラスターが多数発生していること
- 対象となる施設において、クラスターが発生するリスクが高まっていると確認できること
- 当該都道府県において感染拡大するおそれが高まっていること

※命令を行う際の要請である「特に必要があると認めるとき」例示（R3.2.12付け「改正特措法施行通知」より）

<専門家の意見聴取>

命令等を行う際に、包括的に専門家の意見を聴取することも可能とされたため、命令に対する意見は包括的に事前に聴取（※「改正特措法施行通知」より）



(8) 宿泊療養施設

(8) - ① 宿泊療養施設の運用

(8) - ② 宿泊療養施設の確保及び搬送

危機管理室

(8) - ① 宿泊療養施設の運用

<宿泊療養施設の運用について>

「新型コロナウイルス感染症にかかる大阪府保健・医療提供体制確保計画」（健康医療部策定）で定められた宿泊療養施設確保計画に基づき実施。フェーズごとに運用室数を設定し、宿泊療養者の人数によってフェーズ移行を判断。

| 運用 フェーズ | 部屋数 | 次フェーズ移行の判断基準 (下記基準と感染拡大状況から総合的に判断) | |
|---------------|---------------------------|---------------------------------------|-----------------------|
| | | 感染拡大時 | 感染収束時 |
| フェーズ1 | 800室 | およそ240人以上⇒フェーズ2移行準備 | - |
| フェーズ2 | 1,600室 | およそ800人以上⇒フェーズ3移行準備 | およそ240人未満⇒フェーズ1移行準備 |
| フェーズ3 | 2,400室 | およそ1,200人以上⇒フェーズ4移行準備 | およそ800人未満⇒フェーズ2移行準備 |
| フェーズ4 | 4,000室 | およそ2,000人以上⇒フェーズ5移行準備 | およそ1,200人未満⇒フェーズ3移行準備 |
| フェーズ5 | 6,000室 | およそ3,000人以上⇒フェーズ6移行準備 | およそ2,000人未満⇒フェーズ4移行準備 |
| フェーズ6 | 8,500室 | およそ4,250人以上⇒災害級非常事態移行準備 | およそ3,000人未満⇒フェーズ5移行準備 |
| 災害級 非常事態※1 | 10,000室※2 (211-1) 満室目標 | - | およそ4,250人未満⇒フェーズ6移行準備 |

【感染拡大時】

フェーズを引き上げ、以下の順で運用室数を増やす
①待機施設がある場合は再稼働
②全施設を稼働させても不足する場合は、目標運用室数に達するまで新たに宿泊施設を確保

【感染収束時】

フェーズを引き下げ、稼働施設の一部を待機に移行し運用室数を減らす

※契約解除により、次の感染拡大に対応できない恐れがあるため、待機単価で借上げを継続（安価な室料で施設を確保可能）

▼ 宿泊療養施設の確保施設数・室数について ▼

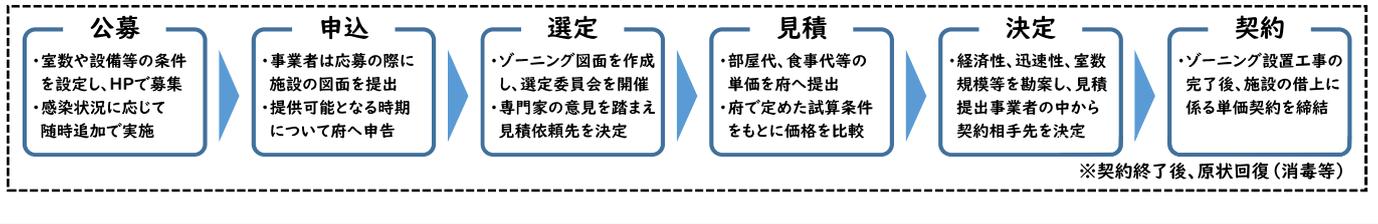
| 時期 | 施設数 | 室数 | 公募 |
|------------|------|---------|-------------------|
| 令和2年4月～11月 | 4施設 | 1,245室 | 第1回公募施設から選定 |
| 令和3年1月 | 9施設 | 2,416室 | 第1回公募施設から選定 |
| 令和3年5月 | 15施設 | 3,986室 | 第1回、2回公募施設から選定 |
| 令和3年8月 | 21施設 | 5,999室 | 第3回公募施設から選定 |
| 令和3年9月 | 31施設 | 8,408室 | 第2回、3回、4回公募施設から選定 |
| 令和4年1月 | 35施設 | 10,242室 | 第5回公募施設から選定 |
| 令和4年2月 | 41施設 | 11,477室 | 第5回、6回公募施設から選定 |

※入所者総数：192,242人（運用期間：令和2年4月～令和5年5月）

(8) - ② 宿泊療養施設の確保及び搬送

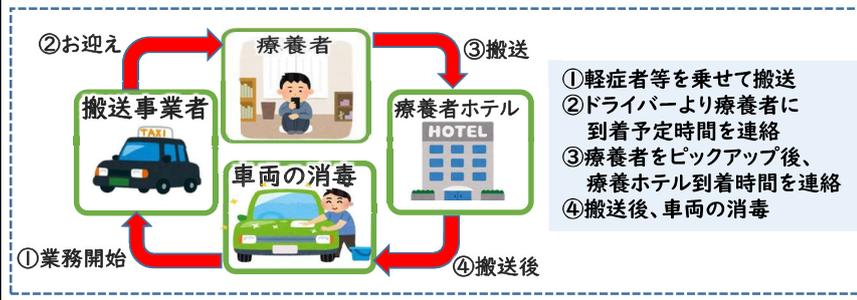
< 宿泊療養施設の確保 >

宿泊療養施設の確保については公募により実施し、令和2年4月当初は、1棟単位（100室以上）での借上げと医療的対応以外の運営を施設側が実施することが可能で、「より多く」「より早く」居室を提供可能である事業者への協力を要請し、確保。以後、「迅速性」「客室数」「医療的視点」の3点を満たした事業者を対象に比較見積を実施し、安価な施設から順に確保。



< 宿泊療養施設への搬送 >

新型コロナウイルス感染症陽性者の移動については、感染拡大防止の観点から公共交通機関の利用を制限されており、軽症者等の搬送において救急車ほどの設備は不要であることや、市町村消防本部の本来業務に支障をきたす恐れもあったことから、自宅から宿泊療養施設まで陽性者を搬送する手段として、民間タクシー事業者に委託。



ワンボックスカー

スライドドアタクシー

(9)大阪コロナ大規模医療・療養センター

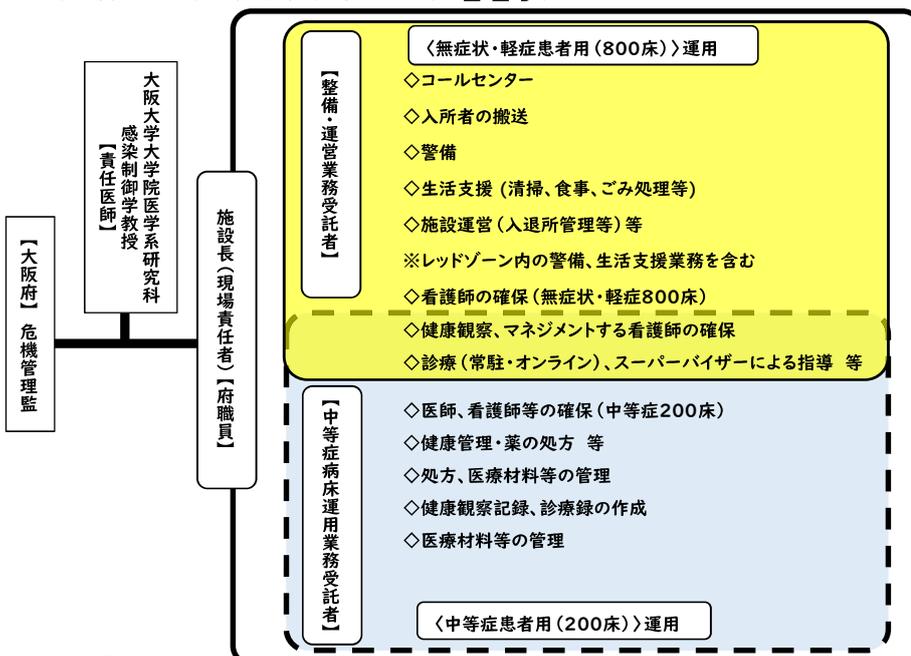
- (9) - ①大阪コロナ大規模医療・療養センター概要
- (9) - ②施設の開設及び閉鎖

危機管理室

(9)-①大阪コロナ大規模医療・療養センター概要

感染急拡大により医療・療養体制がひっ迫した時に備えて、無症状者・軽症患者に加え、中等症患者にも対応し、災害級の感染爆発時に速やかに対応できる医療・療養施設として設置(新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の2に基づく「臨時の医療施設」)

組織・運営体制(健康医療部運用:点線「---」)



入所者数

- ・無症状・軽症患者用(800床) ⇒274名
- ・中等症患者用(200床) ⇒29名
- ・合計(1000床) ⇒303名

【最大入所者数】

70名(無軽64名/中等6名)
※令和4年3月10日

施設概要

(設置場所)

- ・インテックス大阪6号館(大阪市住之江区)計約40,000㎡
- (設置期間) R3.9.30~R4.5.31
- (確保数) 1,000床
- (整備)第1期+第2期
- ・第1期(9月30日整備完了) ⇒3階 無症状・軽症患者用500床
- ・第2期(10月30日整備完了) ⇒1階 無症状・軽症患者用300床(+中等症患者用200床)

▼設置経緯▼

第5波において、府の新規陽性者数が初めて3,000人を超える等、経験したことのない感染が発生。軽症・中等症病床の使用率は最大約90%に達し、自宅療養者も増加する等、厳しい状況に陥り、全国的にも自宅療養中の家庭内感染や病状急変事例が発生。令和3年8月25日付で国により「医療資源の効率化・集約化等の観点から、臨時の医療施設の設置についても、積極的かつ速やかな検討を行う」よう通知があったことも踏まえ、設置するに至った。

(9) - ②施設の開設及び閉鎖

オミクロン株による感染急拡大により、自宅療養者が急増し、その後も増加見込みであった中、令和4年1月25日に開設基準である大阪モデル「赤信号（非常事態）」に移行したことを受け、開設準備を開始し、1月31日に開設。運用した後、年度替わりの感染状況を見極め、新規感染者数が減少傾向となったことから、予定通り令和4年4月30日で新規入所を停止。撤去工事を行い、令和4年5月31日に閉鎖。

【開設基準・対象者】

【開設基準】

○大阪モデルの非常事態への移行後、開設準備を開始し、約1週間で開設・運用開始

※「新型コロナウイルス感染症にかかる大阪府保健・医療提供体制確保計画」（健康医療部策定）で定められた臨時医療施設等確保計画に基づく

【対象者】（当初）

○原則40歳未満で当該センターでの療養を希望する軽症・無症状の者で、自宅において適切な感染管理対策が取れない者

※重症化リスク（基礎疾患等）がある者は宿泊施設での療養を案内

【運営】

【医療体制】

- ・常勤医師（日勤）
- ・看護師（24時間）
- ・オンライン医師（夜間）

【運営体制】

- ・移送タクシー稼働
- ・警備員増員（施設内外警備）
- ・施設運営スタッフ増員
- ・専用コールセンター稼働
- ・備品・消耗品確保&設置完了
- ・周知強化、受付体制拡充

【時系列】

1月25日：軽症・無症状用3階500床部分の開設準備開始

1月31日：軽症・無症状用3階500床部分開設

2月15日：中等症用200床のうち30床開設

2月15日：①軽症・無症状用の対象者を「40歳未満」から「60歳未満」に拡大

②発生届未確認者も入所可とし、1階に300床開設（800床体制）

※2/15オミクロン株の特性を踏まえ、運用変更
⇒受付時に発生届が確認できない者については検査日&診断医療機関をコールセンターで確認し、陰性時リスクについても説明し同意を得る。発生届登録者と未登録者はフロアを区分。

2月18日：コールセンター24時間化

3月23日：中等症病床休止

3月29日：1階300床を休止

（3階のみの500床体制）

4月30日：新規入所者受付終了

5月31日：閉鎖

(10)府庁舎本館・別館における入館時の検温

総務部

(10)府庁舎本館・別館における入館時検温

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、府庁本館及び府庁別館入館される方への検温を実施

対象者 入館者全員（職員及び一般来庁者等）

検温期間 ・大阪府庁舎 本館：令和2年5月11日～令和5年5月2日
・大阪府庁舎 別館：令和3年1月18日～令和5年5月2日
※開庁日の8時00分～18時00分

検温場所 ・大阪府庁舎 本館：1階西口及び通用口（令和2年5月11日～）
南玄関（令和3年6月14日～）
正面玄関（令和4年11月7日～）
・大阪府庁舎 別館：1階エレベーター前及び西口付近

検温方法 ・サーマルカメラによる検温を実施
・37.5℃以上の発熱がある場合は再検温を実施
・再検温の結果、37.5℃以上の発熱がある場合は入館をご遠慮いただく

(11)大阪コロナ追跡システム

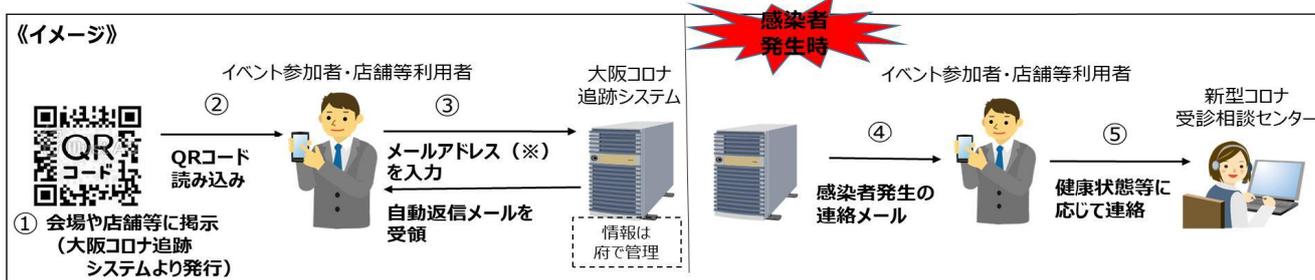
スマートシティ戦略部

(11)大阪コロナ追跡システム

ウイルスとの「共存」を前提とし、感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立を図るため、府民・事業者に感染拡大防止に取り組んでいただくことと併せ、感染者が発生した場合に、感染者と接触した可能性のある方を追跡することができるシステムを構築 【運用期間:令和2年5月29日~令和4年12月31日】

システム概要

不特定多数の人が集まる施設や飲食店、イベントを対象に、QRコードを活用し、感染者との接触の可能性がある利用者にメールで注意喚起を行い、行動変容を促すことで、感染拡大を防ぐ仕組み



QRコードは(株)アンソニーウェアの登録商標です

※名前、住所、電話番号、行動履歴 (GPS位置情報等)等は取得しない。

対象施設及び対象イベント

※以下のうち、不特定多数が利用する施設

| | | |
|--------|--|----------------------------|
| 対象施設 | 食事提供施設、劇場等、集会・展示施設、博物館等、ホテル・旅館、商業施設、遊興施設、運動施設・遊戯施設 | |
| 対象イベント | 屋内イベント | 自由参加のセミナーや講演会、音楽会、展示会、お祭り等 |
| | 屋外イベント | 会場やエリアを限定して入退場を管理するものに限る |

実績

| 項目 | 件数 |
|-----------|------------|
| 導入店舗等 | 136,855件 |
| QRコード読み込み | 6,502,521件 |
| アラート発出 | 34件 1,410通 |

※令和4年12月26日時点

(12) コロナスワットチーム

【コロナ禍におけるデジタル化支援】

スマートシティ戦略部

(12) コロナスワットチーム【コロナ禍におけるデジタル化支援】

庁内のコロナ対策業務をICT面でサポートするため、令和2年4月3日に発足。各部局からの相談内容に応じて、スマートシティ戦略部内職員でプロジェクトチームを組成し対応。企業等とのマッチングなどを通じて対応も行う等、アイデア実現、課題解決にむけて各部局と協同で取組み、200件以上の業務支援を実施。

主な支援実績

健康医療部

- ✓ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを民間団体とともに構築 (R2.4稼働)
- ✓ 宿泊療養手続きの迅速化に向けた大阪府療養者情報システム(O-CIS)構築の支援 (R3.7稼働)
- ✓ 患者が病状等をウェブ上で、各保健所へ回答できる疫学調査入力フォーム構築の支援 (R3.9稼働)
- ✓ 診療・検査医療機関一覧や無料検査実施、FAQをキーワード検索できるサイトの提供 (R3.12稼働)
- ✓ 自宅療養者向け配食サービス等のワンストップ窓口へのオンライン申請構築を支援 (R4.4稼働)

商工労働部

- ✓ 休業要請支援金のWeb事前申請フォームを約2週間で構築したことを皮切りに、営業時間短縮協力金、雇用促進支援金の改善等を図りながら支援を継続し、ウェブ完結の申請フォームを構築

危機管理室

- ✓ 感染防止認証ゴールドステッカー申請及び審査事務システムを構築 (R3.6稼働)
- ✓ 見回り結果のWeb入力フォームを構築し、Excel等への入力情報を一元管理 (R3.7稼働)
- ✓ 感染防止認証ゴールドステッカー認証店舗を地図や様々な条件から検索できるサイトの提供 (R4.2稼働)
- ✓ 感染防止認証ゴールドステッカー認証店舗更新台帳システムを構築 (R4.5稼働)

その他部局

- ✓ 高齢者施設等「スマホ検査センター」※を約3週間で構築(R3.1稼働)し、飲食店向けにも展開
※PCR等検査のWeb申込から検査結果通知まで一貫して実施できるシステム
- ✓ その他、各部局における新型コロナ対策補助金関係等のオンライン申請フォーム構築を支援(随時)
(高齢者施設等に対する感染対策強化・物価高騰支援補助事業、子ども教育・生活支援事業 など)

(環境整備)

- ✓ テレワーク環境の整備
 - 職員個人保有のPCからクラウドサービスを利用し、メールや業務システム等が使用可能となる緊急テレワークシステムを整備
- ✓ オンライン会議システム
 - 府庁主催のオンライン会議実施支援
- ✓ ICT環境の整備支援
 - 応援職員等へのパソコン端末緊急配備
 - 臨時執務室等への庁内ネットワーク緊急敷設

(13)国内旅行消費喚起事業

府民文化部

(13)国内旅行消費喚起事業

観光関連事業が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい経営状況が続いたことから、旅行機運の醸成並びに観光消費の喚起を図り、府内等の観光関連事業者を支援するため、対象プランの利用者に対する宿泊金額の割引等を実施。

| 実施時期 | | 対象 | 還元額 | 実績 |
|------|---|---|---|--------|
| 2020 | 令和2年6月19日 ～令和3年1月31日 | 近畿2府4県民による7,000円以上の宿泊 | 2,500円のクーポン付与 | 約20万人 |
| 2021 | 令和3年11月24日 ～令和4年2月1日 | 大阪府民による3,000円以上の宿泊・日帰り旅行 (令和5年1月4日以降、隣接府県民を追加) | 最大50%の割引(上限5,000円) 最大3,000円のクーポン付与 | 約40万人 |
| 2022 | ブロック割 令和4年6月1日 ～令和4年7月14日 令和4年9月12日 ～令和4年10月10日 | 近畿2府4県民による2,000円以上の 宿泊・日帰り旅行 | 最大50%の割引(上限5,000円) 最大2,000円のクーポン付与 | 約65万人 |
| | 全国割 令和4年10月11日 ～令和4年12月27日 | 全国在住 (平日5,000円、休日2,000円以上の宿泊・日帰り旅行) | 最大40%の割引(上限5,000円) (宿泊を伴う交通付き旅行商品8,000円) 平日:3,000円のクーポン付与 休日:1,000円のクーポン付与 | 約340万人 |
| | 令和4年1月10日 ～令和5年3月31日 | 全国在住 (平日3,000円、休日2,000円以上の宿泊・日帰り旅行) | 最大20%の割引(上限3,000円) (宿泊を伴う交通付き旅行商品5,000円) 平日:2,000円のクーポン付与 休日:1,000円のクーポン付与 | 約78万人 |

大阪来てな!キャンペーン

コロナ禍の影響を受けた府内観光関連産業の回復に向け、府内各地での魅力的な集客イベント等の開催により、大阪に多くの国内旅行者を呼び込むとともに、府内の周遊を促進

- 万博開催1000日前イベントと連携したキックオフイベントをはじめ、大規模公園や博物館など、府内5か所での音楽イベントや、「大阪・光の饗宴」と連携したウォーターショー、アートと食をテーマにしたイベント等を実施。
- 府内各地でイベントを実施する際には、会場周辺の観光スポットをアプリで紹介するとともに、クイズに回答しながら各地を巡る企画など、府内周遊につながる取組みを実施



(14) 宿泊事業者への感染症対策等に対する支援

府民文化部

(14) 宿泊事業者への感染症対策等に対する支援

来阪旅行者に安全で安心な宿泊を提供できる環境を整備するため、府内の宿泊事業者及び民泊事業者が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び新たな需要に対応するための取組みを支援。(コロナ禍前に実施していた「おもてなし環境整備促進事業」を令和2年度～4年度においては感染防止対策備品の設置等の補助として、当該事業を実施。令和4年度より併せて再開※下段記載)

実施概要 【対象者】宿泊施設・民泊施設(特区民泊施設・新法民泊施設)※感染防止宣言ステッカーの登録・掲出を補助の要件とする

| 年度 | 施設分類 | 補助率・補助上限額 | 補助対象事業 | 実績 |
|------|------|---|--|---------------|
| R2年度 | 宿泊施設 | 補助率: 2/3以内 上限額: 200万円 | ○非接触対応 ・高機能サーモグラフィー ・キャッシュレス決済機器など | 19件(約1,620万円) |
| | 民泊施設 | 補助率: 2/3以内 上限額: 50万円 | ○換気機能 ・高機能換気システム ・サーキュレーターなど | 1件(約25万円) |
| R3年度 | 宿泊施設 | 補助率: 1/2以内 上限額: 9室以下(50万円) 10室～29室(100万円) 30室～49室(300万円) 50室以上(500万円) | ○感染拡大予防ガイドラインにそった感染症対策 ・消耗品(マスク、消毒液、使い捨て手袋など) ・備品(消毒液・CO2センサーなど) ・感染症対策における専門業務の委託料 ○新たな需要に対応するための前向き投資 ・自動精算機、エレベーター内の非接触化など | 529件(約4.7億円) |
| | 民泊施設 | 補助率: 1/2以内 上限額: 既実施分15万円 未実施分15万円 | ○感染拡大予防ガイドラインにそった感染症対策 ・備品(消毒液・CO2センサーなど) ○新たな需要に対応するための前向き投資 ・自動精算機、エレベーター内の非接触化など | 26件(約260万円) |
| R4年度 | 宿泊施設 | 補助率: 1/2以内(協定締結済の宿泊施設は2/3以内) 上限額: 200万円 | ○非接触対応 ・高機能サーモグラフィー ・キャッシュレス決済機器など | 7件(約320万円) |
| | 民泊施設 | 補助率: 1/2以内 上限額: 40万円 | ○換気機能の向上対策 ・高機能換気システム ・サーキュレーターなど | 1件(約6万円) |

おもてなし環境整備促進 ※令和4年度より再開

宿泊施設での受入対応の強化を図り、旅行者の宿泊需要への対応やリピーターの確保につなげるため、インバウンド回復後に向けた取組みとして宿泊施設が実施する、宿泊客の利便性や満足度の向上を図るための環境整備の取組みを支援。

【対象者】宿泊施設・民泊施設(特区民泊施設・新法民泊施設)※感染防止宣言ステッカーの登録・掲出を補助の要件とする

| 施設分類 | 補助率・補助上限額 | 補助対象事業 | 令和4年度実績 |
|------|---------------------------------------|---|---------------|
| 宿泊施設 | 補助率: 1/2以内(協定締結済の宿泊施設は2/3) 上限額: 200万円 | ・多言語化対応、インバウンド人材育成 ・クレジットカード決済端末、宿泊予約システム導入 ・Wi-Fi整備、トイレ洋式化、ユニバーサルデザイン化 | 14件(約1,340万円) |
| 民泊施設 | 補助率: 1/2以内 上限額: 40万円 | | 6件(約110万円) |

(15) 営業時間短縮協力金

商工労働部

(15) 営業時間短縮協力金

令和3年1月から令和4年3月までの間、大阪府が行った営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた府内の飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に協力金を要請期間ごとに1期から11期まで支給【累計支給件数:約62万件、支給総額:約8,300億円】

対象者 次の①～④のすべてを満たす事業者

- ① 要請区域内(大阪府内)に施設(店舗)を有すること
- ② 対象施設(店舗)を運営しており、大阪府が要請する期間、営業時間短縮等を遵守していること
- ③ 要請期間終了までに対象施設(店舗)において、ステッカーを導入していること
- ④ 営業に関する必要な許認可等を取得していること

(上記については、対象地域・事業規模、ステッカー(※)導入条件、営業時間帯等詳細の支給要件は各期で異なる)

(※感染防止宣言ステッカー又は感染防止認証ゴールドステッカー)

支給額 1店舗あたり 各期2.5万円～20万円/日

**募集及び
支給時期** ・令和3年2月から令和4年5月まで各期要請期間に応じて実施
・支給事務は令和4年度末に終了

(16)大規模施設等協力金

商工労働部

(16)大規模施設等協力金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、施設の休業や営業時間短縮の要請に全面的にご協力した大規模施設等に対して、協力金を支給(全4期)【累計支給件数:約1,400件、支給総額:約321億円】

対象者

- ① 休業要請に応じた大規模施設(建築物の床面積1000㎡超)の運営事業者
 - ① 当該施設の自己利用部分の休業面積1000㎡毎に20万円/日
 - ② 一定の要件にあてはまる場合は、施設内のテナント事業者などの店舗数×2千円/日など
 - ② 休業要請又は無観客開催要請に応じた大規模施設内のテナント事業者等
 - ・テナント事業者等⇒店舗等の休業面積100㎡毎に2万円/日
 - ・大規模施設である映画館運営事業者及び映画配給会社
- (時短要請の場合は要請に基づく時短率を日額に掛けた額をもって算定)

実施概要

| | 措置内容・期間 | 対象地域 | 要請内容 | 申請期間 |
|-----|-----------------------------|-------|----------------|-------------------|
| 第1期 | 緊急事態措置(R3.4.25~R3.5.31) | 大阪府全域 | 休業 | R3.6.17~R3.7.30 |
| 第2期 | 緊急事態措置(R3.6.1~R3.6.20) | 大阪府全域 | 土日:休業 平日:時短 | R3.7.19~R3.8.31 |
| | まん延防止等重点措置(R3.6.21~R3.7.11) | 33市域 | 時短 | |
| 第3期 | まん延防止等重点措置(R3.7.12~R3.8.1) | 33市域 | 時短 | R3.9.10~R3.10.22 |
| | 緊急事態措置(R3.8.2~R3.8.31) | 大阪府全域 | | |
| 第4期 | 緊急事態措置(R3.9.1~R3.9.30) | 大阪府全域 | 時短 | R3.10.12~R3.11.30 |

(17) 商店街感染症対策等支援事業

商工労働部

(17) 商店街感染症対策等支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うインバウンドの急減や外出自粛等の影響により、府内商店街がこれまでにない打撃を受けたことを踏まえ、商店街が組織的に「3密」を回避する感染症対策を実施するとともに、風評被害を払拭し府民が安心して買い物できるクリーンな場であることを広く発信するための事業を実施

モデル商店街

組織的に感染症対策に取り組む意欲が高く、回復期に賑わい創出に取り組む意向がある商店街等

- ① 雇用や府民の日常生活を守り大阪経済を支える商店街等
- ② 密集、風評被害、インバウンド減少など、特に影響を大きく受けている商店街等

実施内容

新型コロナウイルスと共存しながら社会経済活動を取り戻すため、日常生活を支える商店街と訪れる府民の不安を払拭し、安心して買い物ができるよう、「みんなで守ろう。おおさか」をスローガンに、「新しい生活様式」を踏まえた「感染症対策」と「啓発」の様々な取組みを実施

| | 支援業務メニュー等 | 実績 |
|-----|----------------------------|-----------------|
| | 感染症対策(グリーン化プロジェクト) | |
| (1) | ① ポスター等啓発素材・消毒液の配布 | 107商店街(単組158) |
| | ② 感染症対策マニュアルの公表 | 府内全商店街 |
| | ③ 啓発イベント及びキャラバンの実施 | 14か所 |
| | ④ CO2濃度センサー設置・換気デモンストレーション | 大阪市内2か所(40店舗) |
| (2) | テイクアウト・デリバリー導入促進プロジェクト | 6商店街(単組6) |
| (3) | キャッシュレス決済導入促進プロジェクト | 12商店街(単組17) |
| (4) | クラウドファンディング活用促進プロジェクト | 2商店街(単組2) |
| (5) | SNS(LINE・インスタ)活用促進プロジェクト | 65商店街(単組76) |
| (6) | 情報発信(特設ウェブサイト等) | |
| | ① ニュースリリース・商店街レポートのサイト掲載 | ニュース28件・レポート46件 |
| | ② 広報記事作成・動画作成 | 記事4件・動画2種類 |

(18) 超簡易版BCP『これだけは!』シート (新型コロナウイルス感染症対策版)

商工労働部

(18) 超簡易版BCP『これだけは!』シート(新型コロナウイルス感染症対策版)

感染症対策における「事業継続計画(BCP)※」として、新型コロナウイルス感染症に対応し、最低限決めておくべき項目にしぼりこんだ様式「超簡易版BCP『これだけは!』シート(新型コロナウイルス感染症対策版)」を専門家や関係機関のアドバイスを踏まえ作成し、府内中小・小規模事業者向けに府ホームページに掲載し、企業の自主的な作成を促進(令和3年1月よりHP公開)

感染症対策におけるBCPの重要性

- 感染症は、自然災害のように、社屋や設備機器などへの直接的な被害が想定されない一方で、時短・休業要請や、勤務体制の変更など、感染拡大に伴う社会全体の要請への対応が求められ、加えて従業者や来訪者への感染予防対策を講じる必要性
- 感染症の流行が長期・広範囲となった場合、サプライチェーンを構成する事業者の事業中断が、自社事業にも影響を及ぼすことなどを想定した上で、必要な対策を事前に検討する必要性

大阪府 超簡易版BCP『これだけは!』シート(新型コロナウイルス感染症対策版) 策定・最終更新日: 年 月 日

| | | |
|--|--|---|
| 1. 基本情報 企業名(社名) <input type="text"/> 所在地 <input type="text"/> 事業継続方針 <input type="text"/> | | 事業継続目標 (注1) ① 売上(注2) (円) (注3) ② 利益(注2) (円) (注3) ③ 従業員数(注2) (名) (注3) |
| 2. BCPの発動条件 ① 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ② 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ③ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> | | 3. BCPの発動時の組織体制 ① 代表取締役(注5) <input type="checkbox"/> ② 取締役(注5) <input type="checkbox"/> ③ 取締役(注5) <input type="checkbox"/> ④ 取締役(注5) <input type="checkbox"/> ⑤ 取締役(注5) <input type="checkbox"/> ⑥ 取締役(注5) <input type="checkbox"/> ⑦ 取締役(注5) <input type="checkbox"/> ⑧ 取締役(注5) <input type="checkbox"/> ⑨ 取締役(注5) <input type="checkbox"/> ⑩ 取締役(注5) <input type="checkbox"/> |
| 4. 予防対策 ① 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ② 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ③ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ④ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑤ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑥ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑦ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑧ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑨ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑩ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> | | 5. 感染者対策 ① 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ② 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ③ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ④ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑤ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑥ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑦ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑧ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑨ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑩ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> |
| 6. 復旧対策 ① 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ② 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ③ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ④ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑤ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑥ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑦ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑧ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑨ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑩ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> | | ⑪ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑫ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑬ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑭ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑮ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑯ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑰ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑱ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑲ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> ⑳ 感染発生(注4) <input type="checkbox"/> |

作成様式

①A3サイズの用紙1枚に記入するだけで完成。
(記入時間の目安:40分から1時間程度)

- ・事業継続方針や事業継続目標など基本情報
 - ・BCPの発動条件
 - ・BCPの発動時の組織体制
 - ・予防対策
 - ・感染者対策
 - ・復旧対策
- ②完成したら社内に貼り出し、BCP・感染症対策に関する意識の共有化が可能。

※事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)とは

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと

(19) 高機能換気設備等の導入支援事業

環境農林水産部

(19) 高機能換気設備等の導入支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大リスクを低減するため、必要換気量を確保し、省エネにも資する高機能換気設備の導入に対し、環境省の補助金に上乗せ補助を実施（令和2年7月～令和3年1月）【累計支給件数:203件 支給総額:約2.8億円】

一般換気の場合

給気温度 35℃
室内空気温度 27℃
換気すると冷気も一緒に出てしまう

高機能換気の場合

給気温度 29℃
室内空気温度 27℃
冷気は室内にとどめて空気だけ入れ替え

3密対策にはこまめな換気が有効。高機能換気設備を使えば従来型と比べ、確実な換気ができ、熱交換で温度変化の抑制が可能。環境省補助金※1（補助率2/3）を受けた方では府の休業等の要請に応じた方へ上乗せ補助（環境省補助とあわせて対象経費の最大100%補助）

上乗せ 1/3又1/6

<導入のメリット>

- ① 確実な換気により密閉空間の改善
- ② 省エネで光熱費カットしてお得

〈補助金相談窓口〉
おおさかスマートエネルギーセンター
おおさかスマートエネルギーセンター
おおさかスマートエネルギーセンターは大阪府と大阪市の共同設置

大阪府補助金の概要

| 補助対象設備 | 高機能換気設備等（環境省補助金と同一） |
|--------|--|
| 補助対象者 | (1) 環境省補助金の交付決定（補助金率2/3に限る）を受けていること (2) 休業要請支援金の対象要件のうち次のア、イの両方に該当すること ア 大阪府内に主たる事業所を有していること 法人の方：本社が大阪府内にあること 個人事業主：事業所が大阪府内にあること イ 大阪府の休業等の要請を受け、令和2年4月21日から5月6日までの全ての期間、休業要請支援金の対象となる施設を全面的に休業したこと（食事提供施設の運営事業者は、営業時間を午前5時から午後8時までの間【酒類の提供は夜7時まで】へと短縮したこと） |
| 補助率 | ④：大阪府休業要請支援金受給者 3分の1（上限額666万6千円） ⑤：④以外の方 6分の1（上限額333万3千円） |

※1 環境省補助金とは

環境省
「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業）」

（事業概要）
新型コロナウイルス感染症の影響により、不特定多数の方が集まるような飲食店等では、業況が急激に悪化したため、飲食店などの不特定多数の人が利用する施設等を対象に、密閉空間とならないよう、換気能力が高く、同時に建築物の省CO2化促進にも資する高機能換気設備などの高効率機器の導入を支援したもの

(20)酒類販売事業者支援金

環境農林水産部

(20) 酒類販売事業者支援金

緊急事態措置等による飲食店の休業又は酒類の提供停止を伴う時短要請の影響を受けている府内の酒類販売事業者を対象に、国の月次支援金に上乗せして支援金を支給（令和3年7月～令和4年2月）【累計支給件数:2,234件 支給総額:約5億円】

対象者 大阪府内に住所・本店のある酒類販売事業者で、国の月次支援金を受給している者 ※中小法人・個人事業者に限る

- ①国の月次支援金の給付を受けている方
- ②酒類の提供を停止している飲食店と直接または間接の取引を反復継続して行っている方
- ③酒類製造免許、酒類販売業免許のいずれかを取得している方

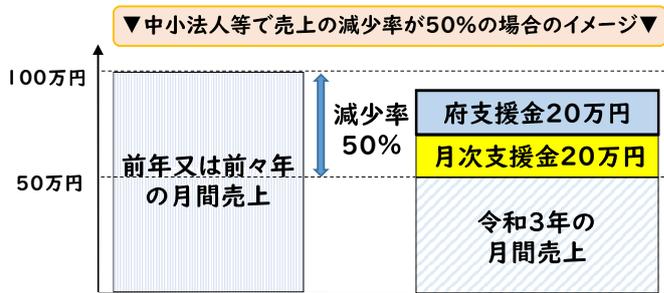
支給額 下記対象期間の各月において、事業者の売上減少額のうち、国の月次支援金※1の給付を受けてなお生じる不足分について、以下の金額を上限として支給

〈対象期間〉 令和3年4月～6月

【売上70%～90%未満減】
⇒中小法人等:上限 40万円/月 個人事業者等:上限 20万円/月
【売上50%～70%未満減】
⇒中小法人等:上限 20万円/月 個人事業者等:上限 10万円/月

〈対象期間〉 令和3年7月～10月

【売上90%以上減】
⇒中小法人等:上限 60万円/月 個人事業者等:上限 30万円/月
【売上70%～90%未満減】
⇒中小法人等:上限 40万円/月 個人事業者等:上限 20万円/月
【売上50%～70%未満減】
⇒中小法人等:上限 20万円/月 個人事業者等:上限 10万円/月



※1【経済産業省「月次支援金」】
令和3年4月から10月までに発令された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者に対して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に広く使える月次支援金を給付したものの。

申請から補助金受領までの主な流れ

大阪府行政オンラインシステムを利用したオンライン申請



(21) 学校教育活動と感染拡大防止策の両立

教育庁

(21) 学校教育活動と感染拡大防止策の両立

新型コロナウイルス感染症まん延初期において、子どもや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、全国の小中学校と高校、特別支援学校に臨時休業要請が出され、約3ヶ月実施。府では、この臨時休業を総括し、以降、様々な感染防止策等を講じて、臨時一斉休業は行わないことを決定。

【3か月に及ぶ臨時休業の総括】

- 「感染症対策」としてみると、「府内一斉臨時休業」の効果測定は不可能
- 「子どもの安全対策」としてみると、結果として児童・生徒への感染は極めて限定的
- 子どもや家庭に対する影響については、
 - ・生活リズムの崩れ、心理的に不安定になる子どもが存在（一方で、不登校の子どもの回復時間となったケースもある）
 - ・子どもの学習保障に学校や地域、家庭による差（ICTを活用した指導に対する意識が高まったという側面もある）
 - ・家庭で過ごす子どもに対する保護者の負担増

新型コロナウイルス感染症にかかる主な感染防止策

| 時期 | 内容 | 措置 |
|---------|--|---------------------------|
| R2.7~ | 感染リスクの高い活動について、感染防止対策のさらなる徹底 | |
| R2.12.3 | 感染症対策の徹底、特定の教育活動の制限 | |
| R3.1.12 | 修学旅行、郊外活動等について、宿泊や府県間の移動を伴う活動については、中止または延期 | 緊急事態措置 (1/14~2/28) |
| R3.4.1 | 感染リスクの高い活動自粛 | |
| R3.4.5 | 修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動の中止・延期、部活動の原則休止 | まん延防止等重点措置 (4/5~4/24) |
| R3.4.25 | 府内における校外学習も休止 | 緊急事態措置 (4/25~6/20) |
| R3.6.21 | 感染リスクの高い活動は実施しない | まん延防止等重点措置 (6/21~8/1) |
| R3.8.20 | 修学旅行等、泊や府県間移動を伴う行事は原則延期 | 緊急事態措置 (8/2~9/30) |
| R3.9.13 | 部活動も原則休止 | |
| R3.10.1 | 泊や府県間の移動を伴う行事は実施しない | |
| R3.12.1 | 感染リスクの高い活動（部活動含む）、合宿や府県間の移動を伴う練習試合については、感染防止対策を徹底したうえで実施 | |
| R4.1.27 | 感染リスクの高い活動（部活動含む）、合宿や府県間の移動を伴う練習試合は実施しない | まん延防止等重点措置 (1/27~3/21) |
| R4.3.22 | 基本的感染防止対策の実施 | |

第2波・第3波が生じた場合、府としての一斉臨時休業は原則行わない

- ・府立学校については、「分散登校」と「オンライン授業」の組み合わせにより対応
- ・小中学校については、各市町村が国の示した「地域の感染レベル」を判断し、レベルに沿って学校の行動を決定（府は判断に必要な内容を支援していく）

ただし、府域での感染爆発や児童・生徒のクラスターの頻発など、深刻な状況になった場合、府として、一斉臨時休業の是非を判断する

子どもの安全確保の観点から、学校における感染予防策を徹底しつつ、学校教育活動の持続性を確保。このことが、保護者の安心にもつながる。

3.大阪府新型コロナウイルス対策本部

大阪府新型コロナウイルス対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）第22条に基づき、新型コロナウイルスについて、住民や関係団体への啓発等により、その発生や2次感染を防止するとともに、患者や医療体制の確保や感染原因の究明などを促進するため、庁内関係機関が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進することを目的として、大阪府新型コロナウイルス対策本部（以下、府対策本部）を設置。

＜府対策本部の設置＞

【令和2年1月24日】知事を本部長として設置（当時は特措法の対象となっておらず、法に基づかない会議体として設置）

【令和2年3月26日】特措法に基づき府対策本部が設置されたことから、特措法に基づく対策本部として位置付け

▼設置根拠▼

（特措法 第二十二條第一項）第十五條第一項の規定により府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

＜開催実績＞

■計88回開催（第1回：令和2年1月24日～第88回：令和5年4月28日）

（年度内訳：令和元年度9回、令和2年度33回（緊急事態措置2回）、令和3年度32回（緊急事態措置2回・まん延防止等重点措置3回）、令和4年度13回、令和5年度1回）

| 感染の波 | 第1波 R2.1.29～R2.6.13 | 第2波 R2.6.14～R2.10.9 | 第3波 R2.10.10～R3.2.28 | 第4波 R3.3.1～R3.6.20 | 第5波 R3.6.21～R3.12.16 | 第6波 R3.12.17～R4.6.24 | 第7波 R4.6.25～R4.9.26 | 第8波 R4.9.27～R5.5.8 |
|------|------------------------|------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------|------------------------|-----------------------|
| 開催回数 | 18回 | 9回 | 12回 | 14回 | 8回 | 16回 | 4回 | 7回 |
| 主な措置 | 緊急事態措置 | 時短・休業要請 | 緊急事態措置 時短・休業要請 | 緊急事態措置 まん延防止措置 時短要請 | 緊急事態措置 まん延防止措置 時短要請 | まん延防止措置 | BA.5対策強化 地域に位置付け | 5類感染症移行 による要請終了 |

＜府対策本部の廃止＞

国において、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、令和5年5月8日から5類感染症に位置づけられ、府対策本部が廃止されたことに伴い、同日付で府対策本部を廃止（R5.4.28第88回府対策本部会議決定）

▼廃止根拠▼

（特措法 第二十五條）第二十一條第一項の規定により府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

大阪府新型コロナウイルス対策本部 設置要綱

（目的）

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第22条に基づき、新型コロナウイルスについて、住民や関係団体への啓発等により、その発生や2次感染を防止するとともに、患者や医療体制の確保や感染原因の究明などを促進するため、庁内関係機関が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進することを目的として、大阪府新型コロナウイルス対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 対策本部は、次に掲げる事項について協議する。
 (1) 新型コロナウイルスにかかる府民への情報提供及び周知に関する事項
 (2) 新型コロナウイルスにかかる庁内及び関係機関との連携体制に関する事項
 (3) 新型コロナウイルスにかかる感染予防及びまん延防止に関する事項
 (4) その他、新型コロナウイルスに関連する事項

（組織）

第3条 対策本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
 2 本部長には知事を、副本部長には副知事の職にある者をもって充てる。
 3 本部員は別表第1に掲げる職にある者とする。
 4 本部長は、必要があると認めるときは、その都度本部員を追加することができる。
 5 本部長は必要があると認めるときは、その都度本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

（運営）

第4条 本部長は対策本部を招集し、これを主宰する。
 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

（専門家会議）

第5条 対策本部に、法第7条第3項、第31条の6第4項及び第45条第4項に定める感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見聴取その他適切なアドバイスを実施するための専門家会議を置く。

（幹事会）

第6条 対策本部に幹事会を置く。幹事会は別表第2に掲げる職にある者及び知事が特に指名する者をもって構成する。
 2 幹事会は、政策企画部危機管理室長が招集し、これを主宰する。
 3 幹事会は、必要に応じて関係する課長等の出席を求めることができる。

（対策本部の事務局）

第7条 対策本部の事務局は、政策企画部に置く。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附則 この要綱は、令和2年1月24日から施行する。
 附則 この要綱は、令和2年3月26日から施行する。
 附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
 附則 この要綱は、令和2年4月13日から施行する。
 附則 この要綱は、令和2年6月26日から施行する。
 附則 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
 附則 この要綱は、令和3年2月13日から施行する。
 附則 この要綱は、令和3年2月19日から施行する。
 附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
 附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
 附則 この要綱は、令和5年5月8日に廃止する。

別表第1（本部員）

| |
|--------|
| 危機管理監 |
| 政策企画部長 |
| 総務部長 |
| 財務部長 |
| 福祉部長 |
| 健康医療部長 |
| 商工労働部長 |
| 教育長 |
| 府警本部長 |

別表第2（幹事会）

| 部 | 職 |
|------------|---------------|
| 危機管理室 | 危機管理室長 |
| | 防災企画課長 |
| | 災害対策課長 |
| 政策企画部 | 政策企画総務課長 |
| | 企画室政策課長 |
| 総務部 | 人事局企画厚生課長 |
| | 庁舎実庁舎管理課長 |
| 財務部 | 財政課長 |
| | 福祉総務課長 |
| 健康医療部 | 健康医療総務課長 |
| | 保健医療室長 |
| | 保健医療室保健医療企画課長 |
| | 〃 医療対策課長 |
| | 〃 地域保健課長 |
| | 〃 感染症対策企画課長 |
| | 〃 感染症対策支援課長 |
| | ワクチン接種推進課長 |
| | 健康推進室長 |
| | 健康推進室健康づくり課長 |
| 〃 国民健康保険課長 | |
| 生活衛生室 | 生活衛生室長 |
| | 生活衛生室環境衛生課長 |
| 〃 業務課長 | 〃 業務課長 |
| | 〃 食の安全推進課長 |
| 商工労働部 | 商工労働総務課長 |
| 教育庁 | 教育総務企画課長 |
| 府警本部 | 総務部総務課長 |

4.要請内容の変遷

大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において決定した、府民・事業者等のみなさまに対する
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請内容を会議開催毎に記載しております。

(第1回～第10回は同法に基づく要請がないため、第11回より掲載しております。)

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-----------------------------|--|
| 第一波（令和2年1月29日～令和2年6月13日） | | |
| 緊急事態措置実施区域公示（令和2年4月7日） | | |
| 令和2年 4/7開催 第11回 取組期間 4月7日～ 5月6日 (緊急事態 措置) | 府民への呼びかけ | 医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請（特措法第45条第1項） |
| | イベントについて | イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請（特措法第24条第9項） |
| 4/13開催 第12回 取組期間 4月14日～ 5月6日 (緊急事態措 置) | 府民への呼びかけ | 医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請（特措法第45条第1項） |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>1 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】 ⇒適切な感染防止対策の協力を要請</p> <p>2 基本的に休止を要請する施設</p> <p>(1)-1 特措法による要請を行う施設【遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設】 ⇒施設の使用制限等の要請 ⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）</p> <p>(1)-2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設） 【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】 ⇒施設の使用制限等の要請 ⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）</p> <p>(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設） 【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】 ⇒特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼</p> |
| | イベントについて | イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請（特措法第24条第9項） |
| 4/22開催 第13回 | 要請に係る議案なし（第12回で決定した要請内容を継続） | |
| 5/2開催 第14回 取組期間 5月7日～ 「緊急事態 宣言の期間 終了」 まで (緊急事態措 置) | 府民への呼びかけ | <input checked="" type="checkbox"/> 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請（特措法第45条第1項） <input checked="" type="checkbox"/> 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請（特措法第45条第1項） |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>1 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】 ⇒適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）</p> <p>2 基本的に休止を要請する施設</p> <p>(1)-1 特措法による要請を行う施設【遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設】 ⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項） ⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）</p> <p>(1)-2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設） 【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】 ⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項） ⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）</p> <p>(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設） 【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】 ⇒特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼</p> |
| | イベントについて | イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請（特措法第24条第9項） |
| | 府民への呼びかけ | <input checked="" type="checkbox"/> 府民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請（特措法第45条第1項） <input checked="" type="checkbox"/> 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請（特措法第45条第1項） |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|--|--|
| <p>5/5開催 第15回 取組期間 5月7日～ 5月31日 (緊急事態措 置)</p> | 施設について(事業 者への呼びかけ) | <p>多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請(特措法第24条第9項) ⇒学校(大学等を除く)は、児童生徒等の心身の健康観察を行うとともに生活習慣や学習状況等を把握し、再開後の教育活動を円滑に実施するため、登校日を設定 【実施内容】 1 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】 ⇒適切な感染防止対策の協力を要請(特措法第24条第9項) 2 基本的に休止を要請する施設 (1)-1 特措法による要請を行う施設【遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設】 ⇒施設の使用制限等の要請(特措法第24条第9項) ⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別的要請・指示も検討(施設名を公表) (1)-2 特措法による要請を行う施設(床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設) 【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】 ⇒施設の使用制限等の要請(特措法第24条第9項) ⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別的要請・指示も検討(施設名を公表) (2)特措法によらない協力依頼を行う施設(床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設) 【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】 ⇒特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼</p> <p>○スーパーマーケット等における感染拡大防止に向けた協力の要請(特措法第24条第9項) 1 事業者に対する要請 ○妊婦・高齢者・障がい者・ヘルプマークを付けた方が優先的に入店できる時間帯(1時間程度)の設定 ○レジの行列で並ぶ位置の指定 ○曜日・時間帯による特売やポイントアップのできる限りのとりやめ ○利用者同士の距離が2m程度を保てないなど、混雑時の入場制限を実施 2 府民に対する要請 ○家族連れを避け、必要最小限度の人数で買い物に行くこと ○入店の際は、マスクの着用など咳エチケットに留意すること</p> |
| | イベントについて | イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請(特措法第24条第9項) |
| <p>5/14開催 第16回 取組期間 5月16日～ 5月31日 (～5/21緊 急事態措 置)</p> | 府民への呼びかけ | <p>「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請(特措法第45条第1項) 1. 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること 2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること 3. 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること(身体的距離の確保(人との間隔はできるだけ2mを確保)マスクの着用(症状がなくてもマスクを着用)など)</p> |
| | 施設について(事業 者への呼びかけ) | <p>多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請(特措法第24条第9項) 【実施内容】 1 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】 ⇒適切な感染防止対策の協力を要請(特措法第24条第9項) 2 特措法により休止を要請する施設 >全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設 ・『遊興施設』のうち「キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店」「バー」「パブ」「ダンスホール」「カラオケボックス」「ライブハウス」「性風俗店」 ・『運動・遊技施設』のうち「体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設」 >クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設(床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設) ・『遊興施設』のうち「ネットカフェ、勝馬投票券発売所、場外車券売場等」 ・『運動・遊技施設』のうち「パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場等」 >イベントの開催自粛要請を踏まえた施設 ・『集会・展示施設(貸会議室を除く)』 >5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設 ・『文教施設』 ⇒施設の使用制限等の要請(特措法第24条第9項) ⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別的要請・指示も検討(施設名を公表) 3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設 (5月16日から休止要請を解除する施設) ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設 ・『劇場等』『集会・展示施設』『大学・学習塾等』『博物館等』『ホテル又は旅館』『商業施設』 『遊興施設』(クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡以下の施設) 『運動施設、遊技施設』(クラスター発生施設等を除く床面積の合計が1,000㎡以下の施設) ⇒府が定める標準的対策を遵守することを条件に、休止要請を解除 但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、当該ガイドラインによるものとする 不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 ⇒ガイドライン等を遵守しない施設や、今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討</p> |
| イベントについて | イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請(特措法第24条第9項) | |
| 緊急事態措置実施区域解除(令和2年5月22日) | | |
| | 府民への呼びかけ | <p>感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。その際、特に次の内容について協力を要請(特措法第24条第9項) 1. 接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「三つの密」を避けること 2. 不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えること</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-----------------------------|--|
| 5/21開催 第17回 取組期間 5月23日～ 5月29日 | 施設について（事業者への呼びかけ） | 1 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】 ⇒適切な感染防止対策の協力を要請 飲食店等に対する営業時間の制限要請は解除 |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | 2. 特措法により休止を要請する施設 ・全国でクラスターが発生した施設 ⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項） 3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設 (1) 5月23日から休止要請を解除する施設 ・全国でクラスターが発生した施設の類似施設 ・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成したガイドラインの遵守を条件に、休止要請を解除 ・全国でクラスターが発生した施設区分のうち大規模施設、集会・展示施設、文教施設 ・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成したガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底 ⇒不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 (2) 5月16日から休止要請を解除した施設 ⇒業種別の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底 ⇒不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 |
| | イベントについて | 全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小した開催の協力を要請（特措法第24条第9項） 全国の緊急事態宣言終了日以降、全国的かつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合、自粛の協力を要請（特措法第24条第9項） |
| 5/28開催 第18回 取組期間 5月30日～ 7月31日 | 府民への呼びかけ | ●外出について 府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請 ・5月31日まで：これまでにクラスターが発生した施設への外出や、府県をまたいだ移動を控えること ・6月1日～6月18日：一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の移動を控えること |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | 6月1日以降、全国でクラスターが発生した施設も含めて、全ての施設の休止要請を解除 感染拡大防止の観点から、以下の内容について協力を要請 1. 6月1日から休止要請を解除する施設（引き続き5月31日までは休止を要請） ○全国でクラスターが発生した施設 ・『遊興施設』のうち「キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店」「バー」「パブ」「カラオケボックス」「ライブハウス」 ・『運動・遊技施設』のうち「スポーツクラブ」 ⇒業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守することを条件に、休止要請を解除。但し、業界団体等がガイドラインを作成するまでの間は、府が定めるガイドラインによるものとする ⇒不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入や施設利用者の名簿作成など追跡対策の実施を要請 ⇒今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請すること検討 2. 上記1以外の施設 ・文教施設、大学・学習塾等、劇場等、集会・展示施設など ⇒業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、適切な感染防止策を徹底することの協力を要請 ⇒不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 ⇒今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請すること検討 ・社会生活を維持する上で必要な施設及び社会福祉施設等 ⇒業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、適切な感染防止策を徹底することの協力を要請 ⇒飲食店等には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 ※府民や事業者などに対し、適切な感染防止策の実施と、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の登録・利用の協力を要請 |
| | イベントについて | 適切な感染防止策の実施と、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」導入の協力を要請 開催規模を概ね3週間ごとに順次拡大。定めた参加人数かつ収容率の範囲内を目安に開催すること 【参加人数の上限】 ・6月18日まで：屋内：100人以下 屋外：200人以下 ・6月19日～7月9日：屋内、屋外：1,000人以下 全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）は無観客で開催 ・7月10日～7月31日：屋内、屋外：5,000人以下 【収容率】 ・屋内：収容定員の半分以内の参加人数とすること ・屋外：人と人の距離を十分に確保できること |
| 第二波（令和2年6月14日～令和2年10月9日） | | |
| 6/29開催 第19回 | 要請に係る議案なし（第18回で決定した要請内容を継続） | |
| 7/3開催 第20回 | 要請に係る議案なし（第18回で決定した要請内容を継続） | |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|--|---|
| 7/12開催 第21回 取組期間 7月12日～ 7月31日 | 府民への呼びかけ | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3密で唾液が飛び交う環境を避けてください ・感染防止宣言ステッカーのないバー、キャバクラ、ホストクラブ等の夜の街のお店の利用を自粛してください ・重症化や死亡リスクが高い高齢者及び基礎疾患のある方は、感染リスクの高い環境の施設を避けてください ・国の新型コロナウイルス接触確認アプリ、又は大阪コロナ追跡システム登録をお願いします ・夜の街関連施設の従業員及び利用者の方は、少しでも症状が有る場合は検査受診をお願いします（相談先は新型コロナ受診相談センター） ・20代を中心とする大学生・専修学校生等への注意喚起 |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）をお願いします ・大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をお願いします ・施設内での感染拡大が懸念される高齢者施設等は、徹底した感染防止対策をお願いします ・夜の街関連施設の従業員の方に、少しでも症状が有る場合は検査受診を勧めてください（相談先は新型コロナ受診相談センター） ・府HPやSNSでの広報、関係団体への周知に加え、感染の多い地区での街頭呼びかけ等を実施 ・夜の街（ミナミ）関連における臨時的検査場の設置 |
| | イベントについて | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底 ・主催者は、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策を徹底 |
| 7/28開催 第22回 取組期間 8月1日～ 8月20日 | 府民への呼びかけ | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5人以上の宴会・飲み会は控えること ・3密で唾液が飛び交う環境を避けること ・業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していないバー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等の夜の街のお店の利用を自粛すること ・重症化や死亡リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方及びその家族は、感染リスクの高い環境の施設（上記の店舗等）を避けること |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること 2. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること 3. 施設内での感染拡大が懸念される高齢者施設等は、徹底した感染防止対策をとること 4. 夜の街関連施設の従業員の方に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること |
| | イベントについて | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ☑開催規模については、以下の参加人数かつ収容率の範囲内を目安とすること <p>【参加人数の上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋内・屋外：5,000人以下 <p>【収容率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋内：収容定員の半分以内の参加人数とすること ○屋外：人と人の距離を十分に確保できること <p>※全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること</p> <p>※適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討</p> |
| | 経済界へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 5人以上の宴会・飲み会は控えること 2. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること 3. テレワーク70%を推進すること。、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること 4. 体調の悪い方は出勤させないこと 体調の悪い方や少しでも症状がある方は、検査の受診を勧めること 5. 感染拡大を防止するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択すること ・お店に入った後は、感染拡大防止のため、大阪コロナ追跡システムの登録・利用をすること ・国の接触確認アプリ「COCOA」の導入を促進すること |
| 大学等へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 5人以上の宴会・飲み会は控えること 2. 体調の悪い方は登校させないこと。体調の悪い方や少しでも症状がある方は、検査を受診すること 3. 感染拡大を防止するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択すること ・お店に入った後は、感染拡大防止のため、大阪コロナ追跡システムの登録・利用をすること ・国の接触確認アプリ「COCOA」の登録・利用をすること | |
| 府民への呼びかけ | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5人以上の宴会・飲み会は控えること ・3密で唾液が飛び交う環境を避けること ・業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していないバー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等の夜の街のお店の利用を自粛すること ・重症化や死亡リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方及びその家族は、感染リスクの高い環境の施設（上記の店舗等）を避けること | |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|--------------------------|---|
| <p>7/31開催 第23回</p> <p>取組期間 8月6日～ 20日</p> | <p>施設について（事業者への呼びかけ）</p> | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること 施設内での感染拡大が懸念される高齢者施設等は、徹底した感染防止対策をとること 夜の街関連施設の従業員の方に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること <p><ミナミ休業・営業時間短縮要請>（8月6日から8月20日）【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> 接待を伴う飲食店（キャバレー、ホストクラブ等）、政令対象※の酒類の提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ等）・カラオケ店 ※ 特措法施行令第11条第1項各号に掲げる施設 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーを導入）していない施設：休業を要請 遵守（導入）している施設：営業時間短縮（5時～20時）を要請 その他の酒類の提供を行う飲食店（居酒屋等）：営業時間短縮（5時～20時）を要請 |
| | <p>イベントについて</p> | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 開催規模については、以下の参加人数かつ収容率の範囲内を目安とすること <p>【参加人数の上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内・屋外：5,000人以下 <p>【収容率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内：収容定員の半分以内の参加人数とすること 屋外：人と人の距離を十分に確保できること <p>※全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること。</p> <p>※適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討</p> |
| | <p>経済界へのお願い</p> | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 5人以上の宴会・飲み会は控えること 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること テレワーク70%を推進すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること 体調の悪い方は出勤させないこと 体調の悪い方や少しでも症状がある方は、検査の受診を勧めること 感染拡大を防止するため、 <ul style="list-style-type: none"> 感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択すること お店に入った後は、感染拡大防止のため、大阪コロナ追跡システムの登録・利用をすること 国の接触確認アプリ「COCOA」の導入を促進すること |
| | <p>大学等へのお願い</p> | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 5人以上の宴会・飲み会は控えること 体調の悪い方は登校させないこと。体調の悪い方や少しでも症状がある方は、検査を受診すること 感染拡大を防止するため、 <ul style="list-style-type: none"> 感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択すること お店に入った後は、感染拡大防止のため、大阪コロナ追跡システムの登録・利用をすること 国の接触確認アプリ「COCOA」の登録・利用をすること |
| <p>8/19開催 第24回</p> <p>取組期間 8月21日～ 8月31日</p> | <p>府民への呼びかけ</p> | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診すること 5人以上の宴会・飲み会は控えること 3密で唾液が飛び交う環境を避けること 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること |
| | <p>施設について（事業者への呼びかけ）</p> | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めこと 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること バー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等、夜の街関連施設の従業員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること |
| | <p>イベントについて</p> | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 開催規模については、以下の参加人数かつ収容率の範囲内を目安とすること <p>【参加人数の上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内・屋外：5,000人以下 <p>【収容率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内：収容定員の半分以内の参加人数とすること 屋外：人と人の距離を十分に確保できること <p>※全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること。</p> <p>※適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|-------------------|---|
| | 経済界へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 5人以上の宴会・飲み会は控えること 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること テレワーク70%を推進すること 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること 体調の悪い方は出勤させないこと 体調の悪い方や少しでも症状がある方へは、検査の受診を勧めること 感染拡大を防止するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択すること ・お店に入った後は、感染拡大防止のため、大阪コロナ追跡システムの登録・利用をすること ・国の接触確認アプリ「COCOA」の登録・利用をすること |
| | 大学等へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策を徹底すること 5人以上の宴会・飲み会は控えること 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること 体調の悪い方は登校させないこと。体調の悪い方や少しでも症状がある方は、検査を受診すること |
| | 府民への呼びかけ | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること ・高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること ・業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めると 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状がある場合は、検査受診を勧めること 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること バー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等、夜の街関連施設の従業員に少しでも症状がある場合は、検査受診を勧めること |
| 8/31開催 第25回 取組期間 9月1日～ 9月18日 | イベントについて | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ☑開催規模については、以下の参加人数かつ収容率の範囲内を目安とすること <p>【参加人数の上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋内・屋外：5,000人以下 <p>【収容率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋内：収容定員の半分以内の参加人数とすること ○屋外：人と人の距離を十分に確保できること <p>※全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること</p> <p>※適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討</p> <p>※期間中（9月1日～18日）に、国の方針が変更される場合、国に準じて緩和</p> |
| | 経済界へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること テレワーク70%を推進すること 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること 体調の悪い方は出勤させないこと 体調の悪い方や少しでも症状がある方へは、検査の受診を勧めること 感染拡大を防止するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択すること ・お店に入った後は、感染拡大防止のため、大阪コロナ追跡システムの登録・利用をすること ・国の接触確認アプリ「COCOA」の登録・利用をすること |
| | 大学等へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策を徹底すること 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること 体調の悪い方は登校させないこと。体調の悪い方や少しでも症状がある方は、検査を受診すること |
| | 府民への呼びかけ | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること ・高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること ・業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-------------------|--|
| 9/17開催 第26回 取組期間 9月19日～ 10月9日 | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めると 2. 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること 3. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること 4. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること 5. バー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等、夜の街関連施設の従業員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること <p>※ミナミの臨時検査場における検査の継続実施</p> |
| | イベントについて | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ☑ 業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、次のとおり緩和 <p>【収容率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの：100%以内（席がない場合は適切な間隔） （クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等） ・ 大声での歓声・声援等が想定されるもの：50%以内（席がない場合は十分な間隔） （ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント） <p>【人数上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 収容人数10,000人超は収容人数の50% ○ 収容人数10,000人以下は5,000人 <p>（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること ☑ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応 ☑ 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討 |
| | 経済界へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること 2. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること 3. テレワーク70%を推進すること <p>出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 体調の悪い方は出勤させないこと 5. 体調の悪い方や少しでも症状がある方へは、検査の受診を勧めること <p>感染拡大を防止するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択すること ・ お店に入った後は、感染拡大防止のため、大阪コロナ追跡システムの登録・利用をすること ・ 国の接触確認アプリ「COCOA」の登録・利用をすること |
| | 大学等へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること 2. 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策を徹底すること 3. 多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控えること 4. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること 5. 体調の悪い方は登校させないこと。体調の悪い方や少しでも症状がある方は、検査を受診すること |
| 第三波（令和2年10月10日～令和3年2月28日） | | |
| | 府民への呼びかけ | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3密で唾液が飛び交う環境を避けること ・ 高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診すること ・ 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めると 2. 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること 3. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること 4. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること 5. バー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等、夜の街関連施設の従業員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること <p>※ミナミの臨時検査場における検査の継続実施</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|--------------------------|---|
| <p>10/8開催 第27回</p> <p>取組期間 10月10日～ 11月15日</p> | <p>イベントについて</p> | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ☑業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、次のとおり緩和 <p>【時期】9月19日から当面11月末まで</p> <p>【収容率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの：100%以内（席がない場合は適切な間隔） （クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等） ・大声での歓声・声援等が想定されるもの：50%以内（席がない場合は十分な間隔） （ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント） <p>【人数上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収容人数10,000人超は収容人数の50% ②収容人数10,000人以下は5,000人 <p>(注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること ☑全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応 ☑適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討 |
| | <p>経済界へのお願い</p> | <p>従業員や学生などへの注意喚起など、適切な感染防止対策を講じること（特措法第24条第9項）</p> |
| | <p>大学等へのお願い</p> | |
| | <p>府民への呼びかけ</p> | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「静かに飲食」 ・「マスクの徹底」 ※『感染リスクが高まる「5つの場面」』（政府分科会による提言）では特に徹底すること ・3密で唾液が飛び交う環境を避けること ・高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診すること ・業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること |
| | <p>施設について（事業者への呼びかけ）</p> | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めること 2. 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること 3. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること 4. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること 5. バー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等、夜の街関連施設の従業員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること <p>※ミナミの臨時検査場における検査の継続実施</p> |
| <p>11/11開催 第28回</p> <p>取組期間 11月12日～ 11月28日</p> | <p>イベントについて</p> | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ☑業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、次のとおり <p>【時期】9月19日から当面11月末まで</p> <p>【収容率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの：100%以内（席がない場合は適切な間隔） （クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等） ・大声での歓声・声援等が想定されるもの：50%以内（席がない場合は十分な間隔） （ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント） <p>【人数上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収容人数10,000人超は収容人数の50% ②収容人数10,000人以下は5,000人 <p>(注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること ☑全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応 ☑適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討 |
| | <p>経済界へのお願い</p> | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場や教室などでのマスクの着用、換気を徹底すること ・休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること ・従業員の年末年始における休暇の分散取得 |
| | <p>大学等へのお願い</p> | |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-------------------|--|
| | 府民への呼びかけ | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「5人以上※1」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えること <ul style="list-style-type: none"> ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない ・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患※2のある方等）は、不要不急の外出※3を控えること <ul style="list-style-type: none"> ※2 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている患者 ※3 医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除く ・高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状がある場合、休暇を取得するとともに早めに検査を受診すること ・「静かに飲食」 ・「マスクの徹底」（飲食の際も会話時はマスクを着用） ・「換気と保湿」 ・業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること ・3密で唾液が飛び交う環境を避けること |
| 11/20開催 第29回 取組期間 11月21日～ 12月5日 | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 2. 従業員等に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること 3. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること 4. 飲食店においては以下に留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・パーティションの活用 ・会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用（食事時のマスクの活用を含む） ・斜め向かいに座る ・CO2センサー等を活用し、換気状況が適切か確認 5. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること 6. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること。 7. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること <p><上記要請を踏まえ、各団体等（高齢者施設、医療機関等）に特にお願いしたいこと></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 2. 職員に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること 3. 職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策（マスクの着用、手指消毒等）を求めること 4. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 5. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること 6. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること |
| | イベントについて | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ☑ 業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、次のとおり <p>【時期】 11月21日から当面2月末まで</p> <p>【収容率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの：100%以内（席がない場合は適切な間隔） （クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等） （12月1日～は飲食を伴う発生がないものも含む） |
| | イベントについて | <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等が想定されるもの：50%以内（席がない場合は十分な間隔） （ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント） <p>【人数上限】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①収容人数10,000人超は収容人数の50% ②収容人数10,000人以下は5,000人 <p>（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること ☑ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応 ☑ 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討 |
| 11/20開催 第29回 取組期間 11月21日～ 12月5日 | 経済界へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員等に「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 2. 従業員等に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること 3. テレワークを推進すること 4. 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること 5. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 6. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること 7. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること 8. 従業員の年末年始における休暇を分散すること |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|-------------------|--|
| | 大学等へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学生に「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 2. 学生に少しでも症状が有る場合は登校させず、検査受診を勧めること 3. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 4. 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること 5. 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策（マスクの着用等）を徹底すること 6. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること |
| | 府民への呼びかけ | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「5人以上※1」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えること ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない ・GoToEatキャンペーン事業で付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えること ・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患※2のある方等）は、不要不急の外出※3を控えること ※2 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている患者 ※3 医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除く ・高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、休暇を取得するとともに早めに検査を受診すること ・「静かに飲食」 ・「マスクの徹底」（飲食の際も会話時はマスクを着用） ・「換気と保湿」 ・業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること ・3密で唾液が飛び交う環境を避けること |
| 11/24開催 第30回 取組期間 11月25日～ 12月11日 | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 2. 従業員等に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること 3. 従業員等に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること 4. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること 5. 飲食店においては以下に留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・パーティションの活用 ・会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用（食事時のマスクの活用を含む） ・斜め向かいに座る ・CO2センサー等を活用し、換気状況が適切か確認 6. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること 7. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること。 8. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること <p><上記要請を踏まえ、各団体等（高齢者施設、医療機関等）に特にお願いしたいこと></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 2. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること 3. 職員に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること 4. 職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策（マスクの着用、手指消毒等）を求めること 5. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 6. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること 7. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|----------|---|
| | イベントについて | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ☑業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、次のとおり <p>【時期】11月21日から当面2月末まで</p> <p>【収容率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの：100%以内（席がない場合は適切な間隔） （クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等） （12月1日～は飲食を伴う発生がないものも含む） ・大声での歓声・声援等が想定されるもの：50%以内（席がない場合は十分な間隔） （ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント） <p>【人数上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収容人数10,000人超は収容人数の50% ②収容人数10,000人以下は5,000人 <p>（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること ☑全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応 ☑適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討 |
| | 経済界へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員等に「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 2. 従業員等に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること 3. 従業員等に少しでも症状が有る場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること 4. テレワークを推進すること 5. 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること 6. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 7. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること 8. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること 9. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること 9. 従業員の年末年始における休暇を分散すること |
| 11/24開催 第30回 取組期間 11月25日～ 12月3日 | 大学等へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学生に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 2. 学生に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること 3. 学生に少しでも症状が有る場合は登校させず、検査受診を勧めること 4. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 5. 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること 6. 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策（マスクの着用等）を徹底すること 7. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること |
| | 府民への呼びかけ | <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り、不要不急の外出を自粛すること（特措法第24条第9項） <以下を継続要請>【特措法第24条第9項に基づく】 ・「5人以上※1」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えること ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない ・GoToEatキャンペーン事業で付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えること ・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患※2のある方等）は、不要不急の外出※3を控えること ※2 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている患者 ※3 医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除く ・高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、休暇を取得するとともに早めに検査を受診すること ・「静かに飲食」 ・「マスクの徹底」（飲食の際も会話時はマスクを着用） ・「換気と保湿」 ・業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること ・3密で唾液が飛び交う環境を避けること |
| | | <p><北区・中央区休業・営業時間短縮要請>（11月27日～12月15日）【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接待を伴う飲食店（キャバレー、ホストクラブ等）、政令対象※の酒類の提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ、カラオケ店等） ※ 特措法施行令第11条第1項各号に掲げる施設 ☑業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーを導入）していない施設：休業を要請 ☑遵守（導入）している施設：営業時間短縮（5時～21時）を要請 ・その他の酒類の提供を行う飲食店（居酒屋等）：営業時間短縮（5時～21時）を要請 |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|--------------------------|---|
| <p>12/3開催 第31回 取組期間 12月4日～ 12月15日</p> | <p>施設について（事業者への呼びかけ）</p> | <p><施設に対し、以下を継続要請>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員等に対し、できる限り、不要不急の外出を自粛するよう求めること 2. 従業員等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 3. 従業員等に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること 4. 従業員等に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること 5. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること 6. 飲食店においては以下に留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・パーティションの活用 ・会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用（食事時のマスクの活用を含む） ・斜め向かいに座る ・CO2センサー等を活用し、換気状況が適切か確認 7. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること 8. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること。 <p>8. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること</p> <p><上記要請を踏まえ、各団体等（高齢者施設、医療機関等）に特にお願いしたいこと></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し、できる限り、不要不急の外出を自粛するよう求めること 2. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えるよう求めること 3. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること 4. 職員に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること 5. 職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策（マスクの着用、手指消毒等）を求めること 6. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 7. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること 8. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること |
| | <p>イベントについて</p> | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑主権者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ☑業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、次のとおり <p>【時期】11月21日から当面2月末まで</p> <p>【収容率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの：100%以内（席がない場合は適切な間隔） （クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等） （12月1日～は飲食を伴う発生がないものも含む） ・大声での歓声・声援等が想定されるもの：50%以内（席がない場合は十分な間隔） （ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント） <p>【人数上限】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①収容人数10,000人超は収容人数の50% ②収容人数10,000人以下は5,000人 <p>（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること ☑全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応 ☑適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討 |
| | <p>経済界へのお願い</p> | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員等に対し、できる限り、不要不急の外出を自粛するよう求めること 2. 従業員等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 3. 従業員等に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること 4. 従業員等に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること 5. テレワークを推進すること 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること 6. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 7. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること 8. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること 9. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること 10. 従業員の年末年始における休暇を分散すること |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|-------------------|---|
| | 大学等へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学生に対し、できる限り、不要不急の外出を自粛するよう呼びかけること 2. 学生に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 3. 学生に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること 4. 学生に少しでも症状がある場合は登校させず、検査受診を勧めること 5. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 6. 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること 7. 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策（マスクの着用等）を徹底すること 8. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること |
| | 府民への呼びかけ | <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出を自粛すること（特措法第24条第9項） <p><以下を継続要請>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「5人以上※1」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えること ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない ・GoToEatキャンペーン事業で付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えること ・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患※2のある方等）は、不要不急の外出※3を控えること ※2 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている患者 ※3 医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除く ・高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状がある場合、休暇を取得するとともに早めに検査を受診すること ・「静かに飲食」 ・「マスクの徹底」（飲食の際も会話時はマスクを着用） ・「換気と保湿」 ・業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること ・3密で唾液が飛び交う環境を避けること |
| 12/14開催 第32回 取組期間 12月16日～ 12月29日 | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p><大阪市全域休業・営業時間短縮要請>（12月16日～12月29日）【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接待を伴う飲食店（キャバレー、ホストクラブ等）、政令対象※の酒類の提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ等）・カラオケ店 ※ 特措法施行令第11条第1項各号に掲げる施設 ※業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーを導入）していない施設：休業を要請 ※遵守（導入）している施設：営業時間短縮（5時～21時）を要請 ・その他の酒類の提供を行う飲食店（居酒屋等）：営業時間短縮（5時～21時）を要請 <p><施設に対し、以下を継続要請>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員等に対し、不要不急の外出を自粛するよう求めること 2. 従業員等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 3. 従業員等に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること 4. 従業員等に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること 5. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること 6. 飲食店においては以下に留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・パーティーションの活用 ・会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用（食事時のマスクの活用を含む） ・斜め向かいに座る ・CO2センサー等を活用し、換気状況が適切か確認 7. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること 8. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること。 9. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること <p><上記要請を踏まえ、各団体等（高齢者施設、医療機関等）に特にお願いしたいこと></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し、不要不急の外出を自粛するよう求めること 2. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えるよう求めること 3. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること 4. 職員に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること 5. 職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策（マスクの着用、手指消毒等）を求めること 6. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 7. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること 8. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-------------------|---|
| | イベントについて | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☒ 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ☒ 業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、次のとおり <p>【時期】 11月21日から当面2月末まで</p> <p>【収容率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの：100%以内（席がない場合は適切な間隔） （クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等） （12月1日～は飲食を伴う発生がないものも含む） ・ 大声での歓声・声援等が想定されるもの：50%以内（席がない場合は十分な間隔） （ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント） <p>【人数上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 収容人数10,000人超は収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下は5,000人 <p>（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ☒ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること ☒ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応 ☒ 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討 |
| | 経済界へのお願い | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体等の関係者に対して、不要不急の外出を自粛するよう求めること（特措法第24条第9項） <p><以下を継続要請> 【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員等に対し、不要不急の外出を自粛するよう求めること 2. 従業員等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 3. 従業員等に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること 4. 従業員等に少しでも症状が有る場合は、休暇を取得しやすき環境を整えるとともに検査受診を勧めること 5. テレワークを推進すること 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること 6. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 7. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること 8. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること 9. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること 10. 従業員の年末年始における休暇を分散すること |
| | 大学等へのお願い | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体等の関係者に対して、不要不急の外出を自粛するよう求めること（特措法第24条第9項） <p><以下を継続要請> 【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学生に対し、不要不急の外出を自粛するよう求めること 2. 学生に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 3. 学生に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること 4. 学生に少しでも症状が有る場合は登校させず、検査受診を勧めること 5. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 6. 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること 7. 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策（マスクの着用等）を徹底すること 8. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること |
| 12/25開催 第33回 取組期間 12月30日～ 1月11日 | 府民への呼びかけ | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不要不急の外出を自粛すること ○ 年末年始は「ステイホーム」に努めること <ul style="list-style-type: none"> ・ 忘年会、新年会、成人式後の懇親会への参加は、控えること ・ 帰省は控えること ・ カウントダウン等、主催者がいないイベントへの参加は、控えること ・ 初詣をする場合は、できるだけ密を避け、時期を分散すること ○ 「5人以上※1」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えること <ul style="list-style-type: none"> ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない ○ 高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、休暇を取得するとともに早めに検査を受診すること ○ 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること ○ 3密で唾液が飛び交う環境を避けること |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p><大阪市全域休業・営業時間短縮要請>（12月30日～令和3年1月11日）【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接待を伴う飲食店（キャバレー、ホストクラブ等）、政令対象※の酒類の提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ） ・ カラオケ店 ※ 特措法施行令第11条第1項各号に掲げる施設 <ul style="list-style-type: none"> » 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーを導入）していない施設：休業を要請 » 遵守（導入）している施設：営業時間短縮（5時～21時）を要請 ・ その他の酒類の提供を行う飲食店（居酒屋等）：営業時間短縮（5時～21時）を要請 |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|-----------------|---|
| | | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員等に対し、不要不急の外出を自粛するよう求めること 2. 従業員等に対し、以下の内容を求めること 年末年始は「ステイホーム」に努めること ・忘年会、新年会、成人式後の懇親会への参加は、控えること ・帰省は控えること ・カウントダウン等、主催者がいないイベントへの参加は、控えること ・初詣をする場合は、できるだけ密を避け、時期を分散すること 3. 従業員等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 4. 従業員等に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること 5. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること 6. 飲食店においては以下に留意すること ・パーティションの活用 ・会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用（食事時のマスクの活用を含む） ・斜め向かいに座る ・CO2センサー等を活用し、換気状況が適切か確認 7. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること 8. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること。 9. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること |
| | | <p>＜上記要請を踏まえ、各団体等（高齢者施設、医療機関等）に特にお願いしたいこと＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し、不要不急の外出を自粛するよう求めること 2. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し、以下の内容を求めること 年末年始は「ステイホーム」に努めること ・忘年会、新年会、成人式後の懇親会への参加は、控えること ・帰省は控えること ・カウントダウン等、主催者がいないイベントへの参加は、控えること ・初詣をする場合は、できるだけ密を避け、時期を分散すること 3. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えるよう求めること 4. 職員に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること 5. 職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策（マスクの着用、手指消毒等）を求めること 6. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 7. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること 8. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること |
| <p>12/25開催 第33回 取組期間 12月30日～ 1月11日</p> | <p>イベントについて</p> | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 <input checked="" type="checkbox"/> 業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、次のとおり <p>【時期】11月21日から当面2月末まで</p> <p>【収容率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの：100%以内（席がない場合は適切な間隔） （クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等） （12月1日～は飲食を伴う発生がないものも含む） ・大声での歓声・声援等が想定されるもの：50%以内（席がない場合は十分な間隔） （ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント） <p>【人数上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収容人数10,000人超は収容人数の50% ②収容人数10,000人以下は5,000人 （注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要） <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること <input checked="" type="checkbox"/> 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応 <input checked="" type="checkbox"/> 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討 |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|------|-------------------|--|
| | 経済界へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員等に対し、できる限り、不要不急の外出を自粛するよう求めること 2. 従業員等に対し、以下の内容を求めること 年末年始は「ステイホーム」に努めること <ul style="list-style-type: none"> ・忘年会、新年会、成人式後の懇親会への参加は、控えること ・帰省は控えること ・カウントダウン等、主催者がいないイベントへの参加は、控えること ・初詣をする場合は、できるだけ密を避け、時期を分散すること 3. 従業員等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 4. 従業員等に少しでも症状が有る場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること 5. テレワークを推進すること 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること 6. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 7. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること 8. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること 9. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること 10. 従業員の年末年始における休暇を分散すること |
| | 大学等へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学生に対し、不要不急の外出を自粛するよう求めること 2. 学生に対し、以下の内容を求めること 年末年始は「ステイホーム」に努めること <ul style="list-style-type: none"> ・忘年会、新年会、成人式後の懇親会への参加は、控えること ・帰省は控えること ・カウントダウン等、主催者がいないイベントへの参加は、控えること ・初詣をする場合は、できるだけ密を避け、時期を分散すること 3. 学生に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 4. 学生に少しでも症状が有る場合は登校させず、検査受診を勧めること 5. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 6. 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること 7. 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策（マスクの着用等）を徹底すること 8. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること |
| | 府民への呼びかけ | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態宣言が発出されている1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）との往來を自粛すること ○ 不要不急の外出を自粛すること ○ 成人式前後の懇親会には参加しないこと ○ 「5人以上※1」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えること ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない ○ 高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、休暇を取得するとともに早めに検査を受診すること ○ 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること ○ 3密で唾液が飛び交う環境を避けること |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p><大阪市全域休業・営業時間短縮要請>（期間を1月31日まで延長）【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接待を伴う飲食店（キャバレー、ホストクラブ等）、政令対象※の酒類の提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ等）・カラオケ店、居酒屋等 ※ 特措法施行令第11条第1項各号に掲げる施設 » 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーを導入）していない施設：休業を要請 » 遵守（導入）している施設：営業時間短縮（5時～21時）を要請 ・ その他の酒類の提供を行う飲食店（居酒屋等）：営業時間短縮（5時～21時）を要請 |
| | | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員等に対し、緊急事態宣言が発出されている1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）との往來を自粛するよう求めること 2. 従業員等に対し、不要不急の外出を自粛するよう求めること 3. 従業員等に対し、成人式前後の懇親会、新年会には参加しないよう求めること 4. 従業員等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 5. 従業員等に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること 6. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること 7. 飲食店においては以下に留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・ パーテーションの活用 ・ 会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用（食事中のマスクの活用を含む） ・ 斜め向かいに座る ・ CO2センサー等を活用し、換気状況が適切に確認 8. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること。 |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|-------------------------|-------------------|---|
| 令和3年 1/8開催 第34回 | | <p><高齢者施設、医療機関等へのお願い></p> <ol style="list-style-type: none"> 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し、緊急事態宣言が発出されている1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）との往来を自粛するよう求めること 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し、不要不急の外出を自粛するよう求めること 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し、成人式前後の懇親会、新年会には参加しないよう求めること 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えるよう求めること 職員に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること 職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策（マスクの着用、手指消毒等）を求めること 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること |
| 取組期間 1月9日～ 1月31日 | イベントについて | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ☑ 業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、次のとおり <p>【時期】11月21日から当面2月末まで</p> <p>【収容率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの：100%以内（席がない場合は適切な間隔） （クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等） （12月1日～は飲食を伴う発生がないものも含む） ・大声での歓声・声援等が想定されるもの：50%以内（席がない場合は十分な間隔） （ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント） <p>【人数上限】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①収容人数10,000人超は収容人数の50% ②収容人数10,000人以下は5,000人 <p>（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること ☑ 全国的な感染拡大イベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応 ☑ 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討 |
| | 経済界へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 従業員等に対し、緊急事態宣言が発出されている1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）との往来を自粛するよう求めること 従業員等に対し、不要不急の外出を自粛するよう求めること 従業員等に対し、成人式前後の懇親会、新年会には参加しないよう求めること テレワークを、より推進すること 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること 従業員等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 従業員等に少しでも症状が有る場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること |
| | 大学等へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ol style="list-style-type: none"> 学生に対し、緊急事態宣言が発出されている1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）との往来を自粛するよう求めること 学生に対し、不要不急の外出を自粛するよう求めること 学生に対し、成人式前後の懇親会、新年会には参加しないよう求めること 学生に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること 学生に少しでも症状が有る場合は登校させず、検査受診を勧めること 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策（マスクの着用等）を徹底すること 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること |
| 緊急事態措置実施地区公示（令和3年1月14日） | | |
| | 府民への呼びかけ | <p>【特措法第45条第1項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不要不急の外出・移動※は自粛すること ※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外 特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <p>対象施設：飲食店（飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 遊興施設（バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗）</p> <p>要請内容：営業時間短縮（5時～20時）（酒の提供は11時～19時）</p> <p>【協力依頼】</p> <p>対象施設：運動施設、劇場、映画館、博物館等</p> <p>協力依頼内容：営業時間短縮（5時～20時）（酒の提供は11時～19時）等</p> |
| 1/12開催 第35回 | | |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|---------------------------------------|--|
| 取組期間 1月14日～ 2月7日 (緊急事態措 置) | イベントについて | ○【要請期間】1月17日～2月7日 【人数上限】5,000人以下(特措法第24条第9項) 【収容率】屋内:50%以下 屋外:人と人の距離を十分に確保(できるだけ2m)(特措法第24条第9項) ○新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛すること ○あわせて、20時以降の時間短縮について協力を要請 |
| | 経済界へのお願い | ○20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること(特措法第24条第9項) ○「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること(特措法第24条第9項) 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること ○新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛すること |
| | 大学等へのお願い | ○感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること(特措法第24条第9項) ○部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについて、学生等に注意喚起を徹底すること、部活動における感染リスクの高い活動は自粛すること(特措法第24条第9項) |
| 2/1開催 第36回 取組期間 2月8日～ 緊急事態措 置期間中 (2月28日) (緊急事態措 置) | 府民への呼びかけ | 【特措法第45条第1項に基づく】 ○不要不急の外出・移動※は自粛すること ※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩 など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外 特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること |
| | 施設について(事業者への呼びかけ) | 【特措法第24条第9項に基づく】 対象施設:飲食店(飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)) 遊興施設(バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗) 要請内容:営業時間短縮(5時～20時)(酒の提供は11時～19時) 【協力要請】 対象施設:運動施設、劇場、映画館、博物館 等 協力要請内容:営業時間短縮(5時～20時)(酒の提供は11時～19時) 等 |
| | イベントについて | 【収容人数・収容率等】 ○【人数上限】5,000人以下(特措法第24条第9項) 【収容率】屋内:50%以下 屋外:人と人の距離を十分に確保(できるだけ2m)(特措法第24条第9項) ○あわせて、20時以降の時間短縮について協力を依頼 |
| | 経済界へのお願い | ○20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること(特措法第24条第9項) ○「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること(特措法第24条第9項) |
| | 大学等へのお願い | ○感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること(特措法第24条第9項) ○部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについて、学生等に注意喚起を徹底すること、部活動における感染リスクの高い活動は自粛すること(特措法第24条第9項) |
| 2/9開催 第37回 | 緊急事態措置の解除に関する国への要請について、専門家に意見聴取 | |
| 2/19開催 第38回 | 国に緊急事態措置の解除を要請。要請にあたっては、京都府・兵庫県と共同で実施 | |
| 緊急事態措置実施区域解除(令和3年2月28日) | | |
| 第四波(令和3年3月1日～令和3年6月20日) | | |
| | 府民への呼びかけ | 【特措法第24条第9項に基づく】 ○4人以下※1でのマスク会食※2の徹底 ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ○歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見は控えること ○不要不急の外出・移動は自粛すること |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-------------------|--|
| 2/26開催 第39回 取組期間 3月1日～ 3月21日 | 施設について（事業者への呼びかけ） | 対象施設 【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設※】バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。 要請内容 ①大阪市全域（特措法第24条第9項） ただし、酒類の提供は20時30分まで ②大阪府全域（協力依頼） ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○適切な換気のためCO2センサーを設置 ➢催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること（協力依頼） |
| 2/26開催 第39回 取組期間 3月1日～ 3月21日 | イベントについて | 【特措法第24条第9項に基づく】 ☑主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ☑全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること ☑全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応 ☑イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提） 【参加人数の上限】 ○屋内・屋外：5,000人以下又は収容定員50%以内（≦10,000人）のいずれか大きいほう 【収容率】 ○大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの：100%以内 ○大声での歓声・声援等が想定されるもの：50%以内 |
| | 経済界へのお願い | 【特措法第24条第9項に基づく】 ○従業員等に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること ○従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること ○「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること ○職場における業種別ガイドラインの遵守を徹底すること |
| | 大学等へのお願い | 【特措法第24条第9項に基づく】 ○学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること ○学生に対し、歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること ○感染防止と面接授業・遠隔授業の効果の実施等により学修機会を確保すること ○部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること ○年度末に向けて行われる行事（卒業式等）は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること |
| 3/18開催 第40回 取組期間 3月22日～ 3月31日 | 府民への呼びかけ | 【特措法第24条第9項に基づく】 ○4人以下※1でのマスク会食※2の徹底 ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ○歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見は控えること ○首都圏（1都3県）との往來を自粛すること |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | 対象施設 【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設※】バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。 要請内容 ①大阪市全域（特措法第24条第9項） ただし、酒類の提供は20時30分まで ②大阪府全域（協力依頼） ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○適切な換気のためCO2センサーを設置 ➢催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること（協力依頼） |
| | イベントについて | 【特措法第24条第9項に基づく】 ☑主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ☑全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること ☑全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応 ☑イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提） 【参加人数の上限】 ○屋内・屋外：5,000人以下又は収容定員50%以内（≦10,000人）のいずれか大きいほう 【収容率】 ○大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの：100%以内 ○大声での歓声・声援等が想定されるもの：50%以内 |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|------------------------|-------------------|---|
| | 経済界へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従業員等に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること ○従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること ○「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること ○職場における業種別ガイドラインの遵守を徹底すること |
| | 大学等へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること ○学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること ○感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること ○部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること ○年度末に向けて行われる行事(卒業式等)は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること |
| | 府民への呼びかけ | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること ○4人以下※1でのマスク会食※2の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ○歓送迎会、宴会を伴う花見を控えること ○首都圏(1都3県)との往來を自粛すること |
| 3/26開催 第41回 | 施設について(事業者への呼びかけ) | <p>対象施設 【区域】大阪府全域 【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設※】バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。</p> <p>要請内容(特措法第24条第9項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮(5時～21時)を要請 ただし、酒類の提供は20時30分まで(協力依頼) ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○適切な換気のためCO2センサーを設置 <p>➤催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること(協力依頼)</p> |
| 取組期間 4月1日～ 4月21日 | イベントについて | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ☑全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること ☑全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応 ☑イベント開催の要件は以下のとおり(適切な感染防止策が講じられることが前提) <p>【参加人数の上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋内・屋外：5,000人以下又は収容定員50%以内(≦10,000人～4/11まで)のいずれか大きいほう <p>【収容率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの：100%以内 ○大声での歓声・声援等が想定されるもの：50%以内 |
| | 経済界へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従業員等に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること ○従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めること ○「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること ○職場における業種別ガイドラインの遵守を徹底すること |
| | 大学等へのお願い | <p>【特措法第24条第9項に基づく】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること ○学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること ○感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること ○部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること ○年度当初に行われる行事(入学式等)は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること |
| 3/31開催 第42回 | | <p>国に対し、大阪府域に係る「まん延防止等重点措置」の公示を行うよう要請</p> |
| | | <p>まん延防止等重点措置実施区域公示(令和3年4月1日)</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|--------------------------|--|
| <p>4/1開催 第43回</p> <p>取組期間 4月5日～ 5月5日</p> <p>(まん延防止 等重点措置)</p> | <p>府民への呼びかけ</p> | <p>○4人以下※1でのマスク会食※2の徹底(特措法第31条の6第2項) ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること(特措法第31条の6第2項) ○営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと (特措法第24条第9項、第31条の6第2項) ○歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること(特措法第24条第9項) ○大阪市内における不要不急の外出・移動は自粛すること(特措法第24条第9項) ○大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること(特措法第24条第9項)</p> |
| | <p>施設について(事業者への呼びかけ)</p> | <p>●実施内容 対象施設 【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設※】バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。</p> <p>要請内容(大阪市内) (特措法第31条の6第1項に基づくもの) ○営業時間短縮(5時～20時)を要請。ただし、酒類の提供は11時～19時まで ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気)</p> |
| <p>4/1開催 第43回</p> <p>取組期間 4月5日～ 5月5日</p> <p>(まん延防止 等重点措置)</p> | <p>施設について(事業者への呼びかけ)</p> | <p>(特措法第24条第9項に基づくもの) ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店) > 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること(協力依頼)</p> <p>要請内容(大阪市内) (特措法第24条第9項に基づくもの) ○営業時間短縮(5時～21時)を要請。ただし、酒類の提供は11時～20時30分まで ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気) ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店) > 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること(協力依頼)</p> <p>●協力依頼(大阪市内) 対象施設 ①運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) ②遊興施設、物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く)、サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く)</p> <p>協力依頼内容 【①、②】 ・営業時間短縮(5時～20時) ただし、酒類の提供は11時～19時 ・入場者の整理誘導等を行うこと。 【①のみ】 ・催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。</p> |
| | <p>イベントについて</p> | <p>☑主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ☑全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること ☑全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応 ☑イベント開催の要件は以下のとおり(適切な感染防止策が講じられることが前提) 【参加人数の上限】 ○5,000人以下 【収容率】 ○大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの：100%以内 ○大声での歓声・声援等が想定されるもの：50%以内</p> |
| | <p>経済界へのお願い</p> | <p>○従業員等に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること ○従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること ○従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めること ○「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること</p> |
| | <p>大学等へのお願い</p> | <p>○学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること ○学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること ○学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること ○感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること ○部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること ○年度当初に行われる行事(入学式等)は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-------------------|--|
| <p>4/7開催 第44回</p> <p>取組期間 4月5日～ 5月5日</p> <p>(まん延防止 等重点措置)</p> | 府民への呼びかけ | <p>○4人以下※1でのマスク会食※2の徹底(特措法第31条の6第2項) ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること(特措法第31条の6第2項) ○営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと (特措法第24条第9項、第31条の6第2項) ○歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること(特措法第24条第9項) ○大阪府域全域における不要不急の外出・移動は自粛すること ※【4月8日から要請】(特措法第24条第9項) ○大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること(特措法第24条第9項)</p> |
| | 施設について(事業者への呼びかけ) | <p>対象施設 【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設※】バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外</p> <p>要請内容(大阪市内) (特措法第31条の6第1項に基づくもの) ○営業時間短縮(5時～20時)を要請。ただし、酒類の提供は11時～19時まで ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業者への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気) (特措法第24条第9項に基づくもの) ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店) > 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること(協力依頼)</p> <p>要請内容(大阪市外) (特措法第24条第9項に基づくもの) ○営業時間短縮(5時～21時)を要請。ただし、酒類の提供は11時～20時30分まで ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業者への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気) ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店) > 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること(協力依頼)</p> |
| <p>4/7開催 第44回</p> | 施設について(事業者への呼びかけ) | <p>●協力依頼 対象施設 ①運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) ②遊興施設、物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く)、サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く)</p> <p>協力依頼内容(大阪市内) 【①、②】 ・営業時間短縮(5時～20時) ただし、酒類の提供は11時～19時 ・入場者の整理誘導等を行うこと 【①のみ】 ・催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること</p> <p>協力依頼内容(大阪市外)(期間:4月9日～5月5日) 【①、②】 ・営業時間短縮(5時～21時) ただし、酒類の提供は11時～20時30分 ・入場者の整理誘導等を行うこと 【①のみ】 ・催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること</p> |
| <p>4/7開催 第44回</p> <p>取組期間 4月5日～ 5月5日</p> <p>(まん延防止 等重点措置)</p> | イベントについて | <p>☑主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ☑全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること ☑全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応 ☑イベント開催の要件は以下のとおり(適切な感染防止策が講じられることが前提) 【参加人数の上限】 ○5,000人以下 【収容率】 ○大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの:100%以内 ○大声での歓声・声援等が想定されるもの:50%以内</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|--------------------|--|
| | 経済界へのお願い | <ul style="list-style-type: none"> ○従業員等に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること ○従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること ○従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めること ○「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること |
| | 大学等へのお願い | <ul style="list-style-type: none"> ○学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること ○学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること ○学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること ○感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること ○部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること ○年度当初に行われる行事(入学式等)は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること |
| <p>4/14開催 第45回</p> <p>取組期間 4月5日～ 5月5日</p> <p>(まん延防止 重点措置)</p> | 府民への呼びかけ | <ul style="list-style-type: none"> ○大阪府域全域における不要不急の外出・移動※1は自粛すること ※【4月8日から要請】 (特措法第24条第9項) ○大阪府外への不要不急の外出・移動※1は自粛すること (特措法第24条第9項) ※1 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩 など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外 ○営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと (特措法第24条第9項、第31条の6第2項) ○歓送迎会は控えること (特措法第24条第9項) ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること (特措法第31条の6第2項) ○4人以下※2でのマスク会食※3の徹底 (特措法第31条の6第2項) ※2 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない ※3 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない |
| | 施設について (事業者への呼びかけ) | <p>対象施設 【飲食店】 飲食店 (居酒屋を含む)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外</p> <p>要請内容 (大阪市内) (特措法第31条の6第1項に基づくもの) ○営業時間短縮 (5時～20時) を要請。ただし、酒類の提供は11時～19時まで ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 (退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気) (特措法第24条第9項に基づくもの) ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○カラオケ設備の利用自粛 (飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店) ➢ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること (協力依頼)</p> <p>要請内容 (大阪市外) (特措法第24条第9項に基づくもの) ○営業時間短縮 (5時～21時) を要請。ただし、酒類の提供は11時～20時30分まで ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 (退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気) ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○カラオケ設備の利用自粛 (飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店) ➢ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること (協力依頼)</p> <p>●協力依頼 対象施設 ①運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る) ②遊興施設、物品販売業を営む店舗 (1,000㎡超) (生活必需品を除く)、サービス業を営む店舗 (1,000㎡超) (生活必需サービスを除く)</p> <p>協力依頼内容 (大阪市内) 【①、②】 ・営業時間短縮 (5時～20時) ただし、酒類の提供は11時～19時 ・入場者の整理誘導等を行うこと 【①のみ】 ・催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること</p> <p>協力依頼内容 (大阪市外) (期間：4月9日～5月5日) 【①、②】 ・営業時間短縮 (5時～21時) ただし、酒類の提供は11時～20時30分 ・入場者の整理誘導等を行うこと 【①のみ】 ・催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|--------------------------|--|
| | イベントについて | <ul style="list-style-type: none"> ☒主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ☒全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること ☒全国的な感染拡大イベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応 ☒イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提） <p>【参加人数の上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○5,000人以下 <p>【収容率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの：100%以内 ○大声での歓声・声援等が想定されるもの：50%以内 |
| | 経済界へのお願い | <ul style="list-style-type: none"> ○「出勤者数の7割削減」をめざし、テレワークを徹底すること、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること ○従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること ○従業員等に対し、歓送迎会、研修時の懇親会を控えるよう求めること ○従業員等に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること |
| | 大学等へのお願い | <ul style="list-style-type: none"> ○授業は、原則オンラインとし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること ※【4月15日から要請】 ○学生に対し、部活動の自粛を徹底すること ※【4月15日から要請】 ○学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること ○学生に対し、歓送迎会、新歓コンパを控えるよう求めること ○課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること ○学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること |
| 4/20開催 第46回 | <p>国に対し、緊急事態宣言の発出を要請</p> | |
| <p>緊急事態措置実施区域公示（令和3年4月23日）</p> | | |
| <p>4/23開催 第47回 取組期間 4月25日～ 5月11日 (緊急事態措置)</p> | 府民への呼びかけ | <ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の外出※は自粛すること(特措法第45条第1項に基づく) ※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外 ○不要不急の都道府県間移動は自粛すること(特措法第45条第1項に基づく) ○路上、公園等における集団での飲酒はしないこと(特措法第24条第9項に基づく) ○感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること(特措法第45条第1項に基づく) ○特に、20時以降の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること(特措法第45条第1項に基づく) ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること(特措法第45条第1項に基づく) |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <ul style="list-style-type: none"> ●飲食店への要請（特措法第45条第2項に基づく） (対象) 【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】バー、キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※インターネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外 ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備の使用の自粛を要請 【カラオケ】カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む) (要請内容) 酒類提供又はカラオケ設備提供をする場合：施設の休止 酒類提供又はカラオケ設備提供をしない場合：営業時間短縮（20時まで） 【営業にあたっての要請事項】 (特措法第45条第2項に基づくもの) ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気） (特措法第24条第9項に基づくもの) ○CO₂センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく） (1) 休止要請をしない施設（政令第11条関連） ①社会福祉施設等（保育所、介護老人福祉施設等） <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の徹底 ②学校、大学、学習塾等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等） <ul style="list-style-type: none"> ・部活動の自粛 ・オンラインの活用 ③図書館（図書館）（法に基づかない協力依頼） <ul style="list-style-type: none"> ・適切な入場整理 ④商業施設（生活必需物資販売施設）〔生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等）の店舗〕 <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の徹底 <p style="text-align: right;">→続く</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|---|---|
| 4/23開催 第47回 取組期間 4月25日～ 5月11日 (緊急事態措 置) | | ⑤サービス業（生活必需サービスを提供する店舗）〔生活必需サービス（理美容、銭湯、貸衣裳屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、冠婚葬祭、ごみ処理関係等）を営む店舗〕 ・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ※ 上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も休止要請の対象外（感染防止対策の徹底（業種別ガイドラインの遵守の徹底）を要請） |
| | | (2) 休止を要請する施設（床面積1,000㎡超の施設） ①映画館等（映画館、プラネタリウム） ②商業施設〔大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）〕 ③運動・遊技施設 ア) 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場 イ) ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等 ④遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外券売場等） ⑤博物館等（博物館、美術館等） ⑥サービス業（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等） (要請内容) ・1,000㎡超：休止 ③ア) 原則休止(全国大会等は無観客化) ・1,000㎡以下：(法に基づかない協力依頼)適切な入場整理、酒類提供・カラオケ設備の使用自粛、営業時間短縮(20時まで) |
| | | (3) イベントに準じた取扱いを要請する施設 ①劇場等（劇場、観覧場、演芸場、ライブハウス）：無観客開催 ②遊技施設（テーマパーク、遊園地）：無観客開催 ③集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等）：無観客開催 ④ホテル・旅館〔ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）〕：無観客開催 ⑤運動施設（野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場等） ※観客を入れない、個人の練習、プレー等による使用は可 ・無観客開催 (以下、法に基づかない協力依頼) ・適切な入場整理、酒類提供・カラオケ設備の使用自粛、営業時間短縮(20時まで) ⑥結婚式場（結婚式場） (法第45条第2項に基づく要請) ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛、営業時間短縮(20時まで) (法に基づかない協力依頼) ・1.5時間以内の開催、参加人数50人以下又は収容率50%以内 ⑦葬祭場（葬祭場） (法に基づかない協力依頼) ・酒類提供の自粛 |
| | イベントについて | (特措法第24条第9項に基づく) ☒ 主催者に対し、規模や場所に関わらず、無観客開催を要請 ○開催規模：大小を問わない ○場所：屋内、屋外を問わない ○種類・内容：社会生活の維持に必要なものを除く全てのイベント |
| | 経済界へのお願い | (特措法第24条第9項に基づく要請) ○在宅勤務（テレワーク）、大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割減をめざすこと ○職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること ○事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること ○屋外照明（防犯対策上、必要なものを除く）の夜間消灯を行うこと（法に基づかない協力要請） ○業種別ガイドラインを遵守すること |
| 大学等へのお願い | (特措法第24条第9項に基づく要請) ○授業は、原則オンラインとし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること ○学生に対し、部活動の自粛を徹底すること ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること | |
| 5/6開催 第48回 | 国に対し緊急事態措置の延長を要請 | |
| 5/7開催 第49回 取組期間 5月12日～ 5月31日 (緊急事態措 置) | 府民への呼びかけ | (特措法第45条第1項に基づく要請) ○不要不急の外出※は自粛すること ※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外 ○不要不急の都道府県間移動は自粛すること ○路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること ○感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること ○特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | ●飲食店への要請（特措法第45条第2項に基づく） (対象) 【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】バー、キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。 ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備の使用の自粛を要請。 【カラオケ】カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む) |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|--|--|
| <p>5/7開催 第49回</p> <p>取組期間 5月12日～ 5月31日</p> | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>（要請内容） 酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む）又はカラオケ設備提供を ・する場合：施設の休止 ・しない場合：営業時間短縮（20時まで） 【営業にあたっての要請事項】 （特措法第45条第2項に基づくもの） ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気） （特措法第24条第9項に基づくもの） ○CO₂センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底</p> |
| | | <p>●飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく） （1）休止要請をしない施設（政令第11条関連） ①社会福祉施設等（保育所、介護老人福祉施設等） ・感染防止対策の徹底 ②学校、大学、学習塾等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等） ・部活動の自粛 ・オンラインの活用 ③図書館（図書館）（法に基づかない協力依頼） ・適切な入場整理 ④商業施設（生活必需物資販売施設）〔生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等）の店舗〕 ・感染防止対策の徹底 ⑤サービス業（生活必需サービスを提供する店舗）〔生活必需サービス（理美容、銭湯、貸衣裳屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、冠婚葬祭、ごみ処理関係等）を営む店舗〕 ・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ※ 上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も休止要請の対象外（感染防止対策の徹底（業種別ガイドラインの遵守の徹底）を要請）</p> |
| | | <p>（2）休止を要請する施設（床面積1,000㎡超の施設） ①映画館等（映画館、プラネタリウム） ②商業施設〔大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）〕 ③運動・遊技施設 ア）体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等 イ）マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等 ④遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等） ⑤博物館等（博物館、美術館等） ⑥サービス業（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等） （要請内容） ・1,000㎡超：①、②、③イ）、④、⑤、⑥：休止 ③ア）原則休止（全国大会等は無観客化） ・1,000㎡以下： ①イベント開催の場合：無観客（社会生活の維持に必要な場合を除く） イベント開催以外の場合：営業時間短縮（20時まで） （法に基づかない協力依頼）入場整理等 ②、③イ）、④、⑤、⑥ （法に基づかない協力依頼）営業時間短縮（20時まで）、入場整理等 ③ア）イベント開催の場合：無観客（社会生活の維持に必要な場合を除く） （法に基づかない協力依頼）入場整理等、イベント開催以外の場合：営業時間短縮（20時まで）</p> |
| | | <p>（3）イベントに準じた取扱いを要請する施設 ①劇場等（劇場、観覧場、演芸場、ライブハウス） ②遊興施設（ライブハウス） ③遊技施設（テーマパーク、遊園地） ④集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ⑤ホテル・旅館〔ホテル・旅館（集会用に供する部分に限る）〕 ⑥運動施設（野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場等） ※ 観客を入れない、個人の練習、プレー等による使用は可 ⑦結婚式場（結婚式場） ⑧葬祭場（葬祭場） （要請内容） ①～⑥ 無観客開催（社会生活の維持に必要なものを除く） イベント開催以外の場合、営業時間短縮（20時まで） （法に基づかない協力依頼）入場整理等 ⑦（法第45条第2項に基づく要請） 酒類提供・カラオケ設備の使用自粛、営業時間短縮（20時まで）、 その他、飲食店と同様の要請（法45条2項、24条9項） （法に基づかない協力依頼）1.5時間以内の開催、参加人数50人又は収容定員50%のいずれか小さいほう ⑧（法に基づかない協力依頼）酒類提供（持込みを含む）の自粛</p> |
| イベントについて | <p>（特措法第24条第9項に基づく） ☒ 主催者に対し、規模や場所に関わらず、無観客開催を要請 ○開催規模：大小を問わない ○場所：屋内、屋外を問わない ○種類・内容：社会生活の維持に必要なものを除く全てのイベント</p> | |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|-------------------|--|
| | 経済界へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務（テレワーク）等による、出勤者数の7割減をめざすこと、出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること ○職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること ○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと ○事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること ○屋外照明（防犯対策上、必要なものを除く）の夜間消灯を行うこと（法に基づかない協力要請） ○業種別ガイドラインを遵守すること |
| | 大学等へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授業は、原則オンラインとし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること ○学生に対し、部活動の自粛を徹底すること ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること |
| 5/25開催 第50回 | | <p>国に対し、緊急事態措置の延長を要請</p> |
| 5/28開催 第51回 取組期間 6月1日～ 6月20日 (緊急事態措置) | 府民への呼びかけ | <p>(特措法第45条第1項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の外出※は自粛すること ※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外 ○不要不急の都道府県間移動は自粛すること ※どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査を受診すること（府民：法第45条第1項、府民以外：法に基づかない働きかけ） ○感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること ○路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること ○特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>●飲食店への要請（特措法第45条第2項に基づく） （対象施設）</p> <p>【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】バー、キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供（利用者による持込みを含む）・カラオケ設備の使用の自粛を要請</p> <p>【カラオケ】カラオケ店（食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む） （要請内容） 酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む）又はカラオケ設備提供を ・する場合：施設の休止 ・しない場合：営業時間短縮（20時まで）</p> <p>【営業にあたっての要請事項】 （特措法第45条第2項に基づくもの） ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第12条各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気） （特措法第24条第9項に基づくもの） ○C〇2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底</p> |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>●飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく） （1）休止要請をしない施設（政令第11条関連） ①社会福祉施設等（保育所、介護老人福祉施設等） ・感染防止対策の徹底 ②学校、大学、学習塾等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等） ・部活動の自粛 ・オンラインの活用 ③図書館（図書館） ・感染防止対策の徹底 ・適切な入場整理（法に基づかない働きかけ） ④商業施設（生活必需物資販売施設）〔生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等）の店舗〕 ・感染防止対策の徹底 ⑤サービス業（生活必需サービスを提供する店舗）〔生活必需サービス（理美容、銭湯、貸衣裳屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、冠婚葬祭、ごみ処理関係等）を営む店舗〕 ・適切な入場整理 ・酒類提供（利用者による持込みを含む）の自粛、カラオケ設備の使用自粛 ※ 上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も休止要請の対象外（感染防止対策の徹底（業種別ガイドラインの遵守の徹底）を要請）</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|--------------------------|--|
| <p>5/28開催 第51回 取組期間 6月1日～ 6月20日</p> | <p>施設について（事業者への呼びかけ）</p> | <p>(2) 休止を要請する施設（床面積1,000㎡超の施設） ①商業施設〔大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）〕 ②遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等） ③遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等） ④サービス業（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等） ⑤運動・遊技施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ） ⑥博物館等（博物館、美術館等）</p> <p>(要請内容) ①～④ 平日：【営業時間】20時まで 【その他】入場整理等（法に基づかない働きかけ） 休日（土・日）：休止 ※1,000㎡以下の施設は平日・休日に関わらず、営業時間短縮（20時まで）、入場整理等の協力を依頼（法に基づかない働きかけ）</p> <p>⑤、⑥ 平日：【人数上限・収容率】人数上限5,000人かつ収容率50%以内 【営業時間】 イベント：21時まで、イベント以外：20時まで（※1） ※1：1,000㎡以下の施設は働きかけ 【その他】入場整理等（法に基づかない働きかけ） 休日（土・日） 1,000㎡超：【イベント（※2）】無観客・オンライン配信等での開催 【イベント以外】休止 1,000㎡以下：【イベント（※2）】無観客・オンライン配信等での開催 【イベント以外】（人数上限・収容率）人数上限5000人かつ収容率50%以内 （営業時間）20時まで（法に基づかない働きかけ） （その他）入場整理等（法に基づかない働きかけ） ※2：運動・遊技施設で実施される全国大会等を含む</p> |
| | <p>施設について（事業者への呼びかけ）</p> | <p>(3) イベントに準じた取扱いを要請する施設 ①劇場等（劇場、観覧場、演芸場） ②遊興施設（ライブハウス※1） ③集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ④ホテル・旅館〔ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）〕 ⑤運動・遊戯施設（テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等） ⑥映画館（映画館） ⑦結婚式場（結婚式場） ⑧葬祭場（葬祭場）</p> <p>(要請内容) ①～⑥ 平日【人数上限・収容率】上限5,000人かつ収容率50%以内 【営業時間】 イベント：21時まで、イベント以外（※2）：20時まで（※3、4） 【その他】入場整理等（法に基づかない働きかけ） 休日（土・日）【イベント】無観客・オンライン配信等での開催 【イベント以外（※2）】 ①～⑤、⑥の1,000㎡以下 （人数上限・収容率）上限5,000人かつ収容率50%以内 （営業時間）20時まで（※3、4） （その他）入場整理等（法に基づかない働きかけ） ⑥の1,000㎡超：休止</p> <p>⑦平日、休日（土・日）酒類提供・カラオケ設備の使用自粛（法45条2項） 営業時間短縮：20時まで（法45条2項） その他、飲食店と同様の要請（法45条2項、24条9項） 1.5時間以内の開催（法に基づかない働きかけ） 参加人数50人又は収容定員50%のいずれか小さいほう（法に基づかない働きかけ）</p> <p>⑧平日、休日（土・日）酒類提供（持込みを含む）の自粛（法に基づかない働きかけ） ※1：飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請（飲食営業は20時まで等） ※2：運動施設の観客を入れない個人の練習・プレー、映画館の通常営業等はイベント以外に該当 ※3：映画館は21時まで ※4：1,000㎡以下の施設は働きかけ</p> |
| | <p>イベントについて</p> | <p>(特措法第24条第9項に基づく) <input checked="" type="checkbox"/> 主催者に対し、以下の開催制限を要請 平日（月～金）【収容率※1】50%以内かつ【人数上限※1】5,000人 【営業時間短縮】21時まで※2 休日（土・日）無観客・オンライン配信等での開催（規模や場所に関わらず全てのイベント※3） ※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要） 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること ※2 飲食の提供は20時まで ※3 業務上必要なもの等は除く（以下は具体例） ✓ 各種国家試験、資格試験 ✓ 業務上必要かつオンライン化や日程変更が困難な説明会、会議、研修、学会等</p> <p>(イベントを開催する場合の要請内容) ◆業種別ガイドラインの遵守の徹底とともに、催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底 参加者の直行・直帰を確保するための周知・呼びかけ等を徹底 ◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底 ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|----------------------------------|--|
| <p>5/28開催 第51回</p> <p>取組期間 6月1日～ 6月20日</p> <p>(緊急事態 措置)</p> | <p>経済界へのお願い</p> | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務(テレワーク)等による、出勤者数の7割減をめざすこと、出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること ○職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと ○事業の継続に必要な場合を除き、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○屋外照明(防犯対策上、必要なものを除く)の夜間消灯を行うこと(法に基づかない協力要請) ○業種別ガイドラインを遵守すること |
| | <p>大学等へのお願い</p> | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授業は、人と人との接触をなるべく減らすため原則オンラインとし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○学生に対し、多人数の接触によるクラスター発生を抑制するため部活動の自粛を徹底すること ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること |
| <p>6/16開催 第52回</p> | <p>国に対し、まん延防止等重点措置の公示を行うよう要請</p> | |
| <p>まん延防止等重点措置実施区域公示(令和3年6月17日)</p> | | |
| <p>第五波(令和3年6月21日～令和3年12月16日)</p> | | |
| <p>6/18開催 第53回</p> <p>取組期間 6月21日～ 7月11日</p> <p>(まん延防止 等重点措置)</p> | <p>府民への呼びかけ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の外出は自粛すること(特措法第24条第9項に基づく) ○不要不急の都道府県間移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えること(法第24条第9項に基づく) ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること(法第24条第9項に基づく) ○営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと(法第31条の6第2項に基づく) ○2人以下※1のマスク会食※2の徹底(法第24条第9項に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ○路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること(法第24条第9項に基づく) ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること(法第24条第9項に基づく) |
| | <p>施設について(事業者への呼びかけ)</p> | <p>●飲食店等への要請 (対象施設)</p> <p>【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場】食品衛生法の飲食営業許可を受けている施設</p> <p>(要請内容)</p> <p>【措置区域(法第31条の6第1項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮(20時まで) ○酒類提供(利用者による店内持込みを含む)は原則自粛。 ただし、ゴールドステッカー認証店舗等※2で、同一グループの入店を原則2人以内※3とする店舗は提供可能(11時～19時) ○カラオケ設備の利用自粛 <p>【その他の区域(法第24条第9項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮(21時まで) ○酒類提供(利用者による店内持込みを含む)は原則自粛。 ただし、ゴールドステッカー認証店舗等※2で、同一グループの入店を原則2人以内※3とする店舗は提供可能(11時～20時) ○カラオケ設備の利用自粛 <p>※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外</p> <p>ただし、入場整理の実施、酒類提供の制限、カラオケ設備の利用自粛を要請</p> <p>※2 ①ゴールドステッカー認証店舗 又は ②ゴールドステッカーの認証申請店舗(申請をするまでの酒類提供は自粛)</p> <p>※酒類を提供する店舗は、提供する日より前に、ゴールドステッカーの申請に加え、対策項目チェックリストに基づく自己確認を行うこと</p> <p>【7月11日までに府が実施する見回り時に、ゴールドステッカーの申請(申請番号)及び対策項目チェックリストを確認】</p> <p>※3 同居家族の場合は除く</p> <p>【営業にあたっての要請事項】</p> <p>(措置区域: 特措法第31条の6第1項、その他の区域: 法第24条第9項に基づくもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気) <p>(特措法第24条第9項に基づくもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|---------------------------------|---|
| <p>6/18開催 第53回</p> <p>取組期間 6月21日～ 7月11日</p> <p>(まん延防止 等重点措置)</p> | <p>施設について(事業者への呼びかけ)</p> | <p>●飲食店等以外への要請(特措法第24条第9項に基づく) (対象施設の種類、内訳)</p> <p>①商業施設(大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター(地下街を含む)等(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く))</p> <p>②遊技施設(マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等)</p> <p>③遊興施設(個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売)</p> <p>④サービス業(スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等所、場外車券売場等)</p> <p>⑤運動・遊技施設※1(体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地等)</p> <p>⑥博物館等(博物館、美術館等)</p> <p>⑦劇場等(劇場、観覧場、映画館※2、演芸場)</p> <p>⑧遊興施設(ライブハウス※3)</p> <p>⑨集会・展示施設(公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等)</p> <p>⑩ホテル・旅館(ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る))</p> <p>(要請内容)</p> <p>措置区域の1,000㎡超の①～④ 【営業時間】20時まで 【その他】入場整理等(法に基づかない働きかけ)</p> <p>措置区域の1,000㎡超の⑤～⑩ 【人数上限・収容率】イベントの開催制限と同じ 【営業時間】・イベント:21時まで ・イベント以外:20時まで 【その他】入場整理等(法に基づかない働きかけ)</p> <p>措置区域の1,000㎡以下、その他の区域の⑤～⑩ 【人数上限・収容率】イベントの開催制限と同じ 【営業時間】21時まで 【その他】入場整理等(法に基づかない働きかけ)</p> <p>※1:運動施設の観客を入れない個人の練習・プレーは、「イベント以外」に該当 ※2:映画館の通常営業は21時まで ※3:飲食店営業許可を受けている施設について、イベントに関する要請に加え、飲食店と同様の要請も実施</p> |
| | <p>イベントについて</p> | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>☒ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請</p> <p>【収容率※1】大声なし※2:100%以内(席がない場合は適切な間隔) (クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等)</p> <p>大声あり※2:50%以内※3(席がない場合は十分な間隔) (ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演(キャラクターショー等)、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等)</p> <p>【人数上限※1】5,000人 【営業時間短縮】21時まで※4</p> <p>※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要) 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離(1m)を確保できること</p> <p>※2 イベントは例示であり、実際のイベントがいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する。飲食を伴うイベントは「大声あり」と同じ取扱いとす。発声のない場合(映画館等)は「大声なし」と扱う</p> <p>※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限り)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある</p> <p>※4 飲食の提供は、措置区域:20時まで、その他の区域:21時まで (酒類提供(参加者による持込みを含む)は、措置区域:11時～19時、その他の区域:11時～20時)</p> <p>(イベントを開催する場合の要請内容)</p> <p>◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底</p> <p>◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件(収容率等)などについて、大阪府に事前に相談すること</p> |
| | <p>経済界へのお願い</p> <p>大学等へのお願い</p> | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○在宅勤務(テレワーク)等による、出勤者数の7割減をめざすこと</p> <p>○職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人と人の接触を低減する取組みを強力に推進すること</p> <p>○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること</p> <p>○業種別ガイドラインを遵守すること</p> <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること</p> <p>○学生に対し、以下の行動の自粛を徹底すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスター発生のリスクがある、部活動、多人数が接触する活動及び前後の会食 ・旅行(合宿を含む)や自宅、友人宅での飲み会 <p>○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること</p> |
| <p>7/7開催 第54回</p> | | <p>国に対し、まん延防止等重点措置の延長を要請</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|--------------------------|--|
| | 府民への呼びかけ | <p>○不要不急の外出は自粛すること（特措法第24条第9項に基づく）</p> <p>○不要不急の都道府県間移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えること（法第24条第9項に基づく）</p> <p>○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること（法第24条第9項に基づく）</p> <p>○営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと（法第31条の6第2項に基づく）</p> <p>○4人以下※1のマスク会食※2の徹底（法第24条第9項に基づく）</p> <p>※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない</p> <p>※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない</p> <p>○路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること（法第24条第9項に基づく）</p> <p>○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること（法第24条第9項に基づく）</p> |
| | | <p>●飲食店等への要請 （対象施設）</p> <p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1、カラオケボックス※2等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場】 食品衛生法の飲食営業許可を受けている施設</p> |
| <p>7/8開催 第55回</p> <p>取組期間 7月12日～ 8月22日</p> <p>（まん延防止 等重点措置）</p> | <p>施設について（事業者への呼びかけ）</p> | <p>（要請内容）</p> <p>【措置区域（法第31条の6第1項）】</p> <p>○営業時間短縮（20時まで）</p> <p>○酒類提供（利用者による店内持込みを含む）は原則自粛。 ただし、ゴールドステッカー認証店舗等※3で、同一グループの入店を原則4人以内※4とする店舗は提供可能（11時～19時）</p> <p>○カラオケ設備の利用自粛</p> <p>【その他の区域（法第24条第9項）】</p> <p>○営業時間短縮（21時まで）</p> <p>○酒類提供（利用者による店内持込みを含む）は原則自粛 ただし、ゴールドステッカー認証店舗等※3で、同一グループの入店を原則4人以内※4とする店舗は提供可能（11時～20時）</p> <p>○カラオケ設備の利用自粛</p> <p>※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外 ただし、入場整理の実施、酒類提供の制限、カラオケ設備の利用自粛を要請</p> <p>※2 カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外。ただし、酒類提供は自粛を要請 （カラオケ設備を利用しない場合は、上記の酒類提供の要件を遵守したうえで提供することは可能）</p> <p>※3 ①ゴールドステッカー認証店舗 又は ②ゴールドステッカーの認証申請店舗（申請をするまでの酒類提供は自粛） ※酒類を提供する店舗は、提供する日より前に、ゴールドステッカーの申請に加え、対策項目チェックリストに基づき自己確認を行うこと</p> <p>※4 同居家族の場合は除く</p> <p>【営業にあたっての要請事項】</p> <p>（措置区域：特措法第31条の6第1項、その他の区域：法第24条第9項に基づくもの）</p> <p>○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）</p> <p>○アクリル板の設置等</p> <p>○上記のほか、特措法施行令第5条の5各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気） （特措法第24条第9項に基づくもの）</p> <p>○CQ2センサーの設置</p> <p>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</p> <p>●飲食店等以外への要請（特措法第24条第9項に基づく） （対象施設の種類、内訳）</p> <p>①商業施設【大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）】</p> <p>②遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等）</p> <p>③遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売）</p> <p>④サービス業（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等所、場外車券売場等）</p> <p>⑤運動・遊技施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地 等）</p> <p>⑥博物館等（博物館、美術館等）</p> <p>⑦劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場）</p> <p>⑧遊興施設（ライブハウス※1）</p> <p>⑨集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等）</p> <p>⑩ホテル・旅館（ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る））</p> <p>（要請内容）</p> <p>措置区域の1,000㎡超の①～⑩【営業時間】 21時まで 【その他】 入場整理等（法に基づかない働きかけ）</p> <p>措置区域の1,000㎡超の⑤～⑩※2【人数上限・収容率】 イベントの開催制限と同じ</p> <p>※1：飲食店営業許可を受けている施設について、イベントに関する要請に加え、飲食店と同様の要請も実施</p> <p>※2：「措置区域の1000㎡以下の施設」又は「措置区域以外の施設」でイベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること。イベント開催以外（運動施設の観客を入れない個人の練習・プレー等）の場合は、上記の【人数上限・収容率】を守ること</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|--------------------|---|
| | イベントについて | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>☒ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請</p> <p>【収容率※1】 大声なし※2 : 100%以内 (席がない場合は適切な間隔) (クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等)</p> <p>大声あり※2 : 50%以内※3 (席がない場合は十分な間隔) (ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演 (キャラクターショー等)、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等)</p> <p>【人数上限※1】 5,000人 【営業時間短縮】 21時まで※4</p> <p>※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度 (両方の条件を満たす必要) 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離 (1m) を確保できること</p> <p>※2 イベントは例示であり、実際のイベントがいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する。飲食を伴うイベントは「大声あり」と同じ取扱いとするが、発声のない場合 (映画館等) は「大声なし」と扱う</p> <p>※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ (5人以内に限り) 内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。</p> <p>※4 飲食の提供は、措置区域: 20時まで、その他の区域: 21時まで (酒類提供 (参加者による持込みを含む) は、措置区域: 11時~19時、その他の区域: 11時~20時) 酒類提供は、業種別ガイドライン、国の4要件 (アクリル板等の設置 (座席間隔の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用推奨、換気の徹底)、同一グループ4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることとする。</p> <p>(イベントを開催する場合の要請内容)</p> <p>◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底</p> <p>◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件 (収容率等) などについて、大阪府に事前に相談すること</p> |
| | 経済界へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○在宅勤務 (テレワーク) 等による、出勤者数の7割減をめざすこと</p> <p>○職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人と人の接触を低減する取組みを強力に推進すること</p> <p>○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること</p> <p>○業種別ガイドラインを遵守すること</p> |
| | 大学等へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること</p> <p>○学生に対し、以下の行動の自粛を徹底すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスター発生のリスクがある、部活動、多人数が接触する活動及び前後の会食 ・旅行 (合宿を含む) や自宅、友人宅での飲み会 <p>○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること</p> |
| 緊急事態措置実施区域公示 (令和3年7月30日) | | |
| <p>7/30開催 第56回</p> <p>取組期間 8月2日~ 8月31日</p> <p>(緊急事態措置)</p> | 府民への呼びかけ | <p>(特措法第45条第1項に基づく)</p> <p>○不要不急の外出※は自粛すること</p> <p>※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外</p> <p>※特に20時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること</p> <p>○不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えること</p> <p>※どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査を受診すること (府民: 法第45条第1項 府民以外: 法に基づかない働きかけ)</p> <p>○要請に応じず、酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること</p> <p>○路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること</p> <p>○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること</p> <p>○オリンピック、パラリンピックは自宅で応援すること</p> |
| | 施設について (事業者への呼びかけ) | <p>●飲食店等への要請 (特措法第45条第2項に基づく)</p> <p>【飲食店】 飲食店 (居酒屋を含む)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【カラオケ】 カラオケ店 (食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)</p> <p>【結婚式場】 ※2</p> <p>(要請内容)</p> <p>酒類提供 (利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む) 又はカラオケ設備提供を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・する場合: 施設の休止 ・しない場合: 営業時間短縮 (20時まで) <p>※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、施設の休止等の対象外</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|--|---|
| 7/30開催 第56回 取組期間 8月2日～ 8月31日 | 者への呼びかけ | <p>ただし、入場整理の実施や、酒類提供（利用者による持込みを含む）・カラオケ設備の使用の自粛を要請※2 ※2 できるだけ短時間（1.5時間以内）、なるべく少人数（参加人数50人又は収容定員50%のいずれか小さいほう）で開催すること（法に基づかない働きかけ）</p> <p>【営業にあたっての要請事項】 （特措法第45条第2項に基づくもの） ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第12条各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気） （特措法第24条第9項に基づくもの） ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底</p> |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>●飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）</p> <p>①商業施設〔大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）〕 ②遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等） ③遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等） ④サービス業（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等） ⑤劇場等（劇場、観覧場、映画館※1、演芸場） ⑥遊興施設（ライブハウス※2） ⑦集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ⑧ホテル・旅館〔ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）〕 ⑨運動・遊技施設※3（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等） ⑩博物館等（博物館、美術館）</p> <p>（要請内容） ①～④ 1,000㎡超の施設【営業時間】20時まで、【その他】入場整理等（法に基づかない働きかけ） ※1,000㎡以下の施設は、営業時間短縮（20時まで）、入場整理等の協力を依頼 ⑤～⑩【人数上限・収容率】上限5000人かつ収容率50%以内 【営業時間】イベント：21時まで、イベント以外（※4）：20時まで 【その他】入場整理等（法に基づかない働きかけ）</p> <p>※1：映画館の通常営業については、21時まで ※2：飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請（飲食営業は20時まで等） ※3：運動施設の観客を入れない個人の練習・プレーはイベント以外に該当 ※4：1,000㎡以下の施設は働きかけ</p> |
| | イベントについて | <p>（特措法第24条第9項に基づく） ☑ 主催者に対し、以下の開催制限を要請 【収容率※1】50%以内かつ【人数上限※1】5,000人 【営業時間短縮】21時まで※2 ※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること ※2 飲食の提供は20時まで。酒類提供（利用者による持込みを含む）又はカラオケ設備の提供はしないこと</p> <p>（イベントを開催する場合の要請内容） ◆業種別ガイドラインの遵守の徹底とともに、催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底 参加者の直行・直帰を確保するための周知・呼びかけ等を徹底 ◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底 ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること</p> |
| | 経済界へのお願い | <p>（特措法第24条第9項に基づく） ○在宅勤務（テレワーク）等による、出勤者数の7割減をめざすこと 出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること ○職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと ○事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること ○屋外照明（防犯対策上、必要なものを除く）の夜間消灯を行うこと（法に基づかない働きかけ） ○業種別ガイドラインを遵守すること</p> |
| 大学等へのお願い | <p>（特措法第24条第9項に基づく） ○学生に対し、以下の行動の自粛を徹底すること ・クラスター発生のリスクがある、部活動、多人数が接触する活動及び前後の会食 ・旅行（合宿を含む）や自宅、友人宅での飲み会 ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○授業は、人と人との接触をなるべく減らすため原則オンラインとし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること</p> | |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|--|--|
| <p>8/18開催 第57回</p> <p>取組期間 8月20日～ 9月12日</p> <p>(緊急事態措 置)</p> | <p>府民への呼びかけ</p> | <p>(特措法第45条第1項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の外出※は自粛すること。混雑した場所への外出は半減すること ※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外 ※特に20時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること ○重症化リスクが高い40代・50代は、特に感染防止対策を徹底すること ○不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えること ※どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査を受診すること。(府民：法第45条第1項 府民以外：法に基づかない働きかけ) ○要請に応じず、酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること ○路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること ○パラリンピックは自宅で応援すること |
| | <p>施設について(事業者への呼びかけ)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●飲食店等への要請(特措法第45条第2項に基づく) 【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【カラオケ】カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む) 【結婚式場】※2 (要請内容) 酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む)又はカラオケ設備提供を <ul style="list-style-type: none"> ・する場合：休止 ・しない場合：営業時間短縮(20時まで) ※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、施設の休止等の対象外。 ただし、入場整理の実施や、酒類提供(利用者による持ち込みを含む)・カラオケ設備の使用の自粛を要請 ※2 できるだけ短時間(1.5時間以内)、なるべく少人数(参加人数50人又は収容定員50%のいずれか小さいほう)で開催すること(法に基づかない働きかけ) 【営業にあたっての要請事項】 (特措法第45条第2項に基づくもの) ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第12条各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理等(人数管理、人数制限、誘導等)、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気) (特措法第24条第9項に基づくもの) ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 |
| | <p>施設について(事業者への呼びかけ)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●飲食店以外への要請(特措法第24条第9項に基づく) ①商業施設 ア)大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター(地下街を含む)等(生活必需品の小売関係及び生活必需品サービスを営む店舗を除く) イ)百貨店の地下の食品売り場 ②遊技施設(マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等) ③遊興施設(個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等) ④サービス業(スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等) ⑤劇場等(劇場、観覧場、映画館※1、演芸場) ⑥遊興施設(ライブハウス※2) ⑦集会・展示施設(公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等) ⑧ホテル・旅館【ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)】 ⑨運動・遊技施設※3(体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等) ⑩博物館等(博物館、美術館等) |
| <p>施設について(事業者への呼びかけ)</p> | <p>(要請内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ア)1,000㎡超の施設 <ul style="list-style-type: none"> 【営業時間】20時まで(法第24条第9項) 【その他】適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施(法第45条第2項) ※入場整理等の実施状況をホームページ等で広く周知すること(法に基づかない働きかけ) ①イ)1,000㎡超の施設 <ul style="list-style-type: none"> ○通常営業時の半数程度の入場者を目安とし入場整理等を徹底すること(法第24条第9項) ○入場整理等の実施状況をホームページ等で広く周知すること(法に基づかない働きかけ) ②～④)1,000㎡超の施設 <ul style="list-style-type: none"> 【営業時間】20時まで(法第24条第9項) 【その他】適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施(法第24条第9項) ※1,000㎡以下の施設は、営業時間短縮(20時まで)、入場整理等の協力を依頼(法に基づかない働きかけ) ⑤～⑩)【人数上限・収容率】上限5,000人かつ収容率50%以内 【営業時間】イベント：21時まで、イベント以外(※4)：20時まで 【その他】適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ※1：映画館の通常営業については、21時まで ※2：飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請(飲食営業は20時まで等) ※3：運動施設の観客を入れない個人の練習・プレーはイベント以外に該当 ※4：1,000㎡以下の施設は働きかけ | |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|-------------------|--|
| <p>8/18開催 第57回</p> <p>取組期間 8月20日～ 9月12日</p> <p>(緊急事態措 置)</p> | イベントについて | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>☒ 主催者に対し、以下の開催制限を要請</p> <p>【収容率※1】50%以内かつ【人数上限※1】5,000人、【営業時間短縮】21時まで※2</p> <p>※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)</p> <p>収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離(1m)を確保できること</p> <p>※2 飲食の提供は20時まで。酒類提供(利用者による持込みを含む)又はカラオケ設備の提供はしないこと</p> <p>(イベントを開催する場合の要請内容)</p> <p>◆業種別ガイドラインの遵守の徹底とともに、催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底</p> <p>参加者の直行・直帰を確保するための周知・呼びかけ等を徹底</p> <p>◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底</p> <p>◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること</p> |
| | 経済界へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○在宅勤務(テレワーク)、休暇取得等による、出勤者数の7割減をめざすこと</p> <p>出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること</p> <p>○職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人と人の接触を低減する取組みを強力に推進すること</p> <p>○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること</p> <p>○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと</p> <p>○事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること</p> <p>○屋外照明(防犯対策上、必要なものを除く)の夜間消灯を行うこと(法に基づかない働きかけ)</p> <p>○業種別ガイドラインを遵守すること</p> |
| | 大学等へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○学生に対し、以下の行動の自粛を徹底すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスター発生のリスクがある部活動(特に、合宿や練習試合) ・多人数が接触する活動及び前後の会食 ・旅行や、自宅・友人宅での飲み会 <p>○授業は、人と人との接触をなるべく減らすため原則オンラインとし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること</p> <p>○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること</p> <p>○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること</p> |
| | 府民への呼びかけ | <p>(特措法第45条第1項に基づく)</p> <p>○不要不急の外出※は自粛すること。混雑した場所への外出は半減すること</p> <p>※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外</p> <p>※特に20時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること</p> <p>○重症化リスクが高い40代・50代は、特に感染防止対策を徹底すること</p> <p>○不要不急の旅行など都道府県間の移動は極力控えること</p> <p>※どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査を受診すること。(府民：法第45条第1項 府民以外：法に基づかない働きかけ)</p> <p>○要請に応じず、酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること</p> <p>○路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること</p> <p>○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること</p> |
| | 施設について(事業者への呼びかけ) | <p>●飲食店等への要請(特措法第45条第2項に基づく)</p> <p>【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【カラオケ】カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)</p> <p>【結婚式場】※2</p> <p>(要請内容)</p> <p>酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む)又はカラオケ設備提供を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・する場合：施設の休止 ・しない場合：営業時間短縮(20時まで) |
| | 施設について(事業者への呼びかけ) | <p>※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、施設の休止等の対象外</p> <p>ただし、入場整理の実施や、酒類提供(利用者による持込みを含む)・カラオケ設備の使用の自粛を要請</p> <p>※2 できるだけ短時間(1.5時間以内)、なるべく少人数(参加人数50人又は収容定員50%のいずれか小さいほう)で開催すること(法に基づかない働きかけ)</p> <p>【営業にあたっての要請事項】</p> <p>(特措法第45条第2項に基づくもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第12条各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気) <p>(特措法第24条第9項に基づくもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-----------------------|---|
| <p>9/9開催 第58回</p> <p>取組期間 9月13日～ 9月30日</p> <p>(緊急事態措 置)</p> | 施設について(事業 者への呼びかけ) | <p>●飲食店以外への要請(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>①商業施設 ア)大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター(地下街を含む)等(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く) イ)百貨店の地下の食品売り場</p> <p>②遊技施設(マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等)</p> <p>③遊興施設(個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等)</p> <p>④サービス業(スーパー銭場、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等)</p> <p>⑤劇場等(劇場、観覧場、映画館※1、演芸場)</p> <p>⑥遊興施設(ライブハウス※2)</p> <p>⑦集会・展示施設(公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等)</p> <p>⑧ホテル・旅館[ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)]</p> <p>⑨運動・遊技施設※3(体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等)</p> <p>⑩博物館等(博物館、美術館等)</p> <p>(要請内容)</p> <p>①ア)1,000㎡超の施設 【営業時間】20時まで(法第24条第9項) 【その他】適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施(法第45条第2項) ※入場整理等の実施状況をホームページ等で広く周知すること(法に基づかない働きかけ)</p> <p>①イ)1,000㎡超の施設 ○通常営業時の半数程度の入場者を目安とし入場整理等を徹底すること(法第24条第9項) ○入場整理等の実施状況をホームページ等で広く周知すること(法に基づかない働きかけ)</p> <p>②～④)1,000㎡超の施設 【営業時間】20時まで(法第24条第9項) 【その他】適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施(法第24条第9項)</p> <p>※1,000㎡以下の施設は、営業時間短縮(20時まで)、入場整理等の協力を依頼(法に基づかない働きかけ)</p> <p>⑤～⑩)【人数上限・収容率】上限5,000人かつ収容率50%以内 【営業時間】イベント:21時まで、イベント以外(※4):20時まで 【その他】適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施</p> <p>※1:映画館の通常営業については、21時まで ※2:飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請(飲食営業は20時まで等) ※3:運動施設の観客を入れない個人の練習・プレーはイベント以外に該当 ※4:1,000㎡以下の施設は働きかけ</p> |
| | イベントについて | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>☑主催者に対し、以下の開催制限を要請 【収容率※1】50%以内かつ【人数上限※1】5,000人、【営業時間短縮】21時まで※2 ※1収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要) 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離(1m)を確保できること ※2飲食の提供は20時まで。酒類提供(利用者による持込みを含む)又はカラオケ設備の提供はしないこと</p> <p>(イベントを開催する場合の要請内容)</p> <p>◆業種別ガイドラインの遵守の徹底とともに、催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底 参加者の直行・直帰を確保するための周知・呼びかけ等を徹底</p> <p>◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底</p> <p>◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること</p> |
| | 経済界へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○在宅勤務(テレワーク)、休暇取得等による、出勤者数の7割減をめざすこと 出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること</p> <p>○職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること</p> <p>○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること</p> <p>○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと</p> <p>○事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること</p> <p>○屋外照明(防犯対策上、必要なものを除く)の夜間消灯を行うこと(法に基づかない働きかけ)</p> <p>○業種別ガイドラインを遵守すること</p> |
| | 大学等へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○学生に対し、以下の行動の自粛を徹底すること ・クラスター発生のリスクがある部活動(特に、合宿や練習試合) ・多人数が接触する活動及び前後の会食 ・旅行や、自宅・友人宅での飲み会</p> <p>○授業は、人と人との接触をなるべく減らすため原則オンラインとし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること</p> <p>○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること</p> <p>○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること</p> |
| 緊急事態措置実施区域解除(令和3年9月30日) | | |
| | 府民への呼びかけ | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること</p> <p>○要請時間以降に営業したりカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること</p> <p>○都道府県間の移動の際は、感染防止対策を徹底</p> <p>○感染防止対策を徹底すること。重症化リスクが高い40代・50代は、特に、注意すること</p> <p>○4人以下※1でのマスク会食※2の徹底 ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない</p> <p>○テレワーク等、柔軟な働き方を行うこと</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|---|---|
| 9/28開催 第59回 取組期間 10月1日～ 10月31日 | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>●飲食店等への要請（特措法第24条第9項に基づく）</p> <p>【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1、カラオケボックス※2等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場】食品衛生法の飲食営業許可を受けている施設</p> <p>（要請内容）</p> <p>【ゴールドステッカー認証店舗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮（21時まで） ○酒類提供（利用者による店内持込みを含む）は11時～20時30分 ○同一グループ・同一テーブル原則4人以内※3 ○カラオケ設備の利用自粛 <p>【その他の店舗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮（20時まで） ○酒類提供（利用者による店内持込みを含む）は自粛 ○同一グループ・同一テーブル原則4人以内※3 ○カラオケ設備の利用自粛 <p>※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外</p> <p>ただし、入場整理の実施、酒類提供の制限、カラオケ設備の利用自粛を要請</p> <p>※2 カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外。ただし、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること。</p> <p>※3 同居家族の場合は除く</p> |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>●飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①商業施設〔大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）〕 ②遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等） ③遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等） ④サービス業（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等） ⑤劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場） ⑥遊興施設（ライブハウス※） <p>※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑦集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ⑧ホテル・旅館〔ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）〕 ⑨運動・遊技施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等） ⑩博物館等（博物館、美術館） <p>（要請内容）</p> <p>①～④で1,000㎡超の施設</p> <p>【営業時間】21時まで（法に基づかない働きかけ）</p> <p>【その他】適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施</p> <p>⑤～⑩</p> <p>【人数上限・収容率】イベントの開催制限と同じ</p> <p>【営業時間】21時まで（法に基づかない働きかけ）</p> <p>【その他】適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施</p> |
| | イベントについて | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <p>☑主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請</p> <p>【収容率※1】大声なし※2：100%以内（席がない場合は適切な間隔） （クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等）</p> <p>大声あり※2：50%以内※3（席がない場合は十分な間隔） （ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演（キャラクターショー等）、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等）</p> <p>【人数上限※1】5,000人又は収容定員50%以内（≦10,000人）のいずれか大きい方</p> <p>【営業時間短縮】21時まで※4（法に基づかない働きかけ）</p> <p>※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要） 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること</p> <p>※2 イベントは例示であり、実際のイベントがいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する。飲食を伴うイベントは「大声あり」と同じ取扱いとするが、発声のない場合（映画館等）は「大声なし」と扱う</p> <p>※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある</p> <p>※4 飲食の提供は、21時まで。（酒類提供（参加者による持込みを含む）は、11時～20時30分） （法第24条第9項に基づく） 酒類提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一グループ4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする</p> |
| イベントについて | <p>（イベントを開催する場合の要請内容）</p> <p>◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底</p> <p>◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件（収容率等）などについて、大阪府に事前に相談すること</p> | |
| 経済界へのお願い | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務（テレワーク）、休暇取得等による、出勤者数の低減を行うこと ○職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○業種別ガイドラインを遵守すること | |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|-------------------|--|
| | 大学等へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること <ul style="list-style-type: none"> ・クラスター発生のリスクがある部活動（特に、合宿や練習試合） ・多人数が接触する活動及び前後の会食 ・旅行や、自宅・友人宅での飲み会 ○授業は、人と人との接触をなるべく減らすためオンラインを活用するとともに、面接授業の場合、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること |
| | 府民への呼びかけ | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底 ○会食を行う際は、4ルールに留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・同一テーブル4人以内※1・2時間程度以内での飲食 ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨・マスク会食※2の徹底 ※1 同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ○ハロウィン等の主催者がいない集まりへの参加を控えること |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <ul style="list-style-type: none"> ●飲食店等への要請（特措法第24条第9項に基づく） 【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 (要請内容) 【ゴールドステッカー認証店舗】同一テーブル4人以内※ (5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること) 【その他の店舗】同一グループ・同一テーブル4人以内※（5人以上の入店案内は控えること） 【結婚式場】同一テーブル4人以内※（出席者が5人以上の場合、テーブルを2つ以上に分けること） ※ 同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない 【全ての飲食店等への要請】 ○利用者に対し、2時間程度以内での利用、マスク会食の徹底を求めること ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること |
| 10/21開催 第60回 取組期間 10月25日～ 11月30日 | 施設について（事業者への呼びかけ） | <ul style="list-style-type: none"> ●飲食店以外への要請（法に基づかない働きかけ） ①商業施設〔大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）〕 ②遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等） ③遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外券売場等） ④サービス業（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等） ⑤劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場） ⑥遊興施設（ライブハウス※） ※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請 ⑦集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ⑧ホテル・旅館〔ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）〕 ⑨運動・遊技施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テニスパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等） ⑩博物館等（博物館、美術館） (要請内容) ①～④1,000㎡超の施設 ○適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 ⑤～⑩【人数上限・収容率】イベントの開催制限と同じ 【その他】（法に基づかない働きかけ） ○適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 |
| | イベントについて | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☒ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請 【収容率※1】大声なし※2：100%以内（席がない場合は適切な間隔） （クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等） 大声あり※2：50%以内※3（席がない場合は十分な間隔） （ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演（キャラクターショー等）、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等） |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-------------------|--|
| | イベントについて | <p>【人数上限※1】 【10月25日～10月31日】5,000人又は収容定員50%以内（≦10,000人）のいずれか大きい方 【11月1日～11月30日】5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること ※2 イベントは例示であり、実際のイベントがいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるかかを個別具体的に判断する。飲食を伴うイベントは「大声あり」と同じ取扱いとするが、発声のない場合（映画館等）は「大声なし」と扱う ※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある ※4 飲食提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。</p> <p>（イベントを開催する場合の要請内容） ◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底 ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件（収容率等）などについて、大阪府に事前に相談すること</p> |
| | 経済界へのお願い | <p>（特措法第24条第9項に基づく） ○在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○業種別ガイドラインを遵守すること</p> |
| | 大学等へのお願い | <p>（特措法第24条第9項に基づく） ○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること ・クラスター発生のリスクがある部活動（特に、合宿や練習試合） ・多人数が接触する活動及び前後の会食 ・旅行や、自宅・友人宅での飲み会 ○学生に対し、ハロウィン等の主催者がいない集まりへの参加は、控えるよう徹底すること ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること</p> |
| | 府民への呼びかけ | <p>（特措法第24条第9項に基づく） ○感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底 ○会食を行う際は、4ルールに留意すること ・同一テーブル4人以内※1・2時間程度以内での飲食 ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨・マスク会食※2の徹底 ※1 同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ○特に、クリスマスや忘年会など、多人数が集まる場合は、上記の4ルールを徹底</p> |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>●飲食店等への要請（特措法第24条第9項に基づく） 【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 （要請内容） 【ゴールドステッカー認証店舗】同一テーブル4人以内※ （5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること） 【その他の店舗】同一グループ・同一テーブル4人以内※（5人以上の入店案内は控えること） 【結婚式場】同一テーブル4人以内※（出席者が5人以上の場合、テーブルを2つ以上に分けること） ※ 同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない 【全ての飲食店等への要請】 ○利用者に対し、2時間程度以内での利用、マスク会食の徹底を求めること ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること</p> |
| 11/25開催 第61回 取組期間 12月1日～ 12月31日 | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>●飲食店以外への要請（法に基づかない働きかけ） ①商業施設【大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）】 ②遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等） ③遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等） ④サービス業（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等） （働きかけ内容） ①～④1,000m超の施設 ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-------------------|---|
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場） ⑥遊興施設（ライブハウス※） <ul style="list-style-type: none"> ※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請 ⑦集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ⑧ホテル・旅館〔ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）〕 ⑨運動・遊技施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等） ⑩博物館等（博物館、美術館） <p>（要請内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤～⑩【人数上限・収容率】 イベント開催時は、イベント開催制限と同じ 【その他】（法に基づかない働きかけ） <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 |
| 11/25開催 第61回 取組期間 12月1日～ 12月31日 | イベントについて | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ☒ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請 <ul style="list-style-type: none"> 【感染防止安全計画策定 ※1】 人数上限 ※3：収容定員まで 収容率 ※3：100% ※2 【その他（計画を策定しないイベント）】 人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 収容率：大声なし：100%、大声あり：50% ※4 ◆感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること ◆「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること ◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底 ※1 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用 ※2 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提 ※3 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）収容定員が設定されていない場合は、 <ul style="list-style-type: none"> 大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保 大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること ※4 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義 ※5 飲食提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする ※6 イベントを開催する施設管理者は、上記のイベント開催制限を守ること |
| | 経済界へのお願い | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○業種別ガイドラインを遵守すること |
| | 大学等へのお願い | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること <ul style="list-style-type: none"> ・旅行や、自宅・友人宅での飲み会 ・特に、クリスマスや忘年会など、多人数が集まる会食 ・クラスター発生のリスクがある部活動（特に、合宿や練習試合）及び前後の会食 ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること |
| 第六波（令和3年12月17～令和4年6月24日） | | |
| | 府民への呼びかけ | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底 ○会食を行う際は、4ルールに留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・同一テーブル4人以内※1 ・2時間程度以内での飲食 ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ・マスク会食※2の徹底 ※1 同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ○特に、新年会や成人式前後の懇親会など、多人数が集まる場合は、上記のルールを徹底 |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|---|--|
| 12/22開催 第62回 取組期間 1月1日～ 1月31日 | 施設について（事業者への呼びかけ） | <ul style="list-style-type: none"> ●飲食店等への要請（特措法第24条第9項に基づく） 【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 （要請内容） 【ゴールドステッカー認証店舗】同一テーブル4人以内※ （5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること） 【その他の店舗】同一グループ・同一テーブル4人以内※（5人以上の入店案内は控えること） 【結婚式場】同一テーブル4人以内※（出席者が5人以上の場合、テーブルを2つ以上に分けること） ※同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない 【全ての飲食店等への要請】 ○利用者に対し、2時間程度以内での利用、マスク会食の徹底を求めること ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <ul style="list-style-type: none"> ●飲食店以外への要請（法に基づかない働きかけ） ①商業施設〔大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）〕 ②遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等） ③遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射撃場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等） ④サービス業（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等） （働きかけ内容） ①～④1,000㎡超の施設 ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 （特措法第24条第9項に基づく） ⑤劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場） ⑥遊興施設（ライブハウス※） ※飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請 ⑦集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ⑧ホテル・旅館〔ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）〕 ⑨運動・遊技施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等） ⑩博物館等（博物館、美術館等） （要請内容） ⑤～⑩【人数上限・収容率】イベント開催時は、イベント開催制限と同じ 【その他】（法に基づかない働きかけ） ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 |
| | イベントについて | <ul style="list-style-type: none"> （特措法第24条第9項に基づく） ☑主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請 【感染防止安全計画策定 ※1】人数上限 ※3：収容定員まで 収容率 ※3：100% ※2 【その他（計画を策定しないイベント）】人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 収容率：大声なし：100%、大声あり：50% ※4 ◆感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること ◆「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること ◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底 ※1参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用 ※2安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提 ※3収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）収容定員が設定されていない場合は、 大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保 大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること ※4「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義 ※5飲食提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする ※6イベントを開催する施設管理者は、上記のイベント開催制限を守ること |
| | 経済界へのお願い | <ul style="list-style-type: none"> （特措法第24条第9項に基づく） ○在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○業種別ガイドラインを遵守すること |
| 大学等へのお願い | <ul style="list-style-type: none"> （特措法第24条第9項に基づく） ○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること ・旅行や、自宅・友人宅での飲み会 ・特に、新年会や成人式前後の懇親会など、多人数が集まる会食 ・クラスター発生のリスクがある部活動（特に、合宿や練習試合）及び前後の会食 ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること | |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-------------------|---|
| | 府民への呼びかけ | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○感染防止対策(3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等)の徹底</p> <p>○会食を行う際は、4ルールに留意すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一テーブル4人以内※1 ・2時間程度以内での飲食 ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ・マスク会食※2の徹底 <p>※1 同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない</p> <p>※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない</p> <p>○特に、クリスマスや忘年会、新年会や成人式前後の懇親会など、多人数が集まる場合は、上記のルールを徹底</p> <p>○感染不安を感じる無症状者は、検査を受診すること</p> |
| | 施設について(事業者への呼びかけ) | <p>●飲食店等への要請(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>(要請内容)</p> <p>【ゴールドステッカー認証店舗】同一テーブル4人以内※(5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること)</p> <p>【その他の店舗】同一グループ・同一テーブル4人以内※(5人以上の入店案内は控えること)</p> <p>【結婚式場】同一テーブル4人以内※(出席者が5人以上の場合、テーブルを2つ以上に分けること)</p> <p>※ 同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない</p> <p>【全ての飲食店等への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者に対し、2時間程度以内での利用、マスク会食の徹底を求めること ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること |
| 12/23開催 第63回 (書面開催) 取組期間 12月24日～ 1月31日 | 施設について(事業者への呼びかけ) | <p>●飲食店以外への要請</p> <p>(法に基づかない働きかけ)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①商業施設【大規模小売店、百貨店(地下の食品売り場を含む)、ショッピングセンター(地下街を含む)等(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)】 ②遊技施設(マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等) ③遊興施設(個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等) ④サービス業(スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等) <p>(働きかけ内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①～④1,000m超の施設 <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ○感染防止対策の徹底 <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤劇場等(劇場、観覧場、映画館、演芸場) ⑥遊興施設(ライブハウス※) <ul style="list-style-type: none"> ※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請 ⑦集会・展示施設(公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等) ⑧ホテル・旅館【ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)】 ⑨運動・遊技施設(体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テニスパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等) ⑩博物館等(博物館、美術館等) <p>(要請内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤～⑩【人数上限・収容率】イベント開催時は、イベント開催制限と同じ 【その他】(法に基づかない働きかけ) <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ○感染防止対策の徹底 |
| | イベントについて | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>☒ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請</p> <p>【感染防止安全計画策定 ※1】人数上限 ※3：収容定員まで 収容率 ※3：100% ※2</p> <p>【その他(計画を策定しないイベント)】人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 収容率：大声なし：100%、大声あり：50% ※4</p> <p>◆感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目的に大阪府に提出すること</p> <p>◆「その他(安全計画を策定しないイベント)」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること</p> <p>◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底</p> <p>※1 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用</p> <p>※2 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提</p> <p>※3 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)収容定員が設定されていない場合は、 大声あり：十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保 大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること</p> <p>※4 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義</p> <p>※5 飲食提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする</p> <p>※6 イベントを開催する施設管理者は、上記のイベント開催制限を守ること</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-------------------|---|
| | 経済界へのお願い | (特措法第24条第9項に基づく) ○在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○業種別ガイドラインを遵守すること |
| | 大学等へのお願い | (特措法第24条第9項に基づく) ○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること ・旅行や、自宅・友人宅での飲み会 ・特に、クリスマスや忘年会、新年会や成人式前後の懇親会など、多人数が集まる会食 ・クラスター発生のリスクがある部活動(特に、合宿や練習試合)及び前後の会食 ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること |
| 令和4年 1/7開催 第64回 | | 大阪モデル「警戒」への移行(黄色信号点灯)を決定 |
| 1/21開催 第65回 | | 国に対しまん延防止等重点措置の公示を行うよう要請 |
| 1/24開催 第66回 (書面開催) | | 大阪モデル「非常事態」への移行(赤信号点灯)を決定 |
| 1/25開催 第67回 取組期間 1月27日～ 2月20日 (まん延防止 等重点措置) | 府民への呼びかけ | (特措法第24条第9項、第31条の6第2項に基づく) ○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること(法第24条第9項) ○営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと(法第31条の6第2項) ○会食を行う際は、4ルールに留意すること(法第24条第9項) ・同一テーブル4人以内 ・2時間程度以内での飲食 ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ・マスク会食※の徹底 ※ 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ○感染防止対策(3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等)の徹底(法第24条第9項) ○不要不急の都道府県間の移動は極力控えること(対象者全員検査で陰性を確認した場合は対象外)(法第24条第9項) ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること 感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること(無料検査事業を実施)(法第24条第9項) ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること(法第24条第9項) |
| | 施設について(事業者への呼びかけ) | ●飲食店等への要請(特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく) (施設) 【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場等】飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合 (要請内容) 【ゴールドステッカー認証店舗】 ○以下の①又は②のいずれかとする(法第31条の6第1項) ①営業時間短縮:5時～21時、酒類提供(持込み含む):11時～20時30分 ②営業時間短縮:5時～20時、酒類提供(持込み含む):自粛 ○同一テーブル4人以内(法第24条第9項) (5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること) ただし、対象者全員検査で陰性を確認した場合※は同一テーブル5人以上の案内も可 ※対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要 【その他の店舗】 ○以下のとおりとする(法第31条の6第1項) 営業時間短縮:5時～20時、酒類提供(持込み含む):自粛 ○同一グループ・同一テーブル4人以内(法第24条第9項) (5人以上の入店案内は控えること) 【営業にあたっての要請事項】 (特措法第31条の6第1項に基づくもの) ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気) (特措法第24条第9項に基づくもの) ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○利用者に対し2時間程度以内での利用を要請 ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底 |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|----------------|----------|---|
| 1/25開催 第67回 | | <p>●飲食店以外への要請 (特措法第31条の6第1項に基づく)</p> <p>①商業施設〔大規模小売店、百貨店(地下の食品売り場を含む)、ショッピングセンター(地下街を含む)等(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)〕</p> <p>②遊技施設(マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等)</p> <p>③遊興施設(個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等)</p> <p>④サービス業(スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等)</p> <p>(要請内容)</p> <p>①～④1,000㎡超の施設</p> <p>○以下の感染防止対策を徹底すること(法第31条の6第1項)</p> <p>入場者の整理等(人数管理、人数制限、誘導等)、入場者に対するマスク着用の周知、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保 など</p> <p>(特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく)</p> <p>⑤劇場等(劇場、観覧場、映画館、演芸場)</p> <p>⑥遊興施設(ライブハウス※)</p> <p>※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請</p> <p>⑦集会・展示施設(公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等)</p> <p>⑧ホテル・旅館〔ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)〕</p> <p>⑨運動・遊技施設(体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等)</p> <p>⑩博物館等(博物館、美術館等)</p> <p>(要請内容)</p> <p>⑤～⑩【人数上限・収容率】イベント開催時は、イベント開催制限と同じ(法第24条第9項)</p> <p>【その他】(1,000㎡超の施設に要請)</p> <p>○以下の感染防止対策を徹底すること(法第31条の6第1項)</p> <p>入場者の整理等(人数管理、人数制限、誘導等)、入場者に対するマスク着用の周知、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保 など</p> |
| | イベントについて | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>☒主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請</p> <p>【チケット販売が開始された場合には、1月28日まで販売されたものに限り、以下の要件を満たさずとも、チケットのキャンセル不要】</p> <p>【感染防止安全計画策定 ※2】人数上限※1：20,000人まで (対象者全員検査により、収容定員まで追加可※3)</p> <p>収容率※1：100% ※4</p> <p>【その他(計画を策定しないイベント)】人数上限：5,000人 収容率：大声なし：100%、大声あり：50% ※5</p> <p>◆感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること</p> <p>◆「その他(安全計画を策定しないイベント)」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること</p> <p>◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底</p> <p>※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。収容定員が設定されていない場合は、 大声あり：十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保 大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること</p> <p>※2 参加人数が5,000人超のイベントに適用</p> <p>※3 対象者全員検査における陰性を確認する対象者は、人数上限(20,000人)を超える範囲の入場者とする 対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要</p> <p>※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提</p> <p>※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義</p> <p>※6 飲食提供は、5時～21時。(酒類提供(参加者による持込みを含む)は11時～20時30分) 業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする</p> |
| | 経済界へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること</p> <p>○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること</p> <p>○国民生活：国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者※は、BCP(事業継続計画)の点検を行い、必要な業務を継続すること(法に基づかない働きかけ)</p> <p>※ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係(病院、薬局等) ・生活支援関係(介護老人福祉施設、障がい者支援施設等) ・インフラ運営関係(電力、ガス等) ・食料品供給関係(食料品の流通、ネット通販等) ・生活必需物資供給関係(家庭用品の流通、ネット通販等) ・宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ等) ・生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容等) ・金融サービス(銀行、クレジットカードその他決済サービス等) ・物流・運輸サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、航空、郵便等) ・育児サービス(保育所等の児童福祉施設、放課後クラブ等) <p>○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと</p> <p>○業種別ガイドラインを遵守すること</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|-------------------|---|
| 1/25開催 第67回 | 大学等へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食を自粛すること(対象者全員検査を実施する場合は活動可能) ○感染リスクの高い、自宅・友人宅での飲み会や多人数が集まる会食を自粛すること ○感染防止と、面接授業・遠隔授業の効果的実施による学修機会の確保の両立を図ること ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること |
| 2/14開催 第68回 | | 高齢者等の治療支援の強化について決定 |
| 2/16開催 第69回 | | 国に対しまん延防止等重点措置の延長を要請 |
| 2/18開催 第70回 | 府民への呼びかけ | <p>(1)オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自らの命と健康を守るため、高齢者※及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること ○高齢者施設での面会は原則自粛すること(面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること) ○高齢者の同居家族が感染した場合、高齢者※の命を守るため、積極的に大規模医療・療養センターもしくは宿泊療養施設において療養すること ※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む ●市町村への要請(特措法第24条第9項に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設に対するワクチン追加接種について、2月末までに接種を完了すること <p>(2)継続した感染防止対策(特措法第24条第9項、第31条の6第2項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること(法第24条第9項) ○営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと(法第31条の6第2項) ○会食を行う際は、4ルールに留意すること(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ・同一テーブル4人以内・2時間程度以内での飲食 ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨・マスク会食※の徹底 ※疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ○感染防止対策(3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等)の徹底(法第24条第9項) ○不要不急の都道府県間の移動は極力控えること(対象者全員検査で陰性を確認した場合は対象外)(法第24条第9項) ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること、感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること(無料検査事業を実施)(法第24条第9項) ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること(法第24条第9項) |
| 2/18開催 第70回 取組期間 2月21日～ 3月6日 (まん延防止 等重点措置) | 施設について(事業者への呼びかけ) | <p>(1)オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策</p> <p>①高齢者施設への要請(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設での面会は原則自粛すること(面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること) ○施設管理者は、市町村によるワクチンの早期追加接種(2月中)に協力すること ○施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること <p>②医療機関への要請(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連携医療機関・往診医療機関等は、市町村による高齢者施設に対するワクチンの早期追加接種(2月中)に協力すること ○地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと ○地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設の感染制御の支援を推進すること <p>(2)継続した感染防止対策</p> <p>●飲食店等への要請(特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく)</p> <p>(施設)</p> <p>【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>※1インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外</p> <p>【結婚式場等】飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴を行う場合</p> <p>(要請内容)</p> <p>【ゴールドステッカー認証店舗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○以下の①又は②のいずれかとする(法第31条の6第1項) <ul style="list-style-type: none"> ①営業時間短縮:5時～21時、酒類提供(持込み含む):11時～20時30分 ②営業時間短縮:5時～20時、酒類提供(持込み含む):自粛 ○同一テーブル4人以内(法第24条第9項) (5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること) ただし、対象者全員検査で陰性を確認した場合※2は同一テーブル5人以上の案内も可 ※2 対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要 <p>【その他の店舗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○以下のとおりとする(法第31条の6第1項) <ul style="list-style-type: none"> 営業時間短縮:5時～20時、酒類提供(持込み含む):自粛 ○同一グループ・同一テーブル4人以内(法第24条第9項) (5人以上の入店案内は控えること) |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|-------------------|---|
| <p>2/18開催 第70回</p> <p>取組期間 2月21日～ 3月6日</p> | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>【営業にあたっての要請事項】 (特措法第31条の6第1項に基づくもの) ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気） (特措法第24条第9項に基づくもの) ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○利用者に対し2時間程度以内での利用を要請 ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底</p> |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>●飲食店以外への要請 (特措法第31条の6第1項に基づく) ①商業施設〔大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）〕 ②遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等） ③遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等） ④サービス業（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等） (要請内容) ①～④1,000㎡超の施設 ○以下の感染防止対策を徹底すること（法第31条の6第1項） 入場者の整理等（人数管理、人数制限、誘導等）、入場者に対するマスク着用の周知、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保 など (特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく) ⑤劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場） ⑥遊興施設（ライブハウス※） ※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請 ⑦集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ⑧ホテル・旅館〔ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）〕 ⑨運動・遊技施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッチング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等） ⑩博物館等（博物館、美術館等） (要請内容) ⑤～⑩【人数上限・収容率】イベント開催時は、イベント開催制限と同じ（法第24条第9項） 【その他】（1,000㎡超の施設に要請） ○以下の感染防止対策を徹底すること（法第31条の6第1項） 入場者の整理等（人数管理、人数制限、誘導等）、入場者に対するマスク着用の周知、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保 など</p> |
| | イベントについて | <p>(特措法第24条第9項に基づく) <input checked="" type="checkbox"/> 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請 【感染防止安全計画策定 ※3】人数上限 ※2：20,000人まで (対象者全員検査により、収容定員まで追加可※4) 収容率 ※2：100% ※5 【その他（計画を策定しないイベント）】人数上限：5,000人 収容率：大声なし：100%、大声あり：50% ※6 ◆感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること ◆「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること ◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底 ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、 大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保 大声なし：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること ※3 参加人数が5,000人超のイベントに適用 ※4 対象者全員検査における陰性を確認する対象者は、人数上限（20,000人）を超える範囲の入場者とする対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要 ※5 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提 ※6 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義 ※7 飲食提供は、5時～21時。（酒類提供（参加者による持込みを含む）は11時～20時30分） 業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|------------------------------|---|
| <p>2/18開催 第70回 取組期間 2月21日～ 3月6日</p> | <p>経済界へのお願い</p> | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等による出勤者数の削減の取組みや、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者※は、BCP（事業継続計画）の点検を行い、必要な業務を継続すること（法に基づかない働きかけ） ※ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者（例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係（病院、薬局等） ・ 生活支援関係（介護老人福祉施設、障がい者支援施設等） ・ インフラ運営関係（電力、ガス等） ・ 食料品供給関係（食料品の流通、ネット通販等） ・ 生活必需物資供給関係（家庭用品の流通、ネット通販等） ・ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ等） ・ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容等） ・ 金融サービス（銀行、クレジットカードその他決済サービス等） ・ 物流・運輸サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、航空、郵便等） ・ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後クラブ等） ○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと ○業種別ガイドラインを遵守すること |
| | <p>大学等へのお願い</p> | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食を自粛すること（対象者全員検査を実施する場合は活動可能） ○感染リスクの高い、自宅・友人宅での飲み会や多人数が集まる会食を自粛すること ○感染防止と、面接授業・遠隔授業の効果的実施による学修機会の確保の両立を図ること ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること |
| <p>2/28開催 第71回 (書面開催)</p> | <p>国に対し、まん延防止等重点措置の延長を要請</p> | |
| | <p>府民への呼びかけ</p> | <p>(1)オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の命と健康を守るため、高齢者※及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること ○高齢者施設での面会は原則自粛すること（面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること） ○高齢者の同居家族が感染した場合、高齢者※の命を守るため、積極的に大規模医療・療養センターもしくは宿泊療養施設において療養すること ※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む ●市町村への要請（特措法第24条第9項に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者施設に対するワクチン接種を、3月21日までに完了すること <p>(2)継続した感染防止対策（特措法第24条第9項、第31条の6第2項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること（法第24条第9項） ○営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと（法第31条の6第2項） ○会食を行う際は、4ルールに留意すること（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一テーブル4人以内 ・ 2時間程度以内での飲食 ・ ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ・ マスク会食※の徹底 ※ 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ○感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底（法第24条第9項） ○不要不急の都道府県間の移動は極力控えること（対象者全員検査で陰性を確認した場合は対象外）（法第24条第9項） ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること、感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること（無料検査事業を実施）（法第24条第9項） ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること（法第24条第9項） |
| | <p>施設について（事業者への呼びかけ）</p> | <p>(1)オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者施設への要請（特措法第24条第9項に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ○施設での面会は原則自粛すること（面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること） ○施設管理者は、市町村によるワクチンの早期追加接種（3月21日まで）に協力すること ○施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること ②医療機関への要請（特措法第24条第9項に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ○連携医療機関・往診医療機関等は、市町村による高齢者施設に対するワクチンの早期追加接種（3月21日まで）に協力すること ○地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと ○地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設の感染制御の支援を推進すること |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|--------------------------|---|
| <p>3/4開催 第72回 取組期間 3月7日～ 3月21日 (まん延防止 等重点措置)</p> | <p>施設について(事業者への呼びかけ)</p> | <p>●飲食店等への要請(特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく) (施設) 【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※1インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外 【結婚式場等】飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合 (要請内容) 【ゴールドステッカー認証店舗】 ○以下の①又は②のいずれかとする(法第31条の6第1項) ①営業時間短縮:5時～21時、酒類提供(持込み含む):11時～20時30分 ②営業時間短縮:5時～20時、酒類提供(持込み含む):自粛 ○同一テーブル4人以内(法第24条第9項) (5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること) ただし、対象者全員検査で陰性を確認した場合※2は同一テーブル5人以上の案内も可 ※2 対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要 【その他の店舗】 ○以下のとおりとする(法第31条の6第1項) 営業時間短縮:5時～20時、酒類提供(持込み含む):自粛 ○同一グループ・同一テーブル4人以内(法第24条第9項) (5人以上の入店案内は控えること) 【営業にあたっての要請事項】 (特措法第31条の6第1項に基づくもの) ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気) (特措法第24条第9項に基づくもの) ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○利用者に対し2時間程度以内での利用を要請 ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底</p> |
| | <p>施設について(事業者への呼びかけ)</p> | <p>●飲食店以外への要請 (特措法第31条の6第1項に基づく) ①商業施設【大規模小売店、百貨店(地下の食品売り場を含む)、ショッピングセンター(地下街を含む)等(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)】 ②遊技施設(マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等) ③遊興施設(個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射撃場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等) ④サービス業(スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等) (要請内容) ①～④1,000㎡超の施設 ○以下の感染防止対策を徹底すること(法第31条の6第1項) 入場者の整理等(人数管理、人数制限、誘導等)、入場者に対するマスク着用の周知、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保 など (特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく) ⑤劇場等(劇場、観覧場、映画館、演芸場) ⑥遊興施設(ライブハウス※) ※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請 ⑦集会・展示施設(公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等) ⑧ホテル・旅館【ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)】 ⑨運動・遊技施設(体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等) ⑩博物館等(博物館、美術館等) (要請内容) ⑤～⑩【人数上限・収容率】イベント開催時は、イベント開催制限と同じ(法第24条第9項) 【その他】(1,000㎡超の施設に要請) ○以下の感染防止対策を徹底すること(法第31条の6第1項) 入場者の整理等(人数管理、人数制限、誘導等)、入場者に対するマスク着用の周知、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保 など</p> |
| | <p>イベントについて</p> | <p>(特措法第24条第9項に基づく) ☑ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請 【感染防止安全計画策定 ※3】人数上限 ※2:20,000人まで (対象者全員検査により、収容定員まで追加可※4) 収容率 ※2:100% ※5 【その他(計画を策定しないイベント)】人数上限:5,000人 収容率:大声なし:100%、大声あり:50% ※6 ◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること ◆ 「その他(安全計画を策定しないイベント)」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-------------------------------|---|
| | イベントについて | <p>※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、 大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保 大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること ※3 参加人数が5,000人超のイベントに適用 ※4 対象者全員検査における陰性を確認する対象者は、人数上限（20,000人）を超える範囲の入場者とする 対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要 ※5 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提 ※6 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義 ※7 飲食提供は、5時～21時。（酒類提供（参加者による持込みを含む）は11時～20時30分） 業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする</p> |
| | 経済界へのお願い | <p>（特措法第24条第9項に基づく） ○在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等による出勤者数の削減の取組みや、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者※は、BCP（事業継続計画）の点検を行い、必要な業務を継続すること（法に基づかない働きかけ） ※ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者（例） ・ 医療関係（病院、薬局等） ・ 生活支援関係（介護老人福祉施設、障がい者支援施設等） ・ インフラ運営関係（電力、ガス等） ・ 飲食物品供給関係（飲食物品の流通、ネット通販等） ・ 生活必需物資供給関係（家庭用品の流通、ネット通販等） ・ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ等） ・ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容等） ・ 金融サービス（銀行、クレジットカードその他決済サービス等） ・ 物流・運輸サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、航空、郵便等） ・ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後クラブ等） ○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと ○業種別ガイドラインを遵守すること</p> |
| | 大学等へのお願い | <p>（特措法第24条第9項に基づく） ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食を自粛すること （対象者全員検査を実施する場合は活動可能） ○感染リスクの高い、自宅・友人宅での飲み会や多人数が集まる会食を自粛すること ○感染防止と、面接授業・遠隔授業の効果的実施による学修機会の確保の両立を図ること ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること</p> |
| 3/16開催 第73回 | 国に対し、まん延防止等重点措置の延長を要請しないことを決定 | |
| まん延防止等重点措置終了（令和4年3月21日） | | |
| 3/18開催 第74回 （書面開催） 取組期間 3月22日～ 4月24日 | 府民への呼びかけ | <p>(1) オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策（特措法第24条第9項に基づく） ○高齢者の命と健康を守るため、高齢者※及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること ○高齢者施設での面会は原則自粛すること（面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること） ○高齢者の同居家族が感染した場合、高齢者※の命を守るため、積極的に大規模医療・療養センターもしくは宿泊療養施設において療養すること ○高齢者に少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること ※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む。 (2) 継続した感染防止対策（特措法第24条第9項に基づく） ○会食を行う際は、4ルールを遵守すること 特に、歓送迎会、謝恩会、宴会をともなう花見は、感染リスクが高いため、感染防止対策を徹底すること ・ 同一テーブル4人以内 ・ 2時間程度以内での飲食 ・ ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ・ マスク会食※の徹底 ※ 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ○感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底 特に、子どもの感染防止対策を徹底すること ○都道府県間の移動は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること、感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること（無料検査事業を実施） ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|------|-------------------|---|
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>(1)オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策</p> <p>①高齢者施設への要請（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設での感染防止対策を徹底し、面会は原則自粛すること(面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること) ○施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること <p>②医療機関への要請（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと ○地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設の感染制御の支援を推進すること <p>(2)継続した感染防止対策</p> <p>●飲食店等への要請（特措法第24条第9項に基づく）</p> <p>（施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場等】飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合 <p>（要請内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> 【ゴールドステッカー認証店舗】 ○同一テーブル4人以内（5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること） ただし、対象者全員検査で陰性を確認した場合※は同一テーブル5人以上の案内も可 ※ 対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要 【その他の店舗】 ○同一グループ・同一テーブル4人以内（5人以上の入店案内は控えること） <p>【全ての飲食店等への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者に対し、2時間程度以内での利用、マスク会食の徹底を求めること ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>●飲食店以外への要請</p> <p>（法に基づかない働きかけ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①商業施設【大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）】 ②遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等） ③遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等） ④サービス業（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等） <p>（働きかけ内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～④1,000㎡超の施設 ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場） ⑥遊興施設（ライブハウス※） ※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請 ⑦集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ⑧ホテル・旅館【ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）】 ⑨運動・遊技施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テニスパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等） ⑩博物館等（博物館、美術館等） <p>（要請内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤～⑩【人数上限・収容率】イベント開催時は、イベント開催制限と同じ（法第24条第9項） 【その他】（法に基づかない働きかけ） ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 |
| | イベントについて | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ☒ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請 【感染防止安全計画策定 ※3】人数上限 ※2：収容定員まで 収容率 ※2：100% ※4 【その他（計画を策定しないイベント）】人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 収容率：大声なし：100%、大声あり：50% ※5 <p>◆感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること</p> <p>◆「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-------------------|--|
| | イベントについて | <p>◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底 ◆イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰を行うこと ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、 大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保 大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること ※3 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用 ※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提 ※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義 ※6 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする</p> |
| | 経済界へのお願い | <p>（特措法第24条第9項に基づく） ○在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ○歓送迎会や宴会をともなう花見など、多人数が集まる会食では、感染防止対策を徹底すること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと ○業種別ガイドラインを遵守すること</p> |
| | 大学等へのお願い | <p>（特措法第24条第9項に基づく） ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること ・ 旅行や、自宅・友人宅での飲み会 ・ 特に、歓送迎会、謝恩会、宴会をともなう花見など、多人数が集まる会食 ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食 ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること</p> |
| 4/21開催 第75回 取組期間 4月25日～ 5月22日 | 府民への呼びかけ | <p>(1)オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策（特措法第24条第9項に基づく） ○高齢者の命と健康を守るため、高齢者※及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること ○高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること） ○高齢者の同居家族が感染した場合、高齢者※の命を守るため、積極的に宿泊療養施設等において療養すること ○高齢者に少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること ※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む (2)継続した感染防止対策（特措法第24条第9項に基づく） ○旅行や帰省等、都道府県間の移動は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること ○会食を行う際は、4ルールを遵守すること ・ 同一テーブル4人以内 ・ 2時間程度以内での飲食 ・ ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ・ マスク会食※の徹底 ※ 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ○感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底 特に、子どもの感染防止対策を徹底すること ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること、感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること（無料検査事業を実施） ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること</p> |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>(1)オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策 ①高齢者施設への要請（特措法第24条第9項に基づく） ○面会時を含め、施設での感染防止対策を徹底すること（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること） ○入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査（3日に1回）を実施すること ○施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること ②医療機関への要請（特措法第24条第9項に基づく） ○地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと ○地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設の感染制御の支援を推進すること (2)継続した感染防止対策 ●飲食店等への要請（特措法第24条第9項に基づく） （施設） 【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場等】飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-------------------|--|
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>（要請内容）</p> <p>【ゴールドステッカー認証店舗】</p> <p>○同一テーブル4人以内（5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること） ただし、対象者全員検査で陰性を確認した場合※は同一テーブル5人以上の案内も可 ※ 対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要</p> <p>【その他の店舗】</p> <p>○同一グループ・同一テーブル4人以内（5人以上の入店案内は控えること）</p> <p>【全ての飲食店等への要請】</p> <p>○利用者に対し、2時間程度以内での利用、マスク会食の徹底を求めること ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること</p> |
| 4/21開催 第75回 取組期間 4月25日～ 5月22日 | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>●飲食店以外への要請 （法に基づかない働きかけ）</p> <p>①商業施設〔大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）〕 ②遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等） ③遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等） ④サービス業（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等）</p> <p>（働きかけ内容）</p> <p>①～④1,000㎡超の施設 ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 （特措法第24条第9項に基づく）</p> <p>⑤劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場） ⑥遊興施設（ライブハウス※） ※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請</p> <p>⑦集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ⑧ホテル・旅館〔ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）〕 ⑨運動・遊技施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等） ⑩博物館等（博物館、美術館等）</p> <p>（要請内容）</p> <p>⑤～⑩【人数上限・収容率】 イベント開催時は、イベント開催制限と同じ 【その他】 ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底</p> |
| | イベントについて | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <p>☑ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請 【感染防止安全計画策定 ※3】 人数上限 ※2：収容定員まで 収容率 ※2：100% ※4 【その他（計画を策定しないイベント）】 人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 収容率：大声なし：100%、大声あり：50% ※5</p> <p>◆感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること ◆「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること</p> |
| | イベントについて | <p>◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底 ◆イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰を行うこと ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、 大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保 大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること ※3 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用 ※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提 ※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義 ※6 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする</p> |
| | 経済界へのお願い | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <p>○在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと ○業種別ガイドラインを遵守すること</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|-------------------|--|
| 4/21開催 第75回 | 大学等へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行や、自宅・友人宅での飲み会 ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食 ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること |
| | 府民への呼びかけ | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染防止対策(3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等)の徹底 ○高齢者の命と健康を守るため、高齢者※及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること ※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む ○高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること) ○高齢者の同居家族が感染した場合、高齢者※の命を守るため、積極的に宿泊療養施設において療養すること ※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること、感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること ○会食を行う際は、以下のルールを遵守すること <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ・ マスク会食※の徹底 ※疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること ○旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること |
| | 施設について(事業者への呼びかけ) | <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者施設への要請 (特措法第24条第9項に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ○面会時を含め、施設での感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること) ○入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査(3日に1回)を実施すること ○施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること ●医療機関への要請 (特措法第24条第9項に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ○地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと ○地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設の感染制御の支援を推進すること ●飲食店等への要請 (第24条第9項に基づく) (対象施設) <ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場等】 飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合 <p>(要請内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【全ての飲食店等への要請】 ○利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること 【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】 ○同一グループ・同一テーブル4人以内(5人以上の入店案内は控えること) ○利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること |
| 5/18開催 第76回 取組期間 5月23日～ 当面の間 | 施設について(事業者への呼びかけ) | <ul style="list-style-type: none"> ●飲食店以外への要請 (法に基づかない働きかけ) ①商業施設【大規模小売店、百貨店(地下の食品売り場を含む)、ショッピングセンター(地下街を含む)等(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)】 ②遊技施設(マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等) ③遊興施設(個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射撃場、勝馬投票券発売所、場外券売場等) ④サービス業(スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等) <p>(働きかけ内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～④1,000㎡超の施設 <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ○感染防止対策の徹底 <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤劇場等(劇場、観覧場、映画館、演芸場) ⑥遊興施設(ライブハウス※) <ul style="list-style-type: none"> ※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請 ⑦集会・展示施設(公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等) ⑧ホテル・旅館【ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)】 ⑨運動・遊技施設(体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等) ⑩博物館等(博物館、美術館等) <p>(要請内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤～⑩【人数上限・収容率】 イベント開催時は、イベント開催制限と同じ 【その他】(法に基づかない働きかけ) <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ○ 感染防止対策の徹底 |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|-------------------|--|
| | イベントについて | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>☒ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請 【感染防止安全計画策定 ※3】人数上限 ※2：収容定員まで 収容率 ※2：100% ※4 【その他(計画を策定しないイベント)】人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 収容率：大声なし：100%、大声あり：50% ※5</p> <p>◆感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること ◆「その他(安全計画を策定しないイベント)」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること</p> <p>◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底 ◆イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰を行うこと ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。収容定員が設定されていない場合は、 大声あり：十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保 大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること ※3 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用 ※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提 ※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義 ※6 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする</p> |
| | 経済界へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○在宅勤務(テレワーク)の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと ○業種別ガイドラインを遵守すること</p> |
| | 大学等へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること ・旅行や、自宅・友人宅での飲み会 ・部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食 ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること</p> |
| 5/23開催 第77回 (書面開催) | 大阪モデル「見張り番指標」の修正 | |
| 第七波(令和4年6月25日~令和4年9月26日) | | |
| 7/11開催 第78回 取組期間 7月12日~ 当面の間 | 府民への呼びかけ | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○感染防止対策(3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等)の徹底 ○高齢者の命と健康を守るため、高齢者※及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること ※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む ○高齢者施設での面会は原則自粛すること(面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること) ○高齢者の同居家族が感染した場合、高齢者※の命を守るため、積極的に宿泊療養施設において療養すること ※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む ○少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること 感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること ○会食を行う際は、以下のルールを遵守すること ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨・マスク会食※の徹底 ※疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること ○旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること</p> |
| | 施設について(事業者への呼びかけ) | <p>●高齢者施設への要請(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○面会は原則自粛すること(面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること) ○入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査(3日に1回)を実施すること ○ワクチンの早期追加接種(4回目接種)に協力すること ○陽性者発生時の対応訓練実施など、施設における基本的な感染防止対策を強化・徹底すること ○施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--------------------------------------|-------------------|---|
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <ul style="list-style-type: none"> ●医療機関への要請（特措法第24条第9項に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な感染防止対策を強化・徹底するとともに、自院入院患者が陽性と判明した場合は、当該医療機関で原疾患とあわせコロナ治療を継続すること ○連携医療機関・往診医療機関等は、高齢者施設に対するワクチンの早期追加接種（4回目接種）に協力すること ○地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと ○地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設等の感染制御の支援を推進すること ●飲食店等への要請（第24条第9項に基づく） <ul style="list-style-type: none"> （対象施設） <ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場等】飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合 （要請内容） <ul style="list-style-type: none"> 【全ての飲食店等への要請】 <ul style="list-style-type: none"> ○利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること 【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】 <ul style="list-style-type: none"> ○同一グループ・同一テーブル4人以内（5人以上の入店案内は控えること） ○利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること |
| 7/11開催第78回 取組期間 7月12日～ 当面の間 | 施設について（事業者への呼びかけ） | <ul style="list-style-type: none"> ●飲食店以外への要請 <ul style="list-style-type: none"> （法に基づかない働きかけ） <ul style="list-style-type: none"> ①商業施設〔大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）〕 ②遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等） ③遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等） ④サービス業（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等） （働きかけ内容） <ul style="list-style-type: none"> ①～④1,000㎡超の施設 <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 （特措法第24条第9項に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ⑤劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場） ⑥遊興施設（ライブハウス※） <ul style="list-style-type: none"> ※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請 ⑦集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ⑧ホテル・旅館〔ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）〕 ⑨運動・遊技施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等） ⑩博物館等（博物館、美術館等） （要請内容） <ul style="list-style-type: none"> ⑤～⑩【人数上限・収容率】イベント開催時は、イベント開催制限と同じ 【その他】（法に基づかない働きかけ） <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 |
| | イベントについて | <ul style="list-style-type: none"> （特措法第24条第9項に基づく） ☑主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請 <ul style="list-style-type: none"> 【感染防止安全計画策定 ※3】人数上限 ※2：収容定員まで 収容率 ※2：100% ※4 【その他（計画を策定しないイベント）】人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 収容率：大声なし：100%、大声あり：50% ※5 ◆感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること ◆「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること ◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底 ◆イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰を行うこと ※1 イベントには、遊園地・テマパーク等を含む ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、 大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保 大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること ※3 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用 ※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提 ※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義 ※6 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-------------------|--|
| 7/11開催 第78回 取組期間 7月12日～ 当面の間 | 経済界へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと ○業種別ガイドラインを遵守すること |
| | 大学等へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること <ul style="list-style-type: none"> ・旅行や、自宅・友人宅での飲み会 ・部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食 ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること |
| | 府民への呼びかけ | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底 ○早期の3回目のワクチン接種（高齢者は4回目）を検討すること（法に基づかない働きかけ） ○自らの命と健康を守るため、高齢者※1は、医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、不要不急の外出を控えること ※1 基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む ○高齢者※1の同居家族等、日常的に接する方は、感染リスクが高い行動を控えること ○高齢者施設での面会は原則自粛すること（面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること） ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること ○旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること ○高齢者※1の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、感染対策が取れない方は、積極的に宿泊療養施設において療養すること ○会食を行う際は、以下のルールを遵守すること <ul style="list-style-type: none"> ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ・マスク会食※3の徹底 ※3 疾患等によりマスクの着用が困難な場合はこの限りでない ●市町村への要望(特措法第24条第9項に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設の入所者等で希望する方へのワクチン接種（4回目接種）を、早期に完了すること |
| 7/27開催 第79回 取組期間 7月28日～ 8月27日 | | <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者施設への要請（特措法第24条第9項に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ○面会は原則自粛すること（面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること） ○入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査（3日に1回）を実施すること ○ワクチンの早期追加接種（4回目接種）に協力すること ○陽性者発生時の対応訓練実施など、施設における基本的な感染防止対策を強化・徹底すること ○施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること ●医療機関への要請（特措法第24条第9項に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な感染防止対策を強化・徹底するとともに、自院入院患者が陽性と判明した場合は、当該医療機関で原疾患とあわせコロナ治療を継続すること ○連携医療機関・往診医療機関等は、高齢者施設に対するワクチンの早期追加接種（4回目接種）に協力すること ○地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと ○地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設等の感染制御の支援を推進すること ●飲食店等への要請（第24条第9項に基づく） (対象施設) <ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場等】 飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴を行う場合 <p>(要請内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【全ての飲食店等への要請】 <ul style="list-style-type: none"> ○利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること 【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】 <ul style="list-style-type: none"> ○同一グループ・同一テーブル4人以内（5人以上の入店案内は控えること） ○利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <ul style="list-style-type: none"> ●飲食店以外への要請 (法に基づかない働きかけ) <ul style="list-style-type: none"> ①商業施設〔大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需品の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）〕 ②遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等） ③遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等） ④サービス業（スーパー銭場、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等） <p>(働きかけ内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～④1,000㎡超の施設 <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-------------------|--|
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場） ⑥遊興施設（ライブハウス※） <ul style="list-style-type: none"> ※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請 ⑦集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ⑧ホテル・旅館〔ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）〕 ⑨運動・遊技施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、パッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等） ⑩博物館等（博物館、美術館等） <p>（要請内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤～⑩【人数上限・収容率】 イベント開催時は、イベント開催制限と同じ 【その他】（法に基づかない働きかけ） <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 |
| 7/27開催 第79回 取組期間 7月28日～ 8月27日 | イベントについて | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ☒ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請 【感染防止安全計画策定 ※3】 人数上限 ※2：収容定員まで 収容率 ※2：100% ※4 【その他（計画を策定しないイベント）】 人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 収容率：大声なし：100%、大声あり：50% ※5 ◆感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること ◆「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること ◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底 ◆イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰を行うこと ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、 大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保 大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること ※3 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用 ※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提 ※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義 ※6 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする |
| | 経済界へのお願い | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早期の3回目のワクチン接種を検討するよう周知徹底すること（法に基づかない働きかけ） ○療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底すること ○在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと ○業種別ガイドラインを遵守すること |
| | 大学等へのお願い | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早期の3回目のワクチン接種を検討するよう周知徹底すること（法に基づかない働きかけ） ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行や、自宅・友人宅での飲み会 ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食 ○療養証明・陰性証明の提出を求めないこと ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること |
| 8/25開催 第80回 取組期間 8月28日～ 9月27日 | 府民への呼びかけ | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底 ○早期の3回目のワクチン接種（高齢者は4回目）を検討すること（法に基づかない働きかけ） ○高齢者の命と健康を守るため、高齢者※1及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること <ul style="list-style-type: none"> ※1 基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む ○高齢者施設での面会は原則自粛すること（面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること） ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること ○旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること ○高齢者※1の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、感染対策が取れない方は、積極的に宿泊療養施設において療養すること ○会食を行う際は、以下のルールを遵守すること <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ・ マスク会食※2の徹底 ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ●市町村への要請（特措法第24条第9項に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設の入所者等で希望する方へのワクチン接種（4回目接種）を、早期に完了すること |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-------------------|---|
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者施設への要請（特措法第24条第9項に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ○面会は原則自粛すること（面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること） ○入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査（3日に1回）を実施すること ○ワクチンの早期追加接種（4回目接種）に協力すること ○施設における基本的な感染防止対策を強化・徹底すること ○施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること ●医療機関への要請（特措法第24条第9項に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な感染防止対策を強化・徹底するとともに、自院入院患者が陽性と判明した場合は、当該医療機関で原疾患とあわせコロナ治療を継続すること ○連携医療機関・往診医療機関等は、高齢者施設に対するワクチンの早期追加接種（4回目接種）に協力すること ○地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと ○地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設等の感染制御の支援を推進すること ●飲食店等への要請（第24条第9項に基づく） （対象施設） <ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場等】飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合 （要請内容） <ul style="list-style-type: none"> 【全ての飲食店等への要請】 <ul style="list-style-type: none"> ○利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること 【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】 <ul style="list-style-type: none"> ○同一グループ・同一テーブル4人以内（5人以上の入店案内は控えること） ○利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること |
| 8/25開催 第80回 取組期間 8月28日～ 9月27日 | 施設について（事業者への呼びかけ） | <ul style="list-style-type: none"> ●飲食店以外への要請 （法に基づかない働きかけ） <ol style="list-style-type: none"> ①商業施設〔大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）〕 ②遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等） ③遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等） ④サービス業（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等） （働きかけ内容） <ol style="list-style-type: none"> ①～④1,000㎡超の施設 <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 （特措法第24条第9項に基づく） ⑤劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場） ⑥遊興施設（ライブハウス等） <ul style="list-style-type: none"> ※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請 ⑦集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ⑧ホテル・旅館〔ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）〕 ⑨運動・遊技施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テニスパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等） ⑩博物館等（博物館、美術館等） （要請内容） <ol style="list-style-type: none"> ⑤～⑩【人数上限・収容率】 イベント開催時は、イベント開催制限と同じ 【その他】（法に基づかない働きかけ） <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 |
| | イベントについて | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <p>☑主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請</p> <p>【感染防止安全計画策定 ※3】 人数上限 ※2：収容定員まで 収容率 ※2：100% ※4</p> <p>【その他（計画を策定しないイベント）】 人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 収容率：大声なし：100%、大声あり：50% ※5</p> <p>◆感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること</p> <p>◆「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-------------------|--|
| 8/25開催 第80回 取組期間 8月28日～ 9月27日 | イベントについて | <ul style="list-style-type: none"> ◆国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底 ◆イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰を行うこと ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、 <ul style="list-style-type: none"> 大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保 大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること ※3 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用 ※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提 ※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義 ※6 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする |
| | 経済界へのお願い | （特措法第24条第9項に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ○早期の3回目のワクチン接種を検討するよう周知徹底すること（法に基づかない働きかけ） ○療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底すること ○在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと ○業種別ガイドラインを遵守すること |
| | 大学等へのお願い | （特措法第24条第9項に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ○早期の3回目のワクチン接種を検討するよう周知徹底すること（法に基づかない働きかけ） ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行や、自宅・友人宅での飲み会 ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食 ○療養証明・陰性証明の提出を求めないこと ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること |
| 9/14開催 第81回 取組期間 9月15日～ 当面の間 | 府民への呼びかけ | （特措法第24条第9項に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ○感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底 ○早期のワクチン接種（5～11歳の子どもを含む）を検討すること（法に基づかない働きかけ） ○高齢者の命と健康を守るため、高齢者※1及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること ※1 基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む ○高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること） ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること ○旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること ○高齢者※1の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、感染対策が取れない方は、積極的に宿泊療養施設において療養すること ○会食を行う際は、以下のルールを遵守すること <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ・マスク会食※2の徹底 ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合はこの限りでない ●市町村への要請(特措法第24条第9項に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設の入所者等で希望する方へのワクチン接種（4回目接種）を、早期に完了すること |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者施設への要請（特措法第24条第9項に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ○面会時を含め、施設での感染防止対策を徹底すること（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること） ○入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査（3日に1回）を実施すること ○ワクチンの早期追加接種（4回目接種）に協力すること ○施設における基本的な感染防止対策を強化・徹底すること ○施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること ●医療機関への要請（特措法第24条第9項に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な感染防止対策を強化・徹底するとともに、自院入院患者が陽性と判明した場合は、当該医療機関で原疾患とあわせコロナ治療を継続すること ○連携医療機関・往診医療機関等は、高齢者施設に対するワクチンの早期追加接種（4回目接種）に協力すること ○地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと ○地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設等の感染制御の支援を推進すること |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|--------------------------|---|
| <p>9/14開催 第81回</p> <p>取組期間 9月15日～ 当面の間</p> | <p>施設について（事業者への呼びかけ）</p> | <p>●飲食店等への要請（第24条第9項に基づく） （対象施設） 【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場等】飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合 （要請内容） 【全ての飲食店等への要請】 ○利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること 【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】 ○同一グループ・同一テーブル4人以内（5人以上の入店案内は控えること） ○利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること</p> |
| | <p>施設について（事業者への呼びかけ）</p> | <p>●飲食店以外への要請 （法に基づかない働きかけ） ①商業施設〔大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）〕 ②遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等） ③遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等） ④サービス業（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等） （働きかけ内容） ①～④1,000㎡超の施設 ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 （特措法第24条第9項に基づく） ⑤劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場） ⑥遊興施設（ライブハウス※） ※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請 ⑦集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ⑧ホテル・旅館〔ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）〕 ⑨運動・遊技施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等） ⑩博物館等（博物館、美術館等） （要請内容） ⑤～⑩【人数上限・収容率】イベント開催時は、イベント開催制限と同じ 【その他】（法に基づかない働きかけ） ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底</p> |
| | <p>イベントについて</p> | <p>（特措法第24条第9項に基づく） ☑主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請 【感染防止安全計画策定 ※3】人数上限 ※2；収容定員まで 収容率 ※2；100% ※4 ※5 【その他（計画を策定しないイベント）】人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 収容率：大声なし：100%、大声あり：50% ※5 ※6 ◆感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること ◆「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること ◆イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底を行うこと ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、 大声あり：十分な人と人との間隔（最低1m）を確保 大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること ※3 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用 ※4 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提 ※5 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）、100%（大声なし） ※6 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義 ※7 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする</p> |
| <p>9/14開催 第81回</p> | <p>経済界へのお願い</p> | <p>（特措法第24条第9項に基づく） ○早期の3回目のワクチン接種を検討するよう周知徹底すること（法に基づかない働きかけ） ○療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底すること ○在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと ○業種別ガイドラインを遵守すること</p> |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|-------------------|--|
| 取組期間 9月15日～ 当面の間 | 大学等へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早期の3回目のワクチン接種を検討するよう周知徹底すること(法に基づかない働きかけ) ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること <ul style="list-style-type: none"> ・旅行や、自宅・友人宅での飲み会 ・部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食 ○療養証明・陰性証明の提出を求めないこと ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること |
| 第八波(令和4年9月27日～令和5年5月8日) | | |
| | 府民への呼びかけ | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染防止対策(3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等)の徹底 ○早期のワクチン接種(オミクロン株対応ワクチンの接種・5～11歳の子どものワクチン接種を含む)を検討すること(法に基づかない働きかけ) ○新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとの同時流行に備え、高齢者等※1はインフルエンザワクチン接種を検討すること(法に基づかない働きかけ) <ul style="list-style-type: none"> ※1 予防接種法に基づく定期接種の対象者 ○高齢者の命と健康を守るため、高齢者※2及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること <ul style="list-style-type: none"> ※2 基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む ○高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること) ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること ○旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること ○高齢者※2の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、感染対策が取れない方は、積極的に宿泊療養施設において療養すること ○会食を行う際は、以下のルールを遵守すること <ul style="list-style-type: none"> ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨・マスク会食※3の徹底 ※3 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ●市町村への要請(特措法第24条第9項に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設の入所者等で希望する方への早期のワクチン接種を促進すること |
| 10/11開催 第82回 取組期間 10月12日～ 当面の間 | 施設について(事業者への呼びかけ) | <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者施設への要請(特措法第24条第9項に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ○早期のワクチン接種に協力すること ○面会時を含め、施設での感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること) ○入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査(3日に1回)を実施すること ○施設における基本的な感染防止対策を強化・徹底すること ○施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること ●医療機関への要請(特措法第24条第9項に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ○連携医療機関・往診医療機関等は、高齢者施設に対する早期のワクチンの接種に協力すること ○基本的な感染防止対策を強化・徹底するとともに、自院入院患者が陽性と判明した場合は、当該医療機関で原疾患とあわせコロナ治療を継続すること ○地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと ○地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設等の感染制御の支援を推進すること ●飲食店等への要請(第24条第9項に基づく) (対象施設) <ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場等】飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴を行う場合 <p>(要請内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【全ての飲食店等への要請】 <ul style="list-style-type: none"> ○利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること 【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】 <ul style="list-style-type: none"> ○同一グループ・同一テーブル4人以内(5人以上の入店案内は控えること) ○利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●飲食店以外への要請 (法に基づかない働きかけ) <ol style="list-style-type: none"> ①商業施設【大規模小売店、百貨店(地下の食品売り場を含む)、ショッピングセンター(地下街を含む)等(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)】 ②遊技施設(マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等) ③遊興施設(個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等) ④サービス業(スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等) <p>(働きかけ内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①～④1,000m超の施設 <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ○感染防止対策の徹底 |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|-------------------|---|
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場） ⑥遊興施設（ライブハウス等） <ul style="list-style-type: none"> ※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請 ⑦集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ⑧ホテル・旅館【ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）】 ⑨運動・遊技施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等） ⑩博物館等（博物館、美術館等） <p>（要請内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤～⑩【人数上限・収容率】 イベント開催時は、イベント開催制限と同じ 【その他】（法に基づかない働きかけ） <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 |
| 10/11開催第82回 取組期間 10月12日～ 当面の間 | イベントについて | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ☒主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請 <ul style="list-style-type: none"> 【感染防止安全計画策定 ※3】 人数上限 ※2：収容定員まで 収容率 ※2：100% ※4 ※5 【その他（計画を策定しないイベント）】 人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 収容率：大声なし：100%、大声あり：50% ※5 ※6 ◆感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること ◆「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること ◆イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、 <ul style="list-style-type: none"> 大声あり：十分な人と人との間隔（最低1m）を確保 大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること ※3 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用 ※4 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提 ※5 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）、100%（大声なし） ※6 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義 ※7 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする |
| | 経済界へのお願い | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早期のワクチン接種（オミクロン株対応ワクチンの接種を含む）を検討するよう周知徹底すること（法に基づかない働きかけ） ○療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底すること ○在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと ○業種別ガイドラインを遵守すること |
| | 大学等へのお願い | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早期のワクチン接種（オミクロン株対応ワクチンの接種を含む）を検討するよう周知徹底すること（法に基づかない働きかけ） ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行や、自宅・友人宅での飲み会 ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食 ○療養証明・陰性証明の提出を求めないこと ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|-------------------|---|
| | 府民への呼びかけ | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染防止対策(3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等)の徹底 ○早期のワクチン接種(子どものワクチン接種を含む)を検討すること(法に基づかない働きかけ) ○新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとの同時流行に備え、高齢者等※1はインフルエンザワクチン接種を検討すること(法に基づかない働きかけ) ※1 予防接種法に基づく定期接種の対象者 ○高齢者の命と健康を守るため、高齢者※2及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること ※2 基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む ○高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること) ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること ○旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること ○高齢者※2の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、感染対策が取れない方は、積極的に宿泊療養施設において療養すること ○会食を行う際は、以下のルールを遵守すること <ul style="list-style-type: none"> ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ・マスク会食※3の徹底 ※3 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ●市町村への要請(特措法第24条第9項に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設の入所者等で希望する方への早期のワクチン接種を促進すること ○休日等に対応できる臨時発熱外来の設置を進めること |
| 11/8開催 第83回 取組期間 11月9日～ 当面の間 | 施設について(事業者への呼びかけ) | <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者施設への要請(特措法第24条第9項に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ○早期のワクチン接種に協力すること ○施設における基本的な感染防止対策を強化・徹底すること ○面会時を含め、施設での感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること) ○入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査(3日に1回)を実施すること ○施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること ●医療機関への要請(特措法第24条第9項に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ○連携医療機関・往診医療機関等は、高齢者施設に対する早期のワクチンの接種に協力すること ○市町村における臨時発熱外来への出務等に協力すること ○基本的な感染防止対策を強化・徹底するとともに、自院入院患者が陽性と判明した場合は、当該医療機関で原疾患とあわせコロナ治療を継続すること ○地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと ○地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設等の感染制御の支援を推進すること ●飲食店等への要請(第24条第9項に基づく) (対象施設) <ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場等】飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合 <p>(要請内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【全ての飲食店等への要請】 <ul style="list-style-type: none"> ○利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること 【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】 <ul style="list-style-type: none"> ○同一グループ・同一テーブル4人以内(5人以上の入店案内は控えること) ○利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること |
| | 施設について(事業者への呼びかけ) | <ul style="list-style-type: none"> ●飲食店以外への要請 (法に基づかない働きかけ) <ul style="list-style-type: none"> ①商業施設〔大規模小売店、百貨店(地下の食品売り場を含む)、ショッピングセンター(地下街を含む)等(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)〕 ②遊技施設(マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等) ③遊興施設(個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等) ④サービス業(スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等) <p>(働きかけ内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～④1,000㎡超の施設 <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ○感染防止対策の徹底 <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤劇場等(劇場、観覧場、映画館、演芸場) ⑥遊興施設(ライブハウス※) <ul style="list-style-type: none"> ※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請 ⑦集会・展示施設(公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等) ⑧ホテル・旅館〔ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)〕 ⑨運動・遊技施設(体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等) ⑩博物館等(博物館、美術館等) <p>(要請内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤～⑩【人数上限・収容率】イベント開催時は、イベント開催制限と同じ 【その他】(法に基づかない働きかけ) <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ○感染防止対策の徹底 |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|--------------------------|---|
| <p>11/8開催 第83回</p> <p>取組期間 11月9日～ 当面の間</p> | <p>イベントについて</p> | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>☑主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請</p> <p>【感染防止安全計画策定 ※3】人数上限 ※2：収容定員まで 収容率 ※2：100% ※4 ※5</p> <p>【その他(計画を策定しないイベント)】人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 収容率：大声なし：100%、大声あり：50% ※5 ※6</p> <p>◆感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること</p> <p>◆「その他(安全計画を策定しないイベント)」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること</p> <p>◆イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底を行うこと</p> <p>※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む</p> <p>※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。収容定員が設定されていない場合は、 大声あり：十分な人と人との間隔(最低1m)を確保 大声なし：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること</p> <p>※3 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用</p> <p>※4 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提</p> <p>※5 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%(大声あり)、100%(大声なし)</p> <p>※6 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義</p> <p>※7 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする</p> |
| | <p>経済界へのお願い</p> | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○早期のワクチン接種(オミクロン株対応ワクチンの接種を含む)を検討するよう周知徹底すること(法に基づかない働きかけ)</p> <p>○療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底すること</p> <p>○在宅勤務(テレワーク)の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること</p> <p>○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること</p> <p>○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと</p> <p>○業種別ガイドラインを遵守すること</p> |
| | <p>大学等へのお願い</p> | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○早期のワクチン接種(オミクロン株対応ワクチンの接種を含む)を検討するよう周知徹底すること(法に基づかない働きかけ)</p> <p>○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること</p> <p>○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行や、自宅・友人宅での飲み会 ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食 <p>○療養証明・陰性証明の提出を求めないこと</p> <p>○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること</p> |
| <p>12/26開催 第84回</p> <p>取組期間 12月27日～ 当面の間</p> | <p>府民への呼びかけ</p> | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <p>○感染防止対策(3密の回避、適切なマスク着用、手洗い、こまめな換気等)の徹底</p> <p>○早期のワクチン接種(子どものワクチン接種を含む)を検討すること(法に基づかない働きかけ)</p> <p>○新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとの同時流行に備え、高齢者等※1はインフルエンザワクチン接種を検討すること(法に基づかない働きかけ)</p> <p>※1 予防接種法に基づく定期接種の対象者</p> <p>○高齢者の命と健康を守るため、高齢者※2及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること ※2 基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む</p> <p>○旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控えること</p> <p>○高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること)</p> <p>○高齢者※2の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、感染対策が取れない方は、積極的に宿泊療養施設において療養すること</p> <p>○会食を行う際は、以下のルールを遵守すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ・ マスク会食※3の徹底 <p>※3 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない</p> <p>●市町村への要請(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設の入所者等で希望する方への早期のワクチン接種を促進すること ○臨時発熱外来を適切に運用すること |
| | <p>施設について(事業者への呼びかけ)</p> | <p>●高齢者施設への要請(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早期のワクチン接種に協力すること ○施設における基本的な感染防止対策を強化・徹底すること ○面会時を含め、施設での感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること) ○入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査(3日に1回)を実施すること ○施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|-------------------|--|
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>●医療機関への要請（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連携医療機関・往診医療機関等は、高齢者施設に対する早期のワクチンの接種に協力すること ○市町村における臨時発熱外来への出務等に協力すること ○基本的な感染防止対策を強化・徹底するとともに、自院入院患者が陽性と判明した場合は、当該医療機関で原疾患とあわせコロナ治療を継続すること ○地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力をを行うこと ○地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設等の感染制御の支援を推進すること <p>●飲食店等への要請（第24条第9項に基づく） （対象施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場等】飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合 <p>（要請内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> 【全ての飲食店等への要請】 ○利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること 【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】 ○同一グループ・同一テーブル4人以内（5人以上の入店案内は控えること） ○利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること |
| 12/26開催 第84回 取組期間 12月27日～ 当面の間 | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>●飲食店以外への要請 （法に基づかない働きかけ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①商業施設【大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）】 ②遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等） ③遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等） ④サービス業（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等） <p>（働きかけ内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～④1,000m超の施設 ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場） ⑥遊興施設（ライブハウス※） ※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請 ⑦集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ⑧ホテル・旅館【ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）】 ⑨運動・遊技施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等） ⑩博物館等（博物館、美術館等） <p>（要請内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤～⑩【人数上限・収容率】イベント開催時は、イベント開催制限と同じ 【その他】（法に基づかない働きかけ） ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 |
| | イベントについて | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請 【感染防止安全計画策定 ※3】人数上限 ※2：収容定員まで 収容率 ※2：100% ※4 ※5 【その他（計画を策定しないイベント）】人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 収容率：大声なし：100%、大声あり：50% ※5 ※6 <p>◆感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること</p> <p>◆「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること</p> <p>◆イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、 大声あり：十分な人と人との間隔（最低1m）を確保 大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること ※3 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用 ※4 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提 ※5 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）、100%（大声なし） ※6 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義 ※7 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|---|-------------------|---|
| 12/26開催 第84回 取組期間 12月27日～ 当面の間 | 経済界へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オミクロン株対応ワクチンの早期接種を検討するよう周知徹底すること(法に基づかない働きかけ) ○療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底すること ○在宅勤務(テレワーク)の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと ○業種別ガイドラインを遵守すること |
| | 大学等へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オミクロン株対応ワクチンの早期接種を検討するよう周知徹底すること(法に基づかない働きかけ) ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること <ul style="list-style-type: none"> ・旅行や、自宅・友人宅での飲み会 ・部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食 ○療養証明・陰性証明の提出を求めないこと ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること |
| | 府民への呼びかけ | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染防止対策(3密の回避、適切なマスク着用、手洗い、こまめな換気等)の徹底 ○早期のワクチン接種(子どものワクチン接種を含む)を検討すること(法に基づかない働きかけ) ○高齢者の命と健康を守るため、高齢者※1及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること <ul style="list-style-type: none"> ※1 基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む ○旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控えること ○高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること) ○高齢者※1の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、感染対策が取れない方は、積極的に宿泊療養施設において療養すること ○会食を行う際は、以下のルールを遵守すること <ul style="list-style-type: none"> ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ・マスク会食※2の徹底 ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない ●市町村への要請(特措法第24条第9項に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設の入所者等で希望する方への早期のワクチン接種を促進すること |
| 令和5年 1/31開催 第85回 取組期間 2月1日～ 当面の間 | 施設について(事業者への呼びかけ) | <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者施設への要請(特措法第24条第9項に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ○早期のワクチン接種に協力すること ○施設における基本的な感染防止対策を強化・徹底すること ○面会時を含め、施設での感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること) ○入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査(3日に1回)を実施すること ○施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること ●医療機関への要請(特措法第24条第9項に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ○連携医療機関・往診医療機関等は、高齢者施設に対する早期のワクチンの接種に協力すること ○基本的な感染防止対策を強化・徹底するとともに、自院入院患者が陽性と判明した場合は、当該医療機関で原疾患とあわせコロナ治療を継続すること ○地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと ○地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設等の感染制御の支援を推進すること ●飲食店等への要請(第24条第9項に基づく) <p>(対象施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場等】飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合 <p>(要請内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【全ての飲食店等への要請】 <ul style="list-style-type: none"> ○利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること 【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】 <ul style="list-style-type: none"> ○同一グループ・同一テーブル4人以内(5人以上の入店案内は控えること) ○利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること ●飲食店以外への要請 <p>(法に基づかない働きかけ)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①商業施設〔大規模小売店、百貨店(地下の食品売り場を含む)、ショッピングセンター(地下街を含む)等(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)〕 ②遊技施設(マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等) ③遊興施設(個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等) ④サービス業(スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等) <p>(働きかけ内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①～④1,000㎡超の施設 <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ○感染防止対策の徹底 |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|-------------------|---|
| 2023年 1/31開催 第85回 取組期間 2月1日～ 当面の間 | 施設について（事業者への呼びかけ） | （特措法第24条第9項に基づく） ⑤劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場） ⑥遊興施設（ライブハウス） ※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請 ⑦集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ⑧ホテル・旅館〔ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）〕 ⑨運動・遊技施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等） ⑩博物館等（博物館、美術館等） （要請内容） ⑤～⑩【人数上限・収容率】 イベント開催時は、イベント開催制限と同じ 【その他】（法に基づかない働きかけ） ○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底 |
| | イベントについて | （特措法第24条第9項に基づく） ☒主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請 【感染防止安全計画策定 ※3】 人数上限 ※2：収容定員まで 収容率 ※2：100% 【その他（計画を策定しないイベント）】 人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 収容率：100% ◆感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること ◆「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること ◆イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底を行うこと ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要） 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること ※3 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用 ※4 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする |
| | 経済界へのお願い | （特措法第24条第9項に基づく） ○オミクロン株対応ワクチンの早期接種を検討するよう周知徹底すること（法に基づかない働きかけ） ○療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底すること ○休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること ○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと ○業種別ガイドラインを遵守すること |
| | 大学等へのお願い | （特措法第24条第9項に基づく） ○オミクロン株対応ワクチンの早期接種を検討するよう周知徹底すること（法に基づかない働きかけ） ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること ・旅行や、自宅・友人宅での飲み会 ・部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食 ○療養証明・陰性証明の提出を求めないこと ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること |
| 2/24開催 第86回 取組期間 3月13日～ 5月7日 | 府民への呼びかけ | （特措法第24条第9項に基づく） ○感染防止対策（3密の回避、手洗い、こまめな換気等）の徹底 ○早期のワクチン接種（子どものワクチン接種を含む）を検討すること（法に基づかない働きかけ） ○高齢者の命と健康を守るため、高齢者※1及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること ※1 基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む ○旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控えること ○高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること） ○高齢者※1の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、感染対策が取れない方は、積極的に宿泊療養施設において療養すること ○会食を行う際は、ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ●市町村への要請(特措法第24条第9項に基づく) ○高齢者施設の入所者等で希望する方への早期のワクチン接種を促進すること |
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | ●高齢者施設への要請（特措法第24条第9項に基づく） ○早期のワクチン接種に協力すること ○施設における基本的な感染防止対策を強化・徹底すること ○面会時を含め、施設での感染防止対策を徹底すること（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること） ○入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査（3日に1回）を実施すること ○施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--------------------------------------|-------------------|--|
| | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>●医療機関への要請（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連携医療機関・往診医療機関等は、高齢者施設に対する早期のワクチンの接種に協力すること ○基本的な感染防止対策を強化・徹底するとともに、自院入院患者が陽性と判明した場合は、当該医療機関で原疾患とあわせコロナ治療を継続すること ○地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと ○地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設等の感染制御の支援を推進すること <p>●飲食店等への要請（第24条第9項に基づく）</p> <p>（対象施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場等】飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合 <p>（要請内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> 【全ての飲食店等への要請】 ○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること 【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】 ○同一グループ・同一テーブル4人以内（5人以上の入店案内は控えること） ○利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めると |
| 2/24開催第86回 取組期間 3月13日～ 5月7日 | 施設について（事業者への呼びかけ） | <p>●飲食店以外への要請（法に基づかない働きかけ）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①商業施設【大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）】 ②遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等） ③遊興施設（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等） ④サービス業（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等） <p>（働きかけ内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①～④1,000㎡超の施設 <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場） ⑥遊興施設（ライブハウス※） <p>※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑦集会・展示施設（公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等） ⑧ホテル・旅館【ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）】 ⑨運動・遊技施設（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、パッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等） ⑩博物館等（博物館、美術館等） <p>（要請内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤～⑩【人数上限・収容率】 イベント開催時は、イベント開催制限と同じ <p>【その他】（法に基づかない働きかけ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○感染防止対策の徹底 |
| | イベントについて | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <p>☑主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請</p> <p>【感染防止安全計画策定 ※3】 人数上限 ※2：収容定員まで 収容率 ※2：100%</p> <p>【その他（計画を策定しないイベント）】 人数上限：5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 収容率：100%</p> <p>◆感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること</p> <p>◆「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること</p> <p>◆イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要） 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること ※3 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用 ※4 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする |
| | 経済界へのお願い | <p>（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オミクロン株対応ワクチンの早期接種を検討するよう周知徹底すること（法に基づかない働きかけ） ○療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底すること ○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと ○業種別ガイドラインを遵守すること |

4. 要請内容の変遷

| 本部日程 | 要請分類 | 要請内容 |
|--|----------|---|
| 2/24開催 第86回 取組期間 3月13日～ 5月7日 | 大学等へのお願い | <p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オミクロン株対応ワクチンの早期接種を検討するよう周知徹底すること（法に基づかない働きかけ） ○発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること ○学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行や、自宅・友人宅での飲み会 ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食 ○療養証明・陰性証明の提出を求めないこと ○学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること |
| 3/22開催 第87回 | | 5類感染症への位置づけ変更について |
| 4/28開催 第88回 | | 対策本部及び要請を令和5年5月8日に廃止することを決定 |

5. 新型インフルエンザ等対策特別措置法

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（施行日：令和5年9月1日）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症（第六条第二項第二号イにおいて単に「新型インフルエンザ等感染症」という。）、感染症法第六条第八項に規定する指定感染症（第十四条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第六条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
- 二 新型インフルエンザ等対策 第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。
- 二の二 特定新型インフルエンザ等対策 新型インフルエンザ等対策のうち、地方公共団体がこの法律及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるものをいう。
- 三 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置 第三十一条の四第一項の規定による公示がされた時から同条第四項の規定により同条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体がこの法律の規定により実施する措置をいう。
- 四 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。
- 五 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
 - ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
- 六 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。））並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。
- 七 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）、医療機器（同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）又は再生医療等製品（同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。
- 八 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（国、地方公共団体等の責務）

第三条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

- 2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。
- 3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。
- 4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- 6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

（事業者及び国民の責務）

第四条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び感染の拡大の防止に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 第二十八条第一項第一号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第五条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

- 2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
- 二 国が実施する次に掲げる措置に関する事項
- イ 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物の感染性の疾病の外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集
- ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供
- ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第十六条第八項に規定する政府現地対策本部による新型インフルエンザ等対策の総合的な推進
- ニ 検疫、第二十八条第三項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ホ 医療の提供体制の確保のための総合調整
- ヘ 生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置
- 三 第二十八条第一項第一号の規定による厚生労働大臣の登録の基準に関する事項
- 四 都道府県及び指定公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する都道府県行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 五 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 六 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項
- 3 政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、新型インフルエンザ等が外国において発生した段階及び新型インフルエンザ等が国内において発生した段階に区分して定めるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、第七十条の二の新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴かななければならない。
- 6 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。
- 7 政府は、政府行動計画を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関（以下「地方公共団体の長等」という。）、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第三項から前項までの規定は、政府行動計画の変更について準用する。

(都道府県行動計画)

- 第七条** 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。
- 2 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- 二 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項
- イ 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
- ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供
- ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ニ 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置
- ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 三 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する市町村行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 四 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 五 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府県知事が必要と認める事項
- 3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。
- 5 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県行動計画について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。
- 8 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 9 第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。

(市町村行動計画)

- 第八条** 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
- イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
- ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。
- 4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 前条第三項及び第八項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画)

第九条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下「業務計画」という。）を作成するものとする。

2 業務計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項

二 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 第七条第八項の規定は、業務計画の作成について準用する。

6 前三項の規定は、業務計画の変更について準用する。

(物資及び資材の備蓄等)

第十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（第十二条及び第五十一条において「指定行政機関の長等」という。）は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

第十一条 前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

(訓練)

第十二条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 指定行政機関の長等は、第一項の訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。

(知識の普及等)

第十三条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等（次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。）及び他人に対して差別的取扱い等を行うことを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同じの集団に属する者（以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。）の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い

二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為

三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

第三章 新型インフルエンザ等の発生時における措置**(新型インフルエンザ等の発生等に関する報告)**

第十四条 厚生労働大臣は、感染症法第四十四条の二第一項、第四十四条の七第一項又は第四十四条の十第一項の規定による公表を行ったときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

(政府対策本部の設置)

第十五条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法（昭和三十二年法律第五号）第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(政府対策本部の組織)

第十六条 政府対策本部の長は、新型インフルエンザ等対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

2 政府対策本部長は、政府対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 政府対策本部に、新型インフルエンザ等対策副本部長（以下この条及び第二十条第四項において「政府対策副本部長」という。）、新型インフルエンザ等対策本部員（以下この条において「政府対策本部員」という。）その他の職員を置く。

4 政府対策副本部長は、国務大臣をもって充てる。

5 政府対策副本部長は、政府対策本部長を助け、政府対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。政府対策副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ政府対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 政府対策本部員は、政府対策本部長及び政府対策副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。この場合において、国務大臣が不在のときは、そのあらかじめ指名する副大臣（内閣官房副長官を含む。）がその職務を代行することができる。

7 政府対策副本部長及び政府対策本部員以外の政府対策本部の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長（国務大臣を除く。）その他の職員又は関係する指定地方行政機関の長その他の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 新型インフルエンザ等が国内において発生した場合には、政府対策本部に、政府対策本部長の定めるところにより政府対策本部の事務の一部を行う組織として、新型インフルエンザ等現地対策本部（以下この条において「政府現地対策本部」という。）を置くことができる。この場合においては、地方自治法（昭和三十二年法律

第六十七号) 第一百五十六条第四項の規定は、適用しない。

9 政府対策本部長は、前項の規定により政府現地対策本部を置いたときは当該政府現地対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を、当該政府現地対策本部を廃止したときはその旨を、国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

10 政府現地対策本部に、新型インフルエンザ等現地対策本部長(次項及び第十二項において「政府現地対策本部長」という。)及び新型インフルエンザ等現地対策本部長(同項において「政府現地対策本部長」という。)その他の職員を置く。

11 政府現地対策本部長は、政府対策本部長の命を受け、政府現地対策本部の事務を掌理する。

12 政府現地対策本部長及び政府現地対策本部長その他の職員は、政府対策副本部長、政府対策本部長その他の職員のうちから、政府対策本部長が指名する者をもって充てる。

(政府対策本部の所掌事務等)

第十七条 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が次条第一項に規定する基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること。
- 二 第二十条第一項及び第三項(第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により政府対策本部長の権限に属する事務
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務
- 2 政府対策本部に関する事務は、内閣感染症危機管理統括庁において処理する。

(基本的対処方針)

第十八条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針(以下「基本的対処方針」という。)を定めるものとする。

2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- 二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する一般的な方針
- 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項
- 3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。
- 4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、第七十条の二の新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 5 前二項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

(指定行政機関の長の権限の委任)

第十九条 指定行政機関の長は、政府対策本部が設置されたときは、新型インフルエンザ等対策の実施のため必要な権限の全部又は一部を当該政府対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(政府対策本部長の権限)

第二十条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県の知事その他の執行機関(以下「都道府県知事等」という。)並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

2 前項の場合において、当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関して政府対策本部長が行う総合調整に関し、政府対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員並びに都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができる。

4 政府対策本部長は、第一項又は前項(第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による権限の全部又は一部を政府対策副本部長に委任することができる。

5 政府対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(政府対策本部の廃止)

第二十一条 政府対策本部は、第十五条第一項に規定する新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法第四十四条の二第三項若しくは第四十四条の七第三項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第六条第八項若しくは第五十三条第一項の政令が廃止されたときに、廃止されるものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(都道府県対策本部の設置及び所掌事務)

第二十二条 第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部の組織)

第二十三条 都道府県対策本部の長は、都道府県対策本部長とし、都道府県知事をもって充てる。

2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者(道府県知事が設置するものにあつては、第四号に掲げる者を除く。)をもって充てる。

- 一 副知事
- 二 都道府県教育委員会の教育長
- 三 警視總監又は道府県警察本部長
- 四 特別区の消防長
- 五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者
- 3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。
- 4 都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県の職員以外の者を都道府県対策本部の会議に出席させることができる。

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関(第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。)又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機

関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

5 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

（都道府県対策本部の廃止）

第二十五条 第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

（条例への委任）

第二十六条 第二十二條から前条まで及び第三十三條第二項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（都道府県知事による代行）

第二十六条の二 市町村長は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、当該市町村の属する都道府県の知事に対し、当該市町村長が実施すべき当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策の全部又は一部の実施を要請することができる。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の長から前項の規定による要請を受けたときは、当該市町村の長が実施すべき当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策の全部又は一部を当該市町村の長に代わって実施しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

4 第二項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（他の地方公共団体の長に対する応援の要求）

第二十六条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、応援を求めることができる。

2 市町村長は、当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

3 前二項の応援に従事する者は、特定新型インフルエンザ等対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事又は市町村長の指揮の下に行動するものとする。

第二十六条の四 市町村長は、当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、当該市町村の属する都道府県の知事に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

（事務の委託のの特例）

第二十六条の五 市町村は、当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長にこれを管理し、及び執行させることができる。

（職員の派遣の要請）

第二十六条の六 都道府県知事又は市町村長は、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該指定行政機関又は当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

2 市町村長が前項の規定による職員の派遣を要請するときは、当該市町村が属する都道府県の知事を經由してするものとする。ただし、人命の保護のために特に緊急を要する場合については、この限りでない。

（職員の派遣義務）

第二十六条の七 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長並びに特定指定地方公共機関（指定地方公共機関である地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）は、前条第一項の規定による要請又は地方自治法第二百五十二条の十七第一項若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による求め（都道府県知事又は市町村長が特定新型インフルエンザ等対策の実施のためにした求めに限る。）があったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（職員の身分取扱い）

第二十六条の八 災害対策基本法第三十二条の規定は、前条（第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により特定新型インフルエンザ等対策の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「災害派遣手当」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と読み替えるものとする。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の応援の要求）

第二十七条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

（住民に対する予防接種の対象者等）

第二十七条の二 政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第三項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

2 前項の規定により予防接種法第六条第三項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第三項及び第四項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
- 二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。
- 三 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
- 三 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第三十一条において「特定接種」という。）及び同項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
- 四 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 五 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法第六条第三項の規定による予防接種とみなして、同法（第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第七条、第八条、第九条の三及び第九条の四中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期的予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「定期的予防接種については市町村、臨時の予防接種については都道府県又は市町村」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「国」とする。
- 六 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六条第三項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期的予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「定期的予防接種については市町村、臨時の予防接種については都道府県又は市町村」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。
- 七 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六条第三項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期的予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「定期的予防接種については市町村、臨時の予防接種については都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」とする。

(停留を行うための施設の使用)

第二十九条 厚生労働大臣は、外国において新型インフルエンザ等が発生した場合には、発生国（新型インフルエンザ等の発生した外国をいう。以下この項において同じ。）における新型インフルエンザ等の発生及びまん延の状況並びに我が国における検疫所の設備の状況、検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第十四条第一項第二号に掲げる措置（第五項及び次条第一項において「停留」という。）をされるべき者の増加その他の事情を勘案し、検疫を適切に行うため必要があると認めるときは、検疫港（同法第三条に規定する検疫港をいう。第四項において同じ。）及び検疫飛行場（同法第三条に規定する検疫飛行場をいう。第四項において同じ。）のうち、発生国を発航し、又は発生国に寄航して来航しようとする船舶又は航空機（当該船舶又は航空機の内部に発生国内の地点から乗り込んだ者がいるものに限る。第四項及び次条第二項において「特定船舶等」という。）に係る検疫を行うべきもの（以下この条において「特定検疫港等」という。）を定めることができる。

- 二 厚生労働大臣は、特定検疫港等を定めようとするときは、国土交通大臣に協議するものとする。
- 三 厚生労働大臣は、特定検疫港等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。
- 四 検疫所長は、特定検疫港等以外の検疫港又は検疫飛行場に、特定船舶等が来航したときは、特定検疫港等に回航すべき旨を指示するものとする。
- 五 特定検疫港等において検疫を行う検疫所長（第七十一条第一項において「特定検疫所長」という。）は、特定検疫港等において検疫をされるべき者が増加し、検疫法第二十三条の三の規定による宿泊施設の提供の協力の求めを行ってもなお停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検疫を適切に行うため必要があると認めるときであって、病院若しくは診療所若しくは感染症法第四十四条の三第二項若しくは第五十条の二第二項に規定する宿泊施設（特定検疫港等の周辺の区域であって、特定検疫港等からの距離その他の事情を勘案して厚生労働大臣が指定する区域内に存するものに限る。以下この項において「特定病院等」という。）の管理者が正当な理由がないのに検疫法第十六条第二項（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託を受けず、若しくは同法第十六条第二項の同意をしないとき、又は当該特定病院等の管理者の所在が不明であるため同項若しくは同法第三十四条の四第一項の規定による委託をできず、若しくは同法第十六条第二項の同意を求めることができなるときは、同項又は同法第三十四条の四第一項の規定にかかわらず、同法第十六条第二項若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託をせず、又は同法第十六条第二項の同意を得ないで、当該特定病院等を使用することができる。
- 六 第二項及び第三項の規定は、特定検疫港等の変更について準用する。

(運航の制限の要請等)

第三十条 厚生労働大臣は、前条の規定による措置を講じても停留を行うことが著しく困難であると認められ、新型インフルエンザ等の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止できないおそれがあるときは、政府対策本部長に対し、その旨を報告しなければならない。

- 二 政府対策本部長は、前項の規定による報告を踏まえ、新型インフルエンザ等の国内における発生を防止し、国民の生命及び健康に対する著しく重大な被害の発生並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、特定船舶等の運航を行う事業者に対し、当該特定船舶等の来航を制限するよう要請することができる。
- 三 政府対策本部長は、前項の規定による要請をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(医療等の実施の要請等)

第三十一条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

- 二 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。
- 三 医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第六十二条第二項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。
- 四 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前三項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。
- 五 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項又は第三項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

(臨時の医療施設等)

第三十一条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設（第四項において「医療施設」という。）であって都道府県知事が臨時に開設するもの（以下

この条、次条及び第四十九条において「臨時の医療施設」という。)において医療を提供しなければならない。

- 2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。
- 3 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条第一項及び第二項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文及び第三項から第五項まで並びに景観法（平成十六年法律第十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項の規定は都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について、建築基準法第八十七条の第三第一項本文及び第三項から第五項までの規定は都道府県知事が建築物の用途を変更して臨時の医療施設として使用する場合における当該臨時の医療施設について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十五条第一項及び第八十七条の第三第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と、同法第八十五条第一項中「非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の第三第一項において同じ。）」とあるのは「都道府県の区域」と、同項及び同法第八十七条の第三第一項中「その災害が発生した日から一月以内」とあるのは「同法第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間」と、同法第八十五条第五項及び第八十七条の第三第五項中「被災者」とあるのは「都道府県の区域内における医療」と、「建築物が」とあるのは「医療施設が」と、同条第一項中「非常災害区域等」とあるのは「都道府県の区域」と、景観法第七十七条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「都道府県の区域」と、「その災害が発生した日から一月以内」とあるのは「同法第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間」と読み替えるものとする。
- 5 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。
- 6 都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第七条第一項に規定する臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師でない者が都道府県の区域内において診療所を開設したものが、第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間における患者等に対する医療の提供を行うことを目的として、同法第七条第二項の規定による許可を受けなければならない事項の変更をしようとする場合については、当該医療の提供を行う期間（六月以内の期間に限る。）に限り、同項の規定は、適用しない。
- 7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事（診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に当該変更の内容を届け出なければならない。

（臨時の医療施設を開設するための土地等の使用）

第三十一条の三 都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条、第四十九条及び第七十二条第三項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

第三章の二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置

（新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等）

第三十一条の四 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域
- 三 当該事態の概要
- 2 前項第一号に掲げる期間は、六月を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等の発生の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、更に六月を超えない範囲内において当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をするものとする。当該延長に係る期間が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。
- 4 政府対策本部長は、第一項の規定による公示をした後、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、同項に規定する事態が終了した旨を公示するものとする。
- 5 政府対策本部長は、第一項又は第三項の規定による公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。
- 6 都道府県対策本部長は、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る第一項、第三項又は第四項の規定による公示を行うよう要請することができる。

第三十一条の五 削除

（感染を防止するための協力要請等）

第三十一条の六 都道府県（その区域の全部又は一部が第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域（以下この条において「重点区域」という。）内にある都道府県に限る。）の知事（以下この条において「都道府県知事」という。）は、同項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

- 2 都道府県知事は、第三十一条の四第一項に規定する事態において、当該都道府県の住民に対し、前項の当該都道府県知事が定める期間及び区域において同項の規定による要請に係る営業時間以外の時間に当該業態に属する事業が行われている場所にみだりに出入りしないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。
- 3 第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、都道府県知事は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、政令で定める事項を勘案して特に必要があると認めるときに限り、当該者に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、第一項若しくは第二項の規定による要請又は前項の規定による命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定による要請又は第三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。

第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第一節 通則

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急

事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

二 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域

三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

2 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。

3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。

4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。

5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。

6 政府対策本部長は、第一項又は第三項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

（政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示）

第三十三条 新型インフルエンザ等緊急事態における第二十条第三項の規定の適用については、同項中「並びに都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事等並びに指定公共機関」とする。

2 都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十四条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（市町村対策本部の組織）

第三十五条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

（市町村対策本部長の権限）

第三十六条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第二十四条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

4 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

5 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

（準用）

第三十七条 第二十五条及び第二十六条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第二十五条中「第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第三十二条第五項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第二十六条中「第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項」とあるのは「第三十四条から第三十六条まで及び第三十七条において読み替えて準用する第二十五条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

（他の地方公共団体の長等に対する応援の要求等）

第三十八条 その区域の全部若しくは一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある市町村（以下「特定市町村」という。）又は特定市町村の属する都道府県（以下「特定都道府県」という。）についての第二十六条の三から第二十六条の七までの規定の適用については、第二十六条の三の前の見出し及び第二十六条の五中「他の地方公共団体の長」とあるのは「他の地方公共団体の長等」と、第二十六条の三第一項中「都道府県知事は」とあるのは「第三十八条第一項に規定する特定都道府県の知事その他の執行機関（以下「特定都道府県知事等」という。）は」と、「他の都道府県知事」とあるのは「他の都道府県知事等」と、同条第二項中「市町村長は」とあるのは「第三十八条第一項に規定する特定市町村の長その他の執行機関（以下「特定市町村長等」という。）は」と、「他の市町村長」とあるのは「他の市町村の長その他の執行機関」と、同条第三項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「特定都道府県知事等又は特定市町村長等」と、「とする」とあるのは「とする。この場合において、警察官にあっては、当該応援を求めた特定都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする」と、第二十六条の四から第二十六条の七までの規定中「市町村長」とあるのは「特定市町村長等」と、第二十六条の四中「知事に」とあるのは「知事その他の執行機関」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事等」と、第二十六条の五中「市町村は」とあるのは「第三十八条第一項に規定する特定市町村は」と、第二十六条の六第一項及び第二十六条の七中「都道府県知事」とあるのは「特定都道府県知事等」と、第二十六条の六第一項中「又は指定地方行政機関の長」とあるのは「若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である行政執行法人（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）をいう。次条において同じ。）」と、「又は当該指定地方行政機関の職員」とあるのは「若しくは当該指定地方行政機関又は当該特定指定公共機関の職員」と、同条第二項中「知事」とあるのは「知事その他の執行機関」と、第二十六条の七中「地方公共団体の長並びに」とあるのは「地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び」とする。

2 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある地方公共団体の委員会及び委員は、前項の規定により読み替えて適用する第二十六条の

六第一項の規定により職員の出向を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。
第三十九条から第四十四条まで 削除

第二節 まん延の防止に関する措置

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県の知事（以下「特定都道府県知事」という。）は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居室又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項及び第七十二条第二項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため、政令で定める事項を提案して特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 特定都道府県知事は、第一項若しくは第二項の規定による要請又は前項の規定による命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

5 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は第三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。

第四十六条 削除

第三節 医療等の提供体制の確保に関する措置

(医療等の確保)

第四十七条 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十二条第一項の許可（医薬品の製造販売業に係るものに限る。）又は同法第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の二十第一項の許可を受けた者をいう。）、医薬品等製造業者（同法第十三条第一項の許可（医薬品の製造業に係るものに限る。）、同法第二十三条の二の三第一項の登録又は同法第二十三条の二十二第一項の許可を受けた者をいう。）若しくは医薬品等販売業者（同法第二十四条第一項の許可、同法第三十九条第一項の許可（同項に規定する高度管理医療機器等の販売業に係るものに限る。）又は同法第四十条の五第一項の許可を受けた者をいう。第五十四条第二項において同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第四十八条 削除

(新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設を開設するための土地等の使用)

第四十九条 特定都道府県知事が新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設を開設するため土地等を使用する必要があると認める場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに第三十一条の三の同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同条の同意を求めることができないときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同条の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

第四節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

(物資及び資材の供給の要請)

第五十条 特定都道府県知事又は特定市町村の長（以下「特定市町村長」という。）は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、特定都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定市町村長にあつては特定都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第五十一条 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(電気及びガス並びに水の安定的な供給)

第五十二条 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定するガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

2 水道事業者（水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者をいう。）、水道用水供給事業者（同項に規定する水道用水供給事業者をいう。）及び工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。）である地方公共団体及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

(運送、通信及び郵便等の確保)

第五十三条 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講じなければならない。

2 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。

3 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(緊急物資の運送等)

第五十四条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材（第三項において「緊急物資」という。）の運送を要請することができる。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品、医療機器又は再生医療等製品並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請することができる。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。

（物資の売渡しの要請等）

第五十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を取用することができる。

3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

（埋葬及び火葬の特例等）

第五十六条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

2 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、埋葬又は火葬を行わなければならない。

3 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

（新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等）

第五十七条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条から第五条まで及び第七条の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態（新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。）について準用する。この場合において、同法第二条の見出し中「特定非常災害」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態」と、同条第一項中「非常災害の被害者」とあるのは「新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と、「法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護、」とあるのは「法人の存立若しくは」と、「解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定」とあるのは「解決」と、「特定非常災害として」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態として」と、「特定非常災害が」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態が」と、同項並びに同法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第五項並びに第七条中「特定非常災害発生日」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日」と、同法第二条第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第七条中「特定非常災害に」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態に」と、同法第三条第一項及び第三項中「特定非常災害の被害者」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態における新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と読み替えるものとする。

（金銭債務の支払猶予等）

第五十八条 内閣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の急速かつ広範囲なまん延により経済活動が著しく停滞し、かつ、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待つとまがないときは、金銭債務の支払（貸金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。）の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

2 災害対策基本法第九十九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

（生活関連物資等の価格の安定等）

第五十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民生活上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）、物価統制令（昭和二十一年勅令百十八号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

（新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資）

第六十条 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（通貨及び金融の安定）

第六十一条 日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その業務計画で定めるところにより、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。

第五章 財政上の措置等

（損失補償等）

第六十二条 国及び都道府県は、第二十九条第五項、第三十一条の三、第四十九条又は第五十五条第二項、第三項若しくは第四項（同条第一項に係る部分を除く。）の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 国及び都道府県は、第三十一条第一項若しくは第二項の規定による要請に応じ、又は同条第三項の規定による指示に従って患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

3 前二項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(損害補償)

第六十三条 都道府県は、第三十一条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第三項の規定による指示に従って患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(事業者に対する支援等)

第六十三条の二 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいて医療の提供体制の確保を図るため、新型インフルエンザ等対策に協力する病院その他の医療機関及び医療関係者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(医薬品等の譲渡等の特例)

第六十四条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資を無償又は時価よりも低い対価で譲渡し、貸し付け、又は使用させることができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態措置等に要する費用の支弁)

第六十五条 法令に特別の定めがある場合を除き、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

(特定都道府県知事が特定市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁)

第六十六条 第二十六条の二第二項の規定により特定都道府県知事が特定市町村の特定新型インフルエンザ等対策を代行した場合において、当該特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該特定市町村の長が実施した特定新型インフルエンザ等対策のために通常要する費用で、当該特定市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、前条又は感染症法第五十七条若しくは第五十八条（感染症法第六十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定にかかわらず、当該特定市町村の属する特定都道府県が支弁する。

(他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

第六十七条 第二十六条の三第一項若しくは第二項又は第二十六条の四（これらの規定を第三十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体の長等の応援を受けた都道府県知事等の属する都道府県又は当該応援を受けた市町村の長その他の執行機関（次項において「市町村長等」という。）の属する市町村は、第六十五条又は感染症法第五十七条若しくは第五十八条の規定にかかわらず、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた都道府県知事等の属する都道府県又は当該応援を受けた市町村長等の属する市町村が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該都道府県又は当該市町村は、当該応援をする他の地方公共団体の長等が属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(市町村長が都道府県知事の措置の実施に関する事務の一部を行う場合の費用の支弁)

第六十八条 都道府県は、都道府県知事が第三十一条の二第二項又は第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたときは、当該市町村長による当該措置の実施に要する費用を支弁しなければならない。

2 都道府県知事は、第三十一条の二第二項若しくは第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき、又は都道府県が当該措置の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、市町村に当該措置の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

(国等の負担)

第六十九条 国は、第六十五条の規定により都道府県が支弁する第三十一条の二第一項、第五十六条第二項、第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項に規定する措置に要する費用に対して、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

一 当該費用の総額が、第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置された年の四月一日の属する会計年度（次号において「当該年度」という。）における当該都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第四項に規定する標準税収入をいう。次号において同じ。）の百分の二に相当する額以下の場合 当該費用の総額の百分の五十に相当する額

二 当該費用の総額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二に相当する額を超える場合 イからハまでに掲げる額の合計額

イ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二の部分の額の百分の五十に相当する額

ロ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二を超え、百分の四以下の部分の額の百分の八十に相当する額

ハ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の四を超える部分の額の百分の九十に相当する額

(国の財政上の措置等)

第七十条 国は、前条に定めるもののほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国は、前条及び前項に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第五章の二 新型インフルエンザ等対策推進会議**(設置)**

第七十条の二 新型インフルエンザ等対策の推進を図るため、内閣に、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第七十条の三 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第六条第五項又は第十八条第四項の規定により内閣総理大臣又は政府対策本部長に意見を述べること。

二 前号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策について調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は政府対策本部長に意見を述べること。

(組織)

第七十条の四 会議は、委員三十五人以内をもって組織する。

(委員)

第七十条の五 委員は、感染症に関して高い識見を有する者その他の学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

(議長)

第七十条の六 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 議長は、会務を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務)

第七十条の七 会議に関する事務は、内閣感染症危機管理統括庁において処理する。

(主任の大臣)

第七十条の八 会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(資料の提出その他の協力)

第七十条の九 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第七十条の十 この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(公用令書の交付)

第七十一条 第二十九条第五項、第四十九条並びに第五十五条第二項、第三項及び第四項（同条第一項に係る部分を除く。）の規定による処分については、特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合その他の政令で定める場合においては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。

- 2 災害対策基本法第八十一条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(立入検査等)

第七十二条 都道府県知事は、第三十一条の六第三項の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定による要請を受けた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、第四十五条第三項の規定の施行に必要な限度において、同条第二項の規定による要請を受けた施設管理者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該要請に係る施設若しくは当該施設管理者等の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第三十一条の三若しくは第四十九条の規定により土地等を使用し、又は第五十五条第二項若しくは第四項の規定により特定物資を取用し、若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により特定物資の保管を命ずるため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該物資若しくは当該特定物資の所在する場所若しくは当該特定物資を保管させる場所に立ち入り、当該土地、家屋、物資又は特定物資の状況を検査させることができる。

4 都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第五十五条第三項又は第四項の規定により特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させることができる。

5 前各項の規定により都道府県又は指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

- 6 前項の場合において、その職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 7 第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(特別区についてのこの法律の適用)

第七十三条 この法律（第三十一条の二第七項を除く。）の適用については、特別区は、市とみなす。

(事務の区分)

第七十四条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（都道府県警察が処理することとされているものを除く。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(政令への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第七十六条 第五十五条第三項の規定による特定都道府県知事の命令又は同条第四項の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長の命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 第七十二条第三項若しくは第四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第七十九条 第四十五条第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の過料に処する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十一条の六第三項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しく

はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第六条及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条一第六十七条）」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条一第六十七条）第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二第六十七条の七）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一一月二七日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第二百二条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等の効力)

第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一一月一三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則（平成二六年六月一八日法律第七二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二七年六月二四日法律第四七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第二条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二条（第六項を除く。）、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条（附則第二十四条第一項に係る部分に限る。）、第二十八条（第五項を除く。）、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条（附則第二十二條第一項及び第二項、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五条、第二十八條第一項及び第二項、第二十九條第一項、第三十條第一項及び第三十一條に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十一条（第四項を除く。）、第四十二条、第四十三条、第四十五条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第四十六条（附則第四十三條及び第四十五條（第四号から第六号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十七条、第四十八条及び第七十五条の規定、附則第七十七條中地方税法（昭和二五年法律第二百二十六号）第三百四十九條の三第三項及び第七百一條の三第四項第三十七號の改正規定、附則第七十八條第一項から第六項まで及び第七十九條から第八十二條までの規定、附則第八十三條中法人税法（昭和三十四年法律第三十四号）第四十五條第一項の改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）、附則第八十五條中登録免許税法別表第一第一号の改正規定及び同表第四百号（八）の改正規定、附則第八十七條の規定、附則第八十八條中電源開発促進税法（昭和三十九年法律第七十九号）第二条第三号イの改正規定（「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る。）並びに附則第九十條から第九十五條まで及び第九十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成三〇年六月二七日法律第六七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和二年三月一三日法律第四号）

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附 則（令和二年六月一二日法律第九九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電気事業法目次の改正規定（「電気事業者」を「電気事業者等」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三條」を「第三十四條」に、「第三十四條」を「第三十四條の二」に改める部分に限る。）、同法第二十六條の次に二條を加える改正規定、同法第二十七條第一項の改正規定、同法第二十七條の十二の改正規定、同法第二十七條の二十六第一項の改正規定、同法第二十七條の二十九の改正規定、同法第二章第七節第一款の款名の改正規定、同法第二十八條の改正規定、同法第二十八條の四十五号の改正規定、同節第五款の款名の改正規定、同法第三十一條の前に見出しを付する改正規定、同節第六款中第三十四條を第三十四條の二とする改正規定、同節第五款に一條を加える改正規定、同法百十九條第九号の改正規定及び同法百二十條第四号の改正規定、第五條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに第六條中電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六條第四項の改正規定（「第六十六條の十一」を「第六十六條の十」に改める部分に限る。）及び同法附則第二十三條第三項の改正規定並びに附則第六條、第七條、第九條から第十二條まで及び第二十八條の規定 公布の日

附 則（令和二年二月九日法律第七五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年二月三日法律第五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中新型インフルエンザ等対策特別措置法目次の改正規定（「第六章 雑則（第七十一条—第七十五条）」を「第五章の二 新型インフルエンザ等対策推進会議（第七十条の二—第七十条の十）第六章 雑則（第七十一条—第七十五条）」に改める部分に限る。）、同法第六條第五項の改正規定、同法第十八條第四項の改正規定及び同法第五章の次に一章を加える改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に新型インフルエンザ等対策特別措置法第六條第一項に規定する政府行動計画、同法第七條第一項に規定する都道府県行動計画、同法第八條第一項に規定する市町村行動計画及び同法第九條第一項に規定する業務計画（以下この項において「行動計画等」という。）に定められている第一条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「旧特措法」という。）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する事項（同条第三項の規定により行動計画等に定められているものとみなされた事項を含む。）は、第一条の規定による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「新特措法」という。）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

2 旧特措法附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に係る同条第二項の規定により読み替えられた旧特措法第十四條の規定により行われた報告

は、新特措法第十四条の規定により行われた報告とみなす。

3 この法律の施行の際現に設置されている旧特措法第十五条第一項に規定する政府対策本部は、新特措法第十五条第一項の規定により設置されているものとみなす。

4 この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）前に旧特措法第三十二条第一項の規定によりされた同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言（当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言について、施行日前に同条第三項の規定により同条第一項第一号に掲げる期間が延長され、又は同項第二号に掲げる区域が変更された場合を含み、施行日前に同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされた場合を除く。次項において単に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）は、新特措法第三十二条第一項の規定によりされたものとみなす。

5 前項の規定により新特措法第三十二条第一項の規定によりされたものとみなされる新型インフルエンザ等緊急事態宣言のうち、施行日前に旧特措法第三十二条第三項の規定により同条第一項第一号に掲げる期間が延長されたものについての新特措法第三十二条第四項の延長する期間の算定については、施行日前に旧特措法第三十二条第三項の規定による当該延長が行われる前の同条第一項第一号に掲げる期間の最終日の翌日から起算するものとする。

6 第一項から第四項までに規定するもののほか、施行日前に実施された旧特措法第十八条第一項の規定による基本的対処方針の策定又は変更、旧特措法第四十五条第一項又は第二項の規定による要請その他の旧特措法により実施された措置で、新特措法中相当する規定があるものは、新特措法により実施されたものとみなす。

7 新特措法第四十五条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条第二項の規定による要請（前項の規定により新特措法により実施されたものとみなされるものを除く。）について適用する。

8 施行日前に生じた事由に係る旧特措法第六十九条の規定による国、都道府県及び市町村の負担については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年五月二〇日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十一条の規定及び附則第七条から第十六条までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和四年一二月九日法律第九六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の五、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第二百一十一条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第六条及び第七条の規定並びに第十三条中新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第五項から第七項までの改正規定並びに附則第十五条の規定、附則第二十一条中地方自治法別表第一予防疫種法（昭和二十三年法律第六十八号）の項の改正規定並びに附則第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条 政府は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人

に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)の罹り患後症状に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症(感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。附則第六条において同じ。)への位置付けの在り方について、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、予防接種の有効性及び安全性に関する情報(副反応に関する情報を含む。)の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和五年四月二八日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、第一条中新型インフルエンザ等対策特別措置法の目次の改正規定、同法第六条第五項の改正規定、同法第十八条第四項の改正規定、同法第六十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十条の改正規定及び同法第七十条の二を同法第七十条の二の二とし、同法第五章中第七十条の次に一条を加える改正規定は令和六年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和五年六月七日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

6. 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）

（施行日：令和5年9月1日）

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第四号から第六号まで、第十二条第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十八条第四項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十五条第二項、第四十八条第二項、第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第三項、第六十条、第六十二条第二項及び第三項、第六十三条、第六十九条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七十一条第一項並びに第七十五条、同法第四十四条において読み替えて準用する災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十一条第二項において準用する災害対策基本法第八十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定新型インフルエンザ等対策）

第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第二号の二の政令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 法の規定により実施する措置
- 二 次に掲げる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）の規定（イからハまでに掲げる規定にあっては感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び感染症法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。、ニに掲げる規定にあっては感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）により実施する措置
 - イ 第十二条第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第三項、第五項、第八項、第十項、第十一項及び第十三項から第十六項まで、第十五条の二第一項及び第二項、第十五条の三第一項、第二項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項、第十八条第一項及び第三項から第六項まで、第三十七条第一項から第三項まで及び第四項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第六十三条の三第一項及び第四項並びに第六十三条の四の規定
 - ロ 第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項、第二十条第一項から第六項まで及び第八項、第二十一条、第二十二條、第二十四条の二並びに第二十五条第四項の規定
 - ハ 第二十六条第二項において読み替えて準用する第二十三条において準用する第十六条の三第五項及び第六項（感染症法第十七条第一項の規定による健康診断の勧告及び同条第二項の規定による健康診断の措置に係る部分を除く。）の規定
 - ニ 第四十四条の三第二項及び同条第四項から第八項まで（これらの規定を第五十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定
 - ホ 第四十六条第一項から第五項まで及び第七項、第四十七条、第四十八条、第四十九条において準用する第十六条の三第五項及び第六項、第四十九条の二において準用する第二十四条の二、第五十条の二第二項並びに第五十一条第一項（感染症法第四十六条第一項、第三項若しくは第四項、第四十七条又は第四十八条第一項若しくは第四項に規定する措置に係る部分に限る。）の規定

（指定行政機関）

第一条の二 法第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

- 一 内閣府
- 二 国家公安委員会
- 三 警察庁
- 四 金融庁
- 五 消費者庁
- 六 こども家庭庁
- 七 デジタル庁
- 八 総務省
- 九 消防庁
- 十 法務省
- 十一 出入国在留管理庁
- 十二 外務省
- 十三 財務省
- 十四 国税庁
- 十五 文部科学省
- 十六 厚生労働省
- 十七 検疫所
- 十八 国立感染症研究所
- 十九 農林水産省
- 二十 動物検疫所
- 二十一 林野庁
- 二十二 水産庁
- 二十三 経済産業省
- 二十四 資源エネルギー庁
- 二十五 中小企業庁
- 二十六 国土交通省
- 二十七 観光庁
- 二十八 気象庁
- 二十九 海上保安庁
- 三十 環境省
- 三十一 原子力規制委員会
- 三十二 防衛省
- 三十三 防衛装備庁

（指定地方行政機関）

第二条 法第二条第六号の政令で定める国の地方行政機関は、次のとおりとする。

- 一 沖縄総合事務局
- 二 管区警察局
- 三 東京都警察情報通信部
- 四 北海道警察情報通信部
- 五 総合通信局
- 六 沖縄総合通信事務所
- 七 地方出入国在留管理局
- 八 財務局

- 九 福岡財務支局
- 十 税関
- 十一 沖縄地区税関
- 十二 国税局
- 十三 沖縄国税事務所
- 十四 地方厚生局
- 十五 都道府県労働局
- 十六 地方農政局
- 十七 北海道農政事務所
- 十八 経済産業局
- 十九 産業保安監督部
- 二十 那覇産業保安監督事務所
- 二十一 地方整備局
- 二十二 北海道開発局
- 二十三 地方運輸局
- 二十四 地方航空局
- 二十五 航空交通管制部
- 二十六 管区气象台
- 二十七 沖縄气象台
- 二十八 管区海上保安本部
- 二十九 地方環境事務所
- 三十 地方防衛局

(指定公共機関)

第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益の事業を営む法人は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人労働者健康安全機構
- 二 独立行政法人国立病院機構
- 三 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 四 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
- 五 日本銀行
- 六 日本赤十字社
- 七 日本放送協会
- 八 広域的運営推進機関
- 九 成田国際空港株式会社
- 十 中部国際空港株式会社
- 十一 新関西国際空港株式会社
- 十二 北海道旅客鉄道株式会社
- 十三 四国旅客鉄道株式会社
- 十四 日本貨物鉄道株式会社
- 十五 東京地下鉄株式会社
- 十六 日本郵便株式会社
- 十七 日本電信電話株式会社
- 十八 東日本電信電話株式会社
- 十九 西日本電信電話株式会社
- 二十 次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの
 - イ 医師、歯科医師又は病院の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の医療の需要に応ずるものと認められるもの
 - ロ 薬剤師の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の医薬品の需要に応ずるものと認められるもの
 - ハ 看護師の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の看護の需要に応ずるものと認められるもの
 - ニ 法第四十七条に規定する医薬品等製造販売業者であって、その行う医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十三項に規定する製造販売をいう。ホにおいて同じ。）の事業が全国的な規模の新型インフルエンザ等に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品の需要に応ずるものと認められるもの
 - ホ 医薬品医療機器等法第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者の組織する法人であって、新型インフルエンザ等感染症（感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。第五条の三第二項において同じ。）に係るワクチンの製造販売について医薬品医療機器等法第十四条の二の二第一項又は第十四条の三第一項の規定により医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたもの（当該承認を受けようとする者を含む。）を構成員とするもの
 - ヘ 法第四十七条に規定する医薬品等販売業者の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の新型インフルエンザ等に係る医薬品、医薬品医療機器等法第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器等又は再生医療等製品の配送の需要に応ずるものと認められるもの
 - ト 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業が円滑に実施されることが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）、同法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十五号に規定する発電事業者（その事業の用に供する発電等用電気工作物（同項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。）に係る出力の合計、発電又は放電の方法その他の事情からみて、その営む同項第十四号に規定する発電事業が円滑に実施されることが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）
 - チ ガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（同法第十四条第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第二項に規定するガス小売事業（以下チにおいて単に「ガス小売事業」という。）が円滑に実施されることが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）、同条第六項に規定する一般ガス導管事業者（供給区域内におけるガスメーターの取付数その他の事情からみて、その営む同条第五項に規定する一般ガス導管事業によるガスの供給が円滑に実施されることが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）に限る。）及び同条第十項に規定するガス製造事業者（ガス小売事業の用に供するためのガスの製造量その他の事情からみて、その営む同条第九項に規定するガス製造事業が円滑に実施されることが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）
 - リ 海上運送法（昭和三十四年法律第八十七号）第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項に規定する一般旅客定期航路事業者
 - ヌ 海上運送法第十九条の五第一項又は第二十条第一項の規定による届出をした者であって、その営む同法第二条第四項に規定する貨物定期航路事業又は同条第六項に規定する不定期航路事業（人の運送をするものを除く。）が主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間における貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの
 - ル 航空法（昭和三十七年法律第二百三十一号）第二百条第一項に規定する本邦航空運送事業者であって、その経営する同法第二条第十九項に規定する国際航空運送事業（本邦内の地点と本邦外の地点との間において行う同条第十八項に規定する航空運送事業に限る。）がその運航する航空機の型式その他の事項からみて主として長距離の大量輸送の需要に応ずるものと認められるもの
 - ヲ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者であって、その経営する同法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業に

よる円滑な輸送が確保されなことが一の都道府県の区域を越えて利用者の利便に影響を及ぼすものと認められるもの

ワ 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第七条第一項に規定する内航海運業者であって、同法第八条第一項に規定する船舶により同法第二条第二項第一号に規定する内航運送をする事業を営むもの

カ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者であって、その経営する同法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業がその営業所その他の事業場の数及び配置、事業用自動車の種別及び数その他の事項からみて全国的な規模の貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの

コ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けた同法第二条第五号に規定する電気通信事業者（業務区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）

（訓練のための交通の禁止又は制限の手続）

第四条 法第十二条第二項の規定による歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限の手続については、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十條の二の規定の例による。

（都道府県知事による市町村長の事務の代行）

第四条の二 災害対策基本法施行令第三十條第二項及び第三項の規定は、法第二十六條の二第二項の規定による都道府県知事による市町村長の事務の代行について準用する。

（市町村等の事務の委託の手続）

第四条の三 災害対策基本法施行令第二十八條の規定は、法第二十六條の五（法第三十八條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による市町村の事務又は市町村の長その他の執行機関の権限に属する事務の委託について準用する。

（職員の派遣の要請の手続）

第四条の四 災害対策基本法施行令第十五條の規定は、法第二十六條の六第一項（法第三十八條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による職員の派遣の要請について準用する。

（特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び職員の身分取扱い）

第四条の五 法第二十六條の八において読み替えて準用する災害対策基本法第三十二條第一項の特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び法第二十六條の七（法第三十八條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は法第三十八條第一項の規定により読み替えて適用する法第二十六條の六第一項に規定する特定指定公共機関から派遣される職員の身分取扱いについては、災害対策基本法施行令第十七條から第十九條までの規定の例による。

（医療等の実施の要請の対象となる医療関係者等）

第五条 法第三十一條第一項の政令で定める医療関係者は、次のとおりとする。

- 一 医師
- 二 歯科医師
- 三 薬剤師
- 四 保健師
- 五 助産師
- 六 看護師
- 七 准看護師
- 八 診療放射線技師
- 九 臨床検査技師
- 十 臨床工学技士
- 十一 救急救命士
- 十二 歯科衛生士

2 法第三十一條第一項若しくは第二項の規定による要請（第十九條及び第二十條第一項において「要請」という。）又は法第三十一條第三項の規定による指示（第十九條及び第二十條第一項において「指示」という。）を受けた医療関係者のうち医療機関の管理者であるものは、当該要請又は当該指示に係る法第三十一條第三項に規定する患者等に対する医療等（第十九條第一号及び第三号並びに第二十條第三項第三号及び第四号において「医療その他の行為」という。）の実施に当たり、必要があると認めるときは、当該医療機関の医療関係者、事務職員その他の職員を活用してその実施の体制の構築を図るものとする。

（市町村長による臨時の医療施設における医療の提供の実施に関する事務の実施）

第五条の二 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第十七條の規定は、都道府県知事が法第三十一條の二第二項の規定により同条第一項の措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、同令第十七條第三項中「法の規定」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の規定」と読み替えるものとする。

（新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態の要件）

第五条の三 法第三十一條の四第一項の新型インフルエンザ等についての政令で定める要件は、当該新型インフルエンザ等にかかった場合における肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、感染症法第六條第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められることとする。

2 法第三十一條の四第一項の新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態についての政令で定める要件は、当該新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施しなければ、同項の特定の区域（以下この項において単に「特定の区域」という。）が属する都道府県における新型インフルエンザ等感染症の患者及び無症状病原体保有者（感染症法第六條第十一項に規定する無症状病原体保有者をいう。以下この項において同じ。）、感染症法第六條第八項に規定する指定感染症（法第十四條の報告に係るものに限る。）の患者及び無症状病原体保有者又は感染症法第六條第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）の所見がある者（以下「感染症患者等」という。）の発生の状況、当該都道府県における感染症患者等のうち新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない者の発生の状況、特定の区域における新型インフルエンザ等の感染の拡大の状況その他の新型インフルエンザ等の発生の状況を踏まえ、当該都道府県において新型インフルエンザ等の感染が拡大するおそれがあると認められる場合であって、当該感染の拡大に関する状況を踏まえ、当該都道府県の区域において医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められるときに該当することとする。

（法第三十一條の六第一項の政令で定める事項）

第五条の四 法第三十一條の六第一項の政令で定める事項は、業態ごとの感染症患者等の数、感染症患者等のうち同一の事実起因して感染した者の数その他の感染症患者等の発生の状況又は新型インフルエンザ等の発生の動向若しくは原因とする。

（重点区域におけるまん延の防止のために必要な措置）

第五条の五 法第三十一條の六第一項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨

- 二 当該者が事業を行う場所への入場（以下この条において単に「入場」という。）をする者についての新型インフルエンザ等の感染の防止のための整理及び誘導
- 三 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- 四 手指の消毒設備の設置
- 五 当該者が事業を行う場所の消毒
- 六 入場をする者に対するマスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の周知
- 七 正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止
- 八 前各号に掲げるもののほか、法第三十一条の四第一項に規定する事態において、新型インフルエンザ等のまん延の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

（法第三十一条の六第三項の政令で定める事項）

第五条の六 法第三十一条の六第三項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該者が行う事業の属する業態における感染症患者等の数、感染症患者等のうち同一の事実に起因して感染した者の数その他の感染症患者等の発生の状況又は新型インフルエンザ等の発生の動向若しくは原因
- 二 当該者が事業を行う場所における同一の事実に起因して感染する者が生ずるおそれの程度
- 三 当該者についての法第三十一条の六第一項の規定による要請に係る措置の実施状況
- 四 当該者が事業を行う場所の所在する法第三十一条の六第一項の都道府県知事が定める区域において法第三十一条の四第一項の規定に基づき公示される同項第一号に掲げる期間が終了する日

（新型インフルエンザ等緊急事態の要件）

第六条 法第三十二条第一項の新型インフルエンザ等緊急事態についての政令で定める要件は、都道府県における感染症患者等の発生の状況、感染症患者等のうち新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない者の発生の状況その他の新型インフルエンザ等の発生の状況を踏まえ、一の都道府県の区域を越えて新型インフルエンザ等の感染が拡大し、又はまん延していると認められる場合であって、当該感染の拡大又はまん延により医療の提供に支障が生じている都道府県があると認められるときに該当することとする。

第七条から第十条まで 削除

（使用の制限等の要請の対象となる施設）

第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十四号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

- 一 学校（第三号に掲げるものを除く。）
- 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 五 集会場又は公会堂
- 六 展示場
- 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- 八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- 九 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- 十四 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（第十一号に該当するものを除く。）
- 十五 第三号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの
- 2 厚生労働大臣は、前項第十五号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（感染の防止のために必要な措置）

第十二条 法第四十五条第二項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨
- 二 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理及び誘導
- 三 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- 四 手指の消毒設備の設置
- 五 施設の消毒
- 六 マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- 七 正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止
- 八 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

（法第四十五条第三項の政令で定める事項）

第十三条 法第四十五条第三項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該施設と同種の施設における感染症患者等の数、感染症患者等のうち同一の事実に起因して感染した者の数その他の感染症患者等の発生の状況又は新型インフルエンザ等の発生の動向若しくは原因
- 二 当該施設における同一の事実に起因して感染する者が生ずるおそれの程度
- 三 当該施設管理者等についての法第四十五条第二項の規定による要請に係る措置の実施状況
- 四 当該施設の所在する都道府県において法第三十二条第一項の規定に基づき公示される同項第一号に掲げる期間が終了する日

（新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資）

第十四条 法第五十五条第一項の政令で定める物資は、次のとおりとする。

- 一 医薬品（抗インフルエンザ薬にあっては、厚生労働大臣が法第五十五条第四項の規定により自ら同条第一項から第三項までの規定による措置を行う場合に限る。）
- 二 食品
- 三 医療機器その他衛生用品
- 四 再生医療等製品
- 五 燃料
- 六 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めて公示するもの

（墓地、埋葬等に関する法律第五条及び第十四条の手続の特例）

第十五条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第三十四条の規定は、厚生労働大臣が法第五十六条第一項の規定により墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定める場合について準用する。

（特定市町村長による埋葬又は火葬の実施に関する事務の実施）

第十六条 災害救助法施行令第十七条の規定は、特定都道府県知事が法第五十六条第三項の規定により同条第二項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、同令第十七条第三項中「法の規定」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）の規定」と読み替えるものとする。

（政令で定める金融機関）

第十七条 法第六十条の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

- 一 地方公共団体金融機構
- 二 株式会社日本政策投資銀行
- 三 農林中央金庫
- 四 株式会社商工組合中央金庫

（損失補償の申請手続）

第十八条 法第六十二条第一項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

- 一 法第二十九条第五項の規定による処分 当該処分を行った特定検疫所長
 - 二 法第三十一条の三の規定による処分 当該処分を行った都道府県知事
 - 三 法第四十九条又は第五十五条第二項若しくは第三項の規定による処分 当該処分を行った特定都道府県知事
 - 四 法第五十五条第四項（同条第一項に係る部分を除く。）の規定による処分 当該処分を行った指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長
- 2 前項各号に定める者は、同項の損失補償申請書を受領したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。
- 3 第一項の損失補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 損失の補償を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 請求額及びその明細
 - 三 損失の発生した日時又は期間
 - 四 損失の発生した区域又は場所
 - 五 損失の内容

（実費弁償の基準）

第十九条 法第六十二条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 手当は、要請に応じ、又は指示に従って医療その他の行為を行った時間に応じて支給するものとする。
- 二 前号の手当の支給額は、要請又は指示を行った者が厚生労働大臣である場合にあっては一般職の国家公務員である医療関係者の給与を、要請又は指示を行った者が都道府県知事である場合にあっては当該都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者の給与を考慮して定めるものとする。
- 三 一日につき八時間を超えて医療その他の行為を行ったときは、第一号の規定にかかわらず、その八時間を超える時間につき割増手当を、医療その他の行為を行うため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとする。
- 四 前号の割増手当及び旅費の支給額は、第一号の手当の支給額を基礎とし、要請又は指示を行った者が厚生労働大臣である場合にあっては一般職の国家公務員である医療関係者に、要請又は指示を行った者が都道府県知事である場合にあっては当該都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者に支給される時間外勤務手当及び旅費の算定の例に準じて算定するものとする。

（実費弁償の申請手続）

第二十条 法第六十二条第二項の規定による実費の弁償を受けようとする者は、実費弁償申請書を、要請又は指示を行った厚生労働大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の実費弁償申請書を受領したときは、弁償すべき実費の有無及び実費を弁償すべき場合には弁償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。
- 3 第一項の実費弁償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 実費の弁償を受けようとする者の氏名及び住所
- 二 請求額及びその明細
- 三 医療その他の行為に従事した期間及び場所
- 四 従事した医療その他の行為の内容

（損害補償の額）

第二十一条 法第六十三条第一項の規定による損害の補償の額は、災害救助法施行令中扶助金に係る規定の例により算定するものとする。

（損害補償の申請手続）

第二十二条 法第六十三条第一項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書を、法第三十一条第一項の規定による要請又は同条第三項の規定による指示を行った都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の都道府県知事は、同項の損害補償申請書を受領したときは、補償すべき損害の有無及び損害を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。
- 3 第一項の損害補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 損害の補償を受けようとする者の氏名及び住所
- 二 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の氏名及び住所
- 三 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所

- 四 負傷、疾病又は死亡の状況
 五 死亡した場合にあっては、遺族の状況

(国庫の負担)

第二十三条 法第六十九条の規定による国庫の負担は、次に掲げる額について行う。

- 一 法第六十五条の規定により都道府県が支弁する法第三十一条の第二第一項及び第五十六条第二項に規定する措置に要する費用については、医師の報酬、薬品、材料、埋葬、火葬その他に要する費用として厚生労働大臣が定める基準によって算定した額（その額が現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、当該寄附金の額を控除した額）を超えるときは、当該費用の額）
 二 法第六十五条の規定により都道府県が支弁する法第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項に規定する措置に要する費用については、現に要した当該費用の額
 2 厚生労働大臣は、前項第一号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

(公用令書を交付すべき相手方)

第二十四条 法第七十一条第一項の規定による公用令書の交付は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める者に対して行うものとする。

- 一 特定病院等（法第二十九条第五項に規定する特定病院等をいう。以下この号において同じ。）の使用 使用する特定病院等の管理者
 二 土地、家屋又は物資の使用 使用する土地、家屋又は物資の所有者及び占有者
 三 特定物資（法第五十五条第一項に規定する特定物資をいう。以下この号及び次号において同じ。）の取用 取用する特定物資の所有者及び占有者
 四 特定物資の保管命令 特定物資を保管すべき者

(公用令書を事後に交付することができる場合)

第二十五条 法第七十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 次のイ又はロに掲げる処分の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合
 イ 土地の使用 公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合
 ロ 家屋又は物資の使用 使用する家屋又は物資の占有者に公用令書を交付した場合（当該占有者が所有者と異なる場合に限る。）において、所有者の所在が不明であるとき。
 二 公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難と認められる場合において、当該相手方に公用令書の内容を通知したとき。

(公用令書の事後交付の手続)

第二十六条 特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一号に規定する場合に該当して法第七十一条第一項ただし書の規定により処分を行った場合において、公用令書を交付すべき相手方の所在を知ったときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。

- 2 特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第二号に掲げる場合に該当して当該相手方に公用令書の内容を通知したときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。

(公用取消令書の交付)

第二十七条 特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、法第七十一条第一項の規定により公用令書を交付した後、当該公用令書に係る処分の全部又は一部を取り消したときは、遅滞なく、当該公用令書を交付した者に公用取消令書を交付しなければならない。

(公用令書等の様式)

第二十八条 法第七十一条第一項の公用令書には、同条第二項において準用する災害対策基本法第八十一条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 公用令書の番号
 二 公用令書の交付の年月日
 三 処分を行う特定検疫所長、特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長
 四 処分を行う理由
 2 前条の公用取消令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 一 公用取消令書の番号
 二 公用取消令書の交付の年月日
 三 公用取消令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 四 取り消した処分に係る公用令書の番号及び交付の年月日
 五 取り消した処分の内容
 六 処分を取り消した特定検疫所長、特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長
 3 前二項に定めるもののほか、公用令書及び公用取消令書の様式は、内閣総理大臣が定める。

(事務の区分)

第二十九条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（第四条の規定によりその例によることとされる災害対策基本法施行令第二十条の二の規定により都道府県警察が処理することとされているもの及び第四条の三において準用する同令第二十八条第四項の規定により地方公共団体が処理することとされているものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十五年四月十三日）から施行する。

附 則（平成二五年九月二六日政令第二八五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日政令第一二一号）

この政令は、改正法の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。

附 則（平成二六年七月三〇日政令第二六九号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二七年三月一八日政令第七四号） 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年三月二七政令第一一六号）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一八日政令第三三四号） 抄**(施行期日)**

1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。

附 則 （平成二七年一二月二八日政令第四四四号） 抄**(施行期日)**

1 この政令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二八年二月一七政令第四三号） 抄**(施行期日)**

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二八年三月二五政令第七八号） 抄**(施行期日)**

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月二三日政令第四〇号） 抄**(施行期日)**

第一条 この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三一年三月一五政令第三八号） 抄**(施行期日)**

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年一月七日政令第三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年二月一〇日政令第二八号）

この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 （令和三年七月二日政令第一九五号） 抄**(施行期日)**

1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 （令和四年一月四日政令第六号） 抄**(施行期日)**

第一条 この政令は、改正法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則 （令和四年五月二〇日政令第一九六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和四年一二月九日政令第三七七号） 抄**(施行期日)**

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年三月二三日政令第六八号） 抄**(施行期日)**

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三〇日政令第一二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年四月二六日政令第一七五号)

この政令は、令和五年五月八日から施行する。

附 則 (令和五年八月一四日政令第二六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年九月一日)から施行する。